

3 南部伊太利及 Sicily 島

Campania 州 Liri 河谷及 Sicily 島にも産油地があるが、後者は各所に石油の滲出が見られ石油を埋蔵して居る事は明であるが有望地域は狭少である。現在 Bivona (Agrigento 縣) 及 Gangi (Palermo 縣) で試掘せられて居る。

以上の外國内には瀝青及アスファルト含油岩の埋蔵がある。即ち Udine, Brescia, Como, Perugia, Benevento, Messina 及 Ragusa (Sicily 島) で既に発見せられて居り特に Ragusa は埋蔵量約 330,000,000 立方メートルと推定されるアスファルト含油岩の露出がある。

上記の油田から産出せられる原油量は次表の如くであり頁岩油よりの産出は年約 1 萬噸と見られて居る。

1929年	1930年	1931年	1932年	1933年
5,828	8,385	17,700	26,786	26,927

本表は Oil News May 10, 1934. に據つたが 1929 年は石油時報昭和 9 年 6 月に據る。尙 1929 年以前の産額は石油便覽に依れば 1927, 28 年に於て夫々 47 (約 6.7 千噸), 46 (約 6.57 千噸) 千バレルである。

即ち 1930 年以後の増産は Fascist 政府の努に依る Fontevivo 第 1 號井の成功を始とする Emilia 州地方の試掘の成功を物語るものである。

(註) 之は Palma 縣 Fontevivo で掘鑿せられ地下 700 呎で自噴したものである。當初の産油量は一時間 40 バレルであつたが其の後安定し一日 30 噸の出油を見た。

油質は良好で Fidenza の製油所で精製せられて居る。

尙之等の國內石油資源の探求の爲伊國政府は 6 箇年間に約 42,000,000 紙幣リラを支出して居り更に 1933 年には同國組合省は A. G. I. P. 社をして引續き 5 箇年計畫を以て全国的に石油試掘を行はしむと發表した。之は一に上記の Emilia 州に於ける成功に力を得たもので A. G. I. P. 社は 5 箇年に 70 箇所の試掘(内 62 箇所は北伊地方、28 箇所は南伊及 Sicily 島地方)を行はんとするもので一箇年に 18 箇所、延深度 2 萬米の掘鑿をなす計畫であると云ふ。

※ 昭和 8 年 11 月の石油時報に依れば(A. G. I. P. 社は現在約 64,000 箇の鑛區を有し此の鑛區内に深度合計 24,000 米の 30 井を掘鑿したが之を Rovigo, Ferrara 及 Ravenna 地方を含む 2,000,000 箇に擴張し深度合計 100,000 米に及ぶ 106 井を掘鑿する豫定であり伊政府は此の爲 90,000,000 紙幣リラの支出を考慮中である)と云ふ。

恐らく此の計畫が 5 箇年計畫となつたものと思はれるが同計畫に於ては Po 河谷で 60 井(其の内 6 井は深度 2,000 米)、Abruzzi で 40 井、Sicily 島で 6 井を掘鑿し、北伊地方の探求に 57,000,000 紙幣リラを、中伊及南伊(Sicily 島を含む)の探査費に 33,000,000 紙幣リラを充當する豫定であつた。尙最も有望視せられたのは Abruzzi であつて 40 井中 4 井は 1,500 乃至 2,000 米迄掘鑿し、殘餘の油井は 800 米迄掘鑿する豫定であり Po 河谷では Voghera 及モテナ地方での新油田の発見を希望されて居た。

此の計畫は非常に意義のあるもので萬一成功した暁は現に巨額の石油輸入に苦しんで居る當國は其の重壓から脱し居る譯であり、若し不成功の場合は他に何等かの石油政策を講ぜざるを得ないの

である。従つて此の計畫の成否は實に當國の生命問題として注視せられるものであるが 1933 年に於て A. G. I. P. 社が 5 箇年計畫の初年度の事業として異常な努力を以て行つた試掘作業も奏功するに至らず何等新油源地の発見も爲し得なかつた。因に同社の 1933 年中に於ける試掘延深度は 33,000 呎であつて其の大部分は Po 河流域の平地で地質調査の後試掘されたものである。

尙同社は此の Po 河河谷地方及 Parma 縣南部の Salsomaggiore 附近の油井から 1933 年中に約 16,000 バレル(約 2,300 噸)の石油を産出して居る。

又此の A. G. I. P. 社に對して民間側で石油採掘に従事して居るものに Società Petroli d' Italia 及 Società Petrolifera Italiana の 2 社がある。前者は Piacenza 縣南部にある Montechino, Valleia 及 Gratera の諸油田の産油地域の擴大を圖つて居るが更に Piemonte 州 Turin 附近に 2 箇の試掘孔を掘鑿して居る。同社は 1933 年中に 13,930 呎の掘鑿を行ふと共に 0.765 の比重を有する良質の輕油約 12,645 バレル(約 1,800 噸)を産出して居る。後者は當國の主生産者であつて其の所有に係る Parma 縣南部の Salmaggiore 及 Vallezza の兩油田から 1933 年中に 165,273 バレル(約 23,600 噸)を産出して居る。同社では更に産額を増加せしむる爲に兩油田内の新井を掘鑿すると共に Voghera (Lombardy 州 Pavia 縣) 及 Rile で試掘を行つたが同社の 1933 年中の延掘鑿深度は 33,849 呎であつた。

(註) Milan (Lombardy 州) 及 Genoa (Liguria 州) 間の鐵道沿線にある。

尙上記の 3 社に依り 1933 年中に 80,779 呎が掘鑿せられて居るが 1932 年の延掘鑿深度 97,000 呎に比すれば多少減じて居り石油産出額に於ても上掲表に見らるゝ如く稍、減少して居る。

以上は伊太利國內に於ける概況であるが Fascist 政府は常に國內のみならず國外の石油資源の探査にも多大の努力を拂つて居る。即ち Albania 油田の開発或はルーマニア及イラク油田への投資である。(之等に關しては石油政策の項参照)

製 油

1926 年 A. G. I. P. 社の創設を見る迄は當國には Trieste (Venezia Giulia e Zara 州) 及 Fiume の 2 大製油所を除けば僅かに Fornovo Taro, Fiorenzuola d' Arda 及 Salsomaggiore (何れも Emilia 州) に小規模の製油所があるに過ぎなかつた。處が 1926 年 11 月 25 日の法律に助成せられてからは各所にクラッキング工場の開設を見るに至つた。即ち Società per le Industrie Italiane, del Petrolio (I. N. P. E. T.) の Spezia (Liguria 州) 工場 Società Bengia Italiana (B. E. N. I. T.) 社の Naples 工場 Società Distillazione Italiana Combustibili (D. I. C. S. A.) の Porto Marghera (Venice) 工場等之である。

斯の如く製油設備の擴張を見たので製油能力も増大し揮發油、燈油及燃料油の輸入も減少するに至つた。(輸入の項参照) 而も以前は精油と云つても燃料油殘滓を輸入して之を一部加工する程度に過ぎなかつたのであるが今や漸く完全精製の域に進まんとし原油の輸入も逐年増加して居る。然し

乍ら自給自足の域には未だ程遠い事であつて、今試みに 1932 及 33 の兩年に於ける製油量を示せば下表の如くである。即ち 1933 年の製油生産高は僅かに合計 466,941 噸で同年の消費量約 170 萬噸の 30% にも足りないのである。而も國産原油を用いた製品出來高は僅々 25,543 噸で輸入石油を原料ものゝ 6% に過ぎない。

種 別		1932年	1933年
國産原油より精製したる石油製品	揮 發 油	14,763	14,739
	燈 油	5,490	5,977
	燃 料 油 殘 滓	4,684	4,827
	合 計	24,937	25,543
國産原油を使用せざる石油製品	揮 發 油	156,873	163,021
	燈 油	32,641	42,184
	ガ ス 油	23,375	22,580
	潤 滑 油	21,861	25,099
	燃 料 油 殘 滓	127,456	138,421
	パ ラ フ ィ ン 蠟	655	806
	ア ス フ ァ ル ト	11,557	14,865
石 油 コ ー ク ス	31,595	34,422	
合 計	406,013	441,398	

従つて需要の大部分は尙輸入に俟つ状態であるので政府では此の輸入減少には腐心し其の一助として使用済潤滑油の再精製と云ふ様な事も行つて居る。現在此の使用済潤滑油の再精製を行ふ工場は三つあるが何れも北部伊太利に存在する。此の内二つは未だ實驗工場に過ぎないが第三の Ravenna に在るものは 1932 年 1 月以降一日 55 乃至 70 バレルの使用済潤滑油を再精製して純益を舉げて居るので最近 Milan マルナーテ及コロニアに 3 工場が新設されつゝある。

尙最近の調査に依れば當國精油所の原油處理能力は合計一日 10,000 バレルであり、之に對する一日の國內消費量は揮發油 10,000 バレル、其の他の石油製品を加へると 30,000 バレル以上に達する。従つて現在の精油所が全能力を發揮しても一日 20,000 バレル以上の不足を生じる譯である。然し乍ら政府の 1934 及 35 年の兩年度に互る製油所開設計畫が豫定通り實現すれば其の精油能力は少くも 25,000 乃至 30,000 バレルの日産原油處理能力を有する事となるので其の曉は一日 25,000 乃至 30,000 バレルの原油が實際に處理され當國消費量の大部分を充す事も可能とならう。

※ 特に燃料油は揮發油の消費量よりも大であるが之は伊太利海軍及商船に消費せられる量が多大な爲である。

然し乍ら伊太利に於ては同國政府が國內製油業振興の爲には異常な努力を拂ひ其の爲に原油の輸入税をも撤廢して居るが其れにも拘らず製油業者の受くる利益は極めて尠少である。之は政府が製油所製品に對しても輸入品同様高率な販賣税其の他の特別税を賦課する爲であつて此の障礙の爲果して政府所期の如く國內製油力が發展するや疑はしいものがある。

輸 入

國內に殆ど問題にならぬ程度の原油産出力しか有しない當國に於て年々 150 萬噸に及ぶ大量の消費に應ずる爲に莫大な石油の輸入の行はれる事は致方ない。今累年の輸入額及消費額を示せば下表の如くである。

年 次	石油輸入量	石油國産量	頁岩油國産量	石油消費量
1910	152,401	7,069	—	159,470
1915	310,933	6,155	—	317,088
1920	306,755	4,937	—	401,592
1925	787,275	7,900	2,700	805,175
1926	839,964	5,405	10,290	855,369
1927	946,718	5,800	12,090	962,318
1928	1,021,732	5,600	7,388	1,037,332
1929	1,281,582	5,900	1,321	1,297,492
1930	1,433,227	6,500	推定 10,000	1,449,727
1931	1,494,373	7,000	推定 10,000	1,511,373

(石油時報昭和 8 年 4 月に據る)

上記に見らるゝ如く消費量の累増に伴ひ輸入量も累年遞増の傾向にあつて 1932 年には 1,497,470 噸となり更に 1933 年には 170 萬噸餘に及ぶ大量消費に應ずる爲前年に比し約 14% の増加を見せて 1,710,900 噸の大量に及んで居る。

又之等輸入量を品別別にすれば次表の如くであり、燃料油の輸入が最も多い。之は當國海軍及商船に多量に使用される爲でもあるが一面當國に於ては現在之が主として精製原料に用ひられて居る爲である。

種 別	年 次	1929	1930	1931	1932	1933	
						數	價 額
原 油		59,795	96,439	101,518	135,224	20,018,413	
潤 滑 油		83,382	84,947	75,454	66,888	55,903,865	
燈 油		161,630	156,536	147,544	137,264	24,023,670	
揮 發 油		386,777	389,771	365,675	290,833	85,471,485	
燃 料 油 殘 滓		589,998	705,534	804,182	1,080,691	116,822,223	
合 計		1,281,582	1,433,227	1,494,373	1,710,700	302,239,676	

(1929-31 年は昭和 8 年 4 月石油時報、1933 年は Oil News May 10, 1934. に據る)

更に石油輸入量を仕出地別に見れば下表の如くであつて、ソ聯邦最も多く、ルーマニア、ベルシヤ、米國等之に次ぐ状態にある。

種 別	仕 出 國 名	1929年	1930年	1931年
原 油	ロ シ ヤ	222,306	368,900	359,587
	合 衆 國	97,181	112,000	322,406
	コ ロ ソ ビ ヤ	98,784	193,200	—
油	其 の 他	294	—	—
	計	418,565	674,100	710,628

種別	仕出 國名	1929年	1930年	1931年
揮 發 油	ベ ル シ ヤ	915,960	1,045,076	1,177,735
	ロ シ ヤ	581,809	615,295	654,890
	合 衆 國	1,500,267	1,204,055	517,925
	海 峽 植 民 地	93,687	170,927	228,651
	ル マ ニ ア	146,702	203,644	135,982
燈 油	其 他	49,184	74,027	293,052
	計	3,287,609	3,313,054	3,108,235
	ル マ ニ ア	624,030	566,525	462,768
	ロ シ ヤ	319,416	426,250	445,585
	ベ ル シ ヤ	50,794	42,625	127,157
油	合 衆 國	252,363	163,525	102,537
	其 他	6,090	11,625	275,417
	計	1,252,633	1,210,550	1,413,464
	合 衆 國	425,880	457,673	368,144
	ロ シ ヤ	43,253	63,599	55,234
潤 滑 油	ル マ ニ ア	52,073	48,533	48,379
	英 國	5,117	5,157	14,857
	其 他	13,552	12,011	12,522
	計	26,712	7,657	11,364
	燃 料	566,587	594,630	510,500
油	ロ シ ヤ	1,200,298	1,760,393	2,141,082
	關 領 西 印 度	1,090,815	2,094,157	1,925,672
	ベ ル シ ヤ	714,059	781,010	512,105
	合 衆 國	234,019	328,499	433,603
	其 他	484,755	73,129	257,065
製 油	計	205,441	102,261	185,322
	ロ シ ヤ	3,929,387	5,139,349	5,355,849
	合 衆 國	2,144,776	2,865,537	3,296,791
	關 領 西 印 度	1,913,620	2,912,859	2,572,801
	ベ ル シ ヤ	2,663,265	1,898,382	1,245,671
油	英 國	714,059	781,010	512,105
	其 他	1,200,773	1,416,200	1,738,495
	計	5,117	5,157	14,857
	英 國	13,552	12,011	12,522
	海 峽 植 民 地	93,687	170,927	228,651
計	其 他	287,367	195,570	765,155
	計	9,036,216	10,257,583	10,388,048
	ロ シ ヤ	2,367,082 25.0	3,234,437 29.6	3,656,378 32.9
	關 領 西 印 度	1,913,620 20.2	2,912,859 26.6	2,572,801 23.2
	合 衆 國	714,059 7.6	781,010 7.1	512,105 4.6
總 計	英 國	1,200,773 12.7	1,416,200 13.0	1,738,495 15.7
	其 他	2,760,446 29.2	2,010,382 18.4	1,568,077 14.1
	英 國	5,117 0.05	5,157 0.05	14,857 0.1
	其 他	13,552 0.1	12,011 0.1	12,522 0.1
	計	98,784 1.0	193,200 1.8	— —
計	海 峽 植 民 地	93,687 1.0	170,927 1.6	228,651 2.1
	其 他	287,661 3.0	195,570 1.8	765,155 6.9
	計	9,454,781 100.0	10,931,683 100.0	11,098,676 100.0

(昭和7年11月石油時報に據る)

向以前は下表の如く米國より輸入する量が大部分を占めたのであるが、伊國政府が英米トラスト排撃政策を採るに至つてより形勢一變し上記の如くソ聯油及ルーマニア油が重要位置を占むるに至つたのである。

年 次	北米合衆國	ソヴィエツト聯邦	ルーマニア
1910	67	10	7
30	18	32	25

(註1) 昭和8年4月石油時報に據る。

(註2) 本表中30年の比率は上掲表のものと一致しない。

石油企業

當國に於ける石油企業の大部分は外國資本に支配されて居て近年迄は純伊太利系の石油企業としては僅かに2探鑛會社があるに過ぎなかつた。

1 外國企業

當國に於ける外國系企業を資本系統別に見れば大體次の如く大別し得る。即ち Standard 系、Royal Dutch Shell 系、ロシヤ Naphtha Syndicate 系、Anglo-Persian 系、Vacuume Oil Co. 系、Belgium-系及其他である。

(1) Standard 系

Standard Oil Co. of New Jersey 系——本系の代表會社は Società Italo-Americana del Petrolio (S. I. A. P.) であつて1891年の創立に係り現在の資本金は250,000,000 リラである。石油製品の販賣に従事し貯油能力262,500 噸を有する海港油槽所、貯油能力25,000 噸の内陸油槽所及配給所8,000 箇所を有する。

此の S. I. A. P. 社及 Standard (New Jersey) 社の投資管理して居るものに次の如きものがある。

- a. Soc. Lubrificanti Bedford 潤滑油業に従事して居る。
- b. Soc. Marittima Colombia 運輸業に従事し總噸數5萬噸の油槽船を有する。
- c. Soc. Italiana Vendita Automatica di Benzina 揮發油販賣に従事する。
- d. Soc. Importazione e Vendita Oli Pesanti 重油の輸入及販賣を行つて居る。

e. Raffineria Triestina di Oli Minerali
 Trieste にあつて資本金は1千萬リラであり、製油、貯油及販賣に従事して居る。製油所は矢張り Trieste にあつて1928、29の兩年に互つて製油及貯藏設備の擴張を見たので1929年6月以來日産約1千バレル即ち年35萬バレルの原油處理能力を有するに至つた。最近の原油處理高は次の如くであり主として潤滑油が製せられて居る。(單位 バレル)

1926年	1927年	1928年	1929年	1930年
91,000	126,000	126,000	140,000	168,000(噸)

f. Soc. Petrolifera Italiana
 1905年に創設されたもので現在の資本金は2,550 萬リラである。Fornovo Taro に本社があり試掘、掘鑛及原油の處理を營んで居る。主として Emilia 州に於ける探鑛に従事して居るが1932年の原油産額は21,373 噸であつた。尙本社は Fornovo Taro に吸収工場を有して居て主として Vallezza 油田から産する原油を處理して年々123,220 U. S. ガロンの濕性揮發油を製して居る。

以上の外 André 系のものに次の3社がある。

Soc. Importazione Oli

Union Italiana Importazione Lubrificanti

Soc. Lubrificanti Spindoleine

尙 Standard (New Jersey) 社は最近 200 萬弗で Gulf 石油會社から同社の伊太利に於ける地盤^註を買収して更に勢力を伸張するに至つて居る。

(註) Gulf 石油が賣却するに至つたのは伊國新石油業法に依る負擔に堪へ得られなくなつた爲である。

□ Vacuum Oil Co. 系——同名の子會社があり、其の資本金は 2,400 萬リラである。

(2) Royal Dutch Shell 系

本系の代表會社は“Nafta”, Società Italiana del Petrolio de Affini である。1912 年に創立せられ現在資本金 54 千萬リラを有し Genoa に本社を置く、主として石油製品の取引に従事して居り總貯油能力 21 萬噸の海港油槽所と配給所 8,000 箇所を有する。

本社は伊太利で最も組織の完備した石油會社と評せられるものであつて、子會社として次の2社がある。

イ Società Per le Industrie Italiane del Petrolio (I. M. P. E. T.)

Genoa に本社を有し資本金は 4,500 萬リラである。Spezia に伊太利最大の製油所を有するが其の製油能力は年 50 萬乃至 55 萬バレルと云はれる。同製油所は 36 千萬リラの建造費を投じて建設されたもので 1929 年 11 月から事業を開始し燃料油殘滓の精製を行ひ揮發油、ヂーゼル機用重油及石油コータスを製して居る。尙同工場の設備としてクラツキング設備及埠頭から工場迄のパイプライン及能力 265,000 バレルの貯油設備が存在する。

□ Fabbrica Italiana Lubrificanti……潤滑油製造に従事して居る。

(3) 露國 Naphtha Syndycaete 系

本系の代表會社は Società Anonima Italiana “Petrolea” で 1927 年の創立に係り資本金 1,500 萬リラを有する。Rome に本社があり、ソ聯石油の輸入を行つて居る。即ち此の數年間の伊太利海軍、Soc. Distribution de l'Etat (A. G. I. P.) Fiume の精油所其他國內大多數のクラツキング製油所への配給は本が行つたのである。

(4) Anglo-Persian Oil Co. 系

本社の代表會社は Soc. Anonima “Benzina Petrolio” で Trieste に本社を有し資本金は 1 千萬[※]リラである。主として北伊地方を勢力圏内として石油製品の取引を營んで居るが Trieste の附近に 28,000 噸の油槽所がある。

※ 或は 2 千萬リラとも云ふ。

(5) Belgium 系

Brussels に本社を有する Petrolfina Compagnia Financière Belgi des Petroles 會社が利權を有す

るものに次の2社がある。

イ Soc. Benzina Italiana (B. E. N. I. T.)——Rome に事務所を有し資本金は 1,500 萬^註リラである。Naples に Dubbs 式のクラツキング工場を所有し露油を處理して居る。クラツキング設備は 2 箇あつて其の原油處理能力は年 50 萬バレルと云はれ、製品の販賣は S. I. P. O. M. 社が行つて居る。(註) 或は 2,500 萬リラとも云ふ。

□ Soc. Impianti Proviste. Oli Minerali (S. I. P. O. M.)——Naples に本社を有する前社の提携會社で資本金は 2,200 萬リラである。

(6) 其の他

外國資本で餘り重要でないものに次の2社がある。

イ Texaco S. A. Italiana——“Texaco” 石油會社の子會社で資本金 500 萬リラを有し燃料油及潤滑油の販賣に當つて居る。

□ Cities Service Oils——Cities Service Oil Co. に屬し資本金は僅かに 600 萬リラに過ぎない。

2 純伊太利系企業

従來 2 探鑛會社があるに過ぎなかつたが最近次の如く稍々増加して居る。

(1) Azienda Generale Italiana dei Petroli (A. G. I. P.) 後述石油政策の項参照

(2) Soc. Anonima Distillazione Italiana Combustibili (D. I. C. S. A.)

Venice に本社を置き資本金は 1,500 萬リラである。Porto Marghera に年處理高 6 萬噸のクラツキング工場を有するが露油の處理のみを行ひ其の所産の揮發油は A. G. I. P. が販賣して居る。

(3) Società Anonima Asfalti, Bitumi, Combustibili Liquidi e Derivati (通稱 A. B. C. D.)

創立古く資本金は 1,680 萬リラで Sicily 島産瀝青石灰岩から石油及鋪道材料を製して居る。(後述石油政策の項参照)

(4) Compagnia Nazionale dei Prodotti del Petrolio

資本金 900 萬リラを有するものである。

(5) Lubrificanti Reinach

資本金は 1,050 萬リラである。

(6) Consorzio Italiano Importatori Oli Minerali

資本金 300 萬リラを有する。

(7) Società Petroli d'Italia

資本金は 2,800 萬リラで Po 河谷で探鑛に従事して居て 1932 年中の産油額は 2,497 噸である。尙本社はポーランドで Ropita として知られて居る石油會社に利權を有して居る。

(8) Società Anonima Minieri Asfalti

Abruzzi 州で主としてアスファルトの生産に従事して居る。

(9) Petroli d'Italia(Milan)

資本金は 1,400 萬リラで掘鑿も行ふが其の主要營業科目は精製及配給である。製油工場は Fiorenzuola d'Arda Piacenza にあつて其の原油處理能力は年 20,000 - 25,000 バレルで原料油は附近の油田から産する原油を用ひて居る。

石油政策

1 實施體系

伊太利が現在執りつゝある石油政策は既に著々と其の成果を収めて居る佛國の政策を大體模倣したものであつて、石油業法を中心として、實行機關たる A. G. I. P. 及指導機關乃至統一機關たる 液體燃料特別局を運用して石油政策の遂行に當つて居る點全く佛國と同様である、而して最初に生れたのは A. G. I. P. であるが續いて石油業法の制定となり最後に液體燃料特別局の設置を見て、遂に石油政策遂行の全體系が完成したのである。今之等に付若干の説明を加へる事とする。

(1) A. G. I. P.

A. G. I. P. 即ち Azienda Generale Italiana dei Petroli は 1926 年に設立せられた半官半民の石油會社であつて、設立以來石油國策遂行機關として活潑なる活動を續けて居る。

イ A. G. I. P. の設立を必要とした理由

A. G. I. P. が設立せられたのは一に當時の國內石油事情に基くのであつて政府は從來執られ來つた諸石油政策の不振を此の A. G. I. P. の設置に依り一舉に革新せんとしたものである。

(イ) 既往の石油方策の失敗

元來 A. G. I. P. 設立前に於ける伊太利の石油政策と云ふものは決して現在の如き確固たるものではなかつた。然し乍らそれかと云つて歐洲大戰前の如き全く無爲無策に終始したものでもなかつたが其の結果は全く香しくなかつたのである。

歐洲大戰前の伊太利石油市場は全く英米兩大トラストの支配下にあつたもので Standard 及 Royal Dutch Shell は伊太利國內に運搬、貯藏、配給の諸設備を完備し、夫々其の子會社たる Società Italo-Americana del Petrolio 及 "Nafta" Società Italiana del Petrolio de Affini を通じて伊太利市場に專賣的の横暴を振舞つたのである。而も之等兩社は國內に製油工場を有するものでなく凡て製品を輸入の上供給するものであつた爲、伊太利に於ける石油供給上の不安と經濟上の不利は非常なものであつた。従つて一度大戰勃發するや忽ち著しい窮地に陥り政府は從來全く無關心であつた石油に對して認識を新にせざるを得なかつたのである。斯くして英米石油トラストの勢力を國內市場より驅逐して之に代ふるに自國資本を以てし、依つて平戰兩時に於ける石油の供給を安定し且經濟的

の不利をも免れんとする事が意圖せられ、國內油田の開發、外國資源の獲得英米以外の供給源の確保、國內製油業の振興等各種の石油政策が漸次實施せられたのである。處が折角企圖せられた之等の諸方策も政府の方針の不徹底と不統一とは下記の如く所期の如き効果を齎すに至らなかつたのである。

先づ國內油田の開發に付て見るに、歐洲大戰當時國內油田の開發に従事して居たのは Petrolifera Italiana, Petroli d'Italia の二社のみであり其の産油量も極めて微々たるものに過ぎなかつた、處が 1914 年に Caserta 地方の San Giovanni に於て新油井の完成せる事は伊太利政府の國內油源に對する關心を著しく高める事となり、政府は 1918 年より積極的に國內油田の開發策に著手するに至つた。其の結果 1918 年の 6 月より 1923 年の 5 月に至る 5 箇年に國內油源探査費として 10,788,559 リラの支出が政府より爲され、又 1921 年 11 月の法令に依つて試掘機械並に材料の無償供給及 8,000,000 リラの鑿井補助金の交付も行はれた。更に 1925 年 5 月には Fascist 政府に依り油井掘鑿用機械及用品類に對し 10 箇年の輸入税の免除が行はれる等、國內の採油企業に對し種々の助成がなされたのである。

處が斯かる獎勵策を實行するに當つて、内外資本の區別を設けず、又油田利権の賣却其の他の處分を許與した爲、徒らに多數の小企業の勃興を齎した(註1)のみで實際の産油量の増加と云ふ事は殆ど見られなかつたのである(註2)即ち政府の國內油田開發に對する保護獎勵策は徒らに無統制な小企業の分立を促進したのみで實效の點では何等の効果も齎さなかつたのである。

(註1) 1924-25 年に於て採油會社は其の數 12 を算するに至つた。

(註2) 其の産油量は 1923-24 年に於て約 4,000 噸内外に過ぎなかつた。

次に外國石油資源の獲得或は開發と云ふ事であるが之に付ても伊太利は他の諸國に比し著しく立後れたのである、即ち折角大戰中に石油の重要性に認識を改め乍らも國內の混亂と石油業の國際性と云ふ點に認識を缺いた爲、San Remo 協定に依るイラク油田への参加と云ふ絶好なる機會を失つたのである。加之地理的にも亦政治的にも伊太利と密接な關係にあるアルバニアに於ける油田開發にさへ英系資本たる Anglo-Iranian 會社に先手を打たれたのである。

伊太利政府がアルバニアの油田に關係するに至つたのは曩にアルバニアの鐵道事業を受託して居た伊太利鐵道局を通じて面積 48,000 陌の地域の油田利権を獲得した事に始まるのであつて、政府は其の爲新たに Gestione Autonoma del Petroli Albanesi を設立して油田の開發に著手したのである。此のアルバニアに於ける開發はアルバニアに於て最も有望視されて居た Patos 地域が 1925 年の 6 月に Anglo-Iranian 會社の手に獲得せられた事に依つて著しく刺戟せられ積極的な活動が急速實行せらるゝに至つた。即ち 1925 年の 7 月にはアルバニア油田開發資金として 3,000 萬リラが政府より支出せられ、之に依つて油田開發會社の組織變更が行はれて新たに Azienda Italiana Petrolio d'Al-

bania が創立されたのである。斯くしてアルバニアに於ける伊系会社の活動は軌道に乗るに至つたが斯かる政府系企業の活動の外、私企業側の海外に於ける活動も全然ない譯ではなかつた。即ちアルバニアに於ける伊系会社 "Simsa" Società Italiana delle Miniere di Selenizza の活動を始めとして、東部ガリシヤ、ルーマニア、メキシコ、コーカサス及ベルシヤ 灣岸等には漸次伊太利系石油会社の創立を見るに至つた事之である。

然し乍ら之等海外に於ける官私の石油企業も石油供給源として役立つ爲には相當の年月を要すると共に相當資本投下を必要とする事は云ふ迄もない、處が之に對する國家的援助の不徹底は企業自體の基礎薄弱と相俟つて間もなく果して所期の目的を達し得べきやを疑問視するゝが如き状態に立至つたのである。

又上記外國に於ける石油資源の獲得政策以外に國內石油供給安定の方策として選ばれたのは英米系資本團以外より石油の供給を受け之に依り英米トラストの勢力を國內より驅逐せんとする方策であつた。此の政策の實行に當つて新たに輸入源として選ばれたのはソ聯邦であつて、ソ聯油の輸入の爲には政府は 1924 年に Società Nazionale Oli Minerali (S. N. O. M.) (註) を設立し之をしてソ聯邦ナフサ・シンジケートの間に於けるソ聯油各種製品の輸入販賣契約の實施を行はしめたのである。此の結果ソ聯油の供給量は速かに増加し翌 1925 年には伊太利全供給量の 15% を占むるに至つた。然し乍ら此のソ聯油の供給増加は必然的に英米石油トラストとの間の販賣競争を激化し忽ち會社の財政状態を極度に困窮に陥れ遂には何等かの局面打開を要せざるを得なくなつたのである。

(註) 其の資本金 31,500,000 リラ中、政府は 60% を投資し、同社の支配を獲得して居たのである。

更にソ聯油の供給増加に基いて計畫されたのは國內製油業の發展策であつて之も全く國內市場に於ける英米トラストの勢力驅逐を目途としたものである。而して此の方策を實行する爲には政府は先づ 1924 年に Raffineria di Oli Minerali Società Anonima (R. O. M. S. A.) に投資し、同社所屬の Fiume 製油所をして輸入ソ聯原重油の精製に當らしめたのである。處が R. O. M. S. A. に對する政府の投資が不充分で同社を完全に政府の支配下に置く程度に至らなかつた事と政府の國內製油業保護策の不徹底並に製品販賣上の各種の支障等の事情は R. O. M. S. A. に依る國內製油業の發展は政府所期の如き効果を齎さなかつたのである。

斯の如く大戰以來伊太利政府は種々の石油政策を實行したのであるが國家的援助の微力並に不徹底と政策遂行組織の分散不統一とは遂に豫期の如き成果を挙げ得なかつた譯である。

(ロ) 石油委員會の設置

上記各種の石油政策の失敗は依然として國內石油供給上の不安を伴つたのみでなく其の國內石油消費量は逐年増加の傾向を示した、其の結果 Mussolini は事態を頗る憂慮し 1925 年には石油國策を刷新して石油供給上の不安を一掃する爲石油委員會を設置して先づ次の三點を審議解決せんとした

のである。

- 1 國の内外に於て産油地域を確保すること。
- 2 可及的有利な條件の下に外國産石油の買入契約を爲し併せて可及的廉價を以て國內消費者に供給すること。
- 3 之に關聯して石油の運搬、貯藏、配給等の完全な組織及設備をなすこと。

而して同委員會は之等の事項に付て約 1 箇年間の研究を重ねたが其の結果漸く成案を得て之を實行に移す事になつた、之が即ち國策遂行中央機關たる A. G. I. P. の設置であり、又之を中心とする各種石油對策の實施であつたのである。

■ A. G. I. P. の創立と其の目的

A. G. I. P. は 1926 年 4 月の勅令に基いて設立せられたものであるが、該勅令には同社の行ふべき業務目的として「石油の獲得、精製、販賣に關する業務を行ふものなる事及伊太利並屬領に於ける石油探査に關する業務を委託さるべきものなる事」が掲げられてある。

即ち該勅令には極めて抽象的な事項が明記されて居るに過ぎないが實際は政府が従來行ひ且將來も行はんとする各種の石油政策を實施するに當つて A. G. I. P. を政府の代行機關として充分活躍せしめんとして設立せられたものである事は政府提出の法律案中に A. G. I. P. の業務目的として次の諸點を示して居る事に依つても窺はれよう。

- a 會社は伊太利及外國の何れの地たるを問はず既往の地質調査に基き成功の機會が推知されるが如き地域に於ける石油の探査に關係すること。
- b 既知油田の開発に關係すること。
- c 原油の精製に關係すること。
- d 伊太利國內に於ける各種石油製品(自社生産品並に買入品を含む)の取引業務に關係すること。

ハ A. G. I. P. に對する政府の援助

現在 A. G. I. P. の株式資本の過半数は政府の手にあり、其の主腦部も亦政府の選定指名せる人物を以て構成せられて居る、之は政府の石油政策遂行機關として政府の方策を直ちに反映する爲の必要に基くのであるが政府は更に A. G. I. P. の國策代行機關としての内容の充實を期するが爲特に A. G. I. P. の經濟的活動を重視し其の爲種々の利便を與へて居る。即ち今其の主なるもの二三を掲げれば次の如くである。

(イ) 販賣上に與へた援助

政府は A. G. I. P. を設立すると共に之に營業上の基礎を與へる爲先づ A. G. I. P. に對し國內石油取引の半を占むべき政府所要石油の供給義務を課したのである。即ち政府は A. G. I. P. に對し有力な

販路を興へたのであるが之と共に其の販賣機關として従来よりソ聯油の輸入及販賣を行つて居た半官會社 S. N. O. M. を A. G. I. P. の支配下に移し、之によりソ聯油輸入業務を A. G. I. P. の管理下に置いたのである。

斯くして有力な販路及販賣機關が備はつたが政府は更に A. G. I. P. の業務を援助する爲次の如き事項をも許して居るのである。

a 政府各省所要の石油製品の貯蔵及運搬設備中各省の支配下にあるものは、會社の申出に應じ其の支配下に移さるべきこと。

b 會社は埠頭其他の地に於ける貯蔵所設置の割當に當り優先権を享受し得べきこと。

(ロ) 外國油田への投資の援助

政府は A. G. I. P. の創立當時政府及ルーマニア間に進行中であつたルーマニア油田の獲得並に同國産油の輸入協約の實施方を會社に委任した結果政府は會社を通じてルーマニアの Prahova 會社に投資すると共に對ルーマニア借款に應じて A. G. I. P. のルーマニアへの進出を援助するに至つたのである。

(ハ) 國內油源探査費の支給

國內石油資源の探査事業に付ては政府は之を A. G. I. P. に集中統制する方針を樹て 1927 年に先づ勅令を以て會社に對し國內油源探査費として 3 箇年間に互り年額 700 萬リラを支給したのを始めとして爾來引續き探査費を支給して居る。

(ニ) 國內製油業に對する援助

政府は R. O. M. S. A. に對する投資關係を利用して當時伊太利最大の Fiume 製油所を A. G. I. P. の管理下に置いて國內販賣用石油の精製に便宜を興へると共に 1926 年 11 月には製油所保護に關する劃期的な法令を發して A. G. I. P. を中心とする國內製油業の發展を援助したのである。

二 A. G. I. P. の業績

(イ) 英米資本團との抗争

上述の如く A. G. I. P. は其の創立當初に、政府より營業の基礎を作る爲種々の利権を興へられて居るが其の後も事業の進出の爲には直接間接の庇護を政府より受けて居るのである。然し乍ら斯の特権を受けて居ても猶英米資本團の堅壁に逼つて事業を開拓するには相當の困難を伴はざるを得なかつたのである。特に A. G. I. P. が行詰つた伊太利石油政策の打開と云ふ重大な使命を帯び乍ら一方に於て一營利會社として常に經濟的採算の上に立たねばならなかつたので其の經營は極めて難しいものであり、其の財政的の困難の如きは非常なものであつた。即ち國內及植民地に於ける採油事業の如きは全く創始階程にあつて報償の保證されない多額の投資を必要とし、海外供給源の獲得に付ても結局は何等かの形式に依る投資を要したのである。更に又國內販賣業務に關しても既存の英

米トラストに抗して發展を期する爲には莫大な營業費と設備費を必要とし、製油業の擴充發達の爲にも亦相當の巨費の投下を要したにも拘らず A. G. I. P. 創立當初の資本金は僅かに 100,000,000 紙幣リラ(註)に過ぎなかつたのである。

(註) 最初の計畫に於ては業務の擴大と共に將來は 4,000,000,000 リラ迄に増額される譯であつた、尙其の出資割合は次の如くである。

伊太利政府 60,000,000 リラ

民間 { 全國保險協會 20,000,000
全國保險金庫 20,000,000

特に上記中國内探油作業に對する失費は著しいもので掘鑿に對して政府より相當の補助金の支給を受けて居るにも拘らず猶會社の業績に著しい打撃を興へるものであつた。而して之等資本上に於ける負擔は營業收益を以て會社は補填せざるを得ない立場にあつた爲勢ひ其の販賣する石油製品は高價となり勝て其の爲消費者側より非難を受けねばならなかつたのである。特に 1927 年の 8 月及 9 月の兩月に互つて揮發油價格の引上を行つたが其の第二回の 9 月の引上は一立當り 2.20 リラより 2.45 リラへの著しいものであつた爲 A. G. I. P. の設立により油價の低落を豫想し(又實際 A. G. I. P. の創立以來、或る程度油價は引下げられて居た)た一般消費者に衝擊を興へるに至つた、其の結果消費者側より露然たる非難が起り、都市其他の自治體も亦之に相應するに至つた爲政府は遂に A. G. I. P. に對し 2.20 リラの復歸を命ぜざるを得なかつたのである。處が此の 2.20 リラへの引下の際には A. G. I. P. の競争者たる英米石油トラスト側が其の引下に應じなかつた爲、一般需要が俄かに

A. G. I. P. に集中する結果となり、英米トラスト側は賣行不振に依り著しい苦境に陥つたのである。然し乍らトラスト側は賣行の増大により A. G. I. P. の在庫品が早晚潤渴すべき事を察したので依然引下に應ぜず苦境に堪へつゝも事態の推移を待つ態度を執つたのである。又之と共にトラスト側は漸やく在庫品の潤渴を見んとする A. G. I. P. に對しソ聯油に代つて英米系石油の供給方を申出するに至つた。處が此の英米トラスト側の提案は在庫品の拂底に惱んだ A. G. I. P. 幹部の容るゝ處となつて正に斯る結果を見んとしたのであるが、此の事實が事前に政府側に漏洩した爲遂に實現を見るに至らなかつた。而も斯る事實に驚愕した政府側では直ちに A. G. I. P. 幹部の更迭を行ひ、新重役として錚々たる Fascist たる Signor Petretti 及 Giarratana 等を参加せしめた結果會社に對する政府の権力は著しく強化されたのである。

斯くして政府は A. G. I. P. 幹部の更迭に依り A. G. I. P. の國家的色彩を濃厚ならしむると共に會社自身が當面しつゝある問題の解決の爲會社販賣油の供給源を

A 引續きソ聯油に求むるや

B 英米系石油を以てすべきや

の件に付慎重に研究を行つたが結局 A. G. I. P. 創立當初の使命に鑑み、英米油の供給を避け依然ソ聯油及ルーマニア油を以て供給源とする方策を踏襲するに決した。其の結果翌 1929 年には大量

のソ聯油の買付を爲し、更に1930年にはソ聯邦との間により有利な條件を以て極めて大量のソ聯油の輸入契約締結に成功し、会社の國內への石油供給に不安なからしむるに至つたのである。

兎に角 A. G. I. P. は創立以來幾多の難關に遭遇したにも拘らず多大な政府の保護及援助を得た結果其の業務は逐年著しく進展して1930年半には既に次の如き販賣設備を具ふるに至つて居る。

	A. G. I. P.	Newjersey Standard	Royal Dutch Shell
貯油能力(立方米)	43,500	275,000	215,300
油槽車(臺)	170 餘	270	266
小賣ポンプ設備	4,000	6,500	6,000

即ち之は A. G. I. P. が伊太利市場より英米トラストの勢力を或程度迄驅逐し新に第三者として獨自の供給源を確立する事に略々成功した事を示すものである。而も其の後も政府の保護及援助を得て、特に石油業法の施行に依りて業務は著しく擴大して今や英米トラスト相拮抗して伊太利市場を三分するの狀勢にあり、1935年に於ける石油製品輸入割當量の如きも Standard の 528,000 噸 Royal Dutch Shell の 428,000 噸に對し 563,000 噸に達し總割當量の約 28% を占めて居るのである。

(ロ) 最近の實績

A. G. I. P. は1926年4月の設立以來一方に於ては伊太利の石油國策遂行機關として下掲の諸政策の實施の衝に當ると共に他方に於ては一營利會社として英米資本團に抗して國際的石油界の不況の波を漕りつゝ地盤の開拓に努め今日に至つて居るのである。

斯くして現在に於ては伊太利の大製油會社 R. O. M. S. A. 及伊太利の産油會社 Prahova を始めとして多數の石油會社に利權を有して之を支配すると共に直接には Venice の製油所を經營し、伊太利國內及伊領東部アフリカには多數の販賣所を持ち Fiume, Mestre, Vado Ligure, Napoles 及 Massaua には貯油タンクを設けて居る。資本金は漸次増加して 300,000,000 リラに達して居るが、1000 リラ株 300,000 の内 262,000 株が發行済である。1936年度の營業成績は

減價償却費	29,751,124	純利金	18,469,943
配當	14,111,834	豫備金	11,000,000
法定上の豫備金	3,000,000		

の如くであつて其の純益の如きも1933年及35年の夫々 7,700,000 リラ及 12,272,576 リラに比し著しく増加して居り、其の配當率の如きも1927年以來の高率である。

年度	配當率 (%)	年度	配當率 (%)
1927	60	1932	40
28	—	33	40
29	50	34	40
30	50	35	50
31	40	36	60

尤も營業成績は上昇して居ても A. G. I. P. が猶財政的十分恵まれて居ない事は曩に漸やくイラクの B. O. D. 會社の支配權を獲得し乍ら其の開発費に窮し遂に所有株の大半を手放さざるを得なかつた事に依つても窺はれる。

然し乍ら A. G. I. P. の營業振に對しては政府も満足して居り、1932年に組合大臣 Signor Bottai を議長として設けられた石油政策委員會(註)の如きも最も成績の振はない油田開發事業に對してすら満足の意を表して居る。又實際に會社が政府の信頼に副ふ丈の活躍をして居る事は事實であつて、彼の伊エ戦争に際しても、伊太利遠征軍の石油補給に付ても充分貢獻して居る事は1935年度の A. G. I. P. の決算報告に示された次の一文に依つても窺はれよう。

「陸軍省は昨年我社に對し遠征軍に石油供給を毎月規則正しくなすべき事及 Massaua 並 Moga-dishu に所要在庫を至急に設ける事を命じた。此の使命は極めて重要性を有すると共に困難なものであつた爲我社は此の任務遂行の爲全注意と心勞とを傾注したのである。其の結果最高官憲に依つて満足の意を表明されたが之は我社が課せられた任務を完全に遂行した事を證するものであり更に拓務省が植民地に於ける民間の燃料需要に對する供給任務をも我社に課した事に依つても我社が完全に任務を遂行した事が裏書されよう、東部アフリカに對する石油の補給は一部は我社の子會社たる R. O. M. S. A. に依つて Fiume より、他は直接米國、蘭領東印度及 Hamburg (獨逸) よりなされたのである。尙 Eritrea に於ける石油供給を規則正しくする爲に我社は Massaua に海に面した貯油所を建造する事に決したが之は既に建設が開始され不測の障礙なき限り此の夏には完成するであらう」。

(註) 同委員會は内務、大蔵、交通、陸軍、海軍及航空の各省の代表者及 A. G. I. P. の代表者より成るものである。

ホ A. G. I. P. の關係する諸會社

A. G. I. P. の業務擴大に依り其の關係する諸石油會社も漸次増加して居るが其の主なるものに次の如きものがある。

(イ) Raffineria di Olü Minerali Società Anonima. (R. O. M. S. A.)

1882年に製油及販賣會社として Fiume に設立された會社で当初はハンガリー資本であつたが、1923年に會社組織の變更があり更に翌1924年には伊太利政府の資本参加を見るに至つた。其の結果資本金も今日の如く 25,000,000 リラ(全額拂込済)となつたが、1926年 A. G. I. P. の設立と共に、本社株式の多數は A. G. I. P. の買収する處となり、爾來 A. G. I. P. 管理の下に製油及販賣業務を擔當して居る。本社の Fiume 製油所は最近の年産能力 120,000 噸と云はれるものでルーマニア油其の他を精製して揮發油、燈油、潤滑油、石蠟及パラフィン等の各種製品を生産して居る。尙1936年に於ける減價償却後の純益は 6,000,000 リラであつて其の内 1,500,000 リラを後期繰越し残りを

配當したが近年の配當率は次の如くである。

1933	5%	1935	7 $\frac{1}{2}$
1934	4	1936	7 $\frac{1}{2}$

(ロ) Raffineria Italiana Oli per Transformatori

A. G. I. P. の支配下にある主としてトランスフォーマー油を精製する会社で其の資本金は2,000,000 リラである。

(ハ) Società Nazionale Oli Minerali (S. N. O. M.)

1924年にソ聯油の輸入及販賣会社として主として政府資本の投資に依り設立されたもので其の資本金は31,500,000 リラであつた。1926年 A. G. I. P. の設立と共に其の支配下に置かれるに至つたが越えて1929年3月には全く A. G. I. P. に合併され、其のソ聯油の輸入及販賣業務は1930年1月1日以来 R. O. M. S. A. に譲渡されたのである。

(ニ) "Prahova" Société Anonyme Roumaine pour l'Industrie et le Commerce du Pétrol'e

之は1920年4月にルーマニアに於てルーマニア系の採油会社として資本金600,000 レイを以て設立された会社である。後伊太利系の Petrolul d'Italia S. A. が本会社に投資した爲資本金も100,000,000 レイに増資され、更に1927年に伊太利及ルーマニア間に協定が成立した結果 A. G. I. P. が本会社に投資する事になつて其の資本金も今日の如く500,000,000 レイ(200 レイ株2,500,000 株中、1,650,000 株が發行乃至拂込済)となつたのである。現在 A. G. I. P. の支配下にあつてルーマニアの Gura Oeni tei 其の他の地方に於ける油田地を經營し最近次の如き産油を得て居る。

1934年	598,250	1935年	400,120
1935年	487,236		

又之等の産油に備へて精油所、貯藏所、貯油タンク及パイプライン等を設備して居るが1936年には減價償却費146,179,355 レイを除いた純益として26,523,806 レイを計上して居る。

尙会社は近年迄其の子会社である Petrolul Bucuresti S. A. Bukarest(註1)を通じて製油業を Atlas Petrol, Bukarest(註2)を通じて石油取引業務を行つて居たのであるが最近会社は其の經營上 Bucuresti 会社を合併して産油より販賣業務迄一貫して行ふことになつたのである。

(註1) 1920年に製油及販賣会社として資本金50,000,000 レイを以て設立されたもので Prahova 会社の支配下にあつたものである。

(註2) 1926年に Prahova 及 Petrolul Bucuresti の兩会社の共同出資の下に資本金30,000,000 レイを以て創立されたものである。

(ホ) B. O. D. Co. Ltd.

1928年にイラク國の Tigris 河西岸の油田開發を目的として資本金82,000 磅を以て設立された英國系の会社で伊、佛、瑞、獨の諸國も亦其の資本に参加して居る。此の会社の株式は1932年に設立された持株会社 Mosul Oil Fields, Ltd. に依つて凡て所有せられて居るが A. G. I. P. は伊太利側の出

資額たる資本の25.45%を引受けて此の会社に参加したのである。其の後 A. G. I. P. は外國石油資源獲得の慾望に燃えた伊太利政府の意を受けて B. O. D. の株式買収を開始するに至り遂には B. O. D. 株の過半を手にしたのであるが B. O. D. 鑛區開發に要する多額の資金は A. G. I. P. を窮地に陥れ、其の所有 B. O. D. 株の大半を手放すの止むなきに至らしめたのである。(イラクの項参照)

(ヘ) Azienda Italiana Petroli Albania (A.I.P.A.)

1925年に伊太利の法律に基き伊太利政府の出資に依り設立されたもので伊太利鐵道局の管理下にあつてアルベニア油田の開發を行つて居た。處が1926年6月に A. G. I. P. が鐵道局よりアルベニア油田開發權の讓渡を受くるに至つた爲本社は亦 A. G. I. P. の支配下に移り爾來 A. G. I. P. 管理下にアルベニア油田の開發に鋭意努力を傾注して居る。

(2) 石油業法

伊太利の石油業法は1934年2月8日の法律第367號を以て發布せられ、其の施行規則は同年の8月16日に公布せられて居る。此の法律は製油業者に近代的な製油施設の設置を命じて各種石油製品を國內で製造せしむべき義務を課した彼の1933年11月2日の法律第1741號に基いて發布せられたもので、範を佛蘭西の石油業法にとつて居る。其の規定する所は後掲の伊太利石油業法及同施行規則の示す通りであるが之に依つて原油及製品の輸入、精製、貯藏及販賣は全く國家の統制下に置かれる事となり、政府は其の統制を亂す凡ての企圖を抑壓し得る事となつたのである。

(3) 液體燃料局

之は原名を Ufficio Speciale dei Combustibili liquidi と呼ぶ佛蘭西の Office National Combustibles Liquides 即ち液體燃料局に相當するものである。此の機關は石油消費の國家統制の完璧を期する爲、石油供給確保の指導體として設立せられたもので其の根基をなすものは1935年11月9日發表の省令である。

2 實 施 政 策

(1) 國內供給源の探求

既に述べた如く伊太利政府が國內探油事業を奨励した結果多數の小企業の勃興を見たが A. G. I. P. を創立すると共に政府は此の方針を變更して國內探油事業を A. G. I. P. に集中する事にした。即ち政府は從來の政府經營探油業務を会社に繼續せしめると共に一般油田利權の決定に会社を參割せしめたので國內探油事業は殆ど同社の獨占とも云ふべき事になつたのである。

イ A. G. I. P. の探油作業 此の A. G. I. P. の探油作業に付ては政府は過去及現在を通じて積極的の援助を惜んで居ない。即ち1927年2月の勅令に依つて1927-30年の3箇年に互り年額700萬リラの試掘補助金を会社に支給して居り次いで1930年には、更に3箇年に互り年額700萬リラの補助金を会社に提供して居る。然し乍ら此の結果は始の3箇年間に總延長6,760米を掘鑿し僅

に Fontevivo 及 Rio delle Ferdane の兩油田から若干の産油を見たに止まり、後の3箇年に於ても何等見るべき成績を挙げて居ない。之にも拘らず政府の国内油田開発に對する熱意は非常なもので1933年には9,000萬リラを投じて A. G. I. P. 会社に試掘5箇年計畫を實行せしめて居る。(産油地域の項参照)

□ 民間側の探油作業 以上の如く A. G. I. P. 社の探油事業は不成績であつたが、之と共に民間企業も極めて不振であつて、試掘権保持者中資金難より試掘義務遂行不能に陥つた者も少なく、之が爲其の開発は著しく妨害された。之は一に近年に於ける伊太利政府が石油利権に對して餘り鎖國的な政策を執つた爲である。従つて政府も此の點に鑑みる處があつて、1931年に至り新に外國人に對しても試掘利権を許可し既存民間利権に活路を與へると共に国内油田開發促進の爲外國資本導入の路を拓くに至つた。斯の如く伊太利政府は A. G. I. P. 或は民間企業に依つて国内油田開發を促進して居るのであるが最近更に国内生産を奨励する爲に賞金制度を設けるに至つた。

△ 産油補助金の交付 伊太利政府は1934年2月5日の勅令に依つて、石油關稅及販賣稅に對して根本的な改正を行つた。(後述参照)此の結果國產石油業に對して相當の打撃を與ふる事になつたので、之に對處し且國產石油業に對し十分の保護を加へんとする意圖に依つて設けられたのが此の産油補助金の交付である。之は國產原料から得られた製品(揮發油、燈油、潤滑油)に對して補助金を與ふるものであつて其の金額は次の如くである。

伊太利の國產原油からの輕質製品(揮發油、パラフィン、其他)に對して	65 リラ
伊太利の國產原油からの潤滑油に對して	20 〃
伊太利の國產アスファルト岩、瀝青岩及頁岩からの輕質製品に對して	80 〃
〃 潤滑油に對して	25 〃

此の産油補助金は1934年2月7日から支給されるものであつて伊國組合省は此の爲1933-34年度に500萬リラ、1934-35年度に1,500萬リラの支出を決定して居る。

尙上記の内頁岩油の生産に對しては伊國政府は更に之れ以外の補助金の交付を行つて居る。即ち1931年2月の協定に依つて組合省は Società Anonima Asfalti, Bitumi, Combustibili Liquidi e Derivati (通稱 A. B. C. D.) に對し次の如き條件の下に補助金を支給して頁岩油生産を奨励した。

※ 本社は1922年に創立された伊太利會社であつて Sicily 島の Ragusa 及 Vizzine 附近に含油量12%に達する瀝青質水成岩層を有し其の探掘處理を目的とするものである。

(イ) 會社は自己の危険の下に工場を建設し最初1箇年に10,000噸、2箇年間に25,000噸、3箇年間に50,000噸の生産を行ふこと

(ロ) 政府は上記を條件として生産油一噸當り140リラ、總額(3箇年間に)7,000,000リラを支給する

然し此の組合省と A. B. C. D. 社との締結した協定は其の後履行不能となつた爲更に1934年3月

に新に協定が結ばれ、政府は同社に總額7,000,000リラの産油補助金を交付することになつた。但し此の補助金を受ける爲には A. B. C. D. 社は Ragusa に於ける工場を15箇年間完全に作業する事を要し、更に會社が其れを履行しなかつた時は組合省は上記補助の返還を要求し得るものである。

(2) 外國供給源の確保

國內に石油源を有しないので他國に供給源を確保しようとして政府は種々の對策を講じて居る。例へばアルバニア油田の開発、ルーマニア油田或はイラク油田への投資参加及ソ聯邦油の輸入等之れである。

イ アルバニア油田の開発—アルバニアは現在伊國掘鑿事業の活躍舞臺となつて居る。即ち1933年4月迄に同國には65井其の合計深度35,808米が掘鑿せられたが此の内40井、合計深度22,998米は伊太利に依つて掘鑿されたものである。現在同國には次の5鑛區があるが、伊太利を除いては英、佛兩國とも其の試掘に失敗して居る。特に英國即ち Anglo-Persian 社の有する Patos 地域は當國で最も有望視されたにも拘らず未だに成功を見ない。

a. Anglo-Persian Oil Co.	7,000
b. "Simsa" Società Italiana delle Miniere di Selenizza	2,150
c. Azienda Italiana Petroli d' Allania (A. I. P. A.)	31,200
d. Azienda Italiana Petroli d' Allania (A. I. P. A.)	116,800
e. Crédit général des Pétroles	118,200

備考 1. 上記の外尙2箇のコンセッションがあつたが條約不履行の爲取消された。
2. 又昭和9年7月の石油時報に依れば最近 A. G. I. P. はアルバニア南部で新鑛區を同國政府から獲得して居る。

元來伊太利のアルバニアに於ける掘鑿事業は1925年に伊太利鐵道局が面積48,000陌の油田地域をアルバニア政府から獲得したのが始であつて此の掘鑿事業の爲 A. I. P. A. 社が設立された事は前述した。此の A. I. P. A. の設立後伊太利政府は積極的にアルバニア油田の開発を行ふに至り1926年にはアルバニア政府と再度に渉る協定を結んで面積約164,000陌の利權區域を A. I. P. A. の爲に獲得するに至つた。次いで1928年末には伊太利政府は2,000萬リラの資金を A. I. P. A. に支給して其の事業を援助し更に1929年6月にはアルバニア油田開發權を A. G. I. P. 會社に譲渡し、A. I. P. A. 會社に依るアルバニア探油業務をも A. G. I. P. 會社統制下に置く事とした。此のアルバニア油田の開発事業は1925年以來約1億リラを投じたにも拘らず最近迄何等得る所がなかつたのであるが、1933年に至つて漸く有望地域を發見した。即ち1933年1月末迄に2區域に互つて39井、總延長18,700米の試掘を行つた結果、經濟的に産油可能と見られる Devoli 油田地帯と他に稍々有望視される一地域を發見したが之等の開發は寧ろ今後に期待されるものである。従つて經濟的に採油し得る迄には尙資金を必要とするので會社は油井掘鑿機械及用具補充場の設備費油層確認試驗費並に採油開始に必要なパイプライン敷設其の他の輸送設備費等の爲4箇年に總額2億リラの新資金を伊太利政府に

要求するに至つた。そこで伊國交通相 Ciano 伯は アルバニア油田の 試掘及掘鑿作業擴張費として 1933-34, 1934-35, 1935-36, 1936-37 の 4 會計年度に亙つて 2 億リラを支出する豫算を議會に提出し其の承認を得たので之を A.I.P.A. 社に交付する事になつた。

尙將來を囑望されて居る Devoli 油田は Devol 河の南部にあつて Deuol 河と Osum 河との合流點地域で其の面積は 800 陌に過ぎないが採算的に開發し得る見込があると云はれ其の近く即ち Devol 河の北部からも出油を豫想されて居る。此のアルバニアの原油はメキシコの原油と略、等質の揮發油分約 15% を含むものであるので A.I.P.A. 社はクラッキングに依り更に原油よりの揮發油溜出量を高めんと研究中であると云ふ。

現在 A.I.P.A. がアルバニアに有する出油井は約 30 と云はれて居るが同社では之等からの出油に備へる爲輸送設備としてパイプライン敷設の計畫を有して居る。之は Devol から Anglo-Persian 社の Patos 鑛區の近くを通過して Adriatic 海岸の Valona 港へ至るものであり、Valona からは油槽船に依つて伊太利の Bari (Puglie 州) へ輸送せんとするものである。

□ ルーマニア油田に對する投資——伊太利政府がルーマニア油田に關係を有するに至つたのは 1926 年來の事である。即ち同年伊太利政府は A.G.I.P. を通じてルーマニア 商工大臣との間にルーマニア石油の供給並に油田開發に關する一假協定を締結した。此の協定の内容はルーマニア側としては同國政府が國內産油に對するローヤルティとして收受する原油並に各種製品の内各或一定數量を伊太利側に供給すると共にルーマニア國有油田の開發採油を許容するものであり、之に對し伊太利側はルーマニア國法に依り原油の輸出が禁止されて居るので伊太利出資の下にルーマニア國內に一石油會社を設立して其の原油の精製に當ると共に同社を通じてルーマニア油田の開發及採油を行はんとするものであつた。此の協定は直ちに實行せられ同年 7 月對羅借款の成立を見ると共に A.G.I.P. は伊太利政府保證の下にルーマニアに於ける一產油會社 Prahova S. A. Roumaine pour l'industrie et le Commerce du petrole に投資して其の支配權を獲得するに至つたのである。尙 Prahova 會社は 1920 年資本金 60 萬レイで純然たるルーマニア資本の下に設立されたものであるが其の後希臘系シンジケートの援助及伊太利系 Petroli d'Italia 會社の投資があつて當時資本金 1 億レイを擁して居た。此の會社はルーマニア油田の開發及採油を業務として居たのであるが同時に又 Petrolul Bucuresti と稱する製油會社の多數株式を所有して之を支配し更に同社と共同出資の下に販賣會社 Atlas-Petrol を支配して居たのである。従つて A.G.I.P. 會社が Prahova 會社の支配權を得た事はルーマニア油田の開發採油業の外、製油及販賣の諸業務をも獲得した事を意味するのであつた。

※ 二つの借款があつたが其の一つは A.G.I.P. 會社から支拂ふルーマニア政府提供の石油代金に引當てられるものである

斯くして伊太利から新資本を得た Prahova 會社は資本金も 5 億レイとなり愈々積極的活動を開始する事となつた。即ち既有油田(産油井 9、掘鑿中の油井 3、月産約 1,500 噸)からの採油と共にルー

マニア政府から新鑛區の讓渡もあつたので其の産油量は 1928 年は 14,000 噸に過ぎなかつたのが 1929 年には 50,000 噸、更に 1930 年には約 150,000 噸(伊太利全石油消費量の約 10%) と増産し、同時に Petrolul Bucuresti の製油所(製油能力 20 萬噸)の製油高も増加するに至つた。従つて Prahova 會社を通じて伊太利に供給せられる石油製品の量も逐年増加し 1929 年には 271,500 噸と早くも伊太利石油全供給總量の 21% に達したのである。而も最近 Prahova 會社が Bucuresti の全資産を合併した旨が傳へられて居る即ち此の合併は 1934 年 1 月 1 日に遡及するものであつて Bucuresti の株主は額面 500 レイの株式 2 株毎に額面 200 レイの Prahova 株 5 株を所有する事になつたのである。此の合併の結果 Prahova は産油から販賣迄一貫した會社となり經營上頗る有利となつたので伊太利への供給量も更に増大しよう。

ハ イラク油田開發企業への参加——此のイラク油田開發企業への参加は伊太利の海外油源獲得政策の最近の成功である。

之は伊太利政府が A.G.I.P. を通じて Tigris 河西岸の 46,000 平方哩に及ぶ油田開發利權を有する英系會社 B.O.D. Co., Ltd. に對し他の歐洲諸國と共に次の如き割合で其の資本に参加し得たのである。

英 國 系	50.55	佛 蘭 西、ス イ ス 系	12.00
伊 太 利 系	25.45	獨 逸 系	12.00

此の B.O.D. の出資に應ずる爲に A.G.I.P. は其の資本金を 140,000,000 リラから 200,000,000 リラに増資したのであるが更に 1932 年 11 月 B.O.D. 會社の株式獲得の爲に Mosul oil Fields, Ltd. が設立されて B.O.D. 社の株主に對し新會社の株式割當を行ふに及び A.G.I.P. 社も他の出資諸國と共に新會社に投資關係を有するに至つた。此の A.G.I.P. 會社の B.O.D. 會社への参加は伊太利政府としては最初の國際的石油企業への参加であり、之に依り新な獨立供給源を加へた譯である。尤も A.G.I.P. の同社に對する持株は其の後一時は過半を占むるに至つた事もあつたが最近には止むなく其の大半を手放して居る爲 B.O.D. 鑛區の開發を見ても之より分配せらる油量も多くあるまい。

ニ 露油の輸入續行——現在伊太利の外國油源獲得政策中最も効果的なのはソ聯邦との協定に依る露油輸入である。此の露油の輸入は前に述べたる如く伊太利政府支配下にあつた S. N. O. M. 會社が其の衝に當り其の國內市場への進出に努力したのである。處が同社は國內市場への進出を圖る爲英米系會社と激しい競争を行ひ 1925 年頃には極度の財政的窮狀に陥つた。そこで伊太利當局は 1926 年 A. G. I. P. 會社を設立すると共に S. N. O. M. 社を A. G. I. P. 會社の支配下に移し積極的に露油の輸入を續行する事とした。而も當時ソ聯邦側に於ても其の産出油輸出先としての伊太利市場を有望視すると共に、之と交換的に自國所要物資の供給特に石油業發展の爲の資金獲得を嚮望して居たので伊露協商は急速且圓滑に進捗して露油の輸入は累年増大するに至つたのである。尙此の露油の輸入業務は從來之を行つて居た S. N. O. M. 社が 1929 年 A. G. I. P. 社に合併せられたので翌

1930年より S. N. O. M. 社に代り A. G. I. P. 直屬の R. O. M. S. A. が輸入業務を行ふ事となり露油は Società Anonima Italiana "Petrolea" (略稱 Petrolea S. A.) (註1) の手を通じて R. O. M. S. A. に渡されて居る。斯の如くソ聯油の輸入が増大した結果其の全供給量に対する割合が増大した事は勿論であつて 1925年には 15%に過ぎなかつたものが 1929年には 26% (327,800 噸) に達し之に伊太利海軍への供給量を加へると 519,000 噸に及んだ。(註2) 而も更に 1930年には伊露間に劃期的な石油輸入契約が成立した結果同年の露油供給量は海軍所要量を除いても全供給量の 32% に達した。(註3) 従つて伊太利の英米系以外の石油輸入源確立政策も此の露油の輸入に依り先づ先づ成功と觀られる域に達した譯である。(註4)

- (註1) 前述した如く露西亞ナフサシソジケート系の露油販賣會社である。
- (註2) 其の所要量は殆どソ聯邦より供給を受けて居るが其の數量は通常の統計に發表せられない。
- (註3) ソ聯邦の統計に依つたもので 1929年9月末日に終る1箇年間の對伊輸出量である。
- (註4) 之は同年 A. G. I. P. 社がソ聯邦側の熱心な申出に應じ露油特に燃料油の大量供給を受ける契約を結んだ。

此の契約は互償的の形式を具へ、伊太利側はソ聯邦に對し大麻、人絹、硫黃、自動車等を供給する代償として極めて有利な條件で燃料油約 200 萬噸の長期供給を受けようとするものである。

(3) 國內製油業の奨励

曩に R. O. M. S. A. 會社に對する投資に依りて露油の精製を開始した伊太利政府は 1926年に A. G. I. P. 會社を創立すると共に從來 R. O. M. S. A. に有した投資支配關係を A. G. I. P. 社に譲渡し其の管理の下に依然 R. O. M. S. A. 社をして輸入露油の精製に當らしめた。

斯くして A. G. I. P. 管下に移つた R. O. M. S. A. は其の後 A. G. I. P. 社の國內販賣業務の擴大と共に其の製油量は著しく増大した。即ち 1927-28 年に於ける露油處理量は前年度に比して 33% の増大を示し Fiume 工場は早くも能力不足を告ぐるに至つたので會社では直ちに クラツキング工場建設を計畫し 1929 年其の完成に依つて Fiume 工場の製油能力は一躍一箇年 7 萬噸に増大した。尤も此の製油量の増大には Fascist 政府が財政的犠牲を拂つて講じた徴稅上及關稅上の便宜も與つて力がある。即ち 1926 年 11 月伊國政府は國內製油業保護に關する一法律を公布した。之は伊太利製油工場宛の物資を無稅とし製油工場建設並に維持用物質の輸入稅を輕減し國內に製油事業特に重油クラツキング工場の建設を奨励保護せんとするものである。

此の法律公布の結果は前記 Fiume 工場の擴張を促進したと共に一般國內製油企業熱を刺戟し 1928 年 8 月 Shell 系 (Nafta 社系) の Società per la Industria Italiana de Petrolio が經濟省との協約に基いて Spezia に大製油工場の建設に著手したのを始めとして續々と製油工場の建設を見て、1931 年には此種政府管理下に於けるクラツキング工場は前記 Fiume, Spezia の兩工場以外に次の 2 工場を加へて合計 4 工場を算した。

イ Società Benzina Italiana (Benit) (S. I. P. O. M. 系) 所屬 Naples 製油工場

■ Sec. Distillazione, Italiana Combustibili (Dicsa) (獨立) 所屬 Porto Marghera (Venice) 製油工場従つて之に既設の Trieste, Piacenza, Fornovo Taro. の小製油工場を加へると其の製油及クラツキング能力は相當有力のものとなり且其の能力も累年増大した、今試みに Fiume 工場を除く諸工場での揮發油生産量を示せば次の如くであつて逐年其の能力が増大して居る事が知られる。

年	月産額平均	噸
1927年		1,725
1930年	〃	6,801
1931年	〃	11,047
1932年	〃	15,000 (最初4箇月平均)

斯の如く伊太利に於ける製油量は著しく増大したが之と共に伊太利政府の受くる財政的損失も亦極めて大きかつた。即ち伊太利の製油工業界は當初其の原料油として容易に且安價に外國市場で之を求め得る關係上殘滓油を用ひ之を加工する程度に過ぎなかつた。其の後原油の輸入も行はれる事になつたが依然殘滓油の輸入が大部分であり従つて政府の關稅上の保護も最も之に厚かつた。處が近年原産諸國に於ける製油事業が一般化した爲殘滓油の需要が非常に増加し且高價となつたので其の精製は非常に不利となり且當國石油關稅の簡便さは國庫に多大の損失を與ふるに至つた。そこで政府は法制を變改し原油の全般的精製に力を注ぐ事となり斯業に對しては國庫に損失を及ぼさぬ限り均等に關稅の保護を加へる事になつた。即ち 1933 年 11 月 2 日緊急勅令に基いて 1934 年 2 月 8 日の法律 367 號を以て公布された現行の石油法及 1934 年 2 月 5 日の勅令に依る石油關稅及販賣稅の根本的改正之である。

※ 即ち新舊の兩稅率を示せば次の如くである。(單位 100 厘に付リラ)

種別	舊關稅及販賣稅				新關稅及販賣稅				
	關稅		販賣稅	合計	關稅		販賣稅	合計	
	從量稅	從價稅			從量稅	從價稅			
原油	精製用	22.00	15.24	無稅	24.40	無稅	無稅	無稅	無稅
	其他	88.10	15.24	22.00	112.50	12.00	〃	68.00	80.00
精油	潤滑油	44.00	15.75	22.00	73.50	25.00	〃	55.00	80.00
	燈油	88.10	15.30	14.00	105.10	12.00	〃	93.00	105.00
	揮發油	88.10	15.50	80.00	173.10	12.00	〃	161.00	173.00
	其他	88.10	15.40	22.00	114.10	12.00	〃	102.00	114.00
鐵油殘留油	精製用	22.00	15.16	無稅	23.60	無稅	〃	無稅	無稅
	其他	88.10	15.16	無稅	89.70	12.00	〃	68.00	80.00

(註1) 舊關稅及販賣稅の原油精製用に付ては、300 度に至る蒸溜分 20% を超す 1% 毎に 0.60 リラを加ふ。

(註2) 本表は石油時報昭和 9 年 10 月に據る。

兎に角之に依つて伊太利は必要な石油生産品の總てを製造し得る事になり、國產原油及外國より輸入する原油は國內で精製せられ、又國防の見地から原油及精製品の貯藏所が設けられる事になつたのである。

(4) 揮發油アルコール混合制

近來諸國に實行されて居る揮發油及アルコールの混合強制に對しても伊太利政府は考慮を拂つて居る。即ち1930年2月14日の勅令に依つて國內自動車燃料に對し最少限30%の國產變性アルコールの混合を強制するに至つた。之は國產變性アルコール一箇年10,000 噸を消費するに足る割合で輸入業者をして其の輸入燃料にアルコールを混合せしむるものである。

此の法令の意圖は諸外國に於ける場合と同様、主として農業救済を旨としたものであるが一面自動車燃料の大部分を輸入に俟つ伊太利の國狀に鑑み之が燃料自給への一方策である事は觀過出來ない。

此の法令は其の後1931年12月9日に改正を見て今日に及んで居るが現行規定の概要は次の如くである。

イ アルコール生産者は其の生産の25%を燃料工業の爲め保留する。

ロ 揮發油輸入業者は輸入量に對し時々農林大臣の決定する割合で該保留アルコールの95%を買取る義務を負ふ。但し此の場合アルコール價格は政府に依り決定されるものである。

揮發油輸入業者は其の輸入油の一部に對し、該アルコールを以て揮發油80%、アルコール20%の混合物を製する義務を負ふ。

保留アルコール中の殘餘5%は試験用特に新燃料創作の研究に使用さるべきものである。

斯の如く上記の法令に依つてアルコール混合制は定められて居るのであるが、何分アルコール其のものゝ生産が不足して居て實行は相當困難であり久しく此の規定は空文同様であつた。處が最近燃料用脱水アルコールを製する工場の建設を見た。即ちアルコール強制混合法の保護に依りアレネツト法に依る脱水工場がボンテラゴスキュロに2箇所建造されたのを始としてパチユアに小規模の第三工場が出来、更にH. I. A. G. 特許に依る第四工場がボンテラゴスキュロに建設された。此の結果自動車燃料に使用さるべきアルコールの全部を供給し得るに至つて居る。尤も現行法規に依つてアルコール混合燃料の製作に用ひられる揮發油數量は現在のアルコール生産能力並に混合比から計算して約40,000 噸に過ぎないので今の處大なる影響を及ぼすものではない。

資料出所

伊太利石油政策と其の推移 (三菱經濟研究所)昭和8年12月

海外經濟事情 昭和9年54號 昭和9年12月24日

石油時報	昭和5年7月	
	7	6
	8	4
	8	5
	8	11
	9	4
	9	5
	9	7
	9	9
	9	10
	9	11
	9	12



資料出所

Petroleum Development & Technology 1933.

Oil News : May 23, 1930. Feb. 25, 1932. May 10, 1934.

The Oil & Gas Journal Dec. 27, 1934.



伊太利石油業法

輸入許可證

第一條 一回 = 1,000 疋ヲ下ラザル鑛油、其ノ精製品及ビ殘渣等ノ輸入ハ、本法ノ定ムル所ニ依リ國家ノ管理ヲ受クルモノトス

各回ノ輸入量又ハ其ノ一部分ニシテ、月額 15,000 疋ヲ下ラザルモノモ亦、本法ノ定ムル所ニ依リ國家ノ管理ヲ受クルモノトス

第二條 前條ニ定メラレタル量ノ鑛油、其ノ精製品及ビ殘渣ヲ輸入セント欲スルモノハ、組合省ヨリ許可證ヲ受クベシ。月額 300 疋ヲ超ユル輸入ニ對シテハ、普通許可證ヲ附與サルモノトス。普通許可證ノ期限ハ、原油及ビ其ノ殘渣ニ對シテハ二〇箇年ヲ、又精製品ニ對シテハ三箇年ヲ超ユルコトヲ得ズ

月額 300 疋以下ノ輸入ニ對シテハ特殊許可證ヲ附與サルモノトシ、該許可證ハ發行後二箇月以内ニ實施サルベキ單一輸入ニ對シテ有效ナルモノトス。該輸入ハ、輸入者ノ直接ニ消費スベキ鑛油及ビ殘渣ニ對シテノミ許可サルモノトス。國境ヲ通過スル自動車ニ對スル燃料油ノ常規供給ニハ許可證ヲ要セス。

組合大臣ハ、本法第十五條ニ示サレタル評議員會ニ諮問シタル後、大藏大臣ノ同意ヲ得テ、特殊及ビ普通許可申請書式ヲ裁定スルモノトス

第三條 普通許可證ニ特ニ記入スベキモノハ次ノ如シ。(a)輸入サルベキ製品ノ品質及ビ種類、並ニ各品目ニ對スル毎年ノ最大輸入許可量、(b)所屬貯油所又ハ他社貯油所ニ於テ貯油スベキモノトシテ、普通輸入許可證ニ記入サルベキ許可證指名人ノ義務貯油量並ニ輸入製品ノ種別ニ依ル該貯油ノ部類、(c)上記(b)項ノ品質及ビ數量、並ニ貯油箇所ヲ記シタル月報ヲ組合省ニ提出シ、且ツ組合省ノ隨時ニ要求スル報告及ビ資料ヲ提供スベキ許可證指名人ノ義務、(d)組合省及ビ大藏省ノ監督官吏ニ對シテ、貯油所及ビ事務所ニ立入ルヲ許シ、又要求アル際ハ帳簿、書簡、其ノ他輸入關係書類ヲ供覽スベキ許可證指名人ノ義務、(e)政府及ビ公益事業ニ對スル供給ノ優先權ヲ認ムベキ許可證指名人ノ義務、但シ必要アル際ハ關係諸大臣ノ承認ヲ得テ、省令ヲ以テ組合大臣之ヲ布告スルコトアルベシ、(f)關係當局ノ要求アル際ハ、其ノ規模ニ應ジテ政府ノ強制徵發命令ヲ履行スベキ許可證指名人ノ義務、(g)普通許可證運用上ノ義務ノ履行ニ對シテ請求シ得ル保證事項許可證ノ下附ニ對シテハ、普通許可證ハ一時 = 1,000 リラヲ、特殊許可證ハ輸入貨物各一箇 = 付 10 リラノ税金ヲ支拂フベキモノトス

鑛油ノ工業的處理

第四條 鑛油又ハ蒸留殘渣ノ變成、精製其ノ他工業的處理ヲナサントスルモノハ、組合省ニ免許申請

ヲ爲スベシ。該免許ノ期限ハ省令ニ依ツテ之ヲ定ム

第五條 組合大臣ハ、第十五條ニ示ス評議員會ニ諮問シタル後、大藏大臣ノ同意ヲ得テ、前記第四條ノ免許申請書式ヲ定ム

免許ノ條件ハ次ノ如シ(a)製造又ハ精製装置ハ、最高國防委員會ノ諮問ヲ經タル後大藏大臣ノ同意ヲ得テ組合大臣ノ承認シタル規定ニ從ヒ指定ノ箇所ニ之ヲ建設スベシ、(b)本法ニ依リ認メラレタル事業ニ携ルベキ技術者、經營者及ビ労働者ハ伊太利人タルベシ、(c)被免許人ハ第三條 b. c. e. f. 及ビ g 項ノ義務ヲモ履行スベキモノトス

第六條 本法ニ依リ與ヘラレタル免許ニ基キテ實施サルル製油事業ハ、常ニ組合及ビ大藏省關係當局ノ技術的及ビ財政的監督ヲ受クルモノトス。監督ノ目的ヲ以テ派遣サレタル該省官吏ハ如何ナル時ト雖モ事務所、倉庫及ビ工場ニ出入スル權利ヲ有シ、更ニ會計帳簿及ビ工場原簿ヲ點檢シ、各製造工程ニ於ケル試料ヲ無償ニテ採取スル權限ヲ有スルモノトス

該監督ニ要スル費用ハ各關係被免許人ノ負擔スベキモノトス

第七條 輸入鑛油及ビ蒸留殘渣ノ精製、變成其ノ他ノ處理ニ對シテ免許ヲ附與サレタル製油所ハ、免許ニ定メラレタル石油製品ノ處理ニ關スル限り、關稅規定ノ適用ヲ受ケザルモノト認ム。免稅ハ精製工程ニ於テ直接消費サルル原油及ビ殘渣ノ量ニ限ラルルモノトス。前記製品ノ種別及ビ特性ハ大藏大臣ノ同意ヲ得テ、組合大臣省令ヲ以テ之ヲ定ム。製造サレタル製品ニシテ、伊太利内地ニ於ケル消費トシテ供給サルルモノハ課稅サルルモノトシ、該稅額ハ免許ニ依リ製油所ニ於テ得ラレタル石油製品ニ對シ、關稅額ニ準ジテ定メララルルモノトス

第八條 第七條ノ製油所ニシテ、國產原油若ハ殘渣ヲ處理セントスル際ハ、外國產原油若ハ殘渣油ノ處理ヲ完了シタル後ニ於テ之ヲ爲スベシ。兩種原油若クハ殘渣油ヲ同時ニ處理セントスル場合ハ、別箇ノ箇所ニ於テ之ヲ爲スベシ。何レノ場合ニ於テモ完成品ハ別箇ニ貯藏スベキモノトス。

第九條 第四條ノ鑛油及ビ殘渣處理ノ被免許人ニシテ、第二條ノ普通輸入許可證ノ指名人タルモノハ、新作業法ヲ採用スル爲メ其ノ工場設備ヲ改造セントスル場合、普通許可法ノ期限終了前ト雖モ、該設備ノ運轉開始後二〇箇年ノ期限ヲ以テ該許可證ノ更新ヲ、又同期限ニテ第四條ノ免許ノ更新ヲ許可サルベシ。組合大臣ハ、第十五條ニ掲グル評議員會ニ諮問シタル後、大藏大臣ノ同意ヲ得テ該更新ニ關スル規定ヲ設クルモノトス

第十條 第四條ノ被免許人若クハ他ノ何人タリトモ、外國產若クハ國產原油ヨリ樹脂及タール油ヲ抽出セントスル場合ハ、年額 5,000 疋未滿ノ原油ヲ處理スル工場ニ對シテハ 1,000 リラ、其レ以上ニ對シテハ 10,000 リラノ許可稅ヲ課セラルルモノトス。尙ホ同人ハ前掲第六條ニ依ル特殊監督ヲ受ケ、且ツ諸義務ヲモ負擔スルモノトス

前項規定以外ノ油ノ變成、若クハ精製ヲナサントスルモノハ 1,000 リラノ税金ヲ納メ、第六條ニ

掲ゲタル監督費ヲ支辨シ、諸義務ヲ負擔スベキモノトス

石油製品及ビ潤滑油ノ貯蔵及供給所

第十一條 石油製品、潤滑油及各種自動車用燃料ノタンク付又ハタンク無シ貯蔵所、若クハ自動車用燃料供給所(ポンプ)ヲ設備セント欲スルモノハ、假令私有地内ニ設備サルル場合ト雖モ、組合大臣ニ免許ノ申請ヲナスベシ。該免許ノ期限ハ夫々省令ヲ以テ之ヲ定ム

容量 25 立方米ヲ超エザル 自家用、農業用及工業用貯油所ハ前項ニ依ル免許ノ義務ヲ有セズ。前記限度ハ組合大臣ノ奏請ニ依リ、勅令ヲ以テ變更サルルコトアルベシ

第十二條 組合大臣ハ第十五條ニ掲ゲタル評議委員會ニ諮リタル後、大藏大臣ノ同意ヲ得テ免許申請書式ヲ裁定スルモノトス

免許證ニ特ニ記入スベキ事項ハ次ノ如シ、(a)會社ノ概要、(b)貯蔵スベキ製品ノ種類及各種類ニ就キ認可サレタル最高貯油量、(c)被免許人ガ普通輸入許可證ノ指名人タル場合ハ自己ノ勘定ニ於テ、然ラザル場合ハ他社ノ勘定ニ於テ、免許證ニ記入サレタル貯油量ヲ保持シ、且ツ前記製品ノ品質ニ從ヒ該貯油ヲ區別スベキ被免許人ノ義務、(d)貯油所ガ被免許人ノ直接消費用ニ供セラザル場合、公益事業ニ供給ノ優先權ヲ與フベキ被免許人ノ義務、但シ必要アル際ハ、組合大臣ハ關係諸大臣ノ同意ヲ得テ、省令ヲ以テ之ヲ布告スルコトアルベシ、(e)伊太利國民タル技術者、經營者及労働者ヲ雇傭スベキ義務、但シ事情ニ依リ組合大臣ハ例外ヲ認ムルコトアルベシ、(f)第三條 e. d. g. 各項ニ依ル義務

第十三條 貯油所被免許人ハ特ニ次ノ如キ義務ヲ有スルモノトス。(a)貯油設備ヲ常ニ有效ニ維持スルコト、(b)法規ノ定ムル所ニ從ヒ設備ノ遮壁、掩蓋及安全裝置ヲ施設スルコト、(c)監督官廳ノ許可ナクシテ設備ニ大改革ヲ加ヘ、若クハ他ノ用途ニ供スベカラザルコト

第十四條 自動車用燃料供給所(ポンプ)設置ノ許可權限ハ、組合大臣ヨリ地方長官ニ委囑サルルコトアルベシ。容量 5 立方米以下ノ供油所ノ設置ニ對スル許可權モ亦地方長官ニ委囑スルコトヲ得。但シ該給油所ニ對シテハ第十一條ニ依ル免許ヲ要ス、斯ル場合、第十五條ニ掲ゲタル評議員會ハ、箇々ノ免許ヨリモ、寧ロ地方長官ノ許可ヲ賦與スベキ原則ニ就キ諮問ヲ受クルモノトス

前掲諸條項ノ施行

第十五條 輸入許可證並ニ製油及ビ貯油所ノ建設運轉免許證ノ申請ヲ査定スル爲、組合大臣ハ組合、大藏、内務、土木、逓信、各大臣並ニ國家總動員委員會等ノ選任セル六名ノ委員ヨリ成ル一評議員會ヲ任命シ、組合大臣又ハ其ノ代理者之ヲ統裁ス

該評議委員會ハ、下記ノ諸事項ニツキ其ノ意見ヲ具申ス

(a)提出サレタル申請書ノ受理、(b)申請書受理ニ要スル條件、(c)數件ノ競願アル場合ニ於ケル裁定

容量 500 立方米ヲ超ユル貯油所ノ免許申請アリタル際ハ、組合大臣ハ最高國防委員會ノ意見ヲ徵スルモノトス

第十六條 第二、四及十一條ノ許可證及免許證ハ、組合大臣ノ認可ナクシテ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第十七條 被免許人ガ(a)許可證又ハ免許證ニ代リ課セラレタル義務ヲ履行セザル場合及(b)現行法規ニ違反シタル場合ハ、組合大臣ハ第二、四及十一條ニ依ル輸入許可證並ニ製油所及給油所ノ運轉免許證ノ無効ヲ宣言スルコトヲ得

被免許人ガ、普通許可證ノ義務回避ヲ企テタルコト判明セル場合ハ、特殊許可證モ亦取消サルルベシ。無効及取消ハ、第一五條ノ評議員會ニ諮問シタル後、大藏大臣ノ同意ヲ得テ、組合大臣之ヲ宣言ス。無効及取消ノ決定ニシテ、一九二四年六月二十六日勅令第一〇五四條ニ依リ裁可サレタル參議院法 T. U. (本文)第二十六條ニ該當スル場合ハ、司法省內參議院ニ宛テ抗議ヲ提起スルコトヲ得

第十八條 海岸領土(陸地)ニ保留サレタル免許ニ關シテハ、本法ノ施行ニ當リ其主務官廳ノ權能ヲ阻害スルコトナシ

本法ニ依ル免許ハ、現行法規ノ定ムル所ニ從ヒ、其ノ權限ニ應ジ、治安當局ノ認可並ニ關係諸官廳ノ承認ヲ經ベキモノトス

第十九條 鑛油、潤滑油其他自動車用燃料ノ製油所若ハ貯油所、又ハ給油所(ポンプ)ノ設置ニ要スル公有又ハ私有地占有ハ、免許期間中ハ之ヲ一八六五年六月二十六日ノ法律第二三五九號、第六十四條ニ依ル公益事業ト看做ス

國有地ノ所有ニ就テハ、現行施行令ニ準據ス

第二十條 第四及十一條ニ規定サレタル免許證書ニ對シテハ、自動車用燃料給油所(ポンプ)ニ關スルモノヲ除ク外ハ、之ニ 10 リラノ登録稅ヲ課スルモノトス

第二十一條 本法ニ違反スルモノニ對シテハ、第十七條ニ規定サレタル監督上ノ處分ノ外ニ、5,000 リラ乃至 10,000 リラノ罰金ヲ科スルモノトス

商事會社ニ於テ違反アリタル場合ハ、該罰金ハ其ノ取締役ニ科ス。前項ニ規定サレタル罰金ノ如何ニ拘ラズ組合大臣ハ省令ヲ以テ本法ニ違反セル製油所、若ハ貯油所又ハ給油所(ポンプ)ノ閉鎖ヲ命ズルモノトス

第二十二條 一九二三年十月二十一日ノ勅令第二五三號及一九二四年五月四日ノ勅令第七四八號中ノ關稅ニ關スル法令ハ、新規定ノ制定サル迄、當分ノ間效力ヲ有スルモノトス

前規勅令中ノ他ノ條規、並ニ一九二六年十一月二十五日ノ勅令第二一五七號及一九二七年八月二十六日ノ勅令第一七七四號中ノ條規、其ノ他本法中ニ含マレタル事項ニ關スル他ノ條規ハ之ヲ廢

止ス。

第二十三條 内務大臣ハ、一九三一年六月十八日ノ公安法第六十三條 T. U.(本文)ニ規定サレタル條規トハ別箇ニ、製油所、竝ニ石油及其ノ製品ノ貯藏、使用、販賣竝ニ運搬ニ關スル安全規定ヲ公布スベキ權限ヲ有スルモノトス

第二十四條 司法及大藏大臣ノ同意ヲ得テ、組合大臣ノ奏請ニ依リ、本法ノ實施ニ必要ナル暫定的法令其ノ他規定ヲ含ム勅令ヲ布告セラルルモノトス

本法ノ效力ヲ發生スベキ期日モ亦前記勅令ト共ニ發布サルルモノトス

(日本動力協會々報動力³⁸號昭和10年10月ニ依ル)

石油業法施行規則

輸入許可證

第一條 下記製品ヲ以テ一九三四年二月八日勅令第三六七號ニ云フ鑛油ト認ム。原油、蒸溜殘渣及此等ヨリ製造工程ヲ經テ生産サレタル各種類各品質ノ石油製品全部、鑛油ノ用語及分類ハ、關稅表ニ定メラレタル所ニ依ル

第二條 業法ニ規定サレタル許可及免許ニ輸入品ト認メラルルモノハ、イタリー國境內ニ運ビ入レラレタル原油、精製品及其ノ殘渣ニシテ、總テ稅關制度ノ適用ヲ受クベキモノトス。上記製品ニシテ、稅關境界ヲ通過シ、又ハ保稅倉庫ヨリ搬出サルル場合ハ、之ヲ消費ニ供サレタルモノト認ム

第三條 石油製品ニシテ、國外ニ積戻シ又ハ船舶用若クハ航空用ニ供セラルルモノニ對シテハ、許可申請ノ義務ヲ課シ、又ハ普通或ハ特殊許可證ニ依リ認メラレタル輸入量ヨリ其ノ量ヲ減ゼラルルコトナシ。

輸出ノ目的ヲ以テ、イタリー國内ニ於テ精製サルル鑛油モ亦前記量中ニ算入サルルコトナシ
今後公示ナキ限り、原油ヨリ誘導サレタル次記諸製品ニ對シテハ普通及特殊許可證ヲ要セス(a)
流動パラフィン(b)ワセリン(c)石蠟(d)石油コークス

前記例外ハ大藏大臣ノ同意ヲ得テ、組合大臣ノ奏請セル勅令ヲ以テ廢止又ハ修正スルコトヲ得

第四條 業法第一及第二條ニ定メラレタル輸入限度ヲ計算シ最大限度ニ到達セシヤ否ヤヲ檢スルニ當リテハ、其ノ種類ノ如何ヲ問ハズ輸入サルベキ製品ノ量ハ總テ之ヲ合算スベキモノトス

第五條 業法第一條ノ規定ヨリモ多量ノ原油、其ノ製品及殘渣ニ對スル普通輸入許可證ヲ得ント欲スル者ハ、該許可證ニ記入サルベキ量ニ相應セル設備ヲ備ヘ、又ハ備フベキ旨ヲ公正書ニ記載シタル申請書ヲ組合大臣宛ニ提出スベシ

該申請書ニハ左記ノ事項ヲ列記スベシ

(a) 申請者ノ氏名及住所。申請者ニシテ会社ナル場合ハ其ノ業務代表社員ノ氏名及住所

(b) 普通許可證申請ノ目的

(c) 毎年及月割ニシテ輸入セントスル各製品ノ品種及數量

(d) 輸入油ヲ貯藏シ、且ツ普通許可證指名人ノ所要貯油量ヲ貯藏スベキ貯油所ノ位置、所有者及形狀

(e) 許可證所要期間

(f) 附屬書類、當該地方團體經濟局(從來ノ所謂商業會議所)ノ證明書ヲ添付スベシ

該證明書ニハ企業ノ種類、申請人ノ經營セル事業若クハ經營セントスル事業ノ種類ヲ記入スベシ。申請書ノ査定期間中、關係者ハ業法第三條ニ掲ゲタル目的ヲ以テ組合大臣ノ要求スル報告又ハ資料ヲ提供スベキモノトス

第六條 各許可證指名人ノ毎年輸入ヲ許可サレタル各種石油製品ノ量ハ曆年ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

第七條 普通許可證ハ業法第十五條ニ依リ組織サレタル評議員會ノ具申ヲ大藏大臣ニ報告シテ、其ノ同意ヲ得タル後、組合省令ヲ以テ之ヲ下附ス

第八條 普通許可證ハ、關係會社ガ文書ヲ以テ該許可證條文ニ含マレタル全事項ノ受諾ヲ表明シタル後、始メテ法律上ノ全效力ヲ發生スルモノトス

第九條 各許可證指名人ニ輸入ヲ許サレタル石油製品ノ最高年額ハ、大藏大臣ノ同意ヲ得タル後、組合省令ヲ以テ、最高20%ノ増減ヲナスコトヲ得。該省令ハ(イタリー官報)ニ發表シ、該省令發布ノ日ヨリ後六箇月ノ期間中、有效許可證全部ニ適用サルルモノトス

許可當局ハ、許可指名人ニ正當ノ理由有リト認メタル場合ハ、前記輸入量ノ増減ヲ免ズルコトヲ得

消費ニ供セラレタル量ニシテ一年ノ許可量ヨリ5%ヲ超エタル場合ハ次年度ノ許可量ヨリ之ヲ差引キ、該差引量ハ實際超過量ヨリモ50%ヲ増スモノトス

業法第十七及第十八條ニ規定サレタル罰則ノ外ニ、許可當局ノ命令ニ依リ前項ニ含マレタル處分ヲ適用サルルモノトス

第十條 特殊許可證ヲ得ント欲スルモノハ公正書ヲ以テ組合大臣ニ申請ヲナスベシ

申請書ニ記入サルベキ事項ハ左ノ如シ

(a) 申請人ノ氏名、住所。申請人會社ナル場合ハ、法定代表者ノ氏名住所

(b) 特殊輸入許可證所要ノ目的

(c) 輸入スベキ各種製品ノ品質及數量竝ニ其ノ用途

(d) 使用前ニ製品ノ貯藏サルベキ場所

(e) 輸入ニ際シ經由スベキ稅關

申請書ニハ、申請者ガ該製品ヲ專ラ自家用トシテ直接使用スベキ旨及第三者ニ對スル無償又ハ有料譲渡ノ禁止セラレタルコトヲ承認セル旨ヲ明示スベシ

申請書ニハ當該地方團體經濟局ノ證明書ヲ添付スベシ。該證明書ニハ申請人ノ經營セル事業ノ種類ヲ記入シ、且ツ輸入ヲ要スル石油製品ノ量ガ申請人ノ事業ノ規模ニ相應セル旨ヲ明記スベキモノトス

工業又ハ農業會社ニシテ、定期的ニ石油製品ヲ輸入スルモノハ、現年度及次年度ニ於テ輸入セント欲スル製品ノ數量見算書ヲ組合大臣ニ提示スベシ

第十一條 業法第三條最終項ニ定ムル普通許可證ノ税金ハ、該許可證ノ下附前ニ、申請人ノ支拂フベキモノトス。

鑛油ノ工業的處理

第十二條 業法第四條ニ規定サレタル鑛油精製法ニ關スル免許ハ二十箇年以上ノ期間ヲ附スルコトヲ得ズ

免許ノ申請ニシテ、業法第一條ノ普通輸入許可證ヲ伴フ場合ハ該免許證中ニ普通許可證ヲ包括スルコトヲ得

石炭、褐炭、タール、瀝青岩、油頁岩ヨリ誘導サレタル油ノ變成、精製等ニ從事セントスルモノ又ハ潤滑油ノ再生若クハ礦油或ハ前記代用油ヨリ各種混合油ノ製造ニ著手セントスルモノハ、本規則ニ定メラレタル手續ニ從ヒ、業法第四條ノ免許ヲ申請スベシ

前項ニ於ケル免許ノ申請書ハ、公正書ニ記入シ、組合大臣ニ提出スベシ。

該申請書ニハ左記事項ヲ列記スベシ

- (a) 申請人ノ氏名及住所、申請人會社ナル場合ハ、會社定款及ノ規約ノ寫シヲ申請書ニ添附スベシ
- (b) 申請人ノ技術的能力及財政的機能
- (c) 事業ノ性質及行ハントスル精製法
- (d) 工場豫定地
- (e) 建築地所有者ノ氏名
- (f) 工場ヨリ最モ近距離ニアル鐵道、電車、或ハ家屋、學校、病院、國立記念碑、其ノ他業法第二十三條ノ安全規定中ニ掲ゲラレタル諸建築物ニ至ル距離。尙ホ海事局管轄區ノ境界又ハ排行河川、運河等ニ至ル工場ヨリノ距離。最後ニ各建築物及貯油タンクノ高サ
- (g) 毎年製油ノ爲メニ該工場ニ搬入サルル原油ノ品質及數量、出來得レバ供給元
- (h) 製造スベキ精製品ノ品質及數量
- (i) 前記貯油量ニ相當スル原油及石油製品ヲ貯藏スベキ倉庫ノ位置、所有主及形狀

(l) 輸入セント欲スル精製品ノ概略年額

(m) 製品ノ販賣方法及販賣機關

製油所ニシテ輸入及國產原油ヲ同時又ハ別箇ニ處理スル場合ハ、業法第八條ニ規定サレタル如ク兩種原油ノ單獨處理ヲ確實ニ實施スベキ手段方法ヲ明記スベシ

第十四條 前條ノ申請書ニハ、處理方法及狀態ヲ示ス技術的説明書或ハ設備費ノ見算ヲ含ム經濟的報告書、工場建設箇所ノ概略地圖及諸設備ノ圖面ヲ添付スベシ。技術的説明書ニハ、原油ヨリ得ベキ製品ノ豫想得率ヲ示スベシ

地圖、圖面及説明圖ハ組合省ノ指示ニ從ヒテ適當ナル寸法ニ作製シ該省ノ必要ト認ムル報告事項ヲ悉ク記入スベシ。免許申請書ハ報告書、地圖、圖面等ト共ニ各四通作製シ、内二通ハ公正書トスベシ

第十五條 設備ハ該會社ガイタリー國內ニ於ケル消費トシテ其ノ供給ヲ許サレタル精製品年産額ヨリモ少クトモ30%ノ過剰容量ヲ有セザルベカラズ。止ムヲ得ザル場合ヲ除キテハ、各月ノ生産量ハ、該會社ガイタリー國內消費トシテ其ノ市場供給ヲ許サレタル精製品年産額ノ十二分ノ一ニ相當スル常時生産額ノ半以下ニ下ルコトヲ得ズ

第十六條 業法第四條ノ免許ハ業法第十五條ニ依リ構成サレタル評議員會及業法第五條(a)項ニ規定サレタル最高國防委員會ノ意見ヲ徵シタル後、大藏大臣ノ同意ヲ得テ組合大臣省令ヲ以テ之ヲ下附ス。該免許ハ被免許人ガ文書ヲ以テ免許證ニ記入サレタル各事項ヲ承認スル旨ヲ正式ニ表明シタル後、始メテ法律上ノ全効力ヲ發生スルモノトス。上記全事項承認ノ表明ヲ接受シタル場合、組合省ハ之ヲ大藏省ニ通告ス

第十七條 業法第五條ニ依リ發行サルル免許證ニ關スル省令ニ記入サルベキ事項左ノ如シ

- (a) 免許ノ目的及期限
- (b) 被免許人ノ製油所ノ運轉ヲ開始スベキ期日
- (c) 被免許會社ノイタリー國內消費トシテ市場供給ヲ許サレタル各種精製品年額(國內市場用トシテ許サレタル製油所生産力)。
- (d) 業法第三條、g項及第五條c項ノ兩規定ニ基キ被免許人ノ要求スル保證事項

第十八條 製油用トシテ許可サレタル原油量、或ハ被免許人ガイタリー國內消費トシテ市場供給ヲ許サレタル精製品年額ノ修正ハ、新免許證ノ目的タルベキモノトス。該免許證ハ第一免許證ト同手續ニ依リ發行サルベキモノトス

第十九條 免許證ニ掲ゲラレタル精製設備及精製法ハ、豫メ主務官廳ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ、製油所ノ建設期間又ハ運轉期間中ノ孰レニ於テモ、被免許人ニ依リテ之ヲ變更サルルコトヲ得ズ

第二十條 被免許人ハ左記事項ヲ示ス特殊帳簿ヲ備フベキモノトス

- (a) 製油所=搬入サレタル原油ノ數量及品質。
- (b) 精製ヲ受ケタル原油ノ數量及品質。
- (c) 生産サレタル各種製品ノ數量及品質。
- (d) 製油所ヨリ搬出サレタル精製品ノ數量及品質。
- (e) タンク、貯油所及作業場内ニ貯藏サレタル原油及精製品ノ數量及品質。

前記會社ハ毎年末ニ至リ、主務官廳代表者ノ監督ノ許ニ、前記事項ノ年計精算表ヲ作製スベシ、該精算表(報告書)ハ三通作製サルベキモノトス。一通ハ組合省ニ、一通ハ大藏省ニ提出シ、他ノ一通ハ製油所ニ於テ保管スベシ。被免許人ハ又工場ニ納入サレタル原油及精製サレタル製品ノ分析試験、竝ニ製品得率ヲ記シタル帳簿ヲ保管スベシ。

第二十一條 礦油處理工場ノ一部若クハ附屬物タルタンク附又ハタンク無シ貯油所ノ制度ニ就テハ、以下第三章ノ規定ヲ之ニ適用ス

貯油所及給油所ノ免許

第二十二條 礦油、潤滑油及一般自動車用燃料ヲ貯藏スルタンク附又ハタンク無シ貯油所ノ建設又ハ經營ノ免許ヲ得ントスルモノハ、公正書ニ左記ノ事項ヲ記入シテ、組合省ニ申請ヲ爲スベシ

- (a) 免許申請人ノ氏名及住所。申請人會社ナル場合ハ、法定代表者ノ氏名及住所。
- (b) 免許申請ノ目的。
- (c) 申請人ノ設備ヲ建設セントスル場所。
- (d) 各タンクノ容量(立方米)形狀及用途。
- (e) 申請人ガ構詰トシテ、倉庫、建築物、納屋等ニ貯藏セントスル各石油製品ノ量(立方米)。
- (f) 工場建築豫定地ノ所有者又ハ管理者ノ氏名。
- (g) 建築物ノ構造及安全保證計畫。
- (h) 工場ヨリ最モ近距離ニ在ル鐵道又ハ電車、家屋、竝ニ海事管轄區域境界又ハ排行河川及運河ヘノ距離。各建築物及タンクノ高サヲモ記入スベキモノトス。

貯油所ノ建築ニ使用サルベキ機械及材料ノイタリー製ナリヤ外國製ナリヤヲモ詳記スベシ
海岸貯油所(海岸終端)建設ノ免許ヲ得ントスル申請書ニハ、技術的説明報告書ト共ニ、組合省ノ指示ニ從ヒ、適當ナル寸法ニ作製サレタル一般ノ配置圖竝ニ説明書ヲ添付スベシ

内地貯油所建設ノ免許ヲ得ントスルモノハ、申請書ニ左記ノ書類ヲ添付シテ提出スベシ

- (一) 技術的概要報告書
- (二) 設備ノ平面圖及貯油所建設豫定地ト其ノ環境ヲ明示セル地圖、自動車用燃料自動配給所(給油所)設備ノ免許申請書ニハ、本條(a)(b)(c)(d)(f)各項ニ掲ゲタル事項ノ外、最寄ノ自動車用燃料配給所ト豫定配給所トノ距離ヲ示スベシ。自動ポンプノイタリー製ナリヤ外國製ナリ

ヤヲモ併セ記入スベシ

海岸及内地貯油所建設ノ免許申請書、報告書及圖面ハ各三通作製シ、内二通ハ必ズ公正書トナスベシ

自動燃料配給所(給油所)建設申請書ハ一通作製スベシ

第二十三條 タンク付又ハタンク無シ貯油所又ハ自動給油所ノ建設又ハ運轉免許ハ業法第十五條ニ依リ構成サレタル評議員會、又必要アル場合ハ最高國防委員會ノ承認ヲ經タル旨ヲ大藏大臣ニ報告シタル後、其ノ同意ヲ得テ、組合大臣省令ヲ以テ之ヲ下附ス

免許ノ期間ハ前記省令中ニ指定サルベキモノニシテ、該省令中ニハ被免許人ガ其ノ貯油所又ハ給油所ノ作業ヲ開始スベク期日ヲモ規定スベキモノトス

免許ハ其ノ關係會社ガ文書ヲ以テ免許證中ニ含マレタル全事項ヲ正式ニ承認スル旨表明シタル後、始メテ法律上ノ全效力ヲ發生スルモノトス

組合省ニ限リ、其ノ目的ノ如何ニ拘ラズ、貯油所又ハ給油所ノ建設ニ對シテ暫定的許可證下附ノ權限ヲ有スルモノトス

第二十四條 石油製品ヲ貯フベキタンクノ容量ハ、該タンクノ幾何學的容積ニ依ツテ算定ス。貯油所ノ容量ハ、所藏石油製品ノ如何ヲ問ハズ、所内各種タンクノ幾何學的容積(總和)ニ、樽其ノ他容器ニ貯藏スルコトヲ許サレタル石油製品ノ最大量——立方米ニテ計算シタル——ヲ加算シテ決定ス

業法第二十三條ノ安全保證規定ハ、貯油所ノ可能容量ヲ決定スル爲ニ適用サルベキモノトス

免許證中ニ明記サレタルタンクノ容量ト、該タンクノ實測ニヨリ判明セル實際容量トノ間ノ4% (十又ハ一)以下ノ誤差ハ默許サルモノトス

第二十五條 貯油所ハ被免許人若クハ其ノ指定代理人ニ依ツテ作業サルベキモノトス

被免許人ハ其ノ貯油所ヲ貸與スルコトヲ得、但シ其ノ場合ハ豫メ主務官廳ノ許可ヲ受クベシ。被免許人ハ自動燃料配給所(給油所)ヲ第三者ニ貸與スルコトヲ得。但シ何レノ場合ニ於テモ、貯油所竝ニ自動車燃料自動配給所(給油所)ノ免許證ニ含マレタル總テノ義務ニ對シテハ、被免許人其ノ責ニ任ズルモノトス

第二十六條 タンク付又ハタンク無シ自動車燃料、燃料油及潤滑油貯油所ニシテ、5立方米未満ノ容量ヲ有シ、且ツ業法第二十三條ノ安全保證規定ニ特ニ明記ナキモノハ、業法第十一條ニ依ル免許申請ヲ要セス

第二十七條 自家用、農業用及工業用貯油所ニシテ、25立方米以上ノ容量ヲ有スルモノノ建設及作業ハ、本規則中ニ定メラレタル手續ヲ要シ、免許證ニ記入サルベキ條項モ又本規則ニ準ズ

自家用、農業用及工業用自動給油所ノ建設ハ、該給油所ニシテ工場又ハ建築物内ノ私有地、若ハ申

請人ノ私有地内ニ建設サレ、官有地ヨリ適當ナル距離ニ在リ、且自動車燃料ヲ第三者ニ無償又ハ有料ニテ譲與セザル限リ、許可サルモノトス

自動給油所ハ、特別國庫補助ヲ享有セル農業用著色石油及著色残渣用トシテ使用スルコト能ハズ農業用及工業用石油製品貯藏所若ハ自動車燃料自動供給所ノ免許ヲ得ント欲スレバ、申請人ハ地方團體經濟局(従前ノ商業會議所)ノ證明書ヲ得テ、石油製品ヲ使用スベキ事業ハ自己ノ會計及名義ニ依リ經營スルモノナルコトヲ立證スベシ。申請人ハ又該事業ノ平均消費量ガ、免許ヲ要スル貯油所ノ容量ニ相應セル旨ヲモ立證スベシ

第二十八條 貯油所及給油所ノ被免許人ハ、主務官廳ヨリ認可ヲ得ルニ非ザレバ、其ノタンクノ免許ヲ與ヘラレタル石油製品以外ノモノニ使用スルコトヲ得ズ。被免許人ハ、豫メ主務官廳ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ、如何ナル方法ニヨリテモ、許可サレタル計畫ヲ變更スルコトヲ許サレズ

第二十九條 5立方米以上ノタンクヲ有スル給油所ハ、貯油所規定ニ從フモノトス。二聯式ポンプヲ有スル給油所ハ、兩タンクノ合計容量ガ105立方メートルヲ超ユル場合ニ限リ、貯油所規定ニ從フベキモノトス

第三十條 業法第十一條ニ依リ下附サレタル免許證ハ、商取引及一般小賣ニ就テ規定セル一九二六年十二月十六日勅令第二、一七四號ニ依リ許可證ニ代用スルコトヲ得ズ、又地方規則ニ依リ定メラレタル許可證ニ代用スルコトヲ得ズ

但シ該免許ノ名義人ニシテ、要求サレタル保證金ヲ納メ且安全規定ヲ履行セル場合ハ、前記許可證ノ下附ヲ受クルコトヲ得。逆ニ後者ノ許可證ハ、組合省ノ免許ヲ得タルモノノミニ下附サルベキモノニシテ、組合省ノ許諾ナクシテ取消サルルコトナシ

第三十一條 業法第二十三條ノ安全規定ニ依リ申告書ノ受理ニ當ル官公廳ハ三箇月毎ニ組合省ノ免許ヲ有セザル貯油所ノ表ヲ、地方廳ヲ經テ、組合省ニ提出スルモノトス

前記諸章ニ適用サルベキ規定

第三十二條 業法第四及十一條ニ依リ輸入許可證並ニ免許證ニハ、豫備トシテ保留サルベキ給油量ヲ規定サルベキモノトス。貯油所ノ被免許人ハ常ニ該貯油所容量ノ30%ヲ下ラザル貯油量ヲ保有スベキ義務ヲ有ス。組合省ノ必要ト認メタル場合ハ該豫備量ハ容量ノ50%迄増加サルルコトアルベシ

第三十三條 前條ニ掲ゲラレタル豫備量ハ、普通許可證ノ日附ヨリ、若ハ製油所又ハ貯油所ノ作業開始日ヨリ六箇月以内ニ充足セラルベキモノトス。該豫備ハ少クとも毎月六分ノ一宛ノ割合ヲ以テ蓄積サルベシ

第三十四條 輸入許可證名義人及製油所又ハ貯油所被免許人ニシテ、許可又ハ免許ノ繼續不能トナリタルモノハ——許可又ハ免許ノ滿期後ニ於テ——前記豫備貯油ヲ精製シ市場ニ供給スルコト

ヲ得

第三十五條 業法第三條(c)ニ規定シ、第五條(c)及第十二條(f)ニ再記サレタル報告及資料ハ組合省ノ發スル指令ニ從ヒ、同省ニ提出スベシ

第三十六條 石油製品ノ工業的處理ヲナスベキ製油所、又ハ貯油所並ニ石油及自動車燃料給油所ノ建設及作業ノ免許證ニ示サレタル義務及規定ノ履行ヲ監督スル爲メ、各擔當任務ヲ帶ビタル關係諸官省ノ官吏ヲ派遣スルモノトス

該監督ヲ命ゼラレタル官吏ニシテ、業法並ニ本規則ニ含マレタル條項ニ背キ又ハ從ハザルモノヲ認メタル場合ハ組合省ニ申告シ、業法第十七及二十一條ニ依リ處分ヲ促スベシ

現行關稅法規ヲ離レ、且ツ税金及營業稅ノ徵收ヲ確保スル爲メ行ハルル製油所及貯油所ノ財政検査規定ノ如何ニ拘ラズ、組合省ハ國庫ノ利益ヲ擁護スル爲メ必要ト認メタル諸般ノ注意事項ヲ規定スベキ權限ヲ有スルモノトス

第三十七條 製油所又ハ貯油所ノ被免許人ハ、本社又ハ支社ニ於テ從業セル經營者、技術者及労働者ノ氏名、及各人ノ國籍並ニ職務ヲ記シタル名簿ヲ保管スベシ。被免許人ハ組合省ノ要求アリタル場合並ニ定期的ニ該省ニ對シ同社ノ技術、經營及労働從業者ニ關スル諸他ノ報告ヲ添ヘ該名簿ノ寫ヲ提出スベシ

第三十八條 普通輸入許可證ノ名義人及業法第四及十一條ノ被免許人ハ組合省ノ指定セル官營及公益事業ニ對シ、給油ノ優先權ヲ與フル義務ヲ有スルモノトス。必要アル場合ハ關係各大臣ノ同意ヲ得テ、組合省令ヲ以テ該事業ヲ指定スルコトアルベシ。斯ル場合組合省ハ給油優先權ニ關スル指令ヲ履行スベキ普通許可證名義人及被免許人ハ該省令ヲ送達スルモノトス。斯クシテ讓渡サルベキ製品ハ當時ノ市價ニ準ジテ評價サルベキモノトス

第三十九條 特定産地ノ石油及其ノ製品ノ輸入精製及貯藏ニ關スル政府ノ強制徵發命令ヲ確實ニ實施スル爲メ、組合省ハ——一般的手段トシテ且ツ一齊ニ——原油、残渣油及精製品ノ普通許可證名義人ニ對シ、直接又ハ其ノ目的ヲ以テ組織サルベキ機關ヲ通ジテ間接ニ、其ノ輸入量ニ比例シテ一定量ノ該製品ノ徵發ヲ命ズルコトヲ得。前項ノ命令ヲ始メテ適用スル際主務官廳ハ關係社ニ對シ適宜告示ヲ與フルモノトス。該製品ノ讓渡價格ハ同一又ハ類似規格ヲ有スル製品ノ世界的價格ニ依ツテ決定スベキモノトス

第四十條 業法第二、四及十一條ニ依リ許可又ハ免許ハ豫メ組合省及大藏省ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ轉讓スルコトヲ得ズ

第四十一條 業法第四及十一條ノ被免許人ハ省令ヲ以テ適宜指定サルベキ官吏ニ依リ検査、試験ヲ確實ニ終了スルニ非ザレバ、其ノ設備ノ運轉ヲ開始スルコトヲ得ズ。業法第四及十一條ニ依リ免許ノ詳細ヲ記入シタル検査及試験調書ノ寫ハ検査及試験ヲ實施シタル官吏ヨリ組合省ニ送附ス

ベキモノトス

最高国防委員會ニシテ陸軍當局ノ検査立合ヲ必要ト認ムル場合ハ適當ナル時期ニ該當局ニ申達スベキモノトス

第四十二條 第四及十一條ニ依ル設備ノ被免許人ハ組合省ノ許可ナクシテ該設備ノ作業ヲ中止スルコトヲ得ズ。

第四十三條 製油所又ハ石油製品、潤滑油及各種自動車燃料用タンク、或ハ業法第十九條ニ規定サレタル自動給油所ノ建設ニ要スル公有又ハ私有地ノ占有期間ハ、業法第四及十一條ニ基キ許可官廳ヨリ許可證ニ與ヘラレタル期限ト同一トス。海事局管轄區域内ノ土地ニ建設サルベキ設備ノ免許期間ハ、逕信省ノ同意ヲ得テ組合省之ヲ定ム

第四十四條 石油製品及自動車燃料ノ製油所及貯油所ハ海岸若ハ内地何レノモノヲモ含ム。海事局管轄下ノ土地内ニ建設サレ又ハ一部分タリトモ海事局管轄區域ノ境界ニ跨ガレル場合ハ、該製油所及貯油所ハ海事局管轄區域内ノモノト見做ス。海事局管轄區域外ニシテ、排行河川又ハ運河ニ面セル沿岸市町村内ニ建設サレ、且ツ液状石油製品積載、搬出用ノ固定又ハ移動パイプ・ラインニ依リ該海洋、河川又ハ運河ト聯絡サルモ亦海事局管轄區域内ノモノト見做ス
其ノ他ノ石油製品及自動車燃料ノ製油所及貯油所ハ總テ内地ノモノト見做ス

第四十五條 前條ノ海岸製油所及貯油所ノ建設及運轉、竝ニ内地製油所及貯油所ト航行用海洋、河川、運河トヲ連絡スル固定及移動パイプ・ラインノ敷設及作業ニ關スル主務官廳ノ規定ハ、商船法規ニ準ズベキモノトス

第四十六條 製油所、貯油所及自動車燃料給油所ノ免許申請書ヲ豫メ檢閲シタル後、組合省ハ、法律又ハ規則ニ從ヒテ承認ヲ與ヘ又ハ裁可ヲナスベキ行政官廳若ハ主務當局ニ對シ、該申請書寫本一通ヲ送達スルモノトス

申請ニシテ固定又ハ移動パイプ・ラインニ依ル内地製油所又ハ貯油所ト海洋、河川、運河(排行用)トノ連絡關係アル場合ハ、前項ノ如ク免許ノ目的ヲ附記シタル申請書寫本一通ヲ逕信省ニ提出シテ其ノ認可ヲ受クベシ。該行政官廳及主務當局ハ一箇月以内ニ各件ニ關スル裁決ヲ組合省ニ通告スベキモノトス。市長ハ設備ノ建設サルベキ位置、竝ニ其ノ土地ノ治安及市有地占有上ニ於ケル萬一ノ場合ヲ考慮シテ裁決ヲ爲スベシ。却下ノ際ハ其ノ理由ヲ具申スベシ

第四十七條 報告書類(製油所、貯油所及給油所建設免許申請書ニ關スル照會、調査)ノ費用ハ申請人ニ於テ、又各種ノ査定、検査ニ關スルモノハ被免許人ニ於テ支辨スベキモノトス

第四十八條 石油製品ノ製油所又ハ貯油所ノ建設計畫ヲ檢討スル爲他人ノ土地ニ入ルヲ要シ、然モ該地所有者ノ許可ヲ得ル與ハザル場合ハ、組合省ノ承認ヲ經タル後、地方廳ニ依リ許可サルルコトヲ得ベシ

該許可ヲ受ケタルモノハ、土地所有者ニ對シテ能フ限り損害ヲ及ボサザル方法ニ依ツテ之ヲ使用スルコトヲ得。但シ生ジタル損害ニ對シテハ多少ニ不拘賠償ノ義務ヲ有スルモノトス

第四十九條 業法第十五條ニ依ル評議員會ノ議決ハ絕對多數決ニ依ル。贊否同數ノ場合ハ會長又ハ議長之ヲ裁決ス

第五十條 業法第二、四及十一條ノ規定ハ、政府官省ニ對シテハ適用セザルモノトス。但シ該官省ハ毎月其ノ作業セル設備ノ生産記録ヲ、又毎半期ニ其ノ關係セルタンク付石油製品貯油所及給油所ノ表ヲ組合省ニ提出スベキモノトス

第五十一條 業法第四及十一條ニ依ル免許期限満了ノ際ハ、免許證ニ特ニ明示ナキ限り、被免許人ハ設備所在地ノ官廳ニ依リ定メラレタル期間内ニ、所定ノ方法ニ從ヒ、公有及官有地ヲ返却スベキ義務ヲ有スルモノトス

第五十二條 被免許人ノ違反又ハ不履行ノ爲、業法第四及十一條ニ依ル免許ノ取消サレタル場合ハ、取消告知書中特ニ命令ナキ限り、即時ニ該設備ノ作業ヲ中止スベキモノトス。該取消ハ業法第十八條第二項ノ許可及認可ノ取消ニモ及ブ。逆ニ該許可及認可ノ無効又ハ取消ハ、業法第四及十一條ニ規定サレタル免許ガ事實上無効トナリタル後始メテ效力ヲ生ズ。但シ保安上重要緊急ナル理由又ハ公益上事由アル際ハ、主務官廳ハ直チニ設備作業ノ中止ヲ、又必要アル際ハタンクノ放出ヲ命ジ組合省ニ對シテ、該省ノ採ルベキ必要ナル手段方法ヲ申告スルコトヲ得

一般的及臨時的處置

第五十三條 業法第一章ノ鑛油輸入許可制度ハ一九三五年一月一日ヨリ實施サルルモノトス

第五十四條 一九三五年一月一日ヨリ實施サルル普通輸入許可申請書ハ伊太利國官報ニ本規則ノ發表サレテヨリ六十日以内ニ返信受理書ヲ添ヘ書留便ヲ以テ組合省ニ送附スベシ

次年度以降ニ於テハ前項ノ許可證申請書ハ、申請人ノ輸入開始豫定期日ヨリ少クとも六箇月前ニ提出スベシ

第五十五條 鑛油、残渣油及ピ精製品ニ關スル現行關稅制度ノ實施期間中ハ、業法第七條ニ依ル設備ハ該規則中ニ定メラレタル調査ヲ受ケ、且ツ現行規則ニ依リ稅關ヲ通ジテ取出サレタル製品ニ課スベキ販賣稅及附加稅ノ適用ヲ受クル爲メ、財政監督ヲ受クベキモノトス

(日本動力協會々報動力三八號(昭和十年十月)ニ據ル)

ス ペ イ ン

世界に於ける石油資源に恵まれない諸國は從來殆ど洩れなく英米二大資本團の専横に悩んで居た。處が最近之等諸國も目醒むる處があつて漸く英米資本團に對抗して確乎たる石油對策を講じて供給上の不安を一掃しようとする傾向が濃厚になりつゝある。此の自衛とも云ふべき石油對策中大體二つの行き方がある。一つは佛蘭西を例とする輸入統制政策であり、一つはスペインを範とする專賣制政策である。即ち前者を執るものに伊太利、日本等があり、後者に倣はんとするものにメキシコ、チリ、コスタリカ等の諸國がある。

專賣制實施を見る迄の経緯

従來スペインには自國産油及製油に對して何等見るべきものがなかつたので英、佛、米及自國資本に基く約20の石油会社に依り自由競争市場化されて居た。而も之等石油會社中、二大資本團即ちNew JerseyのStandard社及Shell團の勢力は非常なもので國內市場は殆ど其の意の儘に擾亂されて居て一般需要者の蒙むる迷惑は甚だしいものがあつた。そこで斯る状態から脱却して國民の迷惑を一掃する必要を感じたスペイン政府は二大トラストに代る確乎たる石油供給源を求めんとし、先づ其の第一歩として國內油田の開發を行はんとした。即ち時の皇帝 Alfonso 十三世は1922年12月1日附の勅令を以て鑛業法を改正し國內石油資源探査に従事せる石油会社に對し、申請に依り5箇年間課税並に其の必要とする装置、材料の輸入關稅を免除するの規定を設けた。之は云ふ迄もなく國內産油獎勵の爲設けられたものであり、之に依り石油業者に數千磅の支出を節約し得しむると共に、一方では石油企業に對する外國資本優遇の方針をも示したものであると云はれる。此の結果英、米、佛資本に依る國內試掘事業は極めて活潑となり1923年始には試掘鑛區數146面積61,000,000 陌であつたものが1924年の半には試掘鑛區數206面積106,000,000 陌に急増した。

一方又政府は陸海軍用石油供給を目的として國內油田の探査に當らしめる爲に其の庇護の下にシンジケートを設立し各官廳をして之の援助を爲さしめた。(尤も該シンジケートは政府より何等優先的乃至は獨占的權利を賦與されて居なかつた)

斯くして國內に於ける石油資源探査は官民一致の形で促進されたが其の結果は僅かのガス井の發見があつた丈で油井として成功したものは全くなかつた。従つて政府の企圖した石油供給源を國內に求むる事は全く失敗に歸した譯である。そこで政府は新なる燃料供給對策を練る爲に1925年1月16日附の勅令を以て液體燃料委員會を設置し、更に1926年1月8日には同委員會の提案に基いて設置される事になつた國家燃料協議會に關する勅令の發布があつた。此の協議會は内閣直屬機關として委員25名から成り内13名は燃料關係各省より、他は鑛山省、國民經濟評議會、陸軍及海軍

代表者並に商務、勞働、財務、社會各省代表者より任命されて居た。内部は(1)固體燃料部、(2)液體燃料部、(3)商業部、(4)燃料變成及利用部の4部に分れ一般國家燃料問題即ち其の生産消費配給に關する諸問題の解決に適切なる對策の研究並に政府に對する提案作成の外燃料關係事業の管理機能をも賦與されて居た。此の内特に重視さるべき液體燃料に對する職務を挙げれば次の如きものであつた。

- (1) 國內石油業發展の爲國家の採るべき方策の提示
- (2) 國內産業特に陸海軍其他官廳用石油需要に對し出來得る限りの國産油供給を保證する事
- (3) 自動車、航空機其他用としてアルコール其他植物性液體燃料を利用する計畫を立案する事
- (4) 液體燃料の運搬に付適切なる意見の提示
- (5) 國內の試掘實施に關する一般方針の樹立
- (6) 石油の運搬、貯藏及配給の安定の爲原油及其の製品の輸入に對し適切なる方策の提示

斯の如くして國家燃料協議會が生れたが、之を期として政府の石油業關與の方針は急激なる轉換を見せるに至り1927年6月には遂に政府は石油業國家獨占を宣言するに至つた。

專賣制の採用

此の專賣制に關する勅令は1927年6月28日附を以て發布せられ原油及石油製品の輸入、精製、配給及販賣の各業務を國家が獨占するの原則を定め其の實施の爲大體次の如き規定を設けて居る。

- (1) 原油及製品取扱の爲現存設備の擴張若くは新設する事は之を禁止する
- (2) 現在國內に於て操業中の内國人及外國人經營に係る石油會社の所有物中石油業國家獨占到必要な會社資産は其の有償讓渡を強制する。之と共に不必要な附屬及補助的の資産に對しては其の讓渡拒否の權限を保留する。尙現在の在荷及各社の暖簾の讓渡に關しては何等の意思表示をもなされて居ないのである
- (3) 讓渡資産に對する賠償の相手方がスペイン人の會社である場合は其の賠償を現金で支拂ふか或は獨占機關の株式を以て與へるかに付、何れかを選択するの自由を與へる
- (4) 外國人に對しては獨占機關への參加を拒否する
- (5) 國家は獨占管理の權利を1927年9月1日を以て受託希望者に競争入札に依り之を委託する。此の利權は20箇年を期限とし其の期限満了と共に無條件で之を取消す
- (6) 利權受託者の投資すべき金額は125,000,000 ペセタス(當時の爲替相場で約21,250,000 弗)を以て最少限とする。而も該金額は政府に對する設立者報償株式30%を含めて全額拂込たる事を要する
- (7) 株式は均一に配當を受くべきものとする

(8) 利権受託者は利益の一定率を國家に納付する義務を負ふ

以上に依り專賣制の發表を見たが上記の利権受託者は上掲の獨占業務遂行の外尙次の如き任務を有して居る。

即ち「凡ゆる鑛油の製造、油頁岩、褐炭の開発、石油運搬用油槽船隊の所有、國外石油利権の獲得、國內生産アルコールの利用等」が之である。

專賣制を施行した理由

斯の如くスペイン政府が勅令を發布して石油業專賣制を採用するに至つた事は種々の關係にも依らうが大體次の如き理由に基くものと看られて居る。

(1) 石油供給源の確保—從來スペインの石油市場は外國石油會社特に英米兩トラストの手にあつた。而も國內には産油が殆ど絶望視されたので國內需要に對する供給は極めて不安定であつた。そこで專賣制を施行してスペインの石油市場を外國人の手から解放してスペイン人の手中に之を收めて石油供給上の不安を一掃したのである。

(2) 歳入の増大—當時の財政状態から云つて歳入の増大が極めて必要であつたが、偶々此の石油業國家獨占が極めて此の目的に適當して居た。即ちスペインの如く關稅に依つて保護すべき國內採油業も無く又保護關稅に基いて發展せしめ得る丈の基礎を備へた國內製油業も無い國では石油關稅は收入關稅の範圍を出でないのである。然るに固定的性質を有する關稅制度の財源としての價值に付ては其の收入不安定なる點及金額の點に於て不満が感じられた。然し收入を増加せしむる爲に關稅を高くする事も、國內に保護すべき石油業の無いスペインとしては其の増徴を正當化する理由の發見に苦しまねばならなかつた。又假りに關稅を増徴したとしても之に依る國內消費者への負擔の點に付ても考へを及さねばならないし、實際に於て關稅増徴は對外關係其他で其の實施は極めて困難であつた。そこで行詰つた關稅政策を打破する爲石油業を國家獨占到すれば下記(3)、(4)の如き利益も期待し得る。而も消費者に對して負擔を増大せしむる事なく專賣に依り關稅收入以上の安定的財源を得られるものと確信したのである。

(3) 外國系會社に依り國外に持去られた利益の回收

(4) 國內業務の合理化に依つて節約し得べき利益、即ち專賣に依つて各種の合理化を徹底し經費を節約し重複設備を整理すると共に必要な擴張を行ひ消費者に低廉な石油を供給し且專賣事業其のものゝ利益を増加せんとするのである。

(5) 製品の販賣をスペイン人の手に收め得たら其の輸送もスペインの油槽船に依る方が望ましく、更に製品輸入よりも原油輸入に依る國內製品製造が望ましい事は贅言を要しない。そこで將來は製油所建設から更に進んで油井及油田獲得に迄力を及ぼさんとするものである。

專賣制に對する反對とソ聯邦

以上の如き抱負を持つて專賣制は布告されたが、之に對し國の内外から猛烈な反對が起つた。其の反對の理由としては何れも殆ど專賣制施行の裏面に絡るソ聯邦の策動を擧げて居る。實際スペインの如き弱力國が英米兩トラストを向ふに廻して敢然と石油專賣制を布いた態度は驚歎すべき事と云はねばならぬ。然し乍ら斯の如く實行するには相當の用意即ち英米兩トラストに代はる供給源から供給を受ける暗約がなければならぬ。此の意味に於て最も對象者と見られ易いのはソ聯邦である。事は云ふ迄もない。其の點に關して當時の Oil and Gas Journal は次の如く述べて居る。「曩にソ聯邦政府は佛蘭西及スペイン政府と或種の契約を結び之に依り露油の獨占的販賣を行はんとする運動を進めつゝある事を報じた。處が此の事實はスペインの專賣制と重大な關聯を有するもので、此の事實を知つてこそ、スペイン石油專賣計畫が少額資金に依つても具體化し得る事が察せられる。即ちスペインでは石油業專賣制に對して從來同國石油業に従事して居た外國人の参加を拒み乍ら一方では專賣會社に 125,000,000 ペセスタと云ふ莫大な拂込資本を要求して居る。然るに斯の如き投資はスペインの財政状態では外國資本の援助を受けない限り得られまい。従つて石油業國家獨占も資金の點から實行不能に陥るだらうと云ふのが一般の批評であるが、之を更に前記のソ聯邦の策動事實と併せ考へれば之が全く皮相の觀察に外ならない事を知られよう。即ち專賣制は少額資金に依つても次の如くして行ひ得る。

先づ第一に國內石油配給機關を沒收する。さうすると外國系會社は賠償要求の爲各々自國政府を通じて訴訟を行はねばならぬ。而も之は長期に亙る外交交渉を経て始めて解決されるものである。處が其の間スペイン政府は沒收機關を利用して露油の供給を受けるので國內供給に何等不安を與ないで済むのである。此の露油供給に付重大な事は、供給される露油は其の賣上げ金からスペインのへ獨占機關の財政を賄つた後支拂はれると云ふ條件で輸入される事である。従つて 125,000,000 ペセスタの如き巨額な拂込資本は殆ど其の直接の用途を失ふ譯で、專賣制は小額資金に依つて遂行し得るのである」と云ふのである。

專賣制に對する外國會社の反對は英米兩トラストは勿論として佛蘭西の反對も相當強かつた。米國會社は「專賣制が現在の同國石油業者及金融業者と何等協議する事なく採用される事になつた事と、之に依りソ聯邦が其の利益の享受に與る事」を批難した。然し米國側では入札期日たる 9 月 1 日に至つても入札希望者無く專賣制は結局自然消滅の外ないものと見て居たのである。佛蘭西が反對したのは一に其の投資に係る Arnus 銀行及 Petroleos Porto-Pi 會社の處置に關してである。此の Arnus 銀行は 1925 年に露西亞ナフサ・シンジケートとの間に契約を結んでスペインに於ける露油供給權を得たのであるが後此の權利を其の投資會社である Petroleos Porto-Pi に讓渡した。處がスベ

インに石油業國家獨占の議が起きたので Petroleos Porto-Pi はスペイン政府に1箇年80,000,000 ペセタスを提供する事を條件として專賣權の獲得方を請求し一時契約成立が傳へられたのであるが結局之は實現されなかつた。即ち露油は Petroleos Porto-Pi との契約を無視して直接新專賣權會社に供給される事となつたのである。此の事は佛蘭西のスペイン石油利權に對する態度を著しく硬化せしむる事となり、後には Arnus 銀行及 Petroleos Porto-Pi 對露西亞ナフサ、シンジケート及スペイン石油獨占利權會社間の訴訟問題となり係争は1931年迄續けられたのである。

專賣利權に對する入札とカンブサの成立

石油業專賣制に關する勅令に基いた專賣利權受託者の入札は1927年9月1日に行はれたが、其の應募者は次の如きものである。

1 Banco Espanol de Credito, Banco Hispano Americano, Banco Vrguijo, Banco de Viscaya, Banco de Bilbas, Banco Hispanol Colonial, Banco de Catalina 等37行を含む銀行團

應募條件—出資額約8,625,000磅、内約2,415,000磅は優先株債券其他保證金として政府の保有に充當する。

2 Banco Arnus

應募條件—出資額約6,900,000磅、内約1,725,000磅を政府に提供する。ソ聯邦政府との協定に依つてスペイン所要石油の70%をソ聯邦より輸入する事を希望し、ソ聯邦政府は其の交換條件としてスペイン物産のソ聯邦輸入權を賦與する。

3 Banco Central

應募條件—出資額5,175,000磅、内約1,725,000磅を政府に提供する。米國石油生産者との間に契約があつて現在の揮發油價額を低下せしむる事を得ると稱す。

4 Compania Trans-Mediterrannia (Standard 及 Royal Dutch の二大資本團竝に Sociedad Petrolifera Espanola の合同したもの、如くである)

應募條件—世界5箇所の異つた地域から石油の供給を仰ぐ用意があると云ふ。

斯くして開票が行はれたが結局該利權は Banco Espanol de Credito 其他37の銀行團の手に落ちた。そこで之等の銀行團は直ちに資本金195,000,000ペセタスで純然たるスペイン會社 Compania Arrendataria del Monopolio de Petroleos S. A. (通稱 Campsa) を設立し45,000,000ペセタスの株式を專賣利權の代償として政府に提供したのである。

此の新設會社に對し米國業者は次の如き觀察を下して居る。

「該銀行團は何等石油を持つて居る譯でもなく販賣機關或は大規模な石油取扱設備を有するものでもないし石油業に對する經驗さへ有して居ない。従つて新會社は其の所要石油をソ聯邦或は米國

の獨立産油業者(大資本國に屬しないもの)の何れかより購入しなければならぬが、其の何れもがスペイン内に満足に供給し得る餘力がない。例へばスペインでは1926年に約78,480,000ガロンの石油輸入を必要としたが之の量の輸入は容易な事でない。従つて新會社が假りに供給し得たとしても油價は必然引上げられ、其の結果國民の不滿と專賣其のもの、破滅を招くのみである」と云ふのである。

斯の如く新設會社に對する外國側の批評は悲觀的であつたに拘らず新設會社は著々と石油供給業務開始の準備を進めて居つた。即ち1927年11月には Petroleum Export Cooperation との間に米國原油及製品の5箇年間に互る輸入契約を結び、更に露西亞ナフサ・シンジケートとの間に3年或は5年に互つて年100,000噸の石油供給を受ける事に成功した。斯くして準備整ふと共に翌1928年1月1日には既存企業の工場設備を沒收して遂に專賣業務を開始するに至つた。

沒收資産に對する賠償問題

Campsa の設立を見ると共に既存企業所屬の資産に對する賠償査定も開始せられた。然し乍ら既存業者の資金は總て賠償を受くるものではない。即ち從來國內配給設備中には販賣競争の爲重複したものが多かつた。従つて專賣制の實施と共に Campsa に繼承利用されるもの、外は悉く廢物同様の譯である。而も專賣化の勅令に於ては舊設備の利用に付何等内外人の區別を設けて居ないが事實としてスペイン會社に優先權を與へる様な傾向があつた爲外國系會社には極めて不利であつた。加ふるに此種有形の資産に付ては曲りなりにも報酬査定が行はれたが既設會社に最も重大なる影響を與ふべき暖簾に對して何等の顧慮をも拂はれなかつた事である。即ち既存會社では工場又は設備は暖簾の下に操業するものであり、暖簾があつて始めて其の存在の意義がある。従つて暖簾は會社の生命であり工場及設備は單なる道具に過ぎないから專賣制施行に依る既存會社の眞の損害は工場設備の沒收ではなく、會社が時間、資本及熟練を投じて獲得した無形資産たる暖簾の奪略であると云はれて居る。兎に角此の賠償査定は種々の困難な問題に逢著して居るが大體次の如き手續の下に行はれた。

先づ各社の在品調査は8箇の區分委員會に委託されるのである。然し乍ら此等の委員は現場で其の所有者と價値に付て評議する事なく個々に評價するので委員、委員に依つて非常な相違があつたし所有各社をして満足せしむる事も少なかつた。そこで評價は更に特別審判委員會に附託された。此の委員會はスペイン官吏3名、專賣會社代表1名及賠償査定を受くる會社の代表1名、計5名から成るものであつた。該委員會の審判に際しては先づ區分委員及專賣會社代表に依り定められた2種の評價が提出される。特に專賣會社代表の評價は極めて低位に評價されたものなのである。此の2種の評價に基いて委員長が決定するのであるが結局此の2種の評價の何れよりも少く普通區分委員

提出の評価と40%位の開きを以て評価されるのである。尤も賠償を受ける 會社側代表者の説明も許可されるが所詮4對1の投票で採決されるので何等其の効がなかつた。

以上の如き審判手続は大體1928年2月に行はれたのであるが間も無く外國會社側は此種審判が全く無意味な事を知つて審判委員會に其の代表者を送る事を拒絶するに至つた。斯くして事件はスペイン對諸外國の外交問題に迄進展した。其の結果諸外國の干渉が始まり結局政府も妥協を宣言するに至り外國會社側でも各、自國外務省の勸告に従つて再び 審判委員會に代表者を送る事となつた。

再審の結果は Standard 社に對しては20,000,000ペセタス、Shell系のCompania Petroliferaに對しては約30,000,000ペセタスの賠償金が決定された。而も前者は Standard 社が直接スペインで所有した工場及業務に付て賠償を受けたもので無く Standard 社が Paris の一銀行と共同した Industrias Babel y Nervion の權利に對する報償額と推測されるのである。後者は其の工場設備に對する賠償が約92%と見られ残りが暖簾及商業上の損失に對する賠償と察せられる。此の暖簾に對する賠償の少い事では上記 Industrias Babel y Nervion の場合に於ても同様である。

以上の如く外國系會社の賠償に付ては種々の問題が起きたが、スペイン系會社(7社)に對する賠償は之と異つて居た。即ち彼等は外國會社の如く後押となつてスペイン政府に干渉する外務省を有しなかつたので唯々として政府の指揮に従ひ過少評價に甘じた。否さう云ふよりは寧ろ彼等は補償金の支拂上に於て有利な條件を提供されて居たから其の評価額20,000,000ペセタスに對して何等不平を述べなかつたのである。即ち彼等は當時既に40乃至45%のプレミアムの附て居た專賣會社の株式をパーで交付される事になつて居たからである。

專賣制度の変更

スペインの舊帝政々府は曩に述べたるが如き抱負を以て石油專賣制を施行し之を民間會社 Campsa に依託した。處が1931年に成立した新政權は前政府に依り創設された各種專賣制度の廢止を企圖し石油專賣も此の内に包含する旨が一時傳へられた。然し事實は新政權も石油專賣の効果を認めて之を存置するのみでなく、更に進んで之を純然たる官業とせんと企てた。即ち現政權は Campsa が民間會社である限り徹底的な石油統制に缺ける所があると云ふ見地から1931年12月スペイン議會に提出した官營化案に依つて Campsa を徐々に純然たる官營會社に移行せしめつゝある。同案に依れば其の官營化は1948年12月末日を以て完成する筈である。

1 舊政權時代の Campsa

舊政權存立當時の Campsa には政府側からも重役としての参加があつたが、實權は銀行團の手中にあつて次の如く經營されて居た。

即ち Campsa の全經費は國家に依つて支拂はれる。従つて本質的には Campsa は國家の利益と危

險を以て經營される一委託會社に過ぎない。然し實際には會社は輸入から代金回収全部を自ら司つて居て、全収入金から凡ての支出を控除し、収益を算出し國家へは政府納入金及配當を納付するのである。國家への納付金は毎月の定額納付金、臨時納付金及政府持株配當金の形式に依つて納付されるのである。而して會社は毎年全賣上代の4%のプレミアム及資本金總額(政府の持株を含む)に對する年5分の支拂保證附利息を受け、Campsa の収益が資本金總額の8%を超す場合は其の増加率に應じて變化する特定割合に依つて一般株主及政府に配當するのである。

2 Campsa の國有化

Campsa が經營の實權が民間にあつた時代は大體上記の如く經營されて居たが1931年4月革命政府が成るや石油專賣に對しては更に積極的態度を以て望む事となつた。即ち新政府の藏相 Señor Indalecio Prieto は自ら石油購入交渉の衝に當つて居たが同年12月10日に至りスペインの石油專賣制の唯一の缺點は統制の不徹底であるとし、之を是正するのは Campsa の官營化の一途のみであるとして Campsa 改造案を議會に提出して其の賛同を得たのである。^(註)

(註) 原案其の儘が議會を通過したかどうかは明でない。

該法案に依れば Campsa は以來次の諸機關に依つて經營される事になつたのである。

(1) 政府側重役3名、株主側2名から成る新重役會

之は從來 Campsa 業務遂行の中樞を爲して居た重役會を廢止して其れに代はるものである。

(2) 大藏大臣指命の政府代表者1名

之は上記の重役會の決議に對して決定權を有するものである。

(3) 政府代表者を議長とし株主代表者10名から成る顧問委員會

(4) 株主總會

而して政府は資本金19,500萬ペセタスの内4,500萬ペセタスの株式を有するに過ぎないので1948年12月末日迄に民間所有株全部を額面を以て徐々に購入する旨を言明して居る。尙其の買上げが實現する迄は株主は年5分の配當並に純益200,000,000ペセタス迄は利益の1%、250,000,000ペセタス迄は0.75%、300,000,000ペセタス迄は0.5%の歩合を受け得る丈に制限される事も規定された。

斯の如く Campsa の配當迄制限するに至つた程なので營業政策も自ら以前と急變せざるを得なかつた。即ち國內油價は政府の意志に依り決定せられ品質検査並に消費者の不滿調査及其の對策等も政府代表を含む Campsa 技術部を以て實施される組織となつた。従つて Campsa 創立當初其の販賣する石油の品質及價格を統制する爲設けられた政府及消費者代表を交へた委員會は全く存在の意義を失ふ事になり1933年遂に其の廢止を見た。

斯の如く新政権は石油専賣に對し以前に勝る積極的方策を執つたが之は一面多數黨である社會共和黨が消費者の擁護を圖つた事にも依らうが、一面では之を歳入増大の具に供したものと見られて居る。即ち新政府成立早々世界油價の急落があつたに拘らず國內油價の引上げを敢行し、一方では Campsa の配當を制限する事に依り民衆及株主を犠牲として歳入増加を狙つたとも云へるのである。

3 Campsa の業務

以上の如く Campsa と政府の内部關係竝に Campsa 業務執行機關の構成は變化したが專賣會社 Campsa の業務は従來と同じ形態を以て實行されて居る。即ち其の事業を次に略述する。

原油、普通揮發油、燈油及燃料油は Campsa のみが輸入し得るのであつて而も無税である。其の他の製品は購入主が隨意輸入し得るのであるが、注文は必ず Campsa の手を経る事を要し、Campsa が國家に代つて購入者から關稅を徴収する。即ちスペインの關稅は其他の製品にのみ課せられるもので Campsa の政府納入金の大部分は此の關稅の變形したもので現に舊關稅制度施行時代よりも遙に多くの収入を得て居るのである。

カンブサの實績とスペイン專賣制の缺陷

Campsa が實際に業務を開始したのは 1928 年 1 月 1 日からであるが開始當初は各方面から種々の非難を受けた。其の内には内部的の非難特に人事關係上の非難も尠くなかつたが最も重大なのは消費者關係の悪化であつた。此の消費者側の不滿の第一は揮發油價格の昂騰にあつた。即ち會社は首都 Madrid では非難の起り易い事を警戒して揮發油價格を据置いたが、地方では従來 Madrid 以下であつた事を理由として Madrid の水準迄其の價格を引上げたからである。第二の不平は揮發油其他一般油質竝にサービスの低下に對するもので之は全國的に起つた。斯くして消費者の會社に對する不滿は折柄進行中であつた賠償査定に對する外國系會社の不滿竝に之に誘因された國際的紛糾と相俟つて石油專賣制非難の聲は各所に起り、政府は遂に有力新聞をも壓迫して之を鎮壓するの舉に出でた。斯の如く業務開始當時の Campsa は種々の非難を受け、恐らく失敗するものと見られて居たが其の後時日の経過するに従ひ或る程度の成功が見られるに至つた。

1 Campsa の成功した點

スペインは従來外國及内國石油會社の自由競争市場であつた丈に販賣設備の合理化に依る節約高は非常に巨額に上り、此點では大なる成功を贏ち得て居る。即ち 1930 年中に代理店の改造、一部代理店の直接管理、代理店手数料の變更等に依つて 420,000 ペセタスの節約を行つて居る。而も之は其の効果として今後 1 箇年 2,000,000 ペセタスの節約を期待し得るものであると云ふ。又自社内に於ける合理化に於ても効果を擧げて居り 1930 年中に約 700,000 ペセタスの節約を行つたと傳へら

れる。

斯の如き合理化を行つた結果は會社自身の利益及國庫納入金の増加を圖り得たと共に油價の引下をも實行する事が出来たのである。此の油價に付ては Campsa は矢張り成功を収めて居るのである。即ち油價の統一を圖り全國を通じて同一値段を以て販賣する事を理想として種々努力した結果特殊地方を除いては標準値段の普及に効果を擧げた。而も次表に見る如く歐洲主要都市と比較して低廉な値段で石油を國內に供給して居る事は Campsa 自身が誇る所であり佛蘭西專賣制論者の賞讃する所でもある。

(1) Campsa の揮發油小賣値段と歐洲重要都市の揮發油小賣値段

Campsa (一立當りペセタス)		歐洲重要都市 1931 年の値段(一立當りペセタス)	
1928 年 1 月	0.56	Rome	1.22
7 月 8 月	0.59	Berlin	0.96
29 年 2 月	0.56	Paris	0.90
7 月 6 月	0.59		
30 年 1 月	0.60	Antwerp	0.65
31 年 7 月	0.62	London	0.62
7 月 11 月	0.66		

(石油時報昭和 8 年 6 月に據る)

(2) スペイン及歐洲諸國に於ける揮發油小賣値段(一立當りペセタス)

ス ペ イ ン	歐 洲 諸 國
1933 年中を通じて 0.66 ペセタス で之に 1932 年 3 月 17 日創設の運 搬税 0.1 ペセタスを加へると 0.76 となるが右に比すれば概して廉價 である。	1933 年末現在の諸國の揮發油 小賣値段をスペイン貨に換算すれ ば下の如し。
	英國 0.63
	白耳義 0.80
	佛國 0.86
	獨逸 1.01
	伊太利 1.37

(石油時報昭和 7 年 7 月に據る)

更に Campsa の發展の一として數へられるのは油槽船自國主義の成功である。従來スペインには 1919 年乃至 1923 年建造の 6,000-7,500 噸級の油槽船 4 隻を有するに過ぎなかつたが 1932 年には Campeador, Campuzano, Campas 及 Campomanes と稱する 4 隻の油槽船が完成した。更に 1934 年 5 月には Campeno (8,000 噸), Campeche (8,000 噸), Campilo (4,500 噸), Camprodon (1,000 噸) 及 Campalans (1,000 噸) の 5 隻の油槽船を引渡された筈である。従つて其の送油能力は 12 隻 91,500 噸に達し、他に小型船 6 隻 3,500 噸があつて漸く外國油槽船の束縛から解放されるに至つた。又國家收入増加も亦 Campsa の成功と見られぬ事はない。即ち 1930 年の國庫収入は 174,369,354 ペセタスで舊關稅制度當時に比し 50,000,000 ペセタスの増加と云はれる。而も其の後國庫収入は 1931 年

213,752,560ペセタス 1932年 265,293,815ペセタス、1933年 290,114,768ペセタス、1934年 310,657,320ペセタスと逐年増加の傾向にある。尤も1931年以後 Campsa の利益配當が制限せられて一方には Campsa の株主が犠牲となつて居る事も考ふべきである。

2 Campsa が未だ効果を擧げて居ない點

スペインの専賣制は各方面に比較的效果を収めて居るが唯製品輸入から原油輸入への轉換即ち國內製油設備の擴張には成功して居ない。スペインには従來(現在もさうであるが)嚴格なる意味の製油所が存在しなかつたのである。即ちスペインで製油所と稱せられる工場は揮發油又は半製品を混入した原油を輸入して之を精製して居たのである。處が専賣制實施と共に之等の工場は全部 Campsa の手で統一され Barcelona の Cornella 製油所の外は一時整理せられた。其の後政府は Campsa は國內に大製油所建設を計畫し Barcelona 港に一日 4,900 バレルの製油能力を有し、後一日 10,500 バレルに迄擴張し得る製油所を建設する爲に入札募集したが Campsa の希望と一致するものがなかつたので同社は政府に此計畫を適當なる時期迄延期する事を進言するに至つた。此の計畫は其の後立消となつた様であるが其の代り Campsa は曩に休止せしめた國內 6 工場を作業せしむると共に新に 4 箇の完全製油工場の建設計畫を發表して居る。尙現在の最大製油工場である Cornella 製油所は潤滑油製造(副製品として燈油及ガス油)を目的としたもので特殊の混合原油を材料として一日 700 バレルの製油能力を有する。此の製油所の 1930 年に於ける製油高は潤滑油約 23,000 噸燈油 7,500 バレル及ガス油 20,000 バレルであつた。又其の他の製油所(即ち上記 6 工場)は何れも揮發油の精製を行ふもので頗る小規模である。即ち

所在地	工場数	一日精製能力 バレル
Alicante	1	157
Santander	1	2設備 { 440 94
Seville	1	94
Badalona	3	{ 189 94 94
計	6	1,162

の如くであるが實際には之等の工場は間歇的に使用されて居るに過ぎないので其の能力合計は僅かに一日 160 バレルに過ぎないと云はれる。今之等の工場に於ける 1930 年の精製高を示せば下表の如くである。

	バレル		バレル
航空機用揮發油	46,926	ホワイトスピリット	12,388
石油エーテル	5,305	計	69,018
燈油	4,399		

斯の如く現在の Campsa の製油能力は極めて小さいものであり假令其の製油數量が逐年増加し又新小製油所の建設も行はれて居るとは云へ、スペインの製油業が重要性を有しない事は次に掲げる石油輸入表に於て製油原料となるべき原油の輸入量が極めて僅少な事に依つても察し得る。尤

もスペイン系の製油所としてアフリカの Canary 諸島中の一島 Tenerife 島の Sta Cruz に一日 5,000 バレルの能力を有するものがある(註、之は揮發油、燈油、ガス油及燃料油を製するもので他にクラッキング設備もあり、其の建設費は 1,250,000 弗であつたと云ふ)。之はベネズエラに油田を有するスペインの石油會社 Compañia Española de Petróleos の製油所で、Campsa は此の會社から一箇年最低 200,000 噸の石油を購入して居るので此の點では自國本土外の製油工業を奨励する意味になつて居る。

石油輸入表 (單位 噸)

種別	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
原油	33,930	20,586	22,093	13,591	20,056
内燃機用揮發油	341,304	386,126	379,133	358,839	433,106
燈油	19,018	18,913	20,979	15,507	15,771
ガス油	124,129	94,102	76,139	73,597	121,191
燃料油	53,072	161,756	184,767	155,727	224,922
潤滑油	28,581	32,331	32,176	24,773	30,444
殘滓ピッチ	36,192	51,890	46,141	64,769	64,123
ワセリン及ワセリン油	1,179	1,409	1,870	1,403	1,327
パラフィンワックス	8,574	7,907	4,653	7,663	5,212
アスファルト及ピチューメン類	323	500	473	1,100	772
計	646,302	775,520	768,424	716,909	916,924

The Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries : 1930 — 32, 1932 — 34. に據る。

3 Campsa 即ちスペイン専賣制に對する非難

現在スペイン専賣制の蒙つて居る主なる非難は二つある。第一は値段の點で、第二は Campsa が新政權樹立後政府に依つて支配されて居る關係上退官者及退役軍人が販賣特約店の利権を漁る爲に石油専賣が敏速且完全な運用を得て居ない點である。第二の非難は官營事業に兎角有り勝な弊害であるが、最も非難的となつて居るのは第一の値段の點である。

スペインの油價は他の歐洲諸國に比して低廉である事が誇られて居るが反對論者は却つて之を攻撃して居る。即ち主要産油國に於て油價が低落し Campsa の購入原油が低下しても販賣値段を Campsa が引下げず暴利を貪つて居ると云ふのである。今スペインの専賣値段と産油國たる米國灣岸 f. o. b. の値段を比較して見る。

時 日	スペイン専賣値段 (立當りペセタス)	米國灣 f. o. b. 値段 (ガロン當り仙)
1928 1. 1	0.53	8 1/2
1928 8. 25	0.55	12 1/2
1929 2. 1	0.53	10
1929 6. 10	0.55	10
1930 1. 28	0.57	10
1931 7. 7	0.60	3 1/2

時 日	スペイン專賣値段 (立寄りペセタ)	米國灣 f. o. d. 値段 (ガロン當り仙)
1931.11.5	0.66	4 1/4
1932.4.1	0.76	4 1/5
1933.5.20	0.76	3 3/8

上記に見らるゝ如く世界油價の低落に關らずスペインの專賣値段が其れに伴はなかつたのみか却つて騰貴して居る點が非難されるのである。即ち專賣が國庫收入の増加の爲に專賣制度下になかつたならば當然享受したであらうと思はれる消費者の利益を奪つて居る點である。處が此の非難に對する反駁も亦有力なのである。即ち專賣が國庫收入の増加を一目的とし關稅制度に於けるよりも更に多額の國庫收入を要求する場合、如何に經費節約をしても消費先のみを喜ばすべき油價の法外な低下は有り得ない。又專賣制度の下にあつては産油國に於ける油價の崩落は買入原價の低下を誘致するが其れが直ちに販賣値段となつて現はれないのが普通である。而も第一上例の米國の油價は特別の安値に陥つたもので其の爲には米國の石油業其のものも危殆に瀕した程である。第二に其の f. o. d. 灣岸の値段は世界市價以上に低落して居て必ずしも世界市價を完全に代表するものではない。第三にペセタ貨の下落を考慮すればスペインの油價は必ずしも騰貴して居ると云へない。而もスペインの油價が激動しなかつた處に專賣制度の特點があるので激動のない油價こそ消費者の最終利益でなくてはならないと云ふのである。

4 現在の石油供給源と Campsa の收支決算

スペインに於ける石油輸入量は上掲の如くであるが輸入先はソ聯、米國、ルーマニア及 Tenerife 島である。取引者はソ聯は Société des Produits du Naphte Russe, 米國では Cities Service Export Oil Co., Atlantic Refining Co., Texas Company 等の獨立産油業者、ルーマニアでは例へば Steaua Romana 社の如きもので、Tenerife 島では前掲のスペイン會社 Compania Espanola de Petroleos が其の供給者である。今 1927-31 年に於ける外國よりの輸入量を仕出國別百分率にすれば次の如くである。

種 別	米 國			ソ 聯 邦			ル - マ ニ ア		
	1931年	1930年	1929年	1931年	1930年	1929年	1931年	1930年	1929年
揮 發 油	34	47	46	30	49	52	32	2	1
燈 油	40	63	2	23	23	49	30	13	8
潤 滑 油	60	54	47	4	29	4	—	3	—
ヂ - セ ル 油	4	18	6	21	66	89	54	16	4
燃 料 油	6	14	10	12	65	32	55	21	58
輕 質 原 油	—	—	—	—	48	—	—	52	—
重 質 原 油	86	87	89	—	9	5	12	4	6

尙極く最近即ち 1934 年に於ける Campsa 輸入量と仕出地とを見れば次の如くである。

(1) 石油時報昭和 10 年 7 月所載のもの

種 別	輸入量	%	輸入先
揮 發 油	301,989	67 %	黒海方面より輸入(ソ聯邦及ルーマニア)
	148,518	33 %	大西洋方面より輸入(米國及 Tenerife 島)
計	450,507	100 %	

其の他の製品(燈油、ガス油、燃料油、潤滑油及原油)

合計	輸入量	%	輸入先
384,900	520,578	62 %	黒海方面より輸入(ソ聯邦及ルーマニア)
	314,829	38 %	大西洋方面より輸入(米國及 Tenerife 島)
	835,407	100 %	

(2) 石油時報昭和 10 年 6 月所載のもの

種 別	1933年 (噸)	1934年 (噸)
揮 發 油	364,596	417,257
燈 油	15,755	14,574
潤 滑 油	25,170	28,970
ガ ス 油	74,778	108,057
燃 料 油	158,226	227,358
パ ラ フ イ ン	7,786	5,712
ワ セ リ ン	56	51
ワ セ リ ン 油	1,369	349
ア ス フ ア ル ト	65,747	58,900
合 計	713,483	861,228

主要製品仕出國別輸入 (1934年) (噸)

種 別	ソ 聯 邦	米 國	カナリ-諸島	其 の 他	合 計
揮 發 油	274,248	100,675	18,003	24,331	417,257
燈 油	5,353	2,882	6,339	—	14,574
潤 滑 油	7,922	15,372	—	5,676	28,970
ガ ス 油	83,294	13,688	5,783	5,292	108,057
燃 料 油	101,723	118,419	1,950	5,266	227,358

此の專賣會社 Campsa の輸入量が殆どスペイン全般の輸入量に近い事は云ふ迄もない事で其の外には僅少のアスファルト、パラフィン等の輸入がある丈である。即ち次表の如くである。

1931 年中の Campsa 及其の他の石油輸出入量並販賣量

種 別	輸 入 量		販 賣 量	
	噸	バーレル	噸	バーレル
Campsa	揮 發 油	2,746,121	3,289,410	
	燈 油	134,491	153,528	
	ガス油、燃料油 及ヂーゼル油	1,819,027	1,762,803	
	原 油	140,476	—	
	潤 滑 油	229,922	230,309	
	其他液體製品	13,874	12,004	
合 計	5,083,911	5,457,054		
Campsa 以外の輸入するアス ファルト・パラフィン等	62,195	—	11,838	—

又 Campsa の石油販賣量を示せば次の如くである。

種 別	1929年	1930年	1931年
揮 發 油	253,846,349	309,617,986	323,561,624

種 別	(單位 ベセタス)		
	1929年	1930年	1931年
ガ ス 油	18,017,748	20,849,826	21,731,019
ヂ ー ゼ ル 油	1,119,932	946,421	1,187,958
燃 料 油	11,916,954	14,976,749	15,979,633
潤 滑 油	38,834,618	47,732,350	52,835,313
其 他 製 品	29,687,505	33,094,208	33,060,335
合 計	353,423,106	427,217,540	448,355,882

斯の如く Campsa の売上高は年々増加して居るので之に伴つて貯蔵及配給設備の擴張が行はれて居る。今貯油設備増加を示す爲に次表を掲げる。

1929年末貯油能力	239,000,000 立
1930年末 〃	285,000,000 〃 (約285,000 立)
(石油時報昭和6年7月所載)	
1931年末貯油能力	180,245 立方米
1932年末 〃	420,540 〃
(石油時報昭和8年9月所載)	
(註) 1931年に貯油能力が著しく減じて居るが何かの間違か或は革命の影響に依るものか明でない。	

次に最近数年間の Campsa の收支決算を掲げて利益配當或は國庫收入等を示せば下表の如くである。

(1) 損益勘定

	(單位 ベセタス)				
	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年
利 益 金	16,861,623	18,485,672	18,990,225	19,034,471	20,323,409
前 期 繰 越 金	518,537	652,917	1,286,722	1,831,607	2,104,403
計	17,380,160	19,138,589	20,276,947	20,866,078	22,427,812
諸 費 用				252,666	401,917
差 引				20,613,412	22,025,895
法 定 配 當	(配當率 0.075)	9,750,000	9,750,000	9,750,000	9,750,000
(配當率 0.05)	14,625,000	(配當率 0.025)	同左	同左	(配當率 0.03)
特 別 配 當		4,875,000	4,875,000	4,875,000	5,550,000
各 種 配 當			2,570,340		
計	14,625,000	14,625,000	17,195,340		
積立及従業員幸福資金其他	2,102,243	3,226,867	1,250,000	1,250,000	
後 期 繰 越 金	652,917	1,286,722	1,831,607	2,104,403	
合 計	17,380,160	19,138,589	20,276,947		

(2) 政府收入

國 庫 納 入 金	170,994,354	210,377,561	222,489,382	※ 237,593,386	254,454,446*
政府所有株に対する配當金	3,375,000	3,375,000		3,375,000	3,600,000
揮發油特別税收入 (一立當りベセタス)			42,804,433	49,146,382	52,602,873
計	174,369,354	213,752,560	265,293,815	290,114,768	310,657,320

(註1) ※印を更に内譯すれば毎月の納入金 223,685,914 ベセタス、10月30日拂特別支出 6,000,000 ベセタス、12月28日拂特別支出 5,864,658 ベセタス、國庫への未納金 2,042,814 ベセタスで

あつた。

(註2) 石油時報昭和8年6月、昭和8年9月、昭和9年7月及昭和10年7月に據る。

又 Campsa の株式移動に付ては次表に示す如くであり、會社株式が徐々に普遍化されて居る事が知られる。

	1930年末	1932年末	1934年末
一般市場に於ける流動株式	174,900	174,925	※ 282,933
株 主 数	2,487	2,633	2,762
一 人 當 り の 株 数	70	63.43	102.43

※ 斯の如く急増したのは1933年12月31日を以て終了した6箇年譲渡禁止のB株108,000株が無制限株に変更された爲である。

代用燃料問題に対する政府の關心

スペインには石油の産出が無い丈に代用燃料に関する研究も相當行はれて居る。先づ第一はアルコールの揮發油混合に関する問題である。之に付ては1926年1月8日の勅令で設置された國家燃料協議會に於て既に「自動車、航空機其他用としてアルコール其他植物性液體燃料を利用する計畫を立案する事」が命じられて居る。其の後石油專賣制の施行を見たので政府は1928年7月28日の命令に基いて Campsa に内燃機關燃料用揮發油に混合する爲一箇年に糖蜜からのアルコール120,000 箱、葡萄酒殘滓アルコール20,000 箱(共に純粋度 99.5%)を購入し一箱に付 105ベセタスを支拂ふべき事を命じた。即ち少量ではあるが強制的にアルコールを揮發油に混合せしむる事にしたのである。此の種の命令は其の後も發せられた様であるが1934年7月31日發布の命令に依つて葡萄酒殘滓から生ずる粗製アルコールの生産、購入、販賣及配給は Campsa 事業の一部となつたのである。即ち同年8月1日以後該アルコール所定以外の用途に充て得なくなり、Campsa は該粗製アルコール一切並に蒸餾工場に於ける同日現在の在庫品全部を一箇年 17,500,000 立を限度として購入し之を内燃機關の燃料とする事に決したのである。尙 Campsa は該アルコールに付每百立に對し 1.35ベセタスを支拂ひ、工業用として必要の生じた際は買取値に精溜費、工業利益及アルコール税を加算して市場に返還する事をも命じられて居る。此の命令は1935年12月31日を以て満期となつたので更に新法の發令を見たが、新規定は大體従前通りである。唯前法が Campsa に一定數量以上のアルコールを購入する事を命じたのに對し新法は其の購入最高量を定めた丈である。

又アルコールの揮發油混合と共にベンゾールの揮發油混合も行はれて居る。之に對しては命令は發せられて居ないが、1920年のベンゾール産額 150,000 バレル中約 10% 即ち 15,000 バレルは代用燃料として用ひられたと云ふ。之は主として軍用飛行機用の揮發油に混合されるもので、其の混合率は揮發油 80% に對しベンゾール 20% の割合であると云はれる。

斯の如くアルコール、ベンゾールの揮發油混合が行はれて居り、特にアルコールに對して強制規

定迄設けられて居るが、現在の命令では未だ効果を挙げ得ないので更に立法に依つてアルコール問題を根本的に解決する要があると稱せられる。

第二は石炭の水素添加及頁岩の蒸溜に依つて液體燃料を得る研究である。之はスペイン各地に豊富に存する低質炭層及 Ciudad Real のビユェルトに在る有望な瀝青質頁岩層を利用せんとするものである。即ち之等から液體燃料を生産し、一面では外油の輸入を軽減すると共に他面では石炭問題の解決を圖らんとするものである。従つて政府當局でも力を入れ遂に合成揮發油委員會を設くるに至つた。更に最近の石油時報(昭和10年7月)の報ずる處に依れば政府は之等に関し液體燃料局を創設した模様である。同局は1934年8月31日附法令に基いて設置されたもので、指導機關として、石炭及頁岩から液體燃料を生産する事に關する凡ての事項に付調査報告するのである。尙上記1934年8月の命令は國產獎勵の爲スペインで褐炭、瀝青炭、頁岩其の他から生産した液體燃料、潤滑油及副産物を Campsa を通じて國家が購入する事を規定したものである。然し現在スペインで石炭及頁岩の蒸溜に依つて得たタール、石油、ベンゾール、ナフサ、其の他の生産量は1933年35,214 噸、1934年37,156 噸と云ふ少量に過ぎない。

以上に依つてスペインの石油事情を概述したが其の採用せる專賣制に對しては相當の非難も行はれて居る。然し現在の處では大體に於て相當の成績を擧げて居ると見るべきであるが、本當に其の眞價が決せられるのは今後の事で製油設備が擴大して製品輸入から原油輸入に轉換した時こそ成功したものと云ひ得よう。

資料出所

石油時報	昭和6年4月	昭和6年7月
7	6 11	7 2
7	8 4	8 6
7	8 7	8 8
7	8 9	9 6
7	9 4	9 7
7	9 8	9 10
7	10 5	10 6
7	10 7	

動力 31 號(昭和9年8月)

西班牙の石油政策特に國家獨占の經過並に現状(昭和8年三菱經濟研究所)
Oil News March 10, 1932.

スペイン略圖



第四章 アフリカ及アジア大陸諸國に於ける石油事情

エチプト

エチプトでは相當古い1860年頃から石油の探査が行はれたが實際に産油が經濟的價値を有するに至つたのは漸やく1909年の Jemsa 油田の成功に始まる。爾來エチプトは世界の産油國中に其の名を列べて居るが現在では既に Jemsa 油田が涸渴し之に代つて Hurghada 油田が専ら開發せられて居る。

産油地域

最近迄國內で出油して居たのは僅かに紅海西岸の Hurghada 油田のみであつて、其の外には既に涸渴した紅海西岸の Jemsa 及殆ど涸渴同様な Abu Durba (Sinai 半島の西岸)の兩油田が油田地として數へられたに過ぎなかつた。然し乍ら Hurghada, Jemsa 及 Abu Durba の如き互に著しく遠隔した各地域より出油を見、且之等三地域の地質構造が又夫々異つて居る事は一面に於てエチプト國內に向相當の石油埋藏地が残されて居るのではないかと思はせるのである。其の結果過去に於ても國內各地で幾多の試掘作業が營まれた(Jemsa に近い Towila 島に於ける Beckwith & Co. の試掘の如きが其の一例である。)のであるが不幸にして之等は凡て失敗に歸したのである。然し之等の失敗を以てエチプト石油業の將來を卜するのは些か早計であつて、既往に於ける試掘作業の失敗の原因として、所期の深度迄の掘鑿を行はなかつた事、試掘孔の位置が宜しきを得なかつた事等が擧げられて居る。之は1928年より1931年に亙つて London の Geophysical Company がエチプト鑛山省の爲に、Safaga の南部より Gebel Zeit の北部に至り且 Hurghada 及 Jemsa の二油田地帯をも含む、1,200 平方軒に達する地域に於て行つた地質調査及試錐の結果に依つて明にせられたのであるが、此の調査に依つて將來の試掘に對する幾多の貴重な新事實が提供せられ今後の掘鑿事業に對する期待も抱き得るに至つたと云はれて居る。

兎に角其の後國內に於ける試掘作業は再び開始せられるに至り、現在 Soc : California Egyptienne des Petroles, Standard Oil Co. of Egypt, Anglo-Egyptian Oilfields, Soc : Texas Egyptienne des Petroles, Socony Vacuum Oil Co. 及 Darcy Exploration Co. 等の英米系の諸會社が夫々各地に試掘鑛區を得て居るが最近 Anglo-Egyptian Oilfields の Ras Gharib 地域に於ける試掘作業の成功が傳へられ紅海沿岸油田の價値は漸やく高まらんとして居る

1 Hurghada 油田

エチプト原油生産額の殆ど全部を産出するもので、約35平方軒を占むる油田地域の白堊紀の鑛

床より出油して居る。此の油田は 1913 年に Anglo-Egyptian Oilfields, Ltd. に依つて始めて試掘せられたもので翌 1914 年 10 月には日産量は 1,500 桶に達するに至つた。爾後開発は著々と進行し 1928 年には油井数も 55 井を數へ更に 1932 年には 101 井に達した。此の内 85 井が出油井であつたと云はれるが其の多くは今日尙出油を續けて居る。

累年の原油産出量は下表に見る如くであるが油田開発以來 1937 年末迄に産出した原油量は 4,500,000 噸を超えて居る。(單位 噸)

1920 年	145,220	1924 年	162,143	1928 年	268,463	1934 年	211,291
1921 年	178,284	1925 年	177,375	1931 年	280,373	1935 年	173,658
1922 年	168,890	1926 年	171,324	1932 年	260,881	1936 年	173,682
1923 年	152,205	1927 年	183,114	1933 年	228,790	1937 年	162,504

(Petroleum Times : Nov. 22, 1930. 及 Oil & Petroleum Year Book 1937. に據る)

油田開発以來最も産出量の多かつたのは 1931 年であるが翌 32 年以來經營者である Anglo-Egyptian 会社が當油田の推定壽齡に相應する程度に掘鑿作業を制限するに至つた爲産出量は漸減し 1936 年に於ける日産平均量は約 3,650 バレルとなつて居る。

産出油は重質原油を主とするが一部の軽質原油を交へて居る。例へば 1932 年原油産出量 260,881 噸中 233,621 噸が重質原油で残りの 27,260 噸が軽質原油であつた。軽質原油は 1929 年以來油田の東部地帯から産出せられるもので其の品質は Jemsa 原油と酷似する良好なものである。今此の軽質原油及重質原油を溜出して得られる結果を示せば次の如くである。

	軽 質 原 油		重 質 原 油	
	溜出百分比	15.5 度 C に於ける比重	溜出百分比	15.5 度 C に於ける比重
揮發油(150 度 C 以下)	25	0.726	8	0.731
燈 油(150 度 C — 290 度 C)	31	0.822	15	0.822
殘 滓(290 度 C 以上)	42	0.925	76	0.968

又原油と共に揮發油分の豊富な天然ガスの産出もあるが 1932 年の生産は約 500,000,000 立方呎と推定された。此の天然ガスは主として壓縮法に依る天然揮發油の製出に充てられて居るが粗製ガスは油田地の汽罐に燃料として使用せられて居る。今 1931 年及 1932 年に於ける天然揮發油生産高と油田地の燃料に使用された粗性ガス量を示せば下表の如くである。

	單位	1931 年	1932 年
*天然ガスより得たる揮發油	噸	3,550	5,544
油田内で使用する粗性ガス	立方呎	400,000,000	370,000,000

(Manchester Guardian Commercial March 25, 1933. に據る)

*印…Anglo-Egyptian 会社は此の揮發油を原油に混じて船で Suez の製油所へ送つて居る。

尙此の油田地の舊地域に存する油井から産出せられる原油は、地層に水の浸入を見る爲多少の水を交へて居る。然し産出油が重質油である爲斯る水の存在は油に混じた砂を除去する上に却つて便利であると云はれ、水の浸入は餘り嫌はれて居ない。唯水の浸入に伴つて多量の乳劑が石油中に混

じ其の品質に相當な影響を興へるので Anglo-Egyptian 会社では乳劑の除去に非常な努力を拂つて居る。即ち其の除去に對しては一再ならず失敗を重ねたが今日では電氣脱水装置に依つて乳劑を分解し石油の品質を十分に保護し得るに至つて居る。

2 Jemsa 油田

1909 年に発見せられた油田で之も Hurghada 同様紅海の沿岸にある。當初 Red Sea Oilfields Co. の經營に屬したが 1912 年に Anglo-Egyptian 会社の手に歸した。之は 1914 年に最高生産量たる 87,096 噸を産出して以來漸次油田は涸渴し遂に鹽水浸入の爲其の閉鎖を見るに至つた。産出せられる原油はボーメ 39 度の良好な軽質油であつたが 1930 年末迄に 182,870 噸が生産せられたに過ぎない。今試みに累年の産出量を示せば下表の如くである。

1920 年	2,730	1923 年	685	1926 年	523
1921 年	4,209	1924 年	669	1927 年	171
1922 年	3,042	1925 年	1,195	1928 年	—

(Petroleum Times Nov. 22, 1930. に據る)

3 Abu Durba 油田

此の油田も紅海沿岸にはあるが前二者と全く反對の Sinai 半島側にあり Tor の北方 20 哩に位して居る。1918 年に始めてエジプト政府に依つて試掘されたもので 1923 年 6 月迄に 11 井が掘鑿せられ其の内 2 井より出油を見た。そこで同年 9 月に至り 71 陌に及ぶ地域が Egyptian Oil Syndicate の賃借する處となつた。此の賃借期間は 30 箇年であり会社側は年 12.5% のロイヤルティと賃借料として年 177.5 エジプト磅及形式的に器具費として 1 磅を政府に納付せねばならなかつたのである。(註)

(註) 最近エジプト政府が考慮中であると云ふ新鑛區法に依れば「如何なる鑛區權者も 1 油田に對して 2.5 陌以上の鑛區を許可せられない。土地はリースに依り、此のリース契約に於ては純益の 12.5% の歩油及普通の地代が要求せられるのである」と云ふ。

斯くして Egyptian Oil Synd. が此の油田の開発に當る事になり同社は其の後 15 井を掘鑿し其の内 12 井より採油したが 1927 年の産出量 1,272 噸を最高として油井は漸次衰退し最近では殆ど涸渴するに至つて居る。

1921 年	175	1923 年	378	1925 年	1,080	1927 年	1,272	1931 年	938
1922 年	715	1924 年	537	1926 年	1,034	1928 年	861	1932 年	96

(Petroleum Times : Nov. 22, 1930. 及 Manchester Guardian Commercial March 25, 1933. に據る)

兎に角油田開発以來相當の年月を経て居るにも拘らず油田の發展は少しも見られず油田開発以來 1930 年末迄に 7,096 噸の産油があつたに過ぎない。而も又産出油は又次の如き成分を有する劣等の重質油である。

揮發油(150 度 C 以下)	1.5
燈 油(150 度 C — 290 度 C)	19.0
殘 滓	78.0

尤も現在の油井は何れも浅層に掘進せられたもので僅かに一井が1,308呎の深度を有するに過ぎない。然し乍ら當地域に見切りをつけた Egyptian Oil Synd. では深層の探求乃至油田の擴張を行ふが如き事全く無く油田は正に絶滅に瀕して居る。唯當地域には油田発見の因を爲した含油砂岩層が廣く存して居るので若し現在考究されて居る此の含油砂岩の利用方法が発見せられるならば尙多少の寿命は存するものと見られて居る。

4 Ras Gharib 油田

Suez の製油所より約110哩を隔てた砂漠中にあるもので相當古くより産油可能な地域として知られ、1921より1925年に亘つて Anglo-Egyptian Oilfield 会社に依る試掘が行はれた。然し其の結果は浅層に多少の油徴を認めたのみで掘進を中止するの止むなきに至つたが、續いて1926年に行つた地質調査に依つて更に北方5杆の背斜構造に石油の存在する事が確められたのである。そして1937年に至つて新鑛業法に基いて本地域の試掘権を再び得た Anglo-Egyptian Oilfields は12月より試掘作業を開始した。處が此の Ras Gharib 第三井と呼ぶ一井は1938年の4月に至つて成功し、深度2,560呎より比重0.923の原油150噸を日産した結果、俄然本地域の開発は有望となつた。既に Ras Gharib には4,000噸を容れる貯油タンクと積込用の海中パイプラインが建造中であるが、會社側では週1,000噸の割合で Ras Gharib 原油を Suez 製油所へ輸送する豫定であると云ふ。

需 給

上記の諸油田により産出せられたる累年の原油生産量は次表の如くである。

年	噸	年	噸	年	噸	年	噸
1920年	147,950	1925年	179,650	1930年	281,997	1935年	179,129
1921年	182,668	1926年	172,881	1931年	288,260	1936年	179,638
1922年	172,647	1927年	184,557	1932年	253,182	1937年	169,710
1923年	153,268	1928年	269,324	1933年	233,970		
1924年	163,349	1929年	271,520	1934年	217,537		

(Petroleum Times : Nov. 22, 1930. Petroleum Development & Technology 1933. 及 Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries 1934—36. 等に據る)

然し此の程度の産油を以てしては到底其の國內需要を充たし得ないのであつて最近の如きも下表にも見る如く生産量を遙かに超ゆる石油消費が行はれて居る。

	1935年	1936年	1937年
揮 發 油	560	700	750
燈 油	2,100	1,700	1,820
ガス油及燃料油	2,150	2,300	2,460
潤 滑 油	190	140	150
其 の 他	140	400	430
合 計	5,140	5,240	5,610

(Petroleum Times March 5, 1938. に據る)

従つて其の不足量は之を輸入に俟つ外なく、次の如く累年多量の石油輸入を行つて居る。

品 種 別	1933年	1934年	1935年	1936年
原 油	76,475	110,726	92,416	127,336
發動機用揮發油	19,025	12,548	15,124	25,967
燈 油	263,855	260,955	253,128	276,832
燃 料 油	130,585	160,338	268,134	241,733
潤 滑 油	18,214	17,008	22,451	14,577
ワ セ リ ン	186	245	298	185
パラフィンワックス	406	467	482	572
オゾケライト及セラシン	8	15	11	8
アスファルト及ピチウメン	5,567	5,058	6,042	7,321
合 計	514,321	567,360	658,086	694,531

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries 1934—36. に據る)

之等の輸入石油製品の内、輸入數量の多いのは上記にも見る如く消費量の多い燈油及燃料油であるが原油の輸入も之に次いで多い。而して此の輸入原油は國內の製油所に於て國産原油と共に精製に供せられるものであつて従来より主としてイラン原油が精製に充てられて居たが最近ではバーレン原油も輸入精製せられるに至り既に其の販賣會社も設立せられて居る。然し石油類の最も重要な輸入先はルーマニアであつて輸入量の過半は同國より仕向けられるが其の外に蘭領東印度、ソ聯邦、イラン等も亦輸入地として數へられるのである。

尙現在國內に於て操業して居る製油所としては次の2箇所があるが此の内 Anglo-Egyptian 會社のものが重要である。

(單位 千バレル)

會社名及工場所在地	一日の原油蒸溜能力	工場種別	分解能力	分解型式
Anglo-Egyptian Oilfields, Ltd., London, Eng. : Suez	10,000	S-C-A	2,000	Dubbs
Raffinerie de Petrole du Government, Suez : Suez	1,500	S-A		

(註) Sはスキミング装置、Cはクラッキング装置、Aはアスファルト装置の略である。
(Oil & Gas Journal Dec. 26, 1935. に據る)

Anglo-Egyptian 會社の Suez 製油所は自社産油である Hurghada 原油を精製すると共に外國原油の輸入精製も行ふものである。而して Hurghada 原油は小型油槽船に依り製油所内に輸送し、外國原油はイラン及バーレン島より供給を受けて居る。斯くして之等の原油より精製せられたる製品は凡て國內に配給されて居るが其の生産高は國內製油高の大部分を占むるのである。之に對しエチプト政府の小製油所は政府が産油地域より採掘料の代りとして徴収する原油を主として精製するものであつて其の製品は全く政府の消費にのみ充てられて居る。然し採掘料として徴収する原油は年15,000噸以上に及ばない爲其の不足量は外國原油を以て補つて居る。尙最近傳ふる處に依れば政府は1日200噸の能力を有するトッピングプラントを増設する事に決し既に器械の注文も發したと云はれ之に應じて其の貯油設備も能力を14,000噸に之を擴大したと云ふ。

而して之等2製油所に依り製出せられる石油製品量は最近次の如くである。(単位 噸)

品 種 別	1933 年	1934 年	1935 年	1936 年
發動機用揮發油	84,205	77,025	73,488	83,126
燈 油	15,877	26,329	25,415	28,765
ガ ス 油	11,144	19,319	11,104	16,807
燃 料 油	126,060	96,748	121,674	113,815
ヂ ー ゼル 油	11,802	12,242	15,471	11,436
道 路 油	—	—	656	753
アスファルト及コータス	47,872	57,637	91,004	84,408
合 計	296,960	289,300	338,812	339,110

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries 1934 — 36. に據る)

企業者の概況

エジプトの石油界で活躍せるものは Royal Dutch Shell グループの Anglo-Egyptian 会社のみと云つてよく、エジプトの石油業は全く同社に依り獨占せらるゝの状態にある。従つてエジプトの石油業を述べるに付ては同社の概情を知る事は極めて重要であるので次に同社の内容に付其の概要を示して置く。

Anglo-Egyptian Oilfields, Ltd.

此の会社は 1911 年 6 月に The Red Sea Oilfield, Ltd. 及 Egyptian Oil Trust, Ltd. のエジプトに於ける財産及権利並 The African Prospecting Syndicate, Ltd. の所有財産の一部を買収する爲に設立せられたものである。

其の最も重要な財産である Hurghada (Jemsa の南部) に於ける探掘権は 1913 年に政府より特許を得たものであるが其の外最近即ち 1937 年 1 月には 4,000 平方軒に及ぶ地域に於ける 試掘権を政府より許可せられて居る。

現在 Hurghada 地域に於て掘鑿し累年次の如き産油を得て居る。(単位 噸)

1931 年	280,373	1933 年	228,790	1935 年	173,658
1932 年	260,881	1934 年	211,291	1936 年	173,682

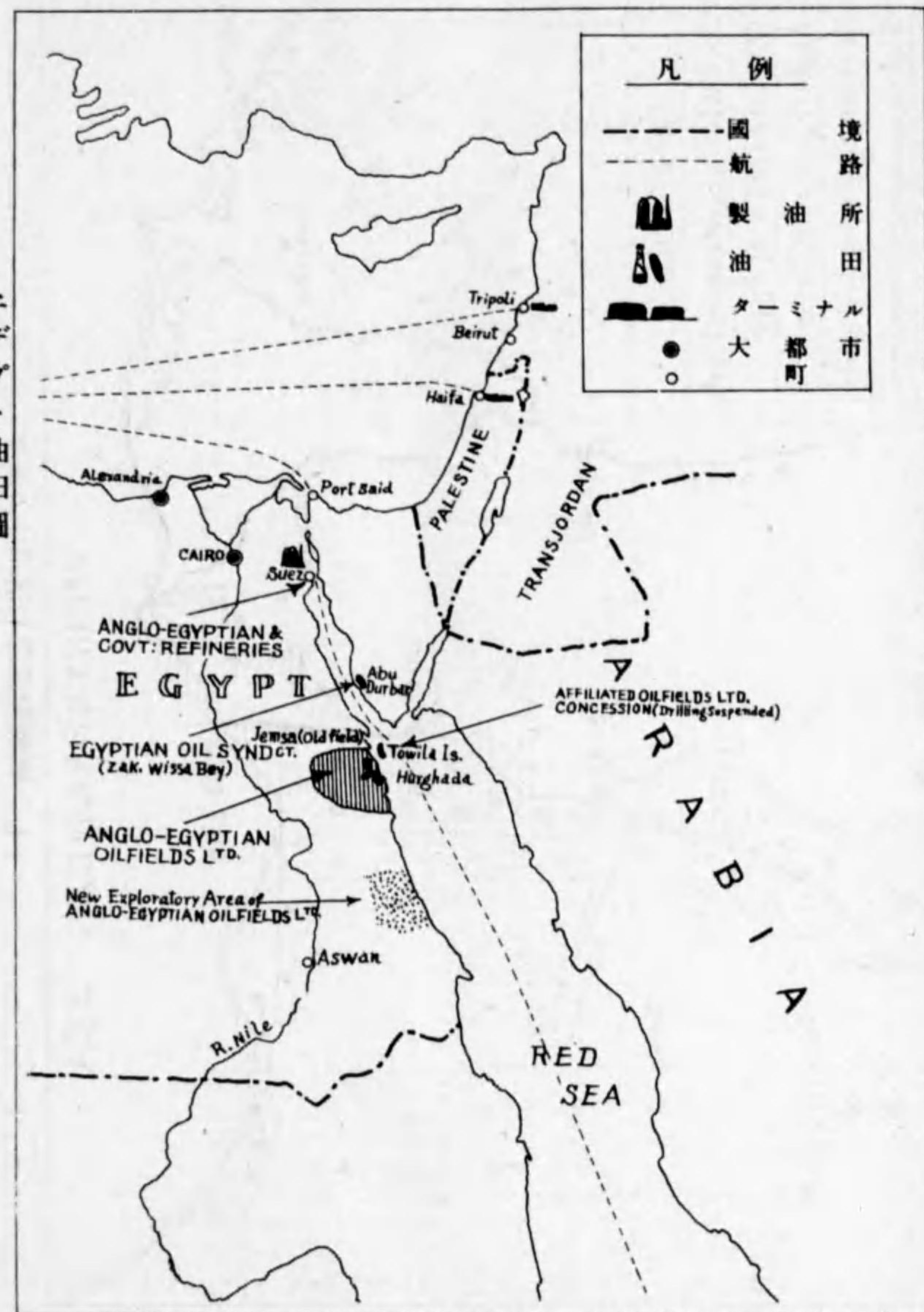
会社は此の産出油處理の爲には Suez に製油所を建設し、Hurghada 及 Suez には貯油能力 180,000 噸の貯油槽を設け更に Suez には油槽船積込設備を建造して居る。

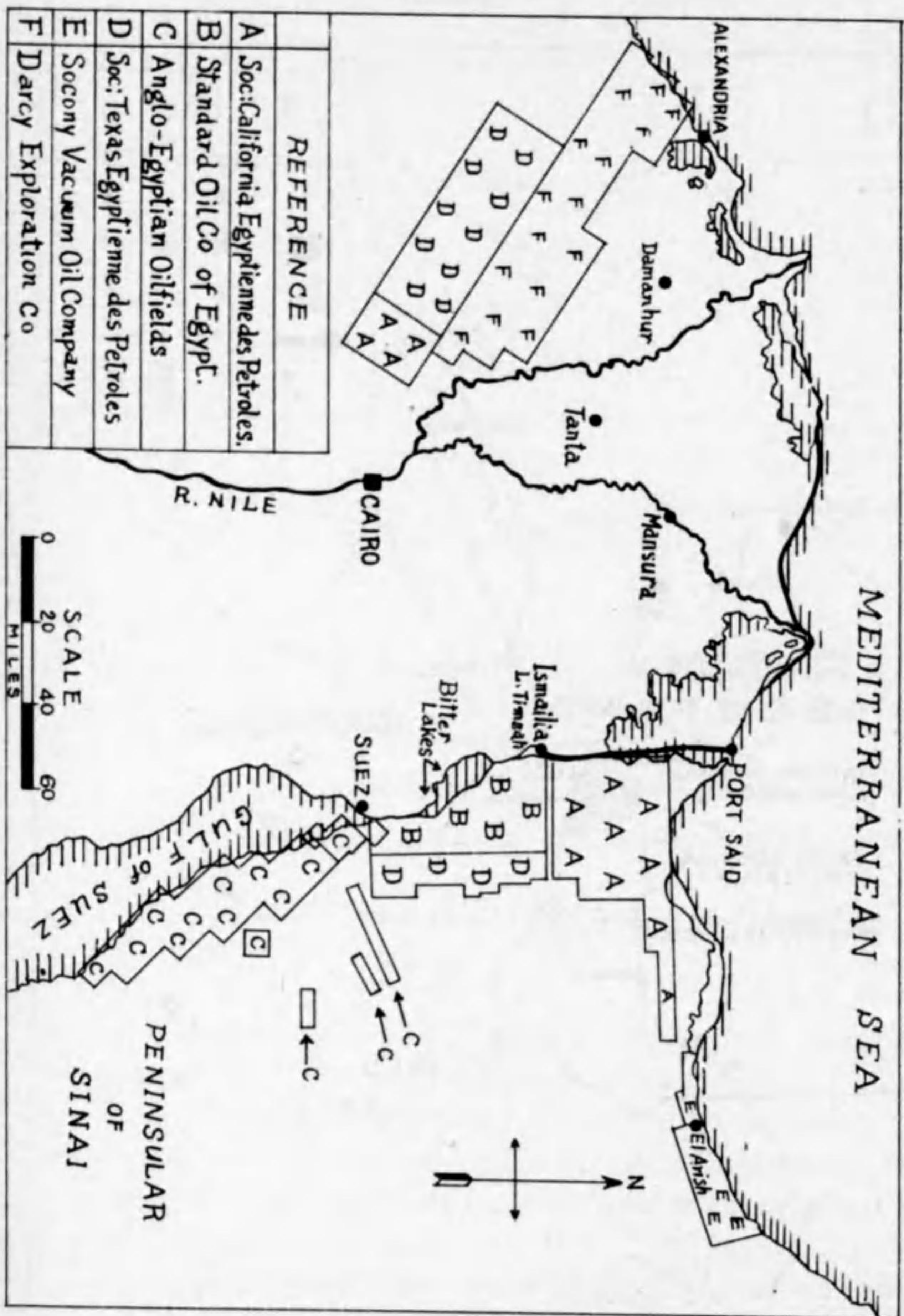
製油所に於ては Hurghada 原油の外外國産油も精製して居るが製品は同じ Royal Dutch グループの The Shell Co. of Egypt, Ltd. 及 The Asiatic Petroleum Co., Ltd. の手に依り國內市場に供給して居る。

会社の資本金は £ 1,808,000 で全額拂込済であるが其の内 £ 1,708,000 の B 株を除いた £ 100,000 が政府所有の C 株である。

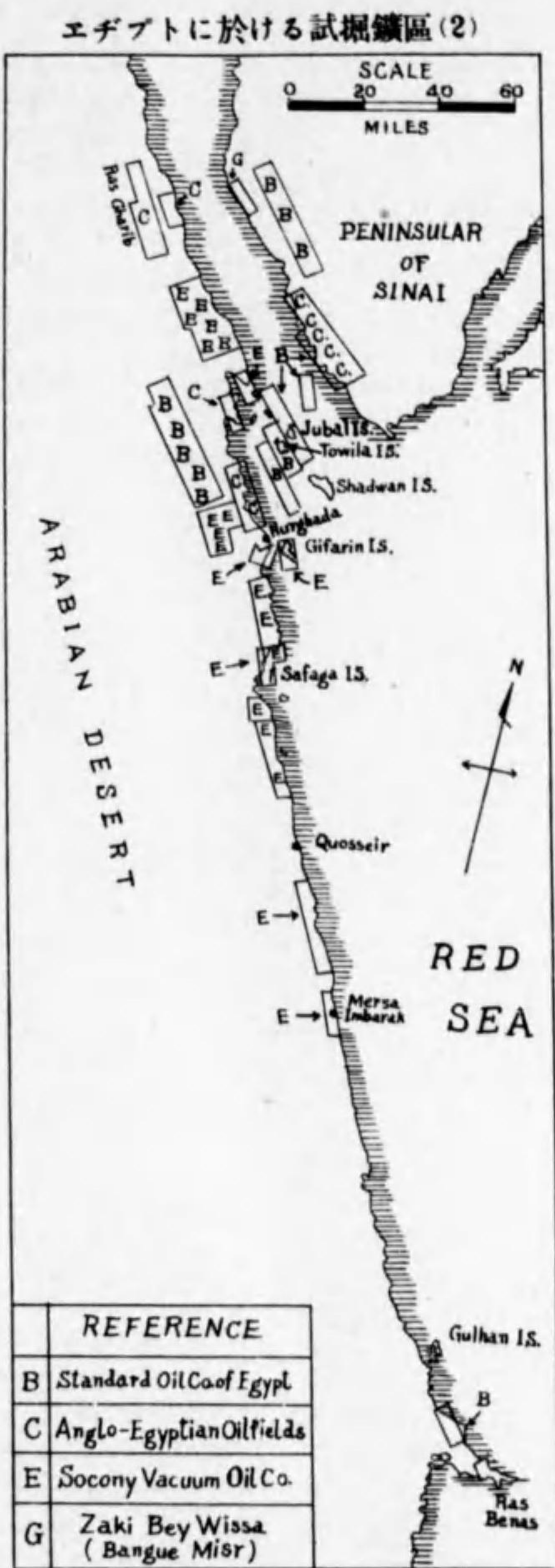
1935 年 12 月末を以て終る一年間に会社は £ 212,342 の利益を得て居るが 1931 年乃至 1936 年の各年に於て B 株に対しては 10%、C 株には 15 1/4% の配當が爲されて居る。

エジプト油田圖





エジプトに於ける試掘鑽區 (1)



エジプトに於ける試掘鑽區 (2)

資料出所

- 石油時報 昭和10年8月 昭和11年1月 昭和12年4月
内外石油統計 昭和10年4月 昭和11年4月
鑛業地理 石川成章著 昭和4年
Manchester Guardian Commercial March 25, 1933.
Petroleum Times: March 14, 1936. March 5, 1938. June 25, 1938.
Oil & Gas Journal: Dec. 26, 1935. Dec. 31, 1936.
Oil & Petroleum Year Book 1937.
Petroleum Development & Technology 1933.
(Transaction of the American Institute of Mining & Metallurgical Engineers Vol. 103.)
Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries 1933 — 35.
Commerce Year Book 1932.
Foreign Commerce Year book 1933.

アラビア本土及パーレイン群島

世界の大産油地たるイラン及イラクに近接するアラビア地方が将来の大油田候補地として世人の視聽をあつめるに至つたのは極めて最近の事に屬する。即ち 1932 年にペルシヤ灣内の一島パーレイン島に於て所謂 Jebel Dukhan 第一號井の成功を見て以來の事である。爾來パーレイン島よりの産油増大に伴ひ益、アラビア地方は重要視せられ世界石油業者の石油利権獲得運動は極めて熾烈なものとなつた。當初は東海岸のペルシヤ灣地域にのみ利権が設定されたが今日では之が東岸のみならず西岸の紅海沿岸地方に迄及んで居る。即ち現在ではアラビア全土中、北部の Nejd、中央部の El Hejaz 奥地、西南部の Yemen、Aden 保護領、南部の Hadramaut 及 Oman (Maskat) を除いた各地域は凡て國際石油資本團に對し石油利権を許して居るのである。而も上記中に於ても Hejaz 奥地の如きはアラビア國王 Ibn Sa'ud が同地に於ける石油の試掘及採掘権を與へる爲希望者を物色中であることさへ傳へられる有様でアラビア全土が石油業者の鑛區と全く化するのも恐らく近き將來の事であらう。

1 Kuwait 地域

ペルシヤ灣の北西角にあるアラビアの獨立州 Kuwait では石油の産出が豫想せられ、同地の石油コンセッションを繞つて久しい葛藤が Anglo-Iranian 及 Gulf の二大資本團の間に續けられたのである。結局兩者の間に妥協が成立し等額の株式を出資し同数の取締役を出す條件で Kuwait Oil Co., Ltd. を設立し同社に依り Kuwait 地方の油田開發を行ふ事となつた。斯くして Kuwait Oil Co., Ltd. が Anglo-Iranian Oil Co., Ltd. 及 Gulf Exploration Co. (Gulf Oil Corp. の從屬會社)の兩者の出資に依り資本金 £200,000 を以て 1934 年 2 月に設立された。既に同社は 50 箇年に亙る Kuwait 開發權を行使して試掘を開始して居るが、此の試掘井は California Arabian Standard 會社が Saudi Arabia で掘鑿した El'Alat 第一號井の北方約 50 哩の地點にあり目下 5,700 呎迄掘進されて居ると云ふ。

2 Saudi Arabia 地域

Kuwait の南部に位する Saudi Arabia 王國の Hasa 地方も亦出油を期待されるものであつて逸早く California の Standard 會社に依つて石油利権が設定された。即ち其の子會社たる California Arabian Standard Oil Co. (註)は Saudi Arabia の 100,000,000 エーカー以上に及ぶ地域に於ける 60 箇年に亙る長期の石油コンセッションと今後鑛區許可が與へらるべき地域に於ける優先鑛區許可權を有して居る。此のコンセッションは一時金の支拂と共に毎年一定の歩油の納付を要するものであるが之は今後の出油量に對する見込のつき次第決定されるのである。而して 1933 年 9 月以後 3 箇年内に作業の開始を見なければコンセッションは取消され又コンセッションの代償として Standard

會社はアラビア政府に 2 回の貸與金を爲す事が約束されて居たのである。

(註) 之は California の Standard に依り設立せられた Far Eastern Petroleum Co., Ltd. の支配下にあるものであるが、現在 Far Eastern 會社の株式の半は Standard に他は Texas Corp. に依り所有せられて居る。

其の地質構造はパーレイン島と酷似して居り既に Damman 地域に 9 井、Damman の北部 40 哩の El'Alat に 1 井が掘鑿せられて居るが其の中には既に成功を見たものもあつて將來を有望視されてゐる。例へば 1936 年 8 月に完成した Damman 第 2 號井の如きは深度 2,152 呎よりボーメ 53 度の原油を産出し其の成功當初の日産量も 3,840 バレルに上つたのである。産出油は當分パーレイン島の製油所に輸送せられ、精製の上之を California Texas 石油會社の手に依つて東洋市場に配給されるのである。兎に角ペルシヤ灣岸に沿ふ事約 75 哩に及ぶ廣大な鑛區に於ける Damman 構造の出油能力及出油範圍を決定する事が 1937 年に於て California Arabia Standard 會社に與へられた一大課題であると云はれて居る。

尙同社の株式の一半は 1936 年 12 月に Texas Corp. に依り獲得された結果 California の Standard 及 Texas Corp. の等額出資の如き恰好となつたが之は曩に兩グループの東洋資産が合併を見るに至つた事に原因するのである。

3 Qatar 地域

パーレイン島の南東に位しペルシヤ灣内に突出する Qatar 半島も亦將來の産油地として期待を抱かれるものである。此の地域の石油開發利権に對しては曩に California の Standard 會社も其の獲得の爲 Qatar の酋長 Abdullah ibn Jasin eth Thani に對し申込を爲したのであるが當時既に Anglo-Iranian 會社が Iraq Petroleum Co. の爲に利権の選擇權を獲得して居た爲其の目的を達し得なかつた。

而して Anglo-Egyptian 會社は其の後本地域の地質調査を行つた結果之を有望と認め、改めて酋長との間に長期の石油利権契約を締結したのである。斯くして得られた此の利権は Anglo-Iranian 會社が直ちに Iraq Petroleum Co. の從屬會社たる Petroleum Concessions, Ltd. (註)に譲渡したので改めて Qatar 地域の開發の爲新たに Petroleum Development(Qatar), Ltd. が設立せられ此の利権を繼承する事になつた。

(註) 1935 年 10 月に Syria, Palestine 及ペルシヤ灣西岸の地域に於ける含油地域のコンセッションを獲得し又之を處分する爲に設立されたものである。公稱資本は £100,000 で Iraq Petroleum Co., Ltd. の出資に係るものである。

新會社は 1936 年 8 月に London で設立されたもので營業主目として貨貨、選擇取引、鑛業權譲渡及自社直接の稼行等を掲げて居るが要するに其の主要財産は Qatar 地域の石油利権である。

資本金は £100,100 であつて Iraq Petroleum Co. 系の出資に係るが、各額面 1 磅の A 株 100 株、B 株 100,000 株より成つて居る。而して A 株所有者は配當を受ける権利を有しないが A 株又は A 株の過半数の所持者は取締役役に缺員の生じた場合或は取締役役の増員を見る場合には取締役に就任する

権利があるのである。尤も取締役の員数は 12 名を超過し得ない事にはなつて居る。

現在未だ Qatar 地域の開発には著手されて居ないが兎に角バーレーン島及 Hasa 地方に近接して居るので間もなく其の開発を見るに至らう。

4 Trucial Oman 地域

Qatar に接する東部アラビアの Trucial Oman 地方も亦産油地として近く開発せられんとするものである。同地方は Abu Dhabi, Debai, Ajman, Umm-ul Qawain, Ras-al Khaimah 及 Sharjah の各地方に夫々獨立の酋長があつて夫々其の管下を支配して居るが其の凡てが印度政廳を通じて英國との間に通商條約を結んで居り事實上は英國の「ペールを被つた保護領」をなして居る。

此の地域に於ける石油利権は Iraq Petroleum Co. 系が獲得したものであつて 1930 年 9 月には同系に依つて Petroleum Development (Trucial Coast), Ltd. が設立せられ、Petroleum Concessions, Ltd. 及其の關係会社が Trucial Oman の Pirate 海岸に所有した鑛區を凡て繼承するに至つた。之等の鑛區は Qatar より ペルシャ灣の南岸に沿ふて Ormuz 海峽に至る沿岸地域にあるもので Abu Dhabi, Sharjah, Umm-ul-Qawain 及 Ras-al Khaimah の各地方に互つて居る。

尙新會社の資本金は £ 100,100 で、各額面 1 磅の A 株 100 株と B 株 100,000 株から成つて居る。

5 西部 Saudi Arabia 地域

最近に至つてアラビアの國王 Sheikh Ibn Sa'ud は西部 Saudi Arabia の廣大な地域に於ける石油開發權を Iraq 石油會社系の Petroleum Concessions, Ltd. に對して與へて居る。其の結果 1936 年 9 月には Iraq 石油會社系の出資に依り新たに資本金 £ 200,100 (額面夫々 1 磅の A 株 100 株、B 株 200,000 株より成る)を以て Petroleum Development (Western Arabia), Ltd. が設立せられ上記の利権を繼承して開發に當る事になつた。而して此の鑛區は聖市 Mecca 及 Medina と其の近傍は除外して居るが北は Trans Jordan から南は Yemen に達し、西は海岸、東は海岸から 25 哩を隔てた奥地に至り更に Farsan 諸島をも含む總面積約 60,000 平方哩の廣大なものであると云はれ其の利権期間も 60 箇年に亙るものであると報ぜられて居る。

6 バーレーン(Bahrein) 群島

バーレーン群島はペルシャ灣の南西部に位し其の主島バーレーンはアラビア本土より約 25 哩の距離にあつて Hasa 及 Qatar の兩地方に接近して居る。

大體此の群島は地理的にはアラビアの一部を成すものであるが政治經濟的には Saudi Arabia 王國の支配下になく、全然獨立した政府を有し Sheikh Hamad に依つて統治せられて居る。然し幾多の條約に依つて英國が此の地に種々の特權を有し事實上は英國の支配下に立つて居る。尤も其の歸屬に付ては今尙英國及イラン兩國間の係争問題となつて居るものでイラン政府は現在 Bahrein Petroleum Co. が有するバーレーン石油利権に對しても異議を申立て居る。即ち同政府は米國政府に

對し、其の承認を得ざる該利権の無効を主張しイラン國政府の權利を尊重すべき事を要求すると共に國際聯盟に對しても同様な抗議文を送付したのである。

兎に角從來無名の地域であつた此の群島が最近世人の注意を喚起するに至つたのは一に其の主島バーレーンに於ける油田開發の成功に依つてである。而も此の成功は單にバーレーン島を著名にしたのみでなく惹ひてはアラビア各地に於ける石油資源の開發を著しく誘引したのである。

(1) 石油利権と Bahrein Petroleum Co.

群島中最大のバーレーン島は長さ 32 哩、幅 9 哩、面積 215 平方哩の一島であるが其の 80 % 以上の地域は既に Bahrein Petroleum Co. の鑛區となつて居る。此の島に於ける石油の探査及採掘權はバーレーン島に於ける英國の政治機關であつた一英人が酋長より之を獲得したのであるが、該利権の英國關係筋への讓渡方が奏功せず、遂に Standard グループの買収する處となつた。斯くして 1930 年に此の利権を獲得した California の Standard 會社は之を其の子會社 Bahrein Petroleum Co., Ltd. に讓渡し、之に依つてバーレーン島油田の開發を行ふ事となつたのである。實際の掘鑿作業が開始せられたのは 1931 年の事であつて之は 1930 年 4 月に米國內務省より派遣された地質學者の一團に依りバーレーン島の石油業が極めて有望と發表せられた結果に基くのである。此の掘鑿は開始後 8 箇月を経た 1932 年の 6 月に至つて先づ第一井たる所謂 Jebel Dukhan 第一號井の完成を見たが、其の成功はバーレーン島の有望性を益々裏書するものとなり、爾來盛んに Bahrein Petroleum Co. の手に依り開發作業が行はれて居る。

尙 Bahrein Petroleum Co. はカナダに登録されたもので本社を米國の San Francisco に油田事務所をバーレーン島の Manama に置いて居る。其の出資者は California の Standard 會社系であつたが、最近同社及 Texas Corpn. の東洋資産が合併した結果、Bahrein 會社の資本金も半は California の Standard に依り、他の半は Texas Corpn. に依り出資せられて居る。

(2) 産油及輸送狀況

イ 産油概況

大體バーレーン島は第三期始新世時代の岩石より成るドーム構造の長く延びた地域であつて、全島の約 1/3 は丘陵地である。其の最も高い所は海拔 443 呎で Jebel Dukhan (Hill of Smoke 或は Mountain of Mist) と稱せられるが彼の第一號井は此處に掘鑿されたのである。即ち Jebel Dukhan 第一號井は島の中央に近く Jebel Dukhan を形成せる小群の山岳の底部に當る地點に存するもので、1931 年 10 月に多孔質の石灰岩より成る地層中に鑿井され、翌 1932 年 6 月に至つて地下 2,008 呎より比重 33.8 度 A. P. I. の原油を噴出したのである。其の噴出壓力は 445 封度であつたと云はれるが其の推定日産量は 800 乃至 1,400 バレルであつた。

兎に角掘鑿作業は此の成功に力を得て益々活潑に實行されて今日に至つて居るのであるが 1936

年末に於て既に40の出油井が敷へられて居た。今日迄の掘鑿の結果約100,000エーカーが出油地域と認められて居るが其の油田構造は米國の西部 Texas の Permian 油田地域に酷似して居る。現在では其の出油深度は地下1,850乃至2,500呎であつて、混合基の原油を産出して居るが、其の第31號、第26號及第55號井の如きは産出量も極めて大である。第31號井は2,273呎の深度に於て成功したもので其の日産量は26,880バレルであり、第26號井は日産量20,400バレルであるが、第一號井の東方約1,000呎、南方約4,000呎の地點に鑿井された第55號井は其の出油能力は日産50,000バレルと云ふ大きなものである。

尙最初の油井の完成は1932年ではあつたが其の後暫時は油田地域の開發を急いで掘鑿した油井を其の儘に放置した爲、愈々經濟的の産油を見るに至つたのは1934年の事である。爾來産油量は下掲の如く超速度的に増大して1937年には遂に8,000,000バレルに垂んとするに至つた。

年	バレル	年	バレル
1934年	285,071	1936年	4,644,635
1935年	1,264,809	1937年	7,762,264

(Oil & Petroleum Year Book 1937. 及 World Petroleum 誌に據る)

□ 輸送概況

産出した原油は現在油田地より口徑6吋乃至8吋のバイプラインに依つてバーレイン島と狭い海峡を隔て、存する小島 Sitrah の海岸にあるポンプ装置所に輸送せられて居る。此のバイプラインは延長10哩以上に及ぶもので、バーレイン内部の、所々に沼地の存する降雨量の少い荒地を貫通して敷設せられたのである。即ち石油は重力に依つて島の中央部にある油田地より北方の低地に流下し、此處で此の低地の周圍にある稍高い所に引揚げられ更に重力に依つて北方の Sitrah 海岸にある貯油槽中に流下するのである。

此の工事には多額の費用が投じられて居るものであつて、第一其の豫備工事として Sitrah のターミナルに至る道路の敷設、盛土、1,200呎に及ぶ陸橋の架設等が施され更にバーレイン及 Sitrah の兩島間にある海峡上には開閉橋の架設さへ見て居るのである。

(3) 製油、輸出及積込状況

イ 製油及輸出概況

産出した原油は従來は其の儘凡て海外に輸出されて居たが最近に至つて其の一部は島内で精製せられて居る。即ち Bahrain Petroleum Co. は目下一日の原油處理能力25,000バレルの一製油所を島内に建造中であつて分解能力約10,500バレルのクラッキング設備と能力一日6,000バレルの再蒸溜設備も設けられる筈である。此の製油所が全く完成して操業するのは1937年の6月頃と見られて居るが、既に其の一部は1936年7月に完成し原油の處理精製に當つて居る。其の原油處理能力は一日10,000バレルと見られて居るが1936年末には12,000バレル程度の原油處理

能力に達した模様である。

處理される原油は混合基に屬するもので少量の硫黄を含んで居り400度(F)に於て約30%の揮發油を回収し得られる。其のオクタン價は42であるが、クラッキングに依つてオクタン價68内外の高級揮發油も得られると云ふ。今参考の爲バーレイン原油の分析表を掲ぐれば次の如くである。

バーレイン原油分析表

	242° F	299° F	350° F	400° F	210-290° F	300-525° F	299° F 揮發油を除きたる後の残渣	350° F 揮發油を除きたる後の残渣	400° F 揮發油を除きたる後の残渣	揮發油及揮發油を除きたる後の残渣	
Hempel 分溜試験結果											
原油に対する回収率	100.0	9.7	16.5	22.7	29.6	13.5	17.4	83.3	77.1	70.2	59.1
溜出油品質											
比重 A. P. I.	31.9	81.7	74.5	68.0	62.7	58.4	44.5	25.7	24.1	22.0	18.9
比重 (温度 60° F)	0.8660	0.6637	0.6869	0.7093	0.7286	0.7451	0.8040	0.9001	0.9094	0.9218	0.9408
硫黄含有量 %	2.0	0.015	0.02	0.02	0.03	0.03	2.74	3.22
オクタン價 (C. E. R. Motor Method)	...	64	55	48	42	36
引火點 (Cleveland 試験器) F°
引火點 (Pensky-Martens 試験器) F°	230	275
粘度 (Universal) 100° F 秒數	226	568
粘度 (..) 122° F 秒數
粘度 (Furol) 77° F 秒數
粘度 (..) 122° F 秒數	19	335
残渣及水分 %	0.2	0.1	0.1
凝固點 ° F	15	20
Engler 分溜試験結果 (° F)											
初溜點	131	80	89	96	105	193	359	321	379	443	538
蒸溜速度 %	5	204	92	114	126	137	224	374	360	419	482
	10	252	102	126	142	158	233	382	388	440	508
	20	338	116	145	169	191	245	392	456	502	558
	30	429	128	162	192	220	255	401	584	572	611
	50	618	151	192	232	271	275	421	658	676	682
	70	712	178	220	267	313	296	446	691	706	705
	90	747	216	257	308	362	329	486	730	735	...
乾溜點	748	242	299	350	401	361	525	730	735	735	735
蒸溜限度	94.0	96.0	97.0	97.5	98.0	99.0	99.0	93.5	93.0	92.5	91.5
残渣量 %	...	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
残渣コークス	5.1	1.05	1.0
減失率	...	3.0	2.0	6.4	6.9	7.4	8.5
400° F に於ける回収率	27.5	29.0	12.0	2.5
572° F に於ける回収率	45.5	35.5	30.0	23.0	6.0

(Oil & Gas Journal Dec. 31, 1936. に據る)

原油及製品の市場への配給は現在同一資本系統に屬する California Texas Oil Co., Ltd. (註) が専ら

之を行つて居るのであつて一部の在庫を除いた大部分のものは海外に輸出せられる。

(註) 資本の半は California の Standard. 他の一は Texas Corpn. の出資に係る。

輸出業務の開始せられたのは 1934 年の夏期以来であるが、1935 年中に於ける原油販賣高は 1,305,184 バレルであつたと California の Standard は報じて居る。尤も其の後原油産出額の増大に伴つて輸出高は著しく増加して居り 1936 年末現在に於ては一日平均 60,000 バレルの石油が船積されたと云はれて居る。

大體バーレーン油が始めて市場に現はれたのは恰も世界油界が生産過剰に悩んだ不況期であつた爲 California の Standard 會社は當初より其の配給に苦み我國へも再三之を輸送して居る。

(註) 1934 年の夏期にバーレーンの積込設備が完成するや California の Standard 會社は油槽船 El Segundo 號に最初の原油 25,000 バレルを積載して極東に向つたのであるが、其の内會社の Richmond 製油所で分析及試験材料に供する數百バレルを残した大部分の原油が、積置に荷卸されて我が日本石油會社の手に渡されたのである。之がバーレーン油の日本市場にデビューした始であるが之に引續き 1935 年の 2 月及 4 月にも夫々 17,000 并及 17,400 并の原油が日本に送られて居る。

然し乍らバーレーン油の恰好の市場たるべき日本は又 California の Standard が大量の産油を得て居る Kettleman Hills 原油の一大市場でもある爲、日本市場へ供給する事は勢ひ制限せざるを得なかつた。斯くして California Texas 會社は他地域に於ける販路開拓にも力を注ぐに至つた結果最近では歐洲諸國、エジプト等に著しい進出を見せ、Suez を通じて歐洲に輸送せられる數量に於ては遂にイラン油を凌駕して居る。

(單位 通)

仕 出 國	1935 年	1936 年	1937 年 1 月 - 9 月
イ ラ ン	303,000	256,000	208,000
關 領 東 印 度	160,000	36,000	—
バ ー レ ー ン 島	41,000	189,000	274,000

(世界の石油事情 83 號に據る)

而して之等歐洲諸國に仕向けられたバーレーン油の殆ど大部分は原油であつて、1935 年以來 Suez 運河を通過したバーレーン島積出の油槽船 47 隻の内、2 隻が燃料油を積んだのみで他は何れも原油を積載したものであると云はれるが其の仕向國別に見た數量は次の如くである。

仕 向 國	1935 年	1936 年	1937 年 1 月 - 9 月
ベ ル ギ ー	32,000	143,000	27,000
佛 蘭 西	9,000	11,000	132,000
英 吉 利	—	12,000	—
伊 太 利	—	10,000	115,000
其 他	—	13,000	—
計	—	189,000	274,000

(世界の石油事情 83 號に據る)

上記に於て著しく注目せられる事は佛、伊兩國への輸出が増加した事であるが、特に佛國ではバーレーン油の進出に便宜を興ふる爲 1936 年 10 月 7 日の法令を以て 1937 年 1 月 1 日以降バー

ン島産の原油、製品及殘滓油に對し臨時的ではあるが最低關稅を適用する旨を規定して居る。

尙當初バーレーン産油の著しい増大に脅えた國際石油資本團は之に依る世界市場の擾亂を恐れた結果、資本團間にバーレーン原油販賣協定を結んで居るが之は New Jersey の Standard の社長たる W.C. Teagle の奔走に依つて成立したものである。即ち此の協定に依れば New Jersey の Standard, Royal Dutch Shell 及 Anglo-Iranian の三大資本團が一日 20,000 バレル迄のバーレーン原油を引取る事を承諾して居るものであつて、其の引取があつた場合に California の Standard 即ち California Texas 會社は隨意に市場の進出を爲し得るのである。

□ 積込設備の概況

石油の油槽船への積込は Sitrah 島に於て行はれるのであつて同島には海上積込設備として口径 12 呎の海底パイプラインがある。此のパイプラインは延長 3 哩 (16,000 呎) に亘るもので Sitrah のポンプ装置所から海中に一直線に突入して居る。而して其の約 1/3 に當る 5,700 呎は淺瀬に敷設せられ其の大部分は干潮時に露出する爲石の支柱で支へられて居る。残りの約 2/3 は次第に傾斜した海底に敷設されて居るもので其の末端の最深處は約 50 呎の深さを有して居る。此の末端に油槽船の繫留設備が建設されて居て油槽船が此處に碇泊するのである。

Sitrah 島のターミナルに於けるポンプ装置所は現在塵埃防止家屋中に置かれて居り (註) 4 箇の離心ポンプに依り連結された 225 馬力の揮發油機關が具へられて居る。即ち之に依つて上記の海底パイプラインを通じ一時間 5,700 バレルの流出度を以て海岸のタンクより油槽船内のタンクへ石油を積込むのである。

(註) 之は此の地方に季節的に Shamals と呼ぶ夥しく塵埃を伴ふ嵐が起るので、諸機械に斯かる土砂をかけない爲特殊の建物を建造して置くのである。

尤も Sitrah のターミナル設備は當初一日 10,000 バレルの石油を取扱ふ如く計畫されて居たので斯かる高能率の機關は不要な譯であるが、之は一に之に依り積込時間を出来るだけ短縮せんとしたものである。

貯油タンクは 3 基あるが何れも鋼鐵製で浮屋根を有し其の貯油能力は合計 250,000 バレルである。又 Bahrein Petroleum Co. は特に能力 7,500 バレルの船舶用貯水タンクを設備して居る。之は船舶より油の混入した水が灣内に吐出される事を嫌つたもので、入港船舶の脚荷用水は海底パイプラインに依り一旦此の貯水タンクに收容の上、更に汲取ポンプに依つて油を除去するのである。

斯の如く種々の積込設備が具はつて居るが更に船舶と海岸間の連絡を圖るラヂオ設備、バーレーン島に於ける電話線に連絡する電話線等も既に其の完成を見て居る。

資料出所

石油時報 昭和8年10月 昭和8年12月 昭和9年7月
 〃 9年9月 〃 10年12月 〃 11年6月
 〃 11年7月 〃 11年11月 〃 11年12月

世界の石油事情 第83號 (昭13. 2. 29)

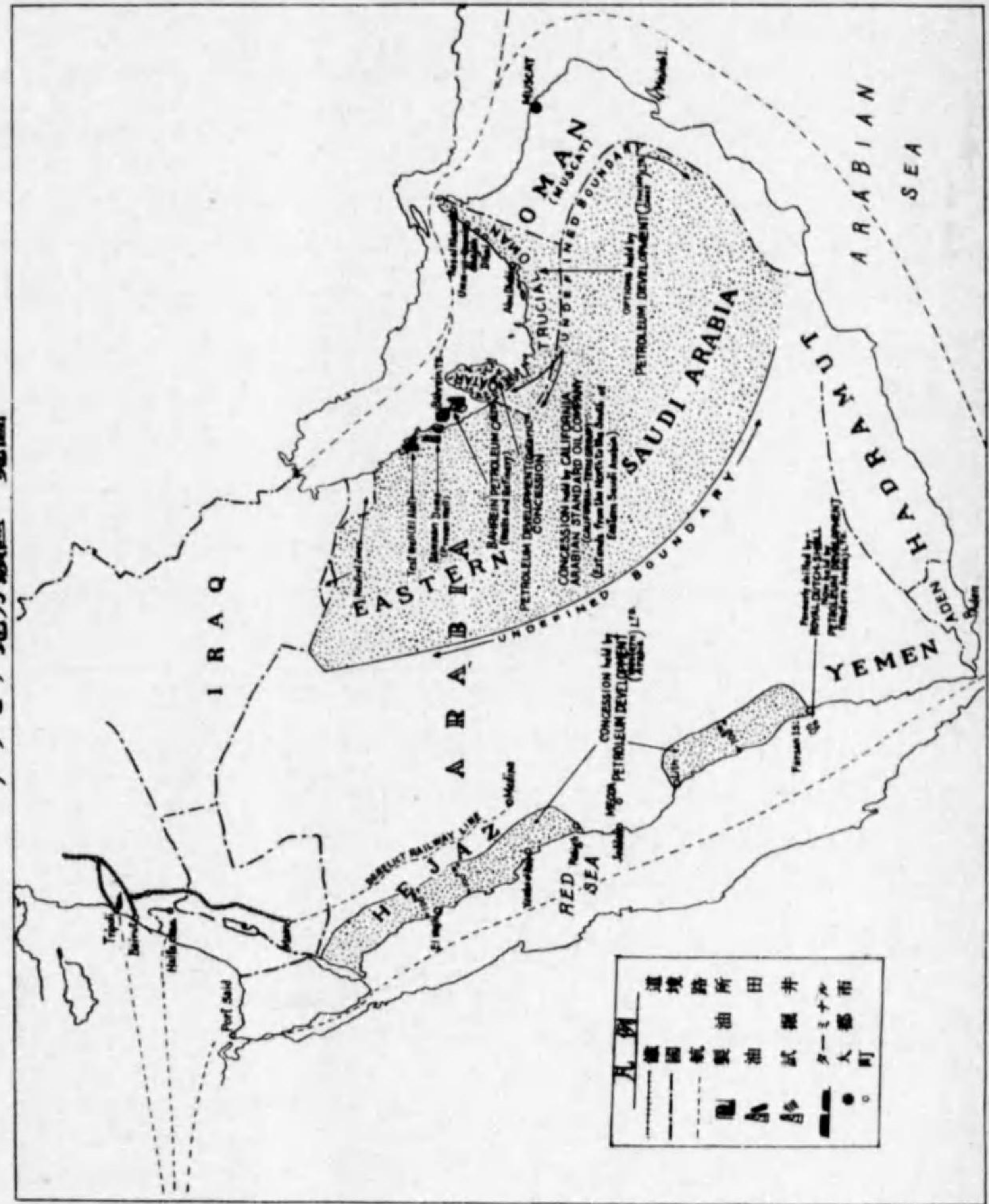
Oil & Petroleum Year Book 1937.

Statesman's Year Book 1936.

Oil & Gas Journal : Dec. 27, 1934. Dec. 26, 1935. Dec. 31, 1936.

Oil News : March 1, 1934. May 17, 1934. Sept. 20, 1934.

アラビア地方産區一覽圖



イ ラ ク

1932年に英國の委任統治を脱して獨立國となつたイラクの石油業は開發以來僅々數年を出でないにも拘らず今日既に年産400萬噸を超え世界屈指の産油國となつて居る。兎に角石油に關する歴史の古い事と其の石油賦存量の大きい事は隣邦イランと全く同様であつて、近代工業に遅れたイラクに於ける石油利權の獲得が列強の對象的となつたのも蓋し無理からぬものがある。

イラク石油利權の爭奪

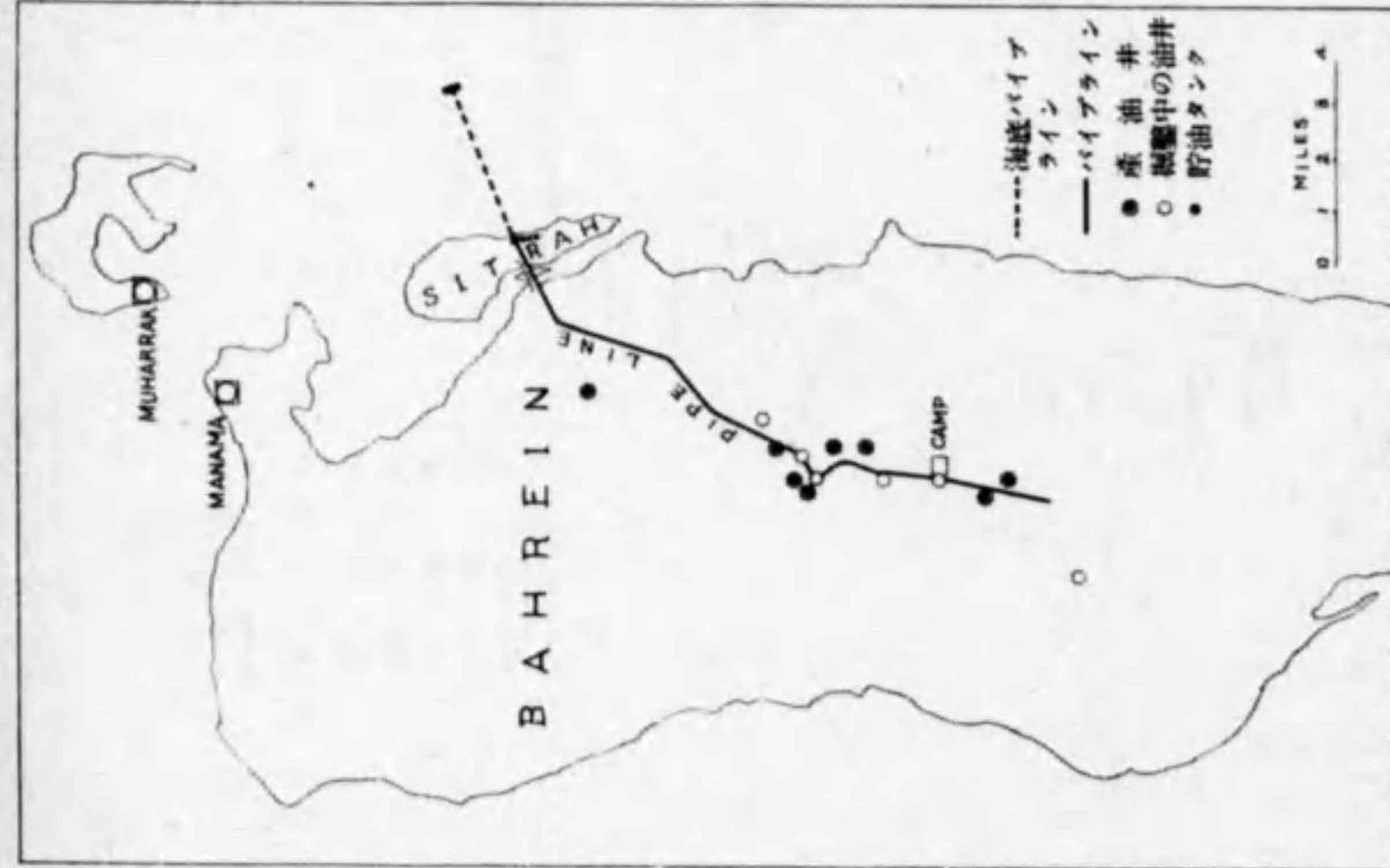
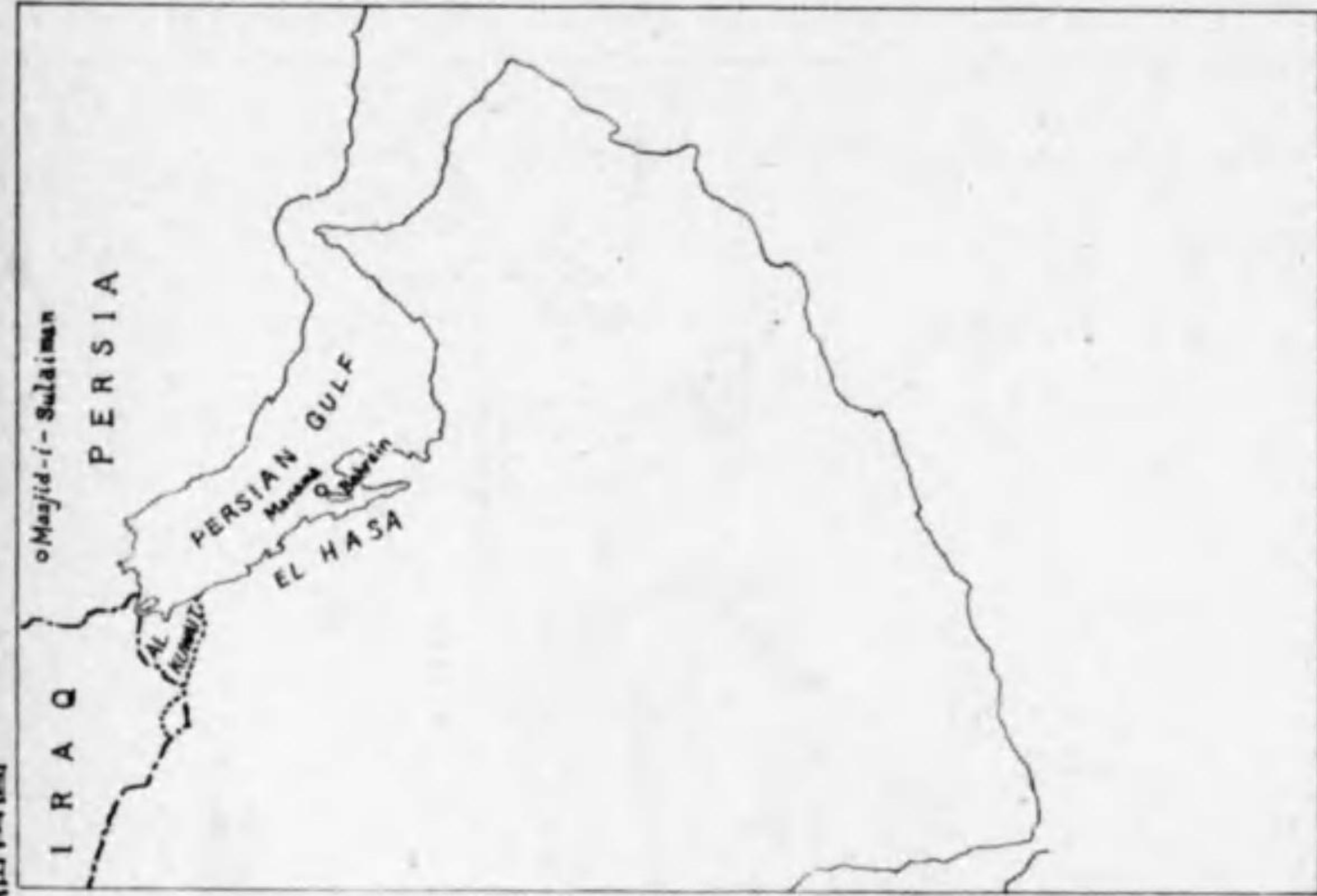
イラクに於ける石油利權が列強の爭奪的となつたのは遠く舊トルコ領メソポタミア (Mesopotamia) 時代に溯つて居る。即ち1888年に Anatolia 鐵道敷設權を取得した獨逸資本團が1902年に至つて同鐵道のベルシヤ灣頭迄の延長をトルコ政府より許可されると共に Mosul 及 Baghdad 兩州に於ける石油採掘權を獲得した。處が Anatolia 鐵道會社は油田地の調査は行つたものゝ實際の採掘には著手せず漫然と其の猶豫期間たる2箇年を経過した爲此の石油採掘權は無効に歸したのである。恰も従前より此のメソポタミア石油利權の獲得に注目して居たイラン油田の開發者 D'Arcy は忽ち好機逸すべからずと許りに猛運動を開始し1909年には遂に此のメソポタミア石油開發權を Anglo-Persian Oil Co. (現在の Anglo-Iranian) の手に依り掌握するに至つたのである。然るに一方曩の利權保持者である獨逸資本團側は該利權の失格を一向認めなかつた爲果然問題は英獨間の争と迄進展した許りでなく、更に Royal Dutch Shell 團も亦該利權獲得に乗出して來た爲問題は尙更紛糾し、複雑化したのである。そこで此の問題解決の爲にトルコ政府及獨逸資本團に極めて信用のあつた英人 Cassel が調停に立つ事になり、彼は競争を避ける爲英、獨及蘭の三國資本を以て Turkish Petroleum Co. を經營し之に依りメソポタミア油田の開發を爲す事を提議したのである。時恰もさしにも争つた英獨間の感情も漸次融和に向はんとする際であつたので1914年3月には遂に英獨間に協定の成立を見 Turkish 石油會社の手に依つてメソポタミア油田の開發が行はれる事となつた。(註) 而して一方トルコ政府側も改めてメソポタミア油田の開發を Turkish Petroleum Co. に許可するに至つたので此の問題は一先づ解決を告げたのである。

(註) 此の協定に依つて定められた Turkish Petroleum Co. の出資資本の割當は次の如くであつたと云はれる。

Anglo-Persian Oil Co. (現 Anglo-Iranian)	50%
Royal Dutch Shell	25
獨逸資本團	25

斯の如くしてメソポタミアの石油利權問題は無事解決を見たのであるが、此の解決後間もなく起つたのが彼の歐洲大戰であつた。大戰中英國は Anglo-Persian Oil Co. の事業地保護の爲と稱して、印度政府に命じてメソポタミア出兵をなさしめたが後にはメソポタミア占領の行動をとり1918年に

バーレーン油田圖



May 17, 1934 Oil News 所載

は Mosul 迄占領するに至つた。英國が斯かる行動に出でた眞意は勿論 メソポタミア 油田の獲得にあつた事は云ふ迄もない事で 1919 年 Versailles に於ける 平和條約の結果英國がメソポタミアの委任統治権を得るに至り、遂にメソポタミア油田の實権を掌握したのである。處が此の英國の獨占に對しては佛國側の強い不平が稱へられた爲 1920 年に伊太利の San Remo に於て開かれた所謂 San Remo 會議に於て英佛間に石油に關する協定が結ばれるに至つた。即ちメソポタミア油田に關しては戦前に於ける Turkish Petroleum Co. の資本割當で獨逸側の持分とされた 25% の權利を佛國側に移す事になつたのである。尤も其の代償として佛國側は産出油を地中海に輸送するに必要な鐵管の敷設、鐵道の敷設或は輸出石油の免税等を其の委任統治下にある Syria 領内で之を認めたのである。(註)

(註) San Remo 協定は同年 4 月 26 日に締結されたもので其の内容は次の如きものである。

- (イ) 「ルーマニア」内ニ在ル前敵國民又ハ團體ニ屬セル石油開發權持分又ハ其ノ他ノ利權ニシテ沒收セラレタルモノノ獲得其他「ルーマニア」ニ於ケル油田ノ開發權ヲ取得スルニ協力シ其ノ獲得セルモノハ等分スルコト
- (ロ) 舊露帝國內ニ於ケル石油開發權ノ獲得ニ努力シ各自其ノ國民ニ援助ヲ與フルコト
- (ハ) 「アフリカ」ニ於ケル佛植民地保護國及勢力範圍タル「アルゼリー」「モロッコ」等ニ於ケル石油開發權ニ付テハ佛國政府ハ佛國法ニ準據スル限り即チ佛國出資ガ 67% 以上アル場合佛英兩國人ニ對シ之ヲ許與スルコト
- (ニ) 英國政府ハ佛國政府ガ其ノ植民地ニ於テ英國人ニ賦與セルト同等ノ權利ヲ英國直轄植民地ニ於テ佛國人ニ與フルコト
- (ホ) 「メソポタミア」ニ於ケル英國ノ石油開發事業ノ 25% ヲ佛國ノ前分トスルコト
- (ヘ) 佛國政府ハ其ノ委任統治地域内ニ Anglo-Persian Oil Co. ノ鐵管ノ敷設ヲ許可ス。此ノ對償トシテ佛國ノ「ベルシヤ」ヨリ地中海ニ管送セラル、石油ノ 25% ヲ限度トシテ其ノ供給ヲ受ケラルベキコト

(外務省石油ニ關スル調査に據る)

斯くして佛國側は満足したのであるが此の San Remo 協定はメソポタミア油田に注目せる列國には異常の衝動を與へ特に米國の如きは該協定に對し嚴重な抗議を爲すに至つた。即ち米國政府は英國政府に對し「該協定は委任統治の原則に悖つて、メソポタミア及パレスタインを事實上英國の植民地と化するものである。而して米國は國際聯盟に加入して居ないが參戰國として Versailles 條約に於て規定せられた委任條項の下に確保せらるべき諸權利特典に均霑する權利を存する」旨を主張する抗議文を送付し其のメソポタミア石油利權に對する除外を非難したのである。之に對して英國側は詳細に「戦前の關係を踏襲したものに過ぎない」旨を示して此の抗議を一蹴したので果然英米間に紛糾を生じ其の確執は容易に解け難くなつた。而も斯る折柄トルコに於ては Kemal Pasha が蹶起して Angola 政府を樹立し次の如き聲明を發した爲事態は一層複雑化を加へたのである。

- (a) Mosul, Sulaiman 及 Kirkuk の三地方は 民族の關係より 新王國イラクに屬すべきものでなく當然トルコに歸屬すべきものであるから直ちに還附せられたい。
- (b) 舊帝政時代に締結せられた利權契約も新トルコ國民議會の協贊を経なければ凡て無効であ

る。

(c) Chester Concession(註)を改めて承認する。

(註) 之は米人 Cobby Chester が小アジアに於ける 2,800 哩に及ぶ鐵道の敷設權(此の鐵道の一部が Mosul 地方内を通過する)及其の沿線の兩側 20 哩の地域に於ける礦物採取權をトルコ政府より獲得する爲に 1896 年より 1903 年に亙つて運動を續けたのである。然し結局此の利權は有耶無耶となつて仕舞つたが 1923 年 4 月に米國の使裝を受けてトルコ新政府が改めて之を持出したのである。

兎に角斯かる聲明に依れば San Remo に於ける英佛の石油協約の如きは全く有名無實化するのである。従つて英國が之を默視する譯がなく遂に聯合國側とトルコ新政府との間の國際會議がスキスの Lausanne に於て開催せられた。然し上記の諸問題は前後 2 回に亙る會議に依つても解決しなかつたが其の内(a)の境界問題は 1925 年 12 月に於ける國際聯盟の強硬決議と其の後に於ける英國及トルコ間の秘密交渉に依つて漸く英國の希望通りの解決を見たのである。(b)の利權問題に付ては Lausanne 會議に於て英米兩國間にイラク(メソポタミア)石油利權を繞る激しい紛糾が續けられて居る際にも英米の各石油當事者間には妥協の審議が進められて居たのである。即ち 1921 年に米國の Standard 團がベルシヤ政府より許可されたベルシヤの北部五州に於ける石油開發權に對し英國の Anglo-Persian 會社側から猛烈な抗議が爲されて居たが其の後兩者の間に妥協が成立し共同で開發する事になつた。處が此の妥協の成立を機として兩會社間にはメソポタミア及パレスタインの油田開發に付ても話が進行し、結局 Turkish Petroleum Co. 株の Anglo-Persian 會社に割當てられた 50% の内其の半を米國石油資本團に提供する妥協案が成立し 1926 年 4 月に至つて正式に其の發表を見たのである。斯くして紛糾を重ねたイラク石油利權問題も無事解決したが上記の Chester Concession の如きは單に惡戯的に持出されたものに過ぎなかつたので此の問題の解決と共に雲消霧散した事は云ふ迄もない。

イラク石油會社(I.P.C.)と其の石油利權

此の會社は 1911 年 1 月に African and Eastern Concessions, Ltd. として設立されたが 1912 年 10 月には Turkish Petroleum Co., Ltd. と更に 1929 年 6 月には現稱たる Iraq Petroleum Co., Ltd. に社名を變更したのである。資本金は當初 50,000 磅に過ぎなかつたが其の後度々増資され今日では 14,500,000 磅となつて居る。之は凡て 1 磅株から成るもので其の凡てが發行され又拂込済である。而して曩に示した如く之は英、米、佛の三國資本から成り其の資本割當は現在次の如くである。

D'Arcy Exploration Co., Ltd. (Anglo-Iranian Oil グループ)	23 ³ / ₄ %
Anglo-Saxon Petroleum Co., Ltd. (Royal Dutch Shell グループ)	23 ³ / ₄
Compagnie Française des Pétroles(註 1)	23 ³ / ₄
The Near East Development Corp.(註 2)	23 ³ / ₄
Participation and Investments, Ltd. (C.S. Gulbenkian)(註 3)	5

(註1) 佛國政府が關係する半官的な石油會社である。

(註2) Iraq Petroleum Co. に対する米國側の出資を代表する爲 1928 年 2 月に設立された會社である。資本金は 20,000,000 弗で 100 弗株 200,000 から成るが其の内 176,992 株が發行乃至拂込済である。出資者は當初 New Jersey 及 New York の兩 Standard, Gulf Oil Corp. Atlantic Refining Co. 及 Pan American Petroleum & Transport Co. の 5 會社であつたが其の後株式の賣買が行はれた結果現在では New Jersey の Standard 及 Socony Vacuum Corp. の兩社の等額出資となつて居る。

(註3) イラクに於ける石油の發展を始めて計畫した英人で其の有する 5% の株式は議決権を有しないものである。

會社の本店は現在は London に置かれて居るが經營方針は Anglo-Iranian, Royal Dutch Shell, Compagnie Française des Pétroles 及 Standard の 4 大グループの代表者に依り組織せられて居る取締役會に於いて決定され且實施されて居る。

現在 Iraq Petroleum Co. がイラク政府より獲得して居る鑛區は 1925 年に許可せられたものであるが 1931 年に至つて其の約款の一部修正を見現在次の如くなつて居る。

即ち會社は Tigris 河東岸のイラクとトルコとの國境及イラクとイランとの國境(但しイランよりの移讓地域たる K.O.G. 會社の鑛區を除く)に圍繞せられた Baghdad 及 Mosul 兩地方の油徴地 32,000 平方哩に於ける 75 年間の石油開發權を有して居る。又會社は其の營業上或は其の利益上に對して凡ての課税を免除せられて居るが更にパイプラインの建設に關しても附隨的な諸權利を得て居る。例へば正規の輸出が開始せられる迄は毎年 1 月 1 日拂を以て年額 9,000 磅を支拂ふのみで其の營業上及利益上に課せられる國稅及地方稅の免除を受け得るのである。従つて輸出される最初の 400 萬噸に對しては 60,000 磅を支拂ふ事が必要であり之を超過する各 100 萬噸毎に 20,000 磅が課せられるのである。

斯の如き權利に對し會社がイラク政府より課せられて居る義務には次の如きものがある。

- (a) 1935 年 12 月 31 日迄に地中海に至る年 300 萬噸の輸送力を持つ送油管線を完成する。
- (b) 實際に石油が輸出される迄は會社は政府に年 400,000 金磅を支拂ふ。但し此の支拂額の内 200,000 磅は輸出開始後の特許料計算が年 400,000 金磅を超過した場合に無利子ではあるが返還せられるのである。即ち之は特許料に對する前渡金であつて殘額の 200,000 磅は會社に返還せられない年金なのである。
- (c) 送油管完成後 20 箇年は年産 200 萬噸を最少限度として噸當り 4 志の産油稅の支拂を會社側は保證する。
- (d) イラク國內に於て一定價格を以て石油供給を爲す義務を有する。(註)

(註) 然し現在極めて高價な石油が國內に供給せられて居るのであつて其の爲めに沙汰止みとはなつたが政府自ら製油所を建設せんとさへしたのである。

尙會社は既に Kirkuk 地方を掘鑿して 1934 年以來多量の産油を擧げ 1936 年にイラク政府に歩油として納付した金額も 6,776,980 金磅に達して居るが油田開發後に於ける累年の産油量及出荷量は次の如くである。

	生産量	出荷量	生産量	出荷量	
1934年	952,581	607,435	1936年	3,914,213	3,933,198
1935	3,581,984	3,449,199			

(Oil & Petroleum Year Book 1937. に據る)

B.O.D. 及 Mosul Oil Field の兩會社と其の石油利權

1931 年に Iraq Petroleum Co. との石油利權約款の更新を爲したイラク政府は該契約に對する正式の調印後該契約に於ける所定外の地域に對して石油鑛區を許可すべき意志を有する旨を發表するに至つた。其の結果 1932 年 5 月には極めて廣大なる面積を占むる石油鑛區が B.O.D. 即ち British Oil Development Co. に對して許可せられたのである。

此の B.O.D. Co., Ltd. は 1928 年 3 月に設立登記されたもので現在の資本金は 82,500 磅であるが其の全株式は 1932 年 11 月に B.O.D. の株式を獲得する爲に設立された Mosul Oil Fields, Ltd. に依つて所有せられて居る。即ち B.O.D. は鑛區を有し實際の作業を行ふ會社であるのに対し Mosul Oil Fields は其の持株會社を爲すものであつて其の重役の顔觸の如きも兩者全く相一致して居る。

Mosul 會社は London に本店を有し現在の資本金は 4,000,000 磅で 1 磅普通株 1,000,000 と 6 志 8 片の A 普通株 9,000,000 から成つて居るが其の内 1 磅普通株 988,579 と A 普通株 2,187,413 が既發行且拂込済である。

大體此の會社は英國系に屬するもので其の創立當初に於ける國籍別の資本及重役の割當は次の如くであつた。

國別	資本割當割合	重役割當數
英國系	50.55	6
伊國系	25.45	3
獨逸系	12.00(註)	2
佛國及スエス系	12.00	1

(註) 獨逸の持分である 12% は大體送油管線、掘鑿機械、油槽其の他全購入品の 38% 即ち約 100,000,000 マルクを獨逸に割當てたものであると云ふ。而して此の獨逸資本團はオットー、ウォルフ、マンネスマン鐵管會社、ゲーテホッフメックス鍛鐵場及鋼鐵トラストに依り後援されて居るものであるが傳ふる處に依れば獨逸政府は此の資本團の Mosul 會社に對する持分の半を保證する事になつたと云ふ。之は一に同政府が重工業の活躍を圖る事に依り輸出を増加し失業者を救済せんとしたものであらう。

此の内伊太利を除いた諸國では其の政府自身は直接 Mosul 會社に關係して居ないが、伊太利では

政府の石油代行機關たる A. G. I. P. が凡ての投資を行つて居り其の B. O. D. 会社の鑛區に對する熱意の異常なものである事が知られよう。而して國內に石油資源を有しない伊太利では特に B. O. D. 会社鑛區の早急なる開發を望む事切なるものがあつた爲 A. G. I. P. は其の後 Mosul 会社の株式買収に狂奔するに至つた。其の結果株式の過半数は伊太利側に收められ Mosul 会社の支配權は英國から伊太利に移つたと報ぜられるに至つたのである。處が此の報道に對しては Mosul 会社より事實無根なる旨が發表せられ石油界にセンセーションを起したのであるが當時の取締役 13 名の割當が英人 4 名、伊人 5 名、獨人 2 名、佛人及イラク人各 1 名であつた事實其の他より Mosul 会社の支配權が英國より伊太利に移つた事は恐らく事實であつたものと信じられて居る。

斯くして伊太利は同國の石油政策具體化の最も重要な手段として多年の努力に依つて漸く Mosul 会社の支配權を獲得するに至つたのであるが極く最近の報知に依れば伊太利側は Mosul 会社に對する持株の凡てを國際石油資本團に賣却したと云ふ。即ち A. G. I. P. に依つて所有されて居た Mosul 会社の株式が Iraq Petroleum Co. に關係する國際石油企業團に依り購入されたのであつて、實際の取引交渉は Iraq 会社の姉妹会社たる Petroleum Concessions, Ltd. が之に當つたのである。

兎に角苦心の結果獲得した Mosul 会社に對する支配權を伊太利が放棄した事は極めて奇異に感ぜられるのであるが之は主として經濟的の事情に基くのである。即ちイラク政府と B. O. D. との利權契約に於ては急速な積極的な開發が要求せられて居るのであつて、石油輸送が正式に開始される迄は巨額な地代が支拂はれねばならぬのである。而して其の金額は 1937 年には 200,000 金磅に達せんとして居り、伊太利及獨逸の資本團には相當の苦痛なのである。而も之より以上に困難な事は既に豫定されて居る事業の擴張の爲或は又鑛區權に附帶する諸條件を實行する爲に必要な資本を調達する事である。此の多額の資金を調達する事は伊太利及獨逸の關係者にとつては不可能と見られるものであつて遂に Mosul 会社の支配權を伊太利が Iraq 会社に譲渡せざるを得なかつたのである。

斯の如くして B. O. D. の鑛區も亦國際石油企業團の手に歸したが、此の A. G. I. P. と Petroleum Concessions との間の株式取引の際に於ける Mosul 会社の國籍別に見た持株数は次の如くであつたと信ぜられて居る。

國	別	持 株 數	全發行高に對する割合
伊	太 利	1,875,845	62.0
英	吉 利	770,231	25.4
獨	逸	136,800	4.5
ス	キ ス	97,013	3.2
オ	ラ ン ヌ	84,000	2.8
佛	蘭 西	33,000	1.1
イ	ラ ヅ	30,000	1.0

(Petroleum Timesに據る)

従つて伊太利側の持株を譲渡された Iraq Petroleum Co. が現在過半数の株式を所有する譯である。

處が Iraq 会社に於て最も勢力を有するのは Anglo-Iranian 及 Royal Dutch Shell の兩グループを以て代表せらるゝ英國である。而も従来より英國側は 25% 餘の Mosul 会社株を有して居たのであるから Mosul 会社に於ける英國の勢力は極めて顯著なものとなつた。尤も實際には數人の英國側の重役も夫々國際利害關係を代表して居る爲、其の關係は錯綜して居るが尠くも英國の所有株が他國に比して会社經營上最も勢力を有して居るといふ事は云ひ得るのである。

兎に角現實には未だ其の可能産油力も明かにされて居ないとは云ふもののイラクに於ける廣大な石油地域が此の取引に依つて比較的安定な所有者から豊富な資金を持ち技術的に完備した團體の手に移つた譯である。又他方に於て此の取引に依つて將來の世界石油市場に於ける攪亂者たり得べきものを艾除したとも云へるのである。

現在 B. O. D. の鑛區の積極的開發に關する計畫は未だ樹てられて居ないが同鑛區が豊富な石油埋藏量を擁する事は確實視されて居るので近い内に開發計畫が樹てられ、地中海への送油管線も建設され様と云はれて居る。而して送油管線の建設に關しては曩に疑問も持たれたが最近では産出油も風評の如く重いものではなく最寒の場合に於ても送油管線に依る輸送が可能であると云はれて居るので、主として重質殘溜油を輸送する爲に鐵道も敷設され様が送油管線も亦必ず敷設されるものと期待されて居る。既に B. O. D. 会社に於ても 1 箇年の石油輸送力 1,000,000 噸のパイプラインの建設及經營と同量の石油輸送に關して他の会社との間に契約を締結すべき事を考慮して居ると云ふ。

尙伊太利をして Mosul 会社の支配權を放棄するに至らしめた一要因たる B. O. D. の鑛區に對するイラク政府の條件とは如何なるものであるかを示す爲に該利權の内容の概略を示す事にする。

B. O. D. 会社がイラク政府より與へて居る石油利權は Tigris 河以西、緯度 33 度以北の全域約 46,000 平方哩の地帯に於ける 75 箇年間の獨占的開發權である。而して開發に關しては其の年産量 400 萬噸迄は噸當り約 3 $\frac{1}{2}$ 片(其れ以上の生産に付ては噸當り 5 片近く迄増額される)を課せらるゝ輸出税の支拂に對して賦課せられる諸税の適用を現在免除されて居る。

之に對し B. O. D. 会社の負擔すべき主なる義務は次の如きものである。

- (a) 75 箇年を経過すれば鑛區權は無償でイラク政府に返還する事。
- (b) イラク内の特定地より地中海に至る最低一箇年 100 萬噸の石油輸送力を具備する事。但し送油管線に依ると其の他の方法に依るとを問はない。
- (c) 契約調印の日より 75 年以内に会社は石油の正規輸出を開始する事。但し最初の年を除き其の輸出量は毎年 100 萬噸を下り得ない。
- (d) 正規の輸出が開始せられる迄は第一年度分として 1933 年 1 月 1 日拂を以て 100,000 金磅の鑛區料を支拂ふ事。而も以後は 1937 年 1 月 1 日拂の 200,000 金磅に達する迄は毎年 25,000 金磅を増額して支拂ふ事を要し 200,000 金磅に達すれば同額に止める。而して此の鑛區料の支拂

は石油の正規輸出が開始せられた年を以て停止せられる。

- (e) 石油輸出開始後は毎年1月1日拂を以て噸當り4志のロヤルティを支拂ふ事。但し開始後20ヶ年は100萬噸の輸出額に達する迄ロヤルティは200,000金鎊を下り得ない。若しロヤルティが200,000鎊に充たない場合は次年度に於ける出荷量の増加に依り會社は之を補はねばならぬ。
- (f) 政府は會社の採油量の20%を油井渡を以て無償で收納し得る事。但し政府の歩油に對してはロヤルティは課せられない。又政府は收納歩油の一部でも輸出し或は輸出向として賣却する事は出来ない。然し必要に應じ之を會社が一定率を以て政府より買収する事は可能である。
- (g) 會社の株式公衆の際には London と同時に Baghdad に於ても之を行ひ、イラク人は最低20%の割當を受くべき権利を有する事。

Khanaquin Oil Co. と其の石油利権

現在 Khanaquin Oil Co., Ltd. (K.O.C.) が有する領域は歐洲大戰前トルコ及イラン間の國境が確定した際、イランよりトルコに對して移讓せられた所謂移讓地域 (Transferred Territories) に存して居る。

元來此の石油利権は Anglo-Persian Co. がベルシヤ政府より獲得したものであるが1913年に至つて舊トルコ政府が該利権の繼續を承認し更に1925及26年に於ける Anglo-Persian とイラク政府との協約に依りイラク政府は此の利権の存続を認めたのである。今1925及26年に於ける約款の内容を示せば次の如くである。

- (a) イラク國內に於ける油田開發の爲傍系會社を作る事。
- (b) イラク國內の石油需要を充たす爲製油所を建設する事。
- (c) イラク國內に於て販賣する石油の價額を現在の値段より遙かに安價ならしむる事。
- (d) 産油税は每噸當り4志とする事。

斯くして1925年11月には移讓地域の Naft Khaneh 油田地を開發する爲に Anglo-Persian Oil Co. (現在の Anglo-Iranian) の傍系會社として Khanaquin Oil Co. (K.O.C.) が設立された。而して1927年には Khanaquin 市に近接する Alwand 河岸に一製油所が建設せられ又 Naft Khaneh 油田地と製油所間を結ぶ延長25哩に亘るパイプラインも完成したので同年3月には製油所への原油の供給が開始せられた。製油所に於て製出せられる發動機關用揮發油、航空機用揮發油、燃料油及燈油の如き製品は現在一先づ製油所を距る3哩の地點にパイプラインで輸送せられて居る。同地は Khanaquin の鐵道終點とも連絡して居るもので大貯油庫及製罐工場も建造せられて居り、同地より製品はイラク市場に供給されて居る。而して此の製油所の製品は現在イラク政府の法定相場以下で國內に供給されて居り特に其の燃料油の如きは極めて安價であると云ふ。

尙 Khanaquin 會社の公稱資本金は1,000,000鎊であるが現在1鎊株500,002株が発行されて居り其の支配權は Anglo-Iranian グループが握つて居る。

イラク油田の概況

イラクに於ける主要油田地はイランの西南部油田と相連続するものである。即ちイランを横断せる Zagros 山脈は延亘してイラクに及び緩慢な背斜構造を作つて多數の石油徴候を呈して居る。其の地質はイランと極めて類似し Asmari 石灰岩が主要含油層を爲して居る。而して彼の著名なる Mosul 油田は Mosul 州 (Mosul, Arbil, Kirkuk 及 Suleimain の4地方を含む) 全域に亘るもので、其の延長は200哩、幅員は100哩に達し、イラク國內に於て最も石油の徴候が多く又最も其の將來を期待するものである。

Mosul 油田地帯に於て最も石油徴候の多いのは Kirkuk 地方即ち所謂 Kirkuk 油田地域であつて激しいガスの噴出及多量の石油の湧出が見られる。従前より附近の住民は浅い手掘井に依つて採油し之を簡單な方法に依り精製して家用に供して居たが、最近 Iraq Petroleum Co. のパイプラインの完成と共に大々的の採油が行はれるに至つた。

大體 Kirkuk 油田地域は背斜軸上に相連つて膨起せる三箇のドーム構造より成るものであるが其の中央に位するものは最も大きく主ドームを爲して居る。其の軸の長さは約10哩に及び出油區域の幅は平均2哩と云ふ大きなもので、他の二つは此の主ドームと比較的長い鞍部を置いて連続して居る。

現在主として開發せられて居るのは此の主ドームの存する Baba Gurgur 地域であつて、イラク最良の油田として將來の一大發展を期待され、目下日産85,000バレルを目標として三箇のガス分離所と原油安定装置とを用ひて採油して居る。即ち1936年の生産量は3,884,300噸と Iraq 石油會社は發表して居るが、之が14本の油井(註)から産出されて居る事は驚嘆すべきで、中には日産12,000噸にも及ぶ巨井さへ存して居ると云ふ。

(註) 尤も1934年5月に於ける最初の出油以來の掘鑿井数は約40本であつた。

更に又驚くべき事は油井間の距離が最短1哩4分、最長1哩8分と云ふ事であつて、如何に極端な一元操作が行はれて居るか之に依つて窺知し得られる。掘鑿は當初ロータリー式と綱式とが併用されたが其の後 Kirkuk 油田に於てはロータリー式の方が適する事が經驗されたので最近専ら本式に依つて掘鑿されて居る。1937年半に於ける全掘鑿井数は40と發表されて居るが其の深度は1,200呎乃至3,500呎であつて下部中新より中部始新に亘る Asmari 層が主要含油層をなして居る。

尙 Mosul 州内に於ては現在僅かに Kirkuk 油田が開發されたのみであるが、他にも未だ有望な地域があり、其の Shalgot に歐洲大戰中、獨逸が掘鑿した150呎内外の油井10坑は今でも稼行するに足るものであると云ふ。

更に又 Mosul 州内に止まらず Baghdad 州にも多數の油徴地が見られるのであつて其の主要地域

はイランとの國境に沿ひ延長約200哩の狭長な地域をなして居る。

兎に角現在 Iraq 石油会社が持つて居る鑛區は斯の如き極めて有望な Mosul 油田 地域の大部分と Baghdad 州の重要な油徴地を占むるもので其の中に Dahuk, Zakho, Shaglawā, Agra, Naft Khaneh, Chio Surkh 及 Quwair 等の重要な背斜構造が所在し、之等に埋藏せらるゝ石油量は極めて大なるものと見積られて居る。

次に Khanaquin Oil Co. の鑛區即ち所謂 Naft Khaneh 油田は上記 Naft Khaneh 及 Chio Surkh の兩背斜の更に延長した地域に位するものであるが、其の開発は相當早くより行はれ、地下3,000呎餘の地層より年11萬噸近くの産油がある。

Tigris 河西岸の地域即ち B. O. D. 会社の鑛區内も亦將來の大油田と目されて居るものであるが既に掘鑿された約60井の内、46井よりは好結果が得られて居ると云ふ。未だ本格的な採油作業は行つて居ないが会社自身の消費に充てるものと政府の強制に依つて政府に供給する若干のものとで年2萬噸程度の産油が行はれて居る。

尙此の鑛區内で既に発見された有望な地質構造は下掲の如く極めて多數に上つて居るが、此の内 Mosul 油田の一部をなす Qaiyarah, Najmah 等の地域が最も有望視せられて居る。

イ Mishraq 構造

Qaiyarah の北方120哩に位し、油徴候が著しいと共に其の地質構造も良好である。

ロ Najmah 構造

Qaiyarah 背斜上にあつて、地質構造上 Qaiyarah より200呎の隆起を見て居る。

ハ Qaiyarah 構造

既に地下700乃至1,000呎より出油を見て居るが、其の油質は或る點に於てメキシコの重質原油と酷似して居る。

ニ Hibbarah 構造

Qaiyarah 背斜の南西に位し、深度1,800呎を以てイラクに於ける主要含油層たる Asmari 層に達すると云はれる。

ホ Sadid 構造

Tigris 河と Little Zab 河との合流點の南西に位し、イラク北方の山地に存する Makhul 背斜の北西部に當つて居る。

ヘ Khanuquah 構造

Makhul 背斜の北東にあつて北西方に走つて居る。既に2井の掘鑿を見たが何れも失敗に終つて居る。

ト Makhul 構造

北方の山地に存するもので、谷が深い爲掘鑿作業の實施は極めて困難であるが Asmari 層の露出がある。

チ Jawan 構造

Najmah と同一の背斜上に位するものである。

リ Qalian 構造

Mishraq と同一の背斜上にあるが低い穹窿構造をなして居る。

ヌ Shlikh Ibrahim 構造

Qaiyarah 背斜の北西にあつて Qaiyarah 背斜に並走して居る。

需給状況

1 原油生産

イクラに於ける累年の原油産出量は次の如くである。 (單位 パーレル)

1927年	675,000	1931年	900,000	1935年	21,270,135
1928年	713,000	1932年	1,200,000	1936年	29,406,000
1929年	798,000	1933年	1,200,000	1937年	30,603,660
1930年	913,000	1934年	2,411,599		

(内外石油統計其の他に據る)

備考 重量を以て示した最近の年産量は次の如くである。

1933年	113,000	1936年	3,947,535
1934年	1,015,195	1937年	4,204,030
1935年	3,624,137		

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries 1934—36. 其の他に據る)

即ち1934年以來産油量が著しく増大して居るが之は從來パイプラインの完成迄油井を閉鎖して居た Iraq Petroleum Co. が同年以來産出を開始した爲であつて、それ迄は其の1,2井より自家用に供する少量の原油を採取して居たに過ぎなかつた。従つて1933年迄の産出は殆ど Kanaquin Oil Co. の Naft Khaneh 油田から爲されたものであるが、現在では其の産出量の過半が Iraq 石油会社より産出せられるゝ事は次表に依つて明とならう。

會社別	1935年(單位パーレル)			1936年	1937年
	全産額	自社消費額	純産額		
Iraq Petro. Co.	24,905,867	54,950	24,850,917	3,886,348	4,101,150
Khanaquin Oil Co.	664,748	48,699	616,049	92,000	108,000
B. O. D.	63,224	37,570	24,654	17,000	23,000
合計	25,633,839	142,219	25,491,620	3,995,348	4,232,150

(石油時報昭11.12. 及昭13. 8. に據る)

2 製油とイラク油の品質

現在産出原油の大半は其の儘海外に輸出せられて居るが第一、國內に於ける製油設備も亦下表に

示す如く極めて貧弱である。

(単位 パーレル)

会社名及工場所在地	一日の原油蒸溜能力	工場種別	分解能力	分解型式
Iraq Petroleum Co., Ltd., London, England:				
Baba Gurgur 地域(Kirkuk 附近)	1,500	S	..	
Khanaquin Oil Co., Ltd., London, England:				
Khanaquin(Alwand 河に臨む)	1,000	S	..	

(註) S はスキミング・プラントを示す。
(Oil & Gas Journal Dec. 26, 1935. に據る)

従つて国内で生産せられる石油製品も亦次表の如く少量である。

(単位 噸)

種別	1933年	1934年	1935年	1936年
モーター揮發油	21,000	12,717	13,151	15,895
燈油	15,000	15,533	15,657	16,969
ガス油	—	—	—	221
燃料油	—	56,529	57,747	57,765
計	36,000	84,779	86,555	90,850

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries 1934—36. に據る)

次に現在盛に國外に輸出せられて居る Iraq 石油会社の Kirkuk 原油の性質は大體次の如きものであると云はれて居る。

比重	0.846 (ボーム約 35.8度 A.P.I.)
硫黄含有量	2%

而して之は乾點 191 度の揮發油 26% を含有するものであるが、此の粗製揮發油は其の比重 0.724 (ボーム約 63.9 度 A.P.I.) で 0.08% の硫黄を含み、其のオクタン價は 50 である。今 A.S.T.M. 蒸溜試験の結果を示せば次の如くである。

初溜點	30度	初溜點	30度
10%	71	20%	85
50%	118	80%	149
90%	160	乾點	191

(燃料協會誌第 158 號に據る)

又其の内 Baba Gurgur 産の原油は次の如き性質を有すると云はれ

比重	0.850 (ボーム約 34.9 度 A.P.I.)
パラフィン含有量	2%
硫黄含有量	1.8%

其のエングレー蒸溜試験の結果は下掲の如くである。

軽質揮發油	25%	重質揮發油	6%
燈油	15	重質燈油	6
ガス油	8	結晶性溜出物	14
無定形溜出油	13	残渣油	12

(燃料協會誌第 158 號に據る)

尙 Iraq 石油会社の産油には硫化水素が含まれて居るので悪臭を發するが会社側では之に備へて一日の處理能力 100,000 パーレルの原油安定装置を 1936 年來に、Kirkuk 油田内の Hassar 附近に建設したので、今後は硫化水素を含まない原油の輸出が見られる譯である。

3 輸出入と消費

國內の石油費量は其の産油力の大きなるに比し極めて尠いが彼の著名な石油統計家 Garfias 及 Whet-ael は之を次の如く推定して居る。

(単位 千パーレル)

品 種 別	1935年	1936年	1937年
揮發油	390	350	370
燈油	210	220	230
ガス油及燃料油	1,780	2,100	2,300
潤滑油	50	60	60
其の他	650	750	800
計	3,080	3,480	3,760

(Petroleum Times March 5, 1938. に據る)

備考 之に對し Baghdad 駐在の米國副領事が本國政府に寄せた報告書に依れば

1935 年の國內消費量は次の如くであると云ふ。

(単位 パーレル)

品 種 別	イラクに於ける生産量	イランの Abadan よりの輸入量	合 計
揮發油	114,597	62,289	176,886
燈油	123,022	41,054	164,076
燃料油	390,769	433,533	824,302
計	628,388	536,876	1,165,264

(石油時報 11.12 に據る)

従つて本來なれば國內消費に對する供給に付ては絶対に事欠かぬ譯であるが、其の主生産者である Iraq 石油会社は國際石油資本團の傘下に屬して居る爲其の産油を國內需要の充足に向けるよりも、専ら之を國外に輸出にする事を以て其の本旨とする實状にある。其の結果 B.O.D. 会社の産油の一部が道路建造用としてイラク政府に依り使用せらるゝ外、國內消費の多くは Khanaquin 石油会社の産出油を以て補はねばならぬので勢ひ其の不足量は國外よりの供給に俟たねばならないのである。今近年に於けるイラクの石油輸入量を示せば次の如くである。

(単位 噸)

品 種 別	1933年	1934年	1935年	1936年
原油	3,590	—	—	—
モーター揮發油	—	4,532	7,552	6,179
燈油	4,734	5,175	5,654	7,466
燃料油	49,104	42,988	64,075	65,863
潤滑油	4,380	2,523	3,872	3,754
グリース	—	49	154	155
アスファルト及ピチウメン	—	412	1,304	623
計	61,808	55,679	82,611	83,540

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries に據る)

之等の輸入は凡てイランの Abadan 島より爲されるものであるが、其の配給業務は Rafidain Oil Co. が専ら之を行つて居る。

由來此のイラン油の南部イラク地方への供給は Khanaquin Oil Co. が専ら之を行つて居たのであるが、同社はイラン製品を全く自社製品同様の低廉な価格を以てイラク市場に出して居た。處が 1932 年 5 月に至つて Iraq Petroleum Co. と Khanaquin Oil Co. との間に協定が成立した結果、イラン油の國內配給は新会社たる Rafidain Oil Co. (註) が一切之を行ふ事になつたのである。

(註) 資本金 100 磅の名目的資本を以て London に創立されたもので Iraq Petroleum Co., New Jersey の Standard 等を株主として居る。

斯の如く國內産出油の大半は外國に仕向けられるものであるが其の大部分が原油の儘で送られて居る事は次表に依つても知られる。

品 種 別	(單位 噸)			
	1933 年	1934 年	1935 年	1936 年
原 油	—	823,723	3,530,138	3,933,250
モーター揮發油	950	1,080	483	386
燈 油	21	25	69	16
潤 滑 油	61	—	—	—
アスファルト	—	25	13	19
合 計	1,032	824,853	3,530,703	3,933,671

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries に據る)

之等の原油は何れもパレスタインの Haifa 若しくはシリアの Tolipoli にパイプラインを以て輸送せられるものであるが之等兩港に送られた最近の實績は次の如くである。

送油管線輸送量	1936 年		1937 年	
	千バレル	噸	千バレル	噸
Haifa	14,588	—	15,279	—
Tolipoli	14,965	—	15,502	—
合 計	29,553	—	30,781	—

(石油時報昭 13.8 に據る)

斯くして海岸に輸送せられた原油は Haifa 及 Tolipoli の兩港より夫々需要各地に送られるのであるが、其の仕向地は歐洲諸國で、佛蘭西向が最も多く、之に次いで英國、カナリー島(スペインの製油所所在地)及伊太利等が其の重要なものである事は下表に依つて窺はれる。(單位 千バレル)

仕出港別 仕向地別	Haifa		Tolipoli		合 計	
	1936 年	1937 年	1936 年	1937 年	1936 年	1937 年
パレスチナ	70	34	—	—	70	34
シリア	—	—	26	24	26	24
佛 蘭 西	10,780	9,091	12,188	14,297	22,968	23,388
英 吉 利	2,660	2,902	2,027	859	4,687	3,761
カナリー諸島	750	1,389	399	—	1,149	1,389
伊 太 利	267	945	181	78	448	1,023

仕出港別 仕向地別	Haifa		Tolipoli		合 計	
	1936 年	1937 年	1936 年	1937 年	1936 年	1937 年
ベルギー	—	79	94	210	94	289
スペイン	80	—	156	—	236	—
合 計	14,607	14,440	15,071	15,468	29,678	29,908

(石油時報昭 13.8. に據る)

國際的大送油管の完成と其の影響

1934 年の終に近東地方に於ては世界石油界にとり極めて重要な出来事の一が起つた。之はイラク油田より延々地中海に至る大パイプラインの完成であつて、此の世界最大のものの一であるパイプラインは英、佛、米及蘭の國際的資本に依り建設せられたものである許りでなく Iraq, Syria, Lebanon, Palestine, 及 Tran Jordan の 5 箇國を通過して居る點に於ても國際的である。(註)

(註) 最近の新聞紙の報ずる處に據れば Iraq 石油會社は現在の輸送能力を以てしては不十分な爲更に送油管線を一段増加するに決したと云はれる。而して送油管線として使用せらるゝ鐵管はイラク國內で使用されるものはバスタにパレスタインで使用されるものはハイファに向け輸送するものであると云ふ。

而して此の送油管の完成に依り世界石油界には極めて重大な影響が及ぼされ其の關係諸國の蒙むる經濟的影響は實に莫大なるものがあるが之と共に此のパイプラインの建設が英國及佛國にとつて政治的乃至軍事的の意義を多分に含むものである事は強く銘記せられて然るべきである。

1 送油管の建設

Iraq Petroleum Co. は 1931 年に於けるイラク政府との改訂利權契約に依つて 1935 年末迄に産油地より地中海に至る年額 300 萬噸の輸送力を有するパイプラインを建設すべき義務を負つて居る。そこで此の義務遂行の爲 1932 年 9 月より Mediterranean Pipelines, Ltd. (註) の手に依り敷設工事が開始せられた。其の完成を見たのは 1934 年末であつて兩三回の試験的送油を行つた後 1935 年 1 月 14 日より正式の送油を開始するに至つて居る。

(註) 1931 年 10 月に Iraq Petroleum Co. のパイプライン會社としてカナダで創立せられたものであるが 1937 年初に親會社たる Iraq 會社に合併せられた。

大體此のパイプラインは長年に互る研究と困難なる國際的交渉を経て其の建設豫定計畫が決定せられたものであつて結局英國及佛國の兩者とも満足する計畫が採用されたのである。即ち Kirkuk 油田の Hassar を基點として平行二線が南西に Tigris 及 Euphrates の兩河を横切り、第三のポンプ・ステーション所在地たる Haditha の西 6 哩の地點で南北に分れ、北線は佛國の委任統治領たる Syria の Tripoli に達し、南線は英國の委任統治下になる Palestine の Haifa に至るのである。前者は延長 537 哩(分岐點より 381 哩) 後者は 623 哩(分岐點より 467 哩) に及ぶものであつて、油田地より山を越え、河を渉り砂漠を横斷して延々地中海に至るのは正に壯觀と云ふべきである。

此のパイプラインは口径 12 吋管であり特に壓力を要する部分に用ひられる 200 哩丈が 10 吋管であるが其の全重量は 12 萬噸と見積られて居る。現在幹線に 3 箇所、Tripoli 線に 4 箇所、Haifa 線に

5箇所合計12箇所のポンプ・ステーションが設けられて居るが其の内9箇所は砂漠の中に存して居る。而して之等のポンプ・ステーションに於ては24箇所のポンプがディーゼル機関に依つて動かされるのであるが現在に於けるパイプラインの輸送能力は一箇年400萬噸(1日80,000—85,000バレル)に達して居る。

兎に角Iraq Petroleum Co.が此の建設工事に投じた資本額は正貨1,100萬磅を超えたと云はれて居るが、送油管に沿ふ凡ての地點は複雑な通信網で連絡され電信電話は勿論無線連絡及航空連絡の設備も爲されて居る。又沿線には多數の井戸が穿たれ延長200哩以上に互つて水道も敷設されて居るのである。

此の工事は先づHaifa, Tripoli及Hassarの三點より始めたパイプラインの敷設よりスタートしたものであつて之は工事著手後14箇月を経た1933年11月15日に完成を見て居る。之に引續き種々の工事が漸次完成し1934年8月には先づTripoli線に依る第一回の原油輸送が行はれ最初の原油たる14,586噸がCompagnie Française des Pétrolesの油槽船に引渡されたのである。而してHaifa線に依る輸送は之より稍遅れたが同年の10月半には第一回の送油がHaifaに到着し、10月末より其の輸出が開始せられて居る。

最初の計畫に於ては最初の原油輸送は1935年の半と豫定されて居たが工事が豫想外に進捗した結果1935年1月には正式の送油が開始せらるゝに至つたのである。何れにせよ此の送油管の完成は過去二十數年間に互る人類の努力の結果に基くものであり種々の觀點より見て石油産業史上最大の成功と云つても過言でないといはれて居る。先づ輸送の點より見ても米國の油田地以外に於ける最大のパイプラインであり又氣候、土地及地理的位置の異常なる條件を考慮するなれば、之はパイプライン建設に於ける技術的成功の首位を占むべきものであらう。

2 送油管完成に基くイラク油の經濟的・政治的及軍事的意義

イラクに於ける大送油管の完成に依り世界石油市場には著しい變化が齎されたが此のパイプラインの建設が單に經濟的の意圖のみでなく多分に政治的と云ふより寧ろ軍事的意圖を多分に有するものである事は疑を容れない。第一此の大工事の起工が米國の大トラストが極力採油制限を主張し、Royal Dutch Shell團が世界的生産制限案を提唱した時に當つて居る事は注目し得る。尤もイラク政府との契約を實行する必要があるが、佛國側の強い開發速進の要望があつた爲でもあるが自國系資本としてRoyal Dutch Shell及Anglo-Iranianの二大資本團を有し石油供給に事缺かぬ英國側が恰も石油過剰時にパイプライン敷設工事に乗出した事は恐らく此の完成が軍事的に必要であると思惟したからであらう。

兎に角Tripoli及Haifaの兩送油管線が敷設せられて居る事は吾人に暗示する何物かがあるが、パイプライン敷設計畫が決定する迄に於ても、英、米、佛の間には相應深刻な争が繰返されたのであ

る。即ちパイプラインのSyria領通過を主張する佛國とPalestine領への敷設を稱へる英國に對し米國は東方市場への配給を顧慮して地中海岸への建設よりもペルシヤ灣への建設を主張したのであるが結局英、佛の妥協に依つて上記二線の建設を見たのである。

(1) 佛國に及ぼす影響

イラク油田は佛國の關係する唯一の豊富な油田を爲すものである爲、此のパイプラインの完成が佛國にとり軍事的、經濟的に極めて重要な意義を持つものであると共に近東、Syria及Suez運河に於ける佛國の地位を強化する點に付ても多分に重要性を有するのである。

特に近年佛國が執つて居る石油政策は其の基礎をイラク油の輸入に置くものである爲此の送油管の竣工に依り永年努力した石油の獨立に漸やく輝かしい成功を収めんとするに至つた。既に年額200萬噸餘の原油が佛國に輸入せられて居り今後イラク油の佛國製油工業に占むる地位は益々其の重きを加へるであらう事は豫想せられる處である。

(2) 英國に及ぼす影響

パイプラインの完成に依り英國でも佛國に次ぐ多量のイラク油の輸入を行つて居る。然し乍ら佛國と異つて英國はイラクよりの供給を絶対に必要とするものではなく他にも十分なる石油供給源を有して居る。従つてイラク油の出現は佛國の如く平時の國內需要に對して重大なる影響を與へるものではないが、尙且之に依つて經濟的、政治的及軍事的に充分なる利益を得て居るのである。例へば此の點に關しDeutsche Allgemeine Zeitungは1935年2月22日の紙上に於て送油管の完成の英國に對する意義として次の如く論じて居る。

「英吉利にとつては沙漠地方は近年政治的意義を獲得した。英吉利はPalestine, Trans Jordan及Iraqの委任統治權を得地中海からIran灣に至る勢力圏を作つた。此の沙漠地方を通じて印度への航空路が設けられた。戦前の英吉利の政策は印度に至る海路の安全を保障する事であつたが、戦後は印度に至る航空路の安全の保障に極力意を用ひて居る。此の安全は航空路の通過する沙漠を確保して始めて得られるであらうが、英吉利はラヂオ及飛行機と昔乍らの駱駝隊とを以て沙漠を支配して居る……。沙漠に於ける飛行機の威力は全く絶大であつて、英吉利は何等の抵抗にも逢はず送油管を敷設する事が出来た。Mesopotamiaの石油は昨年10月14日にHaifaに到達した。之に依つて英吉利地中海艦隊は外國の石油から獨立する事が出来た。昔アラビヤは東洋の富に導く隊商隊として重要だつたとすれば、今やそれは再び飛行機と石油の爲に重要性を帯びるに至つたのである」(世界政治經濟情報第五輯より轉載)

兎に角英國にとつてイラク油田の開發が地中海艦隊への燃料供給と云ふ點より見ても重要である許りでなく印度への通路を保護する爲アラビヤを征服し、全近東を經濟的、政治的及軍事的に支配する上より云つても極めて重要である。而して此の送油管の完成に依り豊富なイラク油がSuez運河を通過せずに地中海岸に達する事は、現在主として英國海軍の燃料に供せられて居るイラン油に比

し其の輸送距離の點に於て著しい短縮を誇り得るのであつて、海の王者としての英國の地位が著しく低下した今日では之は英國にとり極めて重大な事であらねばならぬ。

斯くして Kirkuk 及 Haifa 間の送油管は英國に對し重大な意義を生ずるのであつて其のターミナルとなつた地中海の要港 Haifa は益、其の重要性を加へるに至つて居る。而も今日に於てさへ既に Haifa が近東地方經營に對する英國の中心地の一たらしむる傾向が充分に觀取せられるのである。即ち既に充分なる港灣設備が施され、又同地を中心として Haifa-El Qantara 線(エチプト鐵道網と連絡す)、Haifa-Samakh-Damascus 線 Haifa-Samakh-Amman-Mecca 線の三重要鐵道線が敷設せられて居り更に同地よりの Trans Jordan 地方を横斷して Baghdad に至る鐵道敷設も計畫されて居る。此の外 Haifa-Kirkuk 間及 Tripoli-Kirkuk 間の送油管の沿線には自動車道路の建設があり、更に英國の Imperial Air Ways Co. の印度への航空路も Cypus, Haifa, Amman, Baghdad を經由するのである。

尙 Haifa の港灣設備は規模極めて廣大なるものであつて之を佛蘭西側の石油供給港 Tripoli が單に防波堤を施した程度に過ぎないのに比較するなれば英、佛兩國の近東地方に對する利害の輕重が明白に觀取せられると云ふ。イラクの送油管敷設に備へて工事された此の Haifa の新築港は 1933 年 10 月に完成されたもので地中海最大最新の港灣且 Suez 運河航路船に對する燃料補給所たらしむる爲約 300 エーカーに及ぶ深い水面が延長 3.5 軒の防波堤を以て防衛されて居る。更に特殊な油槽船出入港としても遺憾なきを期する爲、之に要する防波堤の建設も見て居る。又 Haifa の北東部に近接する Acre の海岸に沿ひ北は Kishon 河より南はワディサーヨン河に至る地域は石油地帯として海上は勿論陸上輸送に對しても特殊な便宜が與へられて居る。此の地域に對しては Shell 系の如きは既に 1930 年より廣大な土地を準備して貯油所を建設して居るが更に米國系資本の此の地帯への進出も豫想せらるゝのである。

(3) 米國に對する利害關係

イラク油田に對する米國の利害は要するに原價の安い新油田への投資に参加したと云ふ事に盡きる。實際送油管の完成に依るイラク油の出現に依り従來の米國油の販路が相當に蠶食され米國側は寧ろ損失を蒙つて居る。然し乍ら若しイラクの如き豊富な新油田が全く英國系資本團の手に獨占されたなれば世界石油市場就中地中海地域に於ける米國の勢力は著しく弱化するに相違ないのである。

(4) 世界石油市場就中歐洲市場に及ぼす影響

イラク油の出現に依り世界石油市場には相當の影響が醸し出され特に歐洲市場に於ては其の分野に著しい變化を生じて居る。

大體此のイラク油出現に對しては大石油トラスト側に於ても悲觀、樂觀兩様の觀察が行はれたのである。即ち悲觀説を爲すものは「斯る石油界の最不振時に於いて各國が必死の努力に依つて漸く需

要の均衡を未だ充分回復すると迄は行かなくとも、大なる破綻は示さない様にして居る際に、全く新たな要素而も大なる量を以て登場する事は市場に恐るべき混亂を生ずるものと豫想しなければならぬ。彼の東 Texas 油田の大増産が此の兩三年來如何なる事態を生じて居るかは衆人の普く知る處である。イラク油が豫定の 1936 年より一年餘も速かに市場に現れる事は Iraq Petroleum Co. 自身にとつて特にイラク國にとつては眞に大なる喜びであらう。然し乍ら之は石油界にとつては眞に悲むべき成功と云ふの外ない」と云ふのである。之に對し樂觀的のものは「Iraq Petroleum Co. の經營を支配して居る四大會社は、此の送油管に依つて直ちに供給される地域には何れも大體精製及販賣組織を有して居るのである。而して之等の會社はイラク油が利用し得るに至つた曉にはイラクより受くる追加的原油の供給を吸収し得る丈の準備を恐らく爲して居るものと見られるのであつて之に依り市場の攪亂を見る處は全くあるまい。大局的に見れば現下の石油界はイラク油の登場を過大視して居る。事實が到來したからと云つて今更直接の動搖が起るが如く豫想するのは外部の事情に疎いものゝ見解であつて採るに足らぬ」と云ふのである。

處が實際に於ては後説の如く、其の後更にバーレイン油の出現さへ見たに拘らず今日迄の處直接市場には別に混亂も生じて居ない。即ち其の産出油は佛、英、伊及 Canary 諸島の如き地中海地域を主とする歐洲市場に送られ又イラク油に依り之等の市場を蠶食された他國産油は市場を他に求むる事に依り直接の市場攪亂は現出されて居ないのである。然し乍らイラク油の進出に依り従來の市場を失ひ相當の被害を蒙つた國は尠くない。即ちイラク油が地中海沿岸に輸送される關係上、従來主として地中海沿岸地方を其の市場とした諸國例へばソヴェート、ルーマニア、米國、イラン、蘭領東印度及南米地方の如きがさうである。

兎に角之等の諸國が地中海沿岸諸國を中心とする歐洲市場に對する石油供給に於てイラク油と太刀討する事は極めて困難である。第一は原價の點に於てであつて現在 Iraq Petroleum Co. は間接費は別として輸送機關の爲既に莫大な資本を投じて居るが尙且如何なる國の原油でもイラク油と原價を競ひ得るものはないと云はれて居る。尤も Iraq Petroleum Co. の營業方針は大石油トラストに依つて決定されるのである爲、極力損失を生じない方針がとられ取引價格も原價に比し多少高くなる事と思はれる。

第二は輸送の點に於てであつて例へばソヴェート及ルーマニア原油に比しては海上輸送距離の短い事竝 Dardanelles 海峽を通過しない事に於てイラク油は遙かに勝れて居る。又米國油に比しては海上運賃の點に於て決定的な利益を有し、更にイラン及蘭領東印度産油に對しても之と全く同様の有利が認められる。而もイラン及蘭領東印度油は高價な Suez 運河通過料を往復共に支拂はねばならぬ負擔さへあるのである。

尙歐洲市場に對する輸送距離の上に於てイラクが著しく有利である事は次表に依つても明か

である。

(単位 海里)

消費地	Marseilles	Genoa	Napoli	Triest	Le Havre	London	Antwerp	Hamburg	
イラク油	Tripoli	740	715	515	915	2,230	2,395	2,435	2,685
ソ 聯 油	Batum	1,965	1,870	1,560	1,740	3,540	3,705	3,745	3,995
ルーマニア油	Constanta	1,575	1,480	1,170	1,345	3,150	3,315	3,355	3,605
ア 油	Abadan ※	4,830	4,740	4,430	4,615	6,390	6,555	6,595	6,845
イラン油	Singapore ※	6,525	6,435	6,125	6,310	8,080	8,245	8,285	8,535
蘭領東印度油	Maracaibo	4,580	4,735	4,870	5,540	4,235	4,385	4,490	4,675
ヴェネズエラ油	Galveston	5,430	5,585	5,720	6,390	4,815	4,965	5,010	5,255
米 國 油	Los Angeles △	7,975	8,130	8,265	8,935	7,555	7,705	7,750	7,995

※印は Suez 運河を経由するもの。

△印は Panama 運河を経由するもの。

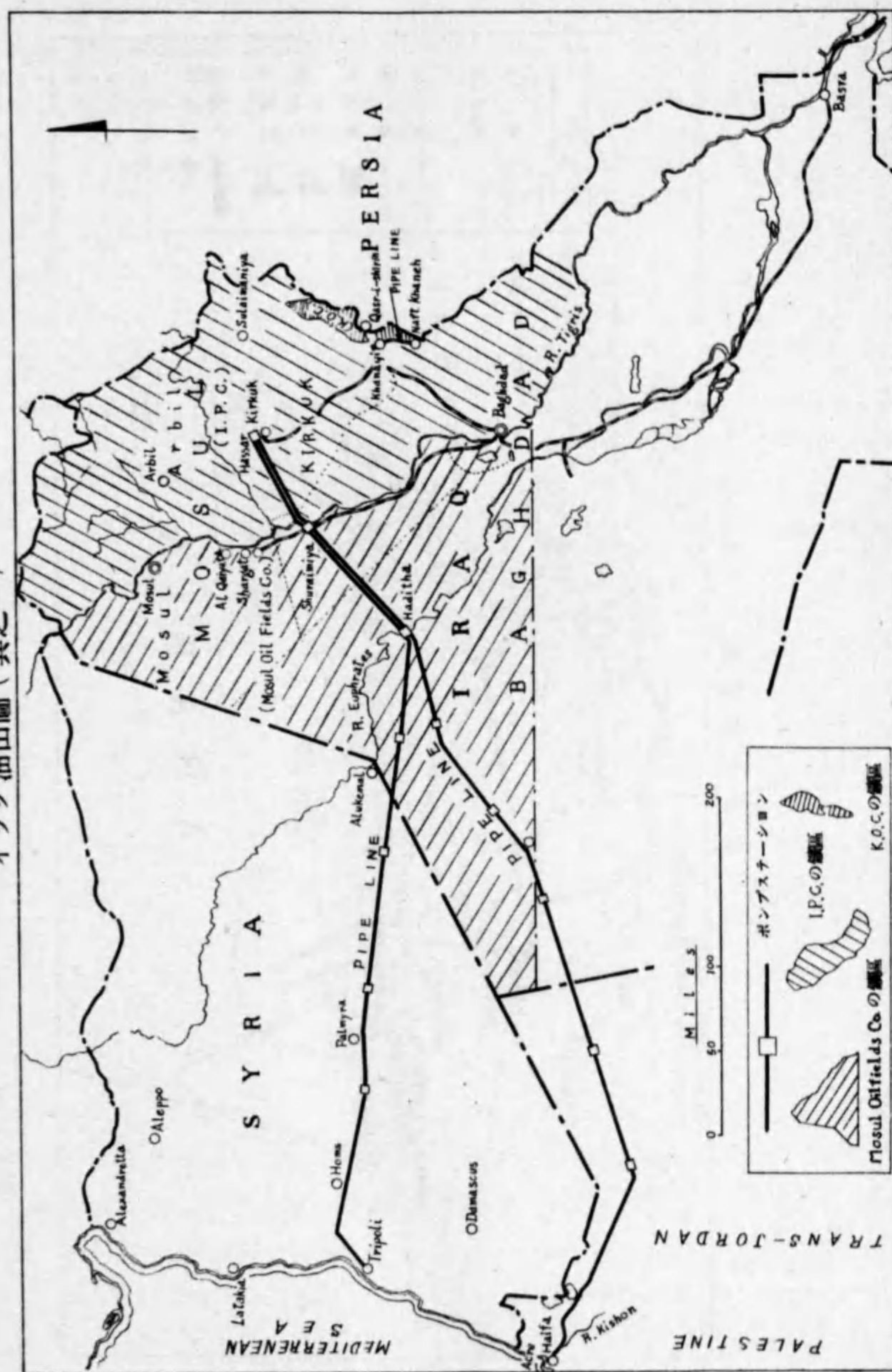
(石油時報に據る)

斯の如くイラクは歐洲市場に対して地理的にも他の諸産油國に比し著しい優位を占めて居るが従來歐洲市場特に地中海沿岸地方を販路とした諸國は此のイラクの進出に依り益にも示した如く何れも大なり小なりの打撃を受けたのである。特に此の打撃の大きいのは地中海沿岸諸地方を主販途とするソヴェート聯邦とルーマニアとであつて、之等は従來其の輸出量の $\frac{1}{2}$ 乃至 $\frac{1}{3}$ を地中海地帯に販賣して居たのであるが此のイラク油の出現に依り其の多くを他の市場に振り向ける事を餘儀なくされたのである。尤も此の内ソヴェート聯邦は第二次五箇年計畫の不成績と國內消費量の著しい増大とに依つて著しく石油輸出力を失つて居るので案外其の蒙る影響は少いかも知れない。之に對しルーマニアは尙多量の石油輸出を必要とする上、更にパーレン油の進出もあつて益、苦しい立場に陥りつゝある。特にルーマニア油が輸送費のみならず原價の點に於てイラクに比し著しい遜色がある事は今後益、其の市場を蠶食される處があらう。即ちイラク油の増産があればある程ルーマニア油の蒙る打撃は大きくなるものである。尤も英米大トラストが Iraq Petroleum Co. を支配して居る以上假令佛國側の増産要望があつたとしても英米側は容易に之に應じるものとは考へられない。従つて現在に比し著しい増産は當分行はれまいが之と共にイラク政府と會社との契約に依り輸出量が300萬噸以下となる事もあるまい。然し近い内には正式に著手せられんとする B.O.D. の鑛區が開發されたなればルーマニアは更に窮地に陥ひるであらう。此の意味から云つて B.O.D. の支配權が英米石油トラスト側に移つた事は或は世界石油市場に於ける混亂の惹起を未然に防止したかも知れないと共にルーマニアに對して救ひの手を延ばした事になるかも知れないのである。

資料出所

- 内外石油統計 昭和11年4月
- 石油便覽 改訂第五版
- 石油=關スル調査 昭和12年2月 外務所調査部
- 礦業地理 昭和4年 石川成章著

イラク油田圖(其之一)



イラン(ペルシヤ)

イラン及イラク地方は極めて豊富な石油資源を地下に埋蔵する事を以て夙に世に知らるゝものであるが其の石油類利用に關する歴史の古い事も先づ世界最古であると云つて良い。即ち彼のペペロン王城の遺蹟としてアスファルトを使用した煉瓦の塔壁、舗装せられた道路の殘存せるが如き或は拜火教徒が着火せる天然ガスを禮拜の対象とした遺蹟の殘れるが如きは正に古代に於ける石油利用の一逸例である。

斯の如く石油の利用に關しては極めて古い歴史を有するのであるが、近世の石油工業の成立には他の産油諸國に比して著しく遅れ漸やく1901年に英人 William Knox D'Arcy がイラン政府より有力な石油開發權を得た事に端を發するのである。即ちそれ迄は手掘井に依り淺い部分にある石油類を採取する事が可成り古い時代から行はれて居たに過ぎなかつたのである。(註)

(註) 尤も近代的の石油探掘として19世紀末に國內資本を以て掘鑿がペルシヤ灣に近い地方で行はれた事があるが之は不幸にして不成功に終つたのである。

然し乍ら1908年に最初の産油を見て以來油田地は順調に成長し今日では年産1,000萬噸を超ゆるの盛況にある。而も現在經營者である Anglo-Iranian Oil Co. が將來の需要に備へ産油に對して充分な抑制を加へつゝあるにも拘らず、斯かる大量の出油を見る事は美望に値するものがあり、其の殘存量に付ても21億パーレル或は60億パーレルと稱せられて居る。

D'Arcy 利權と Anglo-Iranian 會社

1 D'Arcy 利權の開發

曩に遠洲に於ける金山事業に成功して巨富を博した英人 W. K. D'Arcy は偶、イラン油田の開發の爲資本家を求めて居たイラン人 Kilabji と邂逅した事に依つてイラン油田の開發に乗出すに至り1901年5月にはイラン政府より廣大な地域に互る石油開發權を獲得した。之が所謂 D'Arcy 利權であつて其の内容は「裏海に接する Azerbadjan, Ghilan, Mazendaran, Asdrabad 及 Khorassan の所謂北部五州を除いたイラン全土面積約500,000平方哩の廣大な地域(註)に於て1901年5月28日より60箇年に互つて石油、アスファルト、地鹽其の他に對し探掘、販賣及輸出を獨占する」ものであつた。

(註) イラン全土の $\frac{3}{4}$ に達し所謂イラン西南部油田の凡てを包含して居る。

勿論此の權利に對して報酬が約束せられた事は云ふ迄もない事であり、其の主なる内容は「イラン政府に拂込済株を以て4,000磅並に現金4,000磅を渡す外年々純益金の16%をロヤルティとして支拂ふ」と云ふのであつた。

此の利權の成立に依り D'Arcy は先づ事業地をイラクとの國境に近い Qasr-i-Shirin(Baghdad)の北

東約100哩)に定め、1903年に2井を掘鑿した外、其の後各地に試掘を開始したが何れも失敗に歸して20萬磅(或は30萬磅と云ふ)を殆ど蕩盡し、資金の援助なくば事業の繼續が不可能と云ふ状態に立至つた。處が幸にも時の印度總督 Curzon 卿の盡力と當時漸やく石油資源の重要性を認識し始めて居た英國海軍省の後援を得て遂に Burma Oil Co. を中心とする資本團の助力を仰ぐ事に成功したのである。

斯くして油田開發事業は更に繼續せられる事となり、改めて試掘地として石油徴候の極めて多いペルシヤ灣頭を北東に距る約150哩の Maidan-i-Naftun を選び、其の爲1904年4月には從來の本據 Qasr-i-Shirin を引拂つたのである。

而して此の Maidan-i-Naftun 地域の開發の爲には First Exploration Co. なる作業會社が設立せられて D'Arcy の事業を繼續し1905年より試掘作業を開始した。處が此の鑿井作業は容易に成功せず遂に1908年を迎へた爲資本家の間には漸やく事業の中止が論議せらるゝに至つた、而して同年春には其の中止が正に決定せられんとしたのであるが其の直前即ち5月26日に至つて掘鑿中の油井が深度334米に於て遂に油層に達し同産1,700パーレルの原油を生産したのである。

茲に於て D'Arcy の初志は漸やく貫徹せられたのであるが、此の成功に刺戟されて1909年には英國の Fisher 卿其の他の幹旋に依り英系資本より成る Anglo-Persian Oil Co. が設立せられ、同社が D'Arcy 利權を繼承してイラン油田の開發を行ふ事となつた。爾來 Anglo-Persian (現在の Anglo-Iranian) は鋭意イラン油田の開發に當り、遂に今日の隆盛を導くに至つたのである。

2 1932年の利權紛争と新利權契約の成立

D'Arcy 領區の開發成功に依り有力な石油供給源を得た英國では、同國政府を背景とする Anglo-Iranian 會社に依り將來の需要に對する備へを充分に爲しつゝ油田の開發に當つて來たのである。處が1932年に至つて英國側はイラン政府より D'Arcy 利權契約の破棄と云ふ爆彈的な通告を受け、其の油田開發事業は一大危機に直面するに至つた。此の通告はイラン大藏省が Anglo-Iranian 會社の營業部長に宛てた形式を以て爲されたもので其の内容は「D'Arcy 利權契約は憲法發布前に爲されたものであるから本來は無効に歸すべきものであるが、當方では今日迄自重して之を契約改訂交渉に移さんとしたのである。然るに貴方では一向之に對して誠意の披瀝がないので茲に D'Arcy 利權契約の破棄を宣言する次第である。但し御希望なれば改めて新規の契約締結交渉を行つても良いが之に満足されないならば該利權は之を他國に讓渡しよう」と云ふのであつた。

斯の如くイラン政府は D'Arcy 利權契約の破棄を宣言するに至つたが斯る事態を招致したのは主として Anglo-Iranian 會社のロヤルティ支拂額がイラン政府の満足を得なかつた事に原因するのである。元來 D'Arcy 利權契約に於て Anglo-Iranian 會社は其の純益金の16%を利權代金として毎年イラン政府に納付する事が約束されて居るのである。處が同社は英國が經營の實權を握つて居る

Imperial Bank of Persia を利用して爲替相場其の他に然る可く手加減を加へて極力負擔の軽減を図り、實際の納付金は 16% 以下である事を常としたのである。今累年に於ける同社のロヤルテイ支拂額を示せば次の如くである。

1913—14 年	2,908	1924—25 年	327,523
1917—18	81,000	1925—26	728,778
1918—19	55,000	1926—27	1,412,000
1919—20	322,000	1927—28	503,000
1912 年 4 月—1920 年 3 月	合計 1,325,552	1928(9 箇月)	509,000
1920—21	468,718	1929	1,341,000
1921—22	585,289	1930	1,288,312
1922—23	624,200	1931	306,872
1923—24	566,744		

此のロヤルテイ支拂額に對してイラン政府の豫算額は如何かと云ふに 1928—29 年度の總豫算は 800 萬磅餘であり、1931—32 年度の豫算は歳入 3,778 千磅、歳出 3,794 千磅（1 磅=84.85 Kran として計算す）である。従つて 1930 年のロヤルテイの如きは 1931—32 年度の歳入豫算の約 1/3 に相當し、如何にロヤルテイがイラン政府の財政に對し重要性を有するかが知り得られる。

兎に角財源に乏しいイランに於ては Anglo-Iranian 會社の支拂ふロヤルテイが關稅收入と共に極めて有力な財源を爲すものであつて、其の多少は忽ちイラン政府の財政上に著しい影響を與へるのである。即ち 1927—28 年度のロヤルテイの如きは前年度の 1/3 に近い程の少額であつた爲同年のイラン財政に對しては著しい打撃となつたのである。そこで 1928 年にはイラン政府は純利益の 16% に相當するロヤルテイを不足として Anglo-Iranian 會社に對し D'Arcy 利權の改訂を要求するに至り其の交渉は 1930 年春期迄繼續したのである。處が斯る交渉も結局何等得る處なく時日を經過したが 1932 年の初頭に至つて漸やくイラン法相と Anglo-Iranian 會社の社長 J. Cadman との間にロヤルテイに關する假契約が成立した。そして 5 月末には契約文が London から Teheran に送られたのであるが未だイラン側の調印を了しない内に折角罷りかけたロヤルテイに關する妥協が決裂するに至つた。之は同年 6 月に従前の利權契約に基いて支拂はれた 1931 年分のロヤルテイが餘りにも過少であつた事に原因するのであつて、イラン政府では上記假契約の調印を一蹴すると共に Anglo-Iranian 會社に對してロヤルテイの少額なる事に付説明を求め更に會計検査及假契約書の改訂を要求したのである。實際同年のロヤルテイは 306,872 磅と云ふ少額であり、之を前年の 1,288,312 磅に比較するなれば正に 1/4 以下に激減して居るのである。此の減額の原因として Anglo-Iranian 會社側では収益の激減及生産制限に基く減産を擧げて居るが、之は勿論營利會社として止むを得ない事には相違ないが、他方に於て斯る激減はロヤルテイ收入を重要財源とするイラン政府に對し一打撃を與ふるものである。特に國家豫算と云ふものは比較的伸縮不自由なものである爲収入が前年に比し

1/4 以下に激減する事はイラン側として財政上到底忍び難いものである事は云ふ迄もない。當初に於てはイラン政府もさほど強硬な態度を示した譯ではなく總賣上の 16% 位を目標としてロヤルテイの改訂を再三 Anglo-Iranian 會社に交渉して居たのであるが、會社側が少しも之に應ずる氣色を見せなかつた爲事態は漸次悪化し、遂には曩に示したる如くイラン政府の D'Arcy 利權の破棄通告と迄進展したのである。

兎に角此の D'Arcy 利權の破棄通告は曩に貿易國營制度に依つてイランに於ける英國の經濟的勢力に一大重壓を加へたイラン政府が更に一大鐵鎚を下した譯である。而して斯かる破棄通告に接した英國側が之に同意する譯はなく直ちに 12 月 8 日付を以てイラン政府宛に強硬通牒を發するに至つた。即ち之は「イラン政府が 12 月 15 日迄に利權破棄を取消さなければ此の事件を Hague の常設國際司法裁判所へ提起し且破棄に依つて生ずる一切の英國側の損失に對して賠償を要求する」と云ふのであり更に「英國は Anglo-Iranian 會社の利益擁護の爲事態の要求するあらゆる手段を採るの權利を保留する」旨を示すと共に印度艦隊の旗艦 Enterprise 號をペルシヤ灣に急航せしめてイラン政府に對し威嚇的態度を執るに至つた。而して英國が斯かる態度を示すに至つた事は若し該利權の取消が單に英國の經濟的勢力に影響するのみでなく更に英國の軍事上にも重大な關係を有するものである事を知るなれば忽ち首肯し得られるであらう。曾つて英系會社である Royal Dutch Shell 團が英國政府の有する Anglo-Iranian 會社の普通株の讓渡を申出た際同政府が「軍服用の石油は國家の勢力下に置く事を要する」旨を以て之を拒絶した事實に徴しても此のイラン石油が單なる英國の商業的の商品でなく正に英國の軍需品でもある事が知られよう。

上記の如き英國の威嚇的通牒に對しイラン政府は重ねて 12 月 13 日付を以て「我政府は Hague の國際法廷が本問題を審議する權限を有しないものと認め且英國政府の執つた威嚇的態度に對しては國際聯盟の注意を喚起する意向である」と英國側に一矢を酬ひ更に「本政府は Anglo-Iranian 會社の損失に對して責任を負ふ事は出来ないが同社がイラン政府並イランの正常なる權益を擁護するに足る新協定の締結に付交渉を開始せられん事は希望する」と附加へたのである。而してイラン政府は斯かる回答を英國政府に發すると共に 12 月 14 日には「Anglo-Iranian 會社の利權破棄問題に關して英國政府が 8 日付の對イラン通牒に於てイラン政府を威嚇した」とて問題を國際聯盟に持出すに至つた。そこで英國側でも「國交斷絶に至るの虞ある紛争が發生し司法的解決に附せられざる」場合に關する聯盟規約第 15 條を援用し聯盟理事會に該事件を提訴したのである。斯くして事件は國際聯盟理事會で審議せられる事となり 12 月 19 日には先づ第一回の審議が開かれたのであるが何等決定を見るに至らず審議は翌 1933 年に持越れたのである。

因に此の審議に於てイラン政府が D'Arcy コンセツションの取消の論據としたのは次の 9 箇條であつた。

- a 原コンセッションは壓迫に依つて獲得せられたものである。
- b イランに支拂はれたロヤルティの高は正當に計算せられて居ない。
- c イラン人に計算の審査を許さない。
- d イランから再三異議を申立てたに拘らず大戦中はロヤルティを支拂はなかつた。
- e 会社側は所得税の支拂を拒絶した。
- f 世界の他の地域に会社が投資する事はイラン石油業の利益を毀損するものである。
- g イランに於ける油價が法外に高い。
- h 会社はイラン以外の地に於ける油田を開発し乍らイラン國內の油田の開発を十分に行はな

い。

- i 1931年夏に会社は代表者を送る事を拒絶した。

之に對し英國側では次の二點を固執して容易に譲らなかつたのである。

- a 最初の契約に利權廢棄條項が設けられて居ない。
- b イラン政府が利權の廢棄を執行した事は全く違法であつて Anglo-Iranian 会社の蒙つた損失はイラン政府の負擔すべきものである。

兎に角斯の如くイラン政府が「契約通り利益の16%をイラン政府に納付しなかつた」との名目の下に、強硬に問題を國際聯盟に迄持出した事に付ては種々の揣摩臆測が行はれた。即ちイラン政府が斯かる挑戦的態度を執つたのは陰に糸を引く者がある爲ではないかと云はれ次の如き報道も行はれて居た。即ちジュー・ビー・モルガン會社、グッド・イヤール・ゴム會社、ゼネラルモーターズ會社等の米國資本團がイランの首都テヘラン(Teheran)に代表者を差向け英國に對抗してイランとの貿易を促進せんとする交渉をイラン政府との間に進めて居る事がイラン政府をして斯る強硬な態度を執らしめた原因であると云ふのである。而して米國資本團は若し獨占權を獲得すれば新に Iran, American 會社を組織してイランの輸出入を引受ける外各種の工場を設立してイラン國內の産業を開拓せんとする意向であると云はれた。更に伊太利政府も亦イランに對し伊太利代表團が Teheran に到着する迄は一切の交渉を差控へる様との強硬通牒を發したとも傳へられ、一方イラン政府でも數百萬弗に達する軍需品買入の爲使節を米國に派遣したとも傳へられたのである。

若し斯かる報道を假に事實とすれば英國、イラン、米國及伊太利を繞つて一大國際資本戰乃至石油戰が開始せられんとした譯であるが事態が斯かる紛糾を生ずるに至らない内に英國及イラン間には妥協が成立するに至つた。即ち1933年4月29日には國際聯盟の斡旋に依り後掲の「アングロ・イラン新コンセッション協定」に示せる如き内容を持つ新コンセッションがイラン政府と Anglo-Iranian 會社との間に決定され、紛糾した D'Arcy 利權問題も無事解決したのである。而して新コンセッションは舊コンセッションに比して著しくイラン政府側に有利に取極められて居り、總體的

に Anglo-Iranian 會社が可成りの讓歩を爲した事が認められる。例へばコンセッション區域にしても新契約に於ては其の第2條Aに依り従前に比し著しく面積を減じて居り而もB及Cに依り更に制限を受けるのである。又ロヤルティに付ても今後は第10條1項Cに依り年75萬磅以上である事を要するのであつて之を重要財源とするイラン政府にとつては一定の基準が得られた譯で之は同政府にとり正に喜ぶべき事象と云はなければならぬ。而して事實新契約締結後 Anglo-Iranian 會社のイラン政府への納付金額が著しく増加して居る事は次表に依つても明かである。

1930年	1,323,679	1933年	1,785,013
1931年	1,317,817	1934年	2,159,143
1932年	1,502,778		

(石油時報昭11.2.に據る)

3 Anglo-Iranian 會社の概況

Anglo-Iranian Oil Co. Ltd. は1909年4月14日に Concessions Synd., Ltd. Burmah Oil Co., Ltd. 及故 Stratheona 卿より D'Arcy コンセッション及 First Exploration Co., Ltd. の發行資本たる1,244,000磅の93%を獲得する爲に設立された會社である。當初の資本金は200萬磅に過ぎなかつたが其の後に於ける事業の進展に伴ひ今日では資本金26,500,000磅の大會社となつて居る。而して此の會社及之と密接な關係を有する Burmah Oil Co. を加へたものは世に Anglo-Iranian グループの名を以て呼ばれ、Royal Dutch Shell と共に英國系石油資本團を代表するものであると同時に世界石油大資本團の一を爲すものである。

此の會社に付て特に注意すべき事は其の創立當初より英國政府乃至海軍と極めて密接な關係が存在する事であつて、現在に於ても會社の支配權は英國政府の手にあり、此の點同じ英系資本でも Royal Dutch Shell 團と著しく相違するのである。即ち主として英國海軍の援助に依つて設立された此の會社は創立以來4箇年に亙つて新規油田の試掘、油田地よりペルシヤ灣岸に至るパイプラインの敷設或は Abadan 島に於ける製油所の建設等鋭意イラン油田の開発に當つたのである。處が之に依つて産油量は著しく増加したものの、創立當初の如く多額の固定資本を要する際に毎年缺損する事は會社にとつて非常な痛手を爲すものであつて遂に會社は資金難に陥るの止むなきに至つた。そこで Anglo-Iranian 會社の社長 Greenway 卿は時の海軍大臣 W. L. Spencer Churchill に請願して英國政府に資金の援助を求めたのである。其の結果 Churchill は調査委員をイランに派遣して Anglo-Iranian 會社の營業狀態及油田地の狀況を仔細に調査せしめたのであるが此の調査委員の報告は「油田は將來有望であり若し政府が經濟上の援助を爲す場合は株式の過半数を掌握する事を要する」と云ふのであつた。そこで Churchill は Anglo-Iranian 會社援助の方針を定めて之を閣員に諮り、1913年の議會には政府が220萬磅を支出して Anglo-Iranian 會社の株式を買収し其の支配權を獲得すべき議案を提出して議會の協賛を求め遂に議會の承認を得たのである。

斯くして英國が大戰に参加した直後の1914年8月10日には英國政府は220萬磅を投じてAnglo-Iranian 會社の普通株の過半数たる200萬株と配當優先株1,000株とを獲得し、取締役會に大藏、海軍兩省を代表する者各一名宛を送るに至つたのである。而して政府を代表する此の二名の取締役は如何なる取締役會の行動をも拒絶し得る権限を有し、取締役會の存在を有名無實化せしむるものであつたので、會社は全く政府の意の儘に動かされたのである。此の英國政府のAnglo-Iranian 會社に對する投資は之に止まらず其の後も屢、行はれて居り其の結果其の投資總額も750萬磅餘に上つて居るが其の内譯は次の如くである。

株 式 別	公 稱 資 本 金	拂 込 資 本 金	英 國 政 府 所 有 株
8分累加配當第一優先株	7,250,000	7,232,538	1,000
9分累加配當第二優先株	5,500,000	5,473,414	—
普 通 株	13,500,000	13,425,000	7,500,000
無 配 當 株	250,000	—	—
合 計	26,500,000	26,131,252	7,501,000

(Oil & Petroleum Year Book 1937. に據る)

即ち英國政府は現在、會社の拂込資本2,613萬磅餘に對し750萬磅餘を投資して居るに過ぎないが其の所有株が殆ど普通株である爲議決權票數に於ては過半数を占むるのである。即ち普通株は1株に付2票の議決權が與へられるが、優先株は第一及第二共、5株に付1票の議決權が與へられるに過ぎないので、現在の議決權總票數29,391,250の内英國政府の所有する票數は15,000,000に達して居る。之はAnglo-Iranian 會社が英國政府に支配權を掌握されて居る事を明白に示すものである。

現在會社は世界有數の大石油會社として國際市場に活動し其の資産も莫大な額に達して居るが其の内最も重要なものはイランに於ける石油利權である。新石油利權は舊 D'Arcy コンセツションに比較すれば、其の内容に於て相當會社側に不利となつて居るが其の代りコンセツション期間は32年の延長を見て1933年5月29日以後60箇年となつて居る。

利權の内容は全く後掲の「アングロ・イラニアン新コンセツション協定」に示される通りであるが今其の主なる條項を拾へば次の如くである。

(A) コンセツション地域

會社は1938年12月31日に至る迄に100,000平方哩に限つて鑛區地域を選定し得るのみならず、所要送油管の敷設權及其の敷設地の決定權を留保し得る事。

(B) 輸 入

會社はイラン國內に於ける作業に必要な一切の物資を無償で輸入し得る事。

(C) 輸 出

石油類の輸出はローヤルティの支拂以外は凡て之を無償で行ひ得る事。

(D) ローヤルティ

會社のイラン政府に支拂ふべきローヤルティは年額最低750,000磅とし、之を次の如くにして支拂ふ事。

- (a) イラン國內に於て販賣せられ又は國外に輸出せらるゝ石油製品に付ては毎噸當り4志。
- (b) 毎年普通株主に對して爲さるゝ配當中、會社の普通株式資本の5%に當る671,250磅を超過する金額の20%に該當する額。但し此の配當は配當金の形式に依ると1932年末日の現在高を超過する準備金の分配に依るとを問はない事。

(E) 課 税

會社は現在及將來に於ける免稅の交換條件として、イラン政府に對し次の如き事を實行する事。

- (a) 上記の(D)の(a)に依る賦課金の支拂を要する石油に付ては最初の15年間は毎噸當り9片但し6,000,000噸を超過するものには毎噸6片を支拂ひ、年額225,000磅を下らざる事。
- (b) 次の15年間は6,000,000噸迄毎噸當り1志、之を超過するものに付ては9片として、年額最低300,000磅を支拂ふ事。
- (c) 上記30年間の終りには將來の支拂率に付協定を結ぶ事。

此の外Londonに於ける正貨の價格が1オンスに付6磅以上となつた場合は上記ローヤルティは之に應じて増額せらるべき事も約束されて居る。更に會社は2年前に豫告すれば毎歴年の末日に於てコンセツションを拋棄する事も可能であり又コンセツション期限の満了と同時にイラン國內に於ける會社の財産はイラン政府に歸屬する事も協定されて居るのである。

會社がイラン國內に於て既に開發した油田地は近年迄著名なMasjid-i-Sulaiman地域(面積56平方哩)及其の南東約35哩のHaft Kel地域(面積40平方哩)のみであつたが新コンセツション協定の成立後Baghdadの北東80哩のイラク及イランの國境地域に在るNaft-i-Shah油田が其の子會社Kermanshah Petroleum Co., Ltd.の手に依り開發せられた。而して會社が近年に於て之等の油田より採油した額は次の如くである。

1929年	5,460,955	1933年	7,086,706
1930年	5,939,302	1934年	7,537,372
1931年	5,750,498	1935年	7,487,697
1932年	6,445,808	1936年	8,198,119

(Oil & Petroleum Year Book 1937. に據る)

尙會社の鑛區内には此の外にも多數の有望な油微地があるが從來會社側はイラン油田を將來に保存する見地より餘り開發を好まなかつたのであるが、新コンセツション協定に依り1938年末に鑛區を確定しなければならぬ爲、之等有望地域の試掘を開始するに至り既にGach Saran及White Oil Springsの如き好油田地を發見して居る。

現在の主要産油地である Masjid-i-Sulaiman 及 Haft Kel は会社の製油所々在地であるペルシャ湾内 Abadan 島より北々東に夫々約 130 哩及 100 哩を隔てゝ居るので此の間は送油管に依つて連絡されて居る。Abadan 製油所の處理能力は現在 1 箇年 10,000,000 噸で専ら Masjid-i-Sulaiman 及 Haft Kel 原油の精製に當つて居るか其の爲總能力 2,000,000 噸の貯油タンクも設備されて居る。又此のイラン油處理の爲には其の子会社の一たる National Oil, Refineries, Ltd. の建設した製油所が英國の South Wales 州の Llandarcy (Swansea 附近) にあり 1 箇年 400,000 噸の製油力を有して居るが更に会社の提携会社たる Scottish Oils, Ltd. が Grangemouth に有する製油所も 1 箇年 400,000 噸の處理能力を備へて居る。

又会社はイラン國內のみならず世界諸國に於ける油田地に關係して居るが現在獲得して居る多數のコンセツション及オプションは何れも、会社が全株式を所有する子会社 D'Arcy Exploration Co., Ltd. を通じて得たものである。而して会社は此の D'Arcy Exploration Co. の外にも多數の子会社を有するものであつて現在、会社又は其の子会社が發行資本の凡てを所有して居る主なるものに次の諸会社がある。

British Tanker Co., Ltd.

Tanker Insurance Co., Ltd.

Anglo-Iranian Oil Co., (Australia), Ltd.

Anglo-Iranian Oil Co. (India), Ltd.

Britannic Estates, Ltd.

Homelight Oil Co., Ltd.

North Persian Oils, Ltd. (但し 98%)

Petroleum Steamship Co., Ltd.

National Oil Refineries, Ltd.

Khanaqin Oil Co., Ltd.

Kermanshah Petroleum Co., Ltd.

Rafidain Oil Co., Ltd.

Scottish Oils, Ltd.

L'Alliance Soc. Anon.

"Olex" D. B. P. G.

"B.P." Benzin und Petroleum A. G.

Det Forenede Olie Kompagnie A/S

Oesterreichische Naphta Import G.

Svenska Bengin & Petroleum Aktiebolaget "B. P."

又会社が株式の過半数を有する主なる会社に次の如きものがある。

Shell Mex and B. P., Ltd.

Consolidated Petroleum Co., Ltd.

Societe Generale des Huiles de Petrole.

Norsk Braendselolje

Steaua Romana (British), Ltd.

更に会社は Iraq Petroleum Co., Ltd. の株式の 23% を有し又濠洲に於ては濠洲政府と共に Commonwealth Oil Refineries, Ltd. の株式を共有して居り、アルゼンチンに於ては "Itaca" Compania Argentina と提携して居る。

現在会社の生産する原油及製品の多くは英國其の他の諸國に輸出せられて居るが其の輸送には会社の支配下にある油槽船隊が之に當つて居る。向して最近に於ける当社及其の子会社の運轉する油槽船隊其の他の船舶数は約 370 隻、其の重量噸数は 900,000 噸を超過すると云はれて居る。

又輸出した石油は夫々當該地域に存する Anglo-Iranian 会社系の諸会社に依り配給せられるものであつて英國市場に於ては Shell 及 Anglo-Iranian の兩グループの配給会社である Shell Mex and B. P., Ltd. が之に當つて居る。更に印度市場に於ては Burmah-Shell Oil Storage and Distributing Co. of India が配給の任に當り、エヂプト、東部及南部アフリカ並其の他の東洋市場に於ける配給業務は Consolidated Petroleum Co., Ltd. (註) が専ら之を行つて居る。

(註) 此の子会社に次の如きものがある。

Anglo-Iranian Oil Co. (Ceylon), Ltd.

Anglo-Iranian Oil Co. (East Africa), Ltd.

Anglo-Iranian Oil Co. (Egypt), Ltd.

Anglo-Iranian Oil Co. (South Africa), Ltd.

尙参考の爲近年に於ける本社の營業成績を示せば次の如くであつて、7,618,000 磅の巨費を投じ乍ら缺損相次いだ 1916 年迄の營業状態とは著しい相違が存するのである。

年 度	純 益 金	配 當		
		普 通 株	第 一 配 當	第 二 配 當
	(千磅)	普 通 株	優 先 株	優 先 株
1930	4,649	15%	8%	9%
1931	2,319	5	8	9
1932	2,380	7.5	8	9
1933	2,644	7.5	8	9
1934	3,183	12.5	8	9
1935	3,519	15	8	9
1936	6,123	—	—	—
1937	7,455	—	—	—

(内外石油統計及 Oil & Petroleum Year Book に據る)

尤も1931年以來石油界の不況或ひは D'Arcy 利権の取消問題等の爲營業成績も稍、振はなかつたが1935年以後特に恢復の徴現はれ其の株價も1936年に於て次の如くなつて居る。

株 式 別	最 高	最 低
普 通 株(額面1磅)	5 ³ / ₃₂ 磅	68 志 9 片
第一配當優先株(%)	38 志 10 片	35 志 3 片
第二配當優先株(%)	39 志 7 片	36 志 6 片

(Oil & Petroleum Year Book 1937. に據る)

北部イラン石油利権問題

1 北部五州の石油利権

イランの北部五州即ち裏海に接する Azerbadjan, Ghilan, Mazendaran, Asdrabad 及 Khorassan の各州は舊 D'Arcy コンセツションの範圍外に置かれたものであるが、ソヴェートの油田とも接近して油徴候多く、之又將來の油田地として囑望されて居る。

元來此の地帯は地形上裏海方面に出るには近いがベルシヤ灣地方に至るには極めて遠路を隔て而も其の間に山岳が重疊し交通上には著しい不便がある爲め其の開発は暫らく等閑視されて居たのである。

最初に北部五州の油田開發權を得たものはアカキイ、メホデイエビツチ、コスタリアと稱する一露人であつて1916年3月に之をイラン政府より獲得したのである。處が之は舊露國帝政々府の強制に依りイラン國會の同意を経ずに得たものであつた爲、其の後間もなく彼の露國革命の勃發を見るやイラン政府は直ちに該利権の無効を宣するに至つた。而も革命に依り成立した露國ソヴェート政府も亦舊帝政時代の該利権を無効とする態度を採つたので利権所有者たるコスタリアは四圍の狀勢の不利なるを見て遂に1920年5月には該利権を10萬磅を以て Anglo-Iranian 會社の支配下にある North Persian Oils Ltd. に讓渡したので該利権も亦 Anglo-Iranian 系の手中に歸したのである。

斯くして Anglo-Iranian 會社はイラン政府の無効とするコスタリア利権を手に入れたのであるが之は該利権に對するイラン政府の強硬な反對及ソヴェート政府のイランに對する使職を餘り考慮しなかつたものと云へよう。即ちソヴェート政府は1921年2月に締結したイランとの條約に於て「露國舊帝政々府がイラン政府より獲得した利権と異例の權利の凡てを任意に破棄し、之をイランに還附する事」をソヴェートは約したのである。唯之に付てソヴェート側は同條約第13條に依つて「還附したる如何なる利権と雖もソヴェートの同意を得ずに外國の臣民又は會社に許可する事は許されない」旨を條件としたのである。此の條約に依つてソヴェート側はコスタリア利権を自動的に放棄しイラン政府も亦之を無効としたのであるが、之に對して Anglo-Iranian 即ち英國側は該利権の失效を認めず且コスタリアが Georgia の國民となれる事を主張して同地に於けるソヴェート政府の

主權を否認したのである。然しイラン政府が此の英國側の反對にも拘はらず該利権の失效を既定の事實として、新に米國の Standard (New Jersey) 會社との間に該利権賦與の交渉を開始し、1921年の初頭にはイラン國會は「一定の條件と一定の規約とを以て北部イラン石油鑛區の租借を50箇年間 Standard 會社に許すべき事」をイラン政府に求むるに至つたのである。

斯くして北部五州に於ける石油開發獨占權は Standard 團の手に歸したのであるが此の利権許可に對しては果然英國及ソヴェートの兩國より猛烈な抗議が爲されるに至つた。即ち英國—Anglo-Iranian 會社は「該利権は同社がコスタリアより買収したるものなる事」を理由として該利権の同社に歸すべきものなる事を主張すると共に Standard 會社に對しては「Standard 會社は現在 Anglo-Iranian 會社とイラン政府との間に係争せる鑛區を獲得し得る權利を有するものにあらず」と抗議したのである。又ソ聯側の抗議は1921年11月にイラン政府に對して爲されたものであるが「曩にソヴェート及イラン兩國間に締結せる條約に於てソ聯側が還附せる利権をイラン政府が第三國に再び許與する場合には必ずソ聯の同意を要する旨が定められたるにも拘らず、本件の如く舊露國人の得たる利権に對して何等ソ聯の同意を得る事なく之を第三國に許與するは不當である」と云ふのであつた。斯くして問題は英、米、ソ及イランの四國間の争に迄進展したのであるが間も無く先づ英、米間に妥協が成立した。即ち曩のイラク油田を繞る争に加へて斯かる事件を生じた爲著しく尖鋭化して居た英、米兩國間の感情にも漸次融和的の氣分が流れ此の問題に對しても Anglo-Iranian 及 Standard の兩社間に「半々の割合を以て北部イラン油田を共同に開發すべき」妥協條件が遂に成立したのである。其の結果1922年2月には Standard 會社は「北部油田開發權を Standard 及 Anglo-Iranian の兩社に對して許可せられん事をイラン政府に申請すると共に、同政府に對して7分利公債1,000萬弗を提供せんとしたのである。處がイラン政府はソヴェート政府の使職に依り石油利権に關し Standard とイラン政府との間に定められたる契約條項の一たる「Standard はイラン政府の同意を経ずして他の如何なる會社にも該利権を讓渡し又は之に付他社との間に聯合を爲す事を得ず」との規定を楯にして英米兩資本國の共同開發を許さなかつたのみか、當時著しい財政的危機にあつたにも拘らず Standard の公債提議を一蹴したのである。

尤もイラン政府は其の後 Standard 會社のみ開發に付、同社の考慮を求めると共に他の米國系石油會社に對しても利権賦與の意志を有する旨を示したのである。其の結果新に Sinclair Consolidated Oil Corpn. (現在の Consolidated Oil Corpn.) の登場を見るに至つたが、Standard 會社が依然 Anglo-Iranian 會社との共同開發を主張したのに對し、Sinclair 會社は該利権獲得の爲猛烈な運動を開始した結果遂に大勢を有利に導く事に成功したのである。即ち1923年6月にはイラン國會は遂に Standard 會社に與へた石油利権を否認すると共に北部油田開發權を他の米國會社に與ふべき法律案を承認したのである。

斯くして1923年12月には Sinclair 會社はイラン政府と豫備協定を締結し、1,000萬弗の公債をイラン政府に納付する條件を以て北部五州に於ける石油開發獨占權を得るに至つたのである。處が間もなく起つたのが「テイボット、ドーム」疑獄事件であつて、米國に於ける Sinclair の信用は一朝にして地に墮ち遂に失脚の止むなきに至ると共に、之がイランに於ける利權許可交渉にも影響し遂に交渉中止を見るに至つたのである。其の結果 Sinclair 系に利權を許可せんとしたイラン政府の意圖は挫折し、其の後佛國系資本の乗出し等も傳へられたが之も單なる噂に止まり、結局北部五州に於ける石油開發は政府自ら之を行ふ事となり最近に至つたのである。

2 Amiranian 會社の新利權

處が1937年の初頭に至つて突如米國の Seaboard Oil Co. of Delaware が北部イラン地方及アフガニスタンに於ける油田開發權を獲得した旨が報ぜられた。即ち北部イランの Khorassan 州及東部 Mazendaran に於ける 100,000 平方哩の地域がイラン政府に依り新に設立された Seaboard 會社の子會社 Amiranian Oil Co. に對して 鑛區として與へられ、又アフガニスタンの 270,000 平方哩に及ぶ地域の 75 箇年間に互る石油開發權がアフガニスタン政府に依り Seaboard 會社の設立した Inland Exploration Co. に對して賦與されたと云ふのである。(註)

(註) アフガニスタンに於ける石油開發に付ては Inland 會社は協定成立の日より 10 箇年内に一箇年 14,000,000 バレルの産油を見る程度に迄開發する事に努力する旨をアフガニスタン政府に約して居る。而して將來産油を見た時はアラビヤ海の Chabbar 港千里或は其れ以上に及ぶパイプ、ラインが建設せられるに至るであらうと云はれて居る。

而して北部イランに於ける石油利權は其の後發表されたイラン政府と Amiranian 會社との協定内容に依つて其の全貌が明にされたが之は結局北部及北東部イランの二州内に於て會社が選定した 100,000 平方哩の地域をイラン政府より 鑛區として與へられるものである。兎に角鑛區は Bandare, Chab, Kurd Mahallah, Damghan, Rishm, Djandak, Ourdib, Houzi Miantak, Behabab, Kashit, Fahruj 及 Irafsan を結ぶ一線を以て境される。北部及北東部イラン地方即ち Khorassan 州を中心として Kuhistan 州の大部、Kerman, Somnan-Damghan 及 Asdrabad の各州の一部を含む一帯の地域より選ばられるもので其の開發期間は 60 年である。此の新利權に關しイラン政府と Amiranian 會社との間に詳細な契約が取交はされて居るが其の内容は後掲の「アミレニアン石油會社新利權契約條項」に示されて居る通りである。現在開發に成功すれば其の産出油をアラビヤ海の Chabbar に輸送する事が豫想せられて居り、其の際には新設の Iranian Pipelines Co. に依りパイプラインの建設を見るに至るであらう。

尙此の新利權を獲得した Seaboard Oil Co. は米國に於ける大石油會社の一を爲すものであつて米國のみならずメキシコ及ヴェネズエラに於ても採油事業に従事して居るのである。處が東洋方面に配給組織を有しない此の會社が北部イラン及アフガニスタンに於ける油田の開發に成功した時は其

の産出油を如何に處分するかと云ふ事は相當難問題には相違ないが同社は之に對して相當の用意を有するものゝ如くである。即ち現在 Seaboard 會社の株式資本の 33 1/3% は Texas Corpn. の所有する處となつて居る。而して Texas Corpn. は最近 California の Standard 會社と協同して各々其の東洋資産を合併するに至つた爲バーレインに於ける産油は凡て新設の California Texas Oil Co. に依り配給せられて居るが、將來北部イラン及アフガニスタンに於ける開發が成功を見れば、其の産油も Texas 系資本の動きに依つて California Texas 會社の手を経て配給せられるのではないかと見られて居るのである。(註)

(註) 處が最近に至つて此の Seaboard 會社が折角獲得した此の北部イラン油田開發權を拋棄するに至つた旨が報じられて居る。當初其の原因としては之等の地域がソ聯邦に近接して居るので之の地域の開發はソ聯側の嫌ふ處となつて、同國がイラン壓迫の擧に出た爲、イラン國が會社側の掘鑿機械荷上を拒んだ事にあるとも云はれたのである。然し會社側は現在の世界狀勢に鑑み其の開發は適當でないから中止する旨を發表し、掘鑿用の諸機械は凡て Standard (California) のアラビヤ地方の開發用に振向くるに至つて居る。尤も會社側も既に行つた踏査に依り其の有望な事は認めて居り該利權を賣却しようとしたのであるが何分山岳重疊の奥地の事とて引受けるものがなかつた様である。

産油地域

イランは其の全領域に互つて石油を埋藏すると云つても取えて過言でないと言はれるもので石油徴候は國內各所に窺はれる。而して最も石油徴候の多いのは國の西部及南部に位するイラクに接近する地方及ベルシャ灣に沿ふ一帯の地方であつて普通之等の地域をイランの西南部油田と稱して居る。此の地域は延長約 800 哩幅員約 200 哩の廣大な面積を占むるものであるが此の中に世界的の大油田 Masjid-i-Slainan を始めとして 40 餘に及ぶ石油徴候地が既に發見せられて居り、更に油帯は延亙して遠くイラン油田に至つて居る。此の西南部油田に次いで重要視されるのは北部油田と稱せられる裏海沿岸地方一帯であつて、油帯は遠くソ聯邦 Baku 地方と相連続し油徴候も極めて多く既に發見せられたものゝみでも 15 餘に達して居る。

元來イランの中央部には彼のイラン大高原があり其の兩側には各々一大山脈が存して其の外廓部を形成し以て一大高原地帯を現出して居る。而して此の外廓山脈の内、西部に存在するものが所謂 Zagros 山脈であつて、東南に延びては印度の北西に達し、北西に至つては Anatria 高原南側の外廓を爲す Taurus 山脈に相通じて居る。又イラン高原の北部に在るものは世に北部山脈と呼ばれるものであつて裏海の沿岸に近く、Elburz 山脈を中心として數箇の山脈が東西に走つて居る。而してイランの油田なるものは何れも之等の山脈中に存するものであつて、北部油田は北部山脈就中 Elburz 山脈中に、西南部油田は Zagros 山脈中に發見せられるのである。此の内北部油田が未開發の狀態に置かれて居るのに對し西南部油田地域では既に Masjid-i-Sulaiman, Haft kel 及 Naft-i-Shah 三油田

地が開発せられ年々多量の産油が擧げられて居る。従つて西南部油田は既に相當に探査も行はれて居り極く最近には Gach Saran 及 White Oil Springs の如き良油田も発見せられて居るが現在迄の結果よりすれば其の最も有望なる地域は地質構造の關係上、主として地勢の比較的低下なる地帯即ち Zagros 山脈の前山に屬する部分に多いと見られて居る。現に成功せる大油田 Masjid-i-Sulaiman も斯かる地帯に存して居り又ソ聯邦の Baku, Grozny, Maikop 或はメキシコの油田の如く大山脈、大高原の麓に存する前山地帯中に開發された大油田も尠くないのである。

1 Masjid-i-Sulaiman 油田

Khuzistan 州にあつて舊都 Shuster の南東 35 哩の地點にある世界的の大油田であつて現在の出油地域は延長約 20 哩、幅 2 乃至 3 哩で其の面積は 56 平方哩である。

出油地域の名稱は Masjid-i-Sulaiman 及 Maidan-i-Naftun と呼ぶのであるが、經營者である Anglo-Iranian 會社が本油田の代表的名稱として前者を選んだ結果最近では Masjid-i-Sulaiman 油田と呼ばれて居る。

元來此の地域は Maidan-i-Naftun 即ち Plain of Nafta (石油の野) と呼ばれる程、附近に油徴候が極めて多く中には日産 2,3 バレルの石油の湧出を見る箇所もあり、又 Solomon 教の殿堂のある Masjid-i-Sulaiman も亦著火せるガスの噴出を禮拜する拜火教の殿堂も存する程極めて油徴候の多い地域である。

此の油田地は前述せる如く Zagros 山脈の麓地帯にあるもので前山地帯中の山麓の間に横はる夾長なる谷の平地に發達したものと云はれて居る。此の谷の延長は約 30 哩に及び海拔 250 米内外の高さにあるが其の西側には最高 450 米の二條の山麓が横はり、此の山脈の彼方には Tigris 河口 (即ち Shatt-el-Arab 河の沿岸) の Abadan 港に至る約 100 哩の距離に互つて坦々たる平野が展開して居る。

1908 年 5 月最初の油井が日産 1,700 バレル餘の産出を爲して以來、間も無く Anglo-Iranian 會社の設立及 Abadan 製油所の設置となり更に 1911 年には油田地と製油所間に送油管敷設を見て愈々正式の産油が開始せられたが當時は 4 箇の出油井より年産 30 萬バレル内外が生産せられたのである。爾來油田地開發の進展に伴ひ産油量は累年激増を示し 1934 年には下表にも見る如く年産 500 萬噸餘の大量に達したのである。(註)

(註) 其の後に於ける本地域及 Haft Kel 地域とに區別した産油統計を得られなかつたので極く最近の産油量は明でないが産油量は更に増大して居る。

年	噸	パーレル	年	噸	パーレル
1912 年(7 箇月)	43,084	(324,422)	1919 年	1,081,919	(8,146,850)
1913 年	80,800	(608,424)	1920 年	1,354,631	(10,200,371)
1914 年	273,635	(2,060,471)	1921 年	2,310,098	(17,395,038)
1915 年	375,977	(2,831,107)	1922 年	2,913,908	(21,941,727)
1916 年	449,394	(3,383,937)	1923 年	3,583,000	(26,979,990)
1917 年	644,074	(4,849,877)	1924 年	4,221,000	(31,784,130)
1918 年	897,402	(6,757,437)	1925 年	4,221,000	(31,784,130)

年	噸	パーレル	年	噸	パーレル
1926 年	4,470,000	(33,659,100)	1931 年	4,248,086	(31,988,087)
1927 年	4,735,000	(35,654,550)	1932 年	4,490,010	(33,809,775)
1928 年	5,340,000	(40,210,200)	1933 年	4,999,635	(37,647,251)
1929 年	5,434,071	(40,918,554)	1934 年	5,338,733	(40,800,000)
1930 年	4,925,869	(37,091,793)	1935 年(10 箇月)	3,575,768	(27,960,000)

(註) 本表の數字は Anglo-Iranian 會社の發表した前年の 4 月 1 日に始まり當年の 3 月末日を以て終る 1 箇年間に於ける産油量であつて 1 噸=7.53 バレルと見たものである。

而して上記の數字に於て最近數年間の如きは必ずしも此の油田に於ける全採油量が示されて居るものではなく實際の採油量は更に大なるものである事は注目すべきである。即ち上記の數字は油田地より海岸に送られた原油及半製品の合計量ではあるが近年市況に應じて行はれつゝある Abadan より油田地に逆送する原油量は含んで居ない。此の原油の逆送は Abadan に於ける貯油設備及製油設備に常に餘裕を興へ以て如何なる需要殺到にも應ぜんとして行つて居るもので、逆送油は一旦トップした後之を油田内の地下層に再注入して居るが其の爲には 1 日の處理能力 6,200 噸のトップング設備が置かれて居る。

兎に角 Masjid-i-Sulaiman の産油力の強大なる事及井壽の長命なる事は産出原油の品質優良なる事と共に世界に誇り得るのであつて、極めて豊富な石油が Asmari limestone (註) と呼ぶ石灰岩の白雲岩化した部分に貯溜されて居るのである。

(註) 之は油田の近くに存する Asmari 山脈中に多分に露出して居るものである。

此の油田は 1933 年に於て既に年産 500 萬噸の大産油力を備へて居たが其の貯油量の豊富な點より見て當時其の産油力を倍加する事は敢えて難事ではないと云はれて居たが其の後の実績は之を裏書するものである。兎に角經營者である Anglo-Iranian 會社は將來の需要に備へて極力此の油田の産油をセーブせんとする態度を示し特に 1929 年に Haft-Kel 油田を開發して以來は斯かる傾向が濃厚である事は見逃せない。即ち同社は此の油田の産油量を現在の程度に止めて油量の減退を防ぐと共に、其れ以上の必要量は Haft-kel 油田に求めんとするものゝ如くで、同社は此の兩油田に於ける井壽を或程度同一化する事を希望して居るのである。

尙此の地域に於ける油井は原油の産出に當つて高壓と極めて多量の可溶ガスの産出を伴ふを常とし(此の點 Haft-Kel 油田も同様である)屢々巨井を出現するが 1911 年に成功した第 7 號井と呼ぶ 1 井の如きは 17 Atmosphere の壓力を加へて日産 2,000 噸強、壓力を加へなければ 僅に 4,000 噸を湧出し、15 箇年間に約 4,700 萬バレルの石油を産出したと云はれて居る。

2 Haft-Kel 油田

Ahwaz の東約 50 哩、Masjid-i-Sulaiman の南々東約 35 哩の地點にある。此の油田は開發後日尙淺いものであつて 1928 年の 4 月末に最初の油井から日産 800 噸の生産を見た事を以て始とする。而して此の産油量は Masjid-i-Sulaiman 地域に於ける代表的油井の生産と正に匹敵するもので爾來

開発は益々盛となり同年11月より正式に産油するに至つた。其の出油地域は40平方哩と見られて居り、現在は未だ一局部が開発せられて居るに過ぎないが既に Masjid-i-Sulaiman 油田に比肩する重要性を有する事が一般に認められて居る。

此の地域に於ける原油も Masjid-i-Sulaiman 地域と同様 Asmrari 石灰岩の白雲岩化した箇所より得らるゝものであるが其の品質も亦 Masjid-i-Sulaiman 原油に酷似して居る。1933年末現在に於ける出油井数は6井であつたが、之等は何れも比較的浅い深度で成功し、其の日産量は合計12,000噸であつた。而して此の内の1井は成功當初の日産量が5,000噸に達したものであるが之はイランに於て掘鑿された油井の内最も大量な産出を示したものである。

尙産油は Masjid-i-Sulaiman 地域同様送油管を以て Abadan 製油所に送られて居るが油田開発以來の産油量は次の如くである。(註)

(註) 1934年以後の此油田のみの産油統計は手に入れられなかつたが産油量は更に増加して居る。

1929年(2箇月)	26,884	1933年	2,087,071
1930年	1,013,433	1934年	2,198,639
1931年	1,502,412	1935年(10箇月)	2,549,285
1932年	1,955,798		

(Anglo-Iranian 會社發表の数字である)

3 Naft-i-Shah 油田

此の油田は Anglo-Iranian 會社が1933年のコンセンション協定第9條の規定を實行する爲即ち北部イラン地方に石油を供給する爲に最近開發したものである。油田地は Qasri-Shirin の南方約50哩、Baghdad の北東約80哩に位するがイラン及イラク兩國の國際的境界に依り二分されイラク側に於ては Naft Khaneh 油田として知られ、イラン側に於ては Naft-i-Shah 油田と稱せられて居る。イラン側の地域は最近開發された許りで未だ産油量も幾何でもないが産出油は Kermanshah 製油所に輸送せられて居る。

此の油田に於て注目せられる事は經營者である Kermanshah Petroleum Co. が産出油を直ちに製油所に送らず先づ之を分離器に依り原油よりガスを分離し更にトッピング設備にかけて種々の粗製品に分離して之を貯油所に貯藏する事である。之は會社が市場の需要のある迄貯藏する事に依り生産過剰を免れんとするもので、市場の需要があれば直ちに蒸溜品を製油所に輸送するのである。

4 Gach Saran 油田

1937年に試掘の成功したものでペルシヤ灣東岸の Ganaweh 東北、又 Pazanun の東南に位し従來 Gach Qaraghuli と稱せられて居た地域である。既に成功した2井は日産4,000—4,500噸を出油して居るので此の割合で産出されるなれば其の年産量は1,460,000—1,642,500噸の莫大な量に達する譯である。目下油田の限界を明確ならしめる爲に數井が掘鑿中であると云ふが既に明にされた地質構造の大きさ及石灰層の厚さより云へば此の地域が Masjid-i-Sulaiman 油田よりも更に大なる油田

である事を示すものであると稱せられて居る。

5 White Oil Springs 油田

Haft-Kel — Abadan 間のパイプラインに近い Haft-Kel 油田の隣接構造であつて Naft-i-Safid とも稱せられる。此の地域は相當以前より著目され1913—1919年間に3井が掘鑿されたが何れも失敗に歸した爲其の儘放置せられて居たのである。處が Haft-Kel 開發の進展及地質的及地球物理的研究に依つて此の地域の掘鑿が再び開始せられた。其の結果最初の2井は高壓ガスの存在を示し、第3井が遂に油層に達著したが、其の將來の出油力等は未だ今後に残された問題である。然し乍ら此の地域が Haft-Kel 油田の延長ではなく別箇の地質構造を持つものである點のみは明となり其の範圍の決定は今後の掘鑿の結果に俟つ外はないと云ふ。

生産、製油及油質

1 生産

1911年に Masjid-i-Sulaiman 油田地と Abadan 製油所間を連絡する送油管が完成して以來イランに於ける正式の産油が開始せられたが其の累年の産油量は Anglo-Iranian 會社の發表する處では次の如くである。

				(單位 噸)	
1912—13年	88,000	1924—25年	4,333,933	1931年	5,750,498
1918—19年	1,106,415	1925—26年	4,556,157	1932年	6,445,808
1919—20年	1,385,301	1926—27年	4,831,800	1933年	7,086,706
1920—21年	1,743,557	1927—28年	5,357,800	1934年	7,537,372
1921—22年	2,327,221	1928(9箇月)	4,289,733	1935年	7,487,697
1922—23年	2,959,028	1929年	5,460,955	1936年	8,198,119
1923—24年	3,714,216	1930年	5,939,302	1937年	10,200,000

(Oil & Petroleum Year Book 其の他に據る)

即ち油田開發以來産油量は累年と上昇して1936年には遂に800萬噸を越ゆるに至つて居る事が知られる。而して1928年迄の産油量は凡て Masjid-i-Sulaiman 油田から産出せられたものであるが、1929年の11月より Haft Kel 油田の産油が開始せられ更に1935年の後半より少量乍ら Naft-i-Shah 油田の産油も之に加はつて居るのである。

2 製油

現在産出原油の大約80%が國內の製油原料となり、残りの20%が歐洲及濠洲に於ける Anglo-Iranian 會社の製油所に供給せられて居る。而して1935年末現在に於けるイラン國內の製油設備は次の如くである。

會社名及工場所在地	一日の原油蒸溜能力	工場種別	(單位 バレル)	
			分解能力	分解型式
Anglo-Iranian Oil Co., Ltd., London, England:				
Abadan Island	165,000	Comp.	65,500	Cross
Kermanshah	3,000	S.		

(註) Comp. は完全製油設備、S. はスキミング製油装置の略である。

(Oil & Gas Journal Dec. 26, 1935. に據る)

此の内 Kermanshah の小製油所は 1935 年の 10 月に完成したものであつて、其れ以前の製油は凡て Abadan 島で行はれて居たのである。尤も今後も産出油の大部分は Abadan 製油所で精製せられるのであつて、Kermanshah 製油所は北部イラン市場に對する地方的製油所としてのみ重要性を有するのである。(註)今 Abadan 及 Kermanshah の兩製油所の概況を示せば次の如くである。

(註) 極く最近産油量の著しい増加及 Gach Saran 油田の發見等に依り Anglo-Iranian 會社では新輸出地及製油所候補地を選定する事を考慮するに至り、既に Abadan 東方の海岸を調査した結果 Khor Musa 河の岸で Bandar Shapur 港に餘り遠くない好地點を發見したと傳へられて居る。

(1) Abadan 製油所

ペルシヤ灣頭の Shatt-el-Arab 河に沿ふ Abadan 島には世界有數の大製油所と油槽船用の大港灣設備が完成して居る。此の Abadan 島に於ける製油所は 1910 年前後に建設せられた古いものであるが其の後屢、設備の改良が行はれ 1935 年末現在に於ては一日の原油蒸溜能力 165,000 バレルの完全製油設備と一日の分解能力 65,500 バレルの Cross 式クラッキング設備が具へられ各種の製品が製出せられて居る。而も其の後更に原油蒸溜設備を始めとして貯油タンク、各種の動力設備等製油所一般に互る擴張が行はれた結果極く最近の原油蒸溜能力は一日約 300,000 バレルに達し、又其の貯油タンクも合計 2,500,000 噸に及ぶ原油及製品を貯藏し得るに至つて居る。増設された蒸溜設備の内主なるものは 1 日の處理能力 65,000 バレルに達する蒸溜釜と 1 日の處理能力 35,000 バレルの連続式減壓蒸溜釜とであるが之等は何れも從來建造せられたものの中で最大なるものであり後者は特に輕質油の外潤滑油其の他の特殊油を製出する爲に建造せられたものである。

尙此の製油所に於ける生産高は資料を入手し得なかつたので明かでないが、兎に角イラン原油産出量の約 80% 前後が此の製油所の製油原料に供せられるのであつて 1933 年の如きも同年の原油産出高の 76% に相當する 37,600 千バレルが製油原料として使用せられたと云ふ。

(2) Kermanshah 製油所

此の製油所は Kermanshah の東方約 1/2 哩の地にあつて 1935 年の 10 月に完成したものであるが、之は北部イラン市場よりソ聯油を驅逐する爲に建造せられ専ら Naft-i-Shah 原油を處理するものである。主なる設備としてはパイプ、スチル、分溜塔、水蒸氣發生裝置、給水ポンプ工場等が數へられ、現在 1 日 3,000 バレルの原油を處理し得るが製油所に附隨して 1 日の製造能力 8,000 噸の製罐工場、倉庫、ガレーヂ自動車修繕工場等迄完成して居る。

尙製油設備としては Naft-i-Shah の油田地にもトツピング、プラントがあり、産出原油は先づ此處でトツプせられるのである。斯くして得られる粗製品は一應同地の貯油タンクに貯藏したる後、市場の需要に応じて混合し之を Kermansha 製油所にパイプラインで輸送して居るが、此の混

合の割合は製品に對する季節的の需要に依り時々變へられて居る。

3 油 質

Masjid-i-Sulaiman 及 Haft-Kei 及の兩原油はパラフィン系に屬する極めて優秀な原油であつて其の品質は全く酷似して居る。其の比重は約 38 度(A. P. I.)であつて 1% の硫黄を含有するが、其の揮發油回収率は 400 度に於て平均 35% である。尤も得られる揮發油は原油の本質上、多少オクタン價が低い嫌があつてオクタン價は 54 である。又此の原油から得られる燈油は極めて優秀な照明力を持つものであり、ガス油はセタン價高く特に高級ヂーゼル燃料として好適である。更に潤滑油は極めて蠟分が高い爲脱蠟を要するが其の反面に於て其の粘稠力は極めて高度である。

尙斯かる特質を有するイラン原油の A. S. T. M. 蒸溜試験の結果を示せば次の如くである。

A. S. T. M. 100 C. C 蒸溜試験結果

	原 油 F 度	輕質揮發油 F 度	ナ フ サ 油 F 度	トツピング油 F 度
5.....	148	108	280	460
10.....	215	120	283	493
20.....	283	133	289	544
30.....	355	143	296	582
50.....	521	163	308	688
70.....	687	183	325	750
90.....	753	211	353	過熱
乾 點.....	過熱	249	406	過熱
蒸 溜 限 度.....	97.0	98.0	99.0	96.0
殘 滓 量 %.....	...	1.0	1.0	...
殘渣コークス %.....	2.5	4.2
減 損 量 %.....	...	1.0	0.0	...
400 度 F 以上 %.....	35.5	2.0
437 度 F 以上 %.....	40.0	3.5
572 度 F 以上 %.....	56.0	27.5

(Oil & Gas Journal Dec. 31, 1926. に據る)

輸出入と消費

イランの 1935 乃至 1937 年に於ける石油消費量に付て V.R. Girfias 及 R.V. Whettsetl は主要製品別に次の如く示して居る。

	1935 年	1936 年	1937 年
揮 發 油	710	500	540
燈 油	1,380	1,000	1,080
ガ ス 油 及 燃 料 油	3,600	4,600	4,900
潤 滑 油	610	300	320

(單位 千バレル)

	(単位 パーレル)		
	1935年	1936年	1937年
其の他	1,510	2,000	2,100
合計	7,810	8,400	8,940

(Petroleum Times March 14, 1936. に據る)

即ち上記に依り ガス油及燃料油の需要が全體の半以上を占むる事と燈油の需要が揮發油よりも多い事が注目されるが、何れにせよ巨大な原油産出高に對し其の國內消費量が著しく小さい事は蔽ふべくもない。而して1935年の推定消費量は同年の原油産出高の大體15%に相當して居るので残りの85%が國外に輸出せられる譯であるが此の内原油の儘輸出される量は原油産出量の大體平均20%見當と見られて居るので約65%が製品としての輸出量である譯である。今最近4箇年間に於ける實際の輸出量を製品別に示せば次の如くである。

品 種 別	(単位 噸)			
	1933年	1934年	1935年	1936年
原 油	1,316,870	1,544,234	699,958	1,483,807
内 燃 機 關 用 揮 發 油	1,476,386	1,503,339	1,750,432	1,454,512
燈 油	274,635	439,084	442,358	455,870
燃 料 油	2,633,485	3,600,622	4,129,964	3,357,145
潤 滑 油	16	33	110	—
合 計	5,701,392	7,177,312	7,022,822	6,751,334

(註) 本表は4月1日より始まり翌年3月末日を以て終る一年間の数字とす。
(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries に據る)

上記に於て原油は英國其の他の歐洲諸國及濠洲に於ける Anglo-Iranian 會社系の製油所に輸送せらるゝものであり、揮發油及燃料油は主として歐洲諸國其の他に、燈油は東洋及歐洲諸國に輸出せられるのである。此の内燃料油は最も輸出數量の多いものであるが世界石油市場に於てもイランは蘭領西印度及米國に次ぐ燃料油供給地として知らるゝのである。

又斯かる石油輸出に對して少量乍らも下表の如き石油の輸入が行はれて居る。

品 種 別	(単位 噸)			
	1933年	1934年	1935年	1936年
原 油	173	73	267	1,020
内 燃 機 關 用 揮 發 油	11,194	4,417	14,032	7,917
燈 油	37,320	19,387	30,768	17,430
燃 料 油	3,623	3,034	3,207	3,403
潤 滑 油	1,505	2,012	2,777	1,197
グ リ ー ス	1,719	453	3,116	2,915
パラフィン、ワックス	43	49	55	70
合 計	55,577	29,425	54,217	33,952

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries に據る)

之等の内潤滑油及グリースを除くものは主として北部イランに於ける消費に供せられるものであつて現在は之を以てソ聯邦よりの供給に仰いで居る。尤も一定數量の輸入を許可する潤滑油及グリースは別として(註)他の石油製品に付てはソ聯邦以外よりの輸入を禁止して居るのであり、更に將來北部油田地域の開發を見た時にはソ聯油の輸入をもイラン政府が禁遏するであらう事も豫想せられるのであつて曩の Naft-i-Shah 油田の開發の如きもソ聯油驅逐の爲の一手段なのである。

(註) 1936年6月21日を以て終る1年間輸入割當量は450萬リアルであると云ふ。

輸 送 概 況

イランに於ける石油の輸送には、陸上では送油管、鐵道等が、海上では油槽船等が主として利用せられて居るが、國內の交通網が十分でない爲奥地への輸送には多少困難が伴ふのである。

1 送 油 管 設 備

現在産油して居る Masjid-i-Sulaiman, Haft-Kel 及 Naft-i-Shah の各油田地と製油所間には長距離の送油管が敷設せられて居る。

イ Masjid-i-Sulaiman-Abadan 線

Masjid-i-Sulaiman 油田より Abadan 製油所に至る間には延長約145哩に及ぶパイプラインが丘を越え、沙漠を越えて敷設せられて居る。此の送油管は1911年に敷設せられたものであるが現在大約30哩の間隔を置いて4箇所のポンプ・ステーションが在る外11のバルブ室(Valve House)が設けられて居る。其の送油能力は1箇年600萬噸と見られるものであつて現在500萬噸餘の原油が Masjid-i-Sulaiman から Abadan に送られて居る。従つて現在の産油力の2倍に及ぶ年産1,000萬乃至1,200萬噸を産出し得るものと見られる Masjid-i-Sulaiman 油田に對し Anglo-Iranian 會社が積極的の開發方針を執るなれば更に新送油管の設置を要するのである。

ロ Haft-Kel-Abadan 線

此の送油管に依る輸送は1929年11月より開始せられたものである。送油管は Haft-Kel 油田と Masjid-i-Sulaiman-Abadan 線の第二のポンプ・ステーション所在地である Kut Abdulla との間に敷設せられて居り、同地より Abadan 製油所に至る間は Masjid-i-Sulaiman-Abadan 線を利用して居る。

ハ Naft-i-Shah-Kermanshah 線

此の送油管は海拔5,000呎の油田地と海拔4,000呎にある製油所とを連絡するものであつて口径3吋のパイプが延々145哩に亘つて起伏の甚しい地帯を横切つて居る。

現在1平方吋當り1,500封度の壓力を以て運轉する4箇のポンプ・ステーションが設けられて居るが最初のポンプ・ステーションは油田内のトゥビング・プラント所在箇所にあり、蒸汽機關に依り

「會社」トハ、アングロ・パーシアン石油株式會社及ビソノ從屬會社全部ヲ意味スル。

「アングロ・パーシアン石油株式會社」トハ、アングロ・パーシアン石油株式會社、又ハ、政府ノ承諾(第二十六條)ヲ得テ、本コンセツションノ讓渡ヲ受ケル事アルベキ他ノ凡テノ個人ヲ意味スル。

「從屬會社」トハ、會社ガ、直接又ハ間接ニ、取締役ノ過半數ヲ指名スル權利又ハ株主總會ニ於ケル全投票ノ五割以上ヲ保證スルニ足ル株數ヲ保有スル凡テノ會社ヲ意味スル。

「石油」トハ原油、天然ガス、アスファルト、オゾケライト竝ニ此等ノ物質カラ、或ハ此等ノ物質ヲ他ノ物質ニ混ジテ得ラレタ凡テノ製品ヲ含ム。

「ベルシヤニ於ケル會社ノ作業」トハ、本コンセツションノ目的ノ爲メニ、専ラ會社ニヨツテ爲サレタ凡テノ工業的、商業的及ビ技術的作業ヲ意味スル。

第一條 政府ハ、本コンセツションノ條件ニ從ヒ、コンセツションノ地域内ニ於テ石油ヲ探査シ、採取シ、製油又ハ他ノ方法ニヨツテ處理シ、商品トスル獨占的權利ヲ會社ニ附與ス。

政府ハ又、ベルシヤ國內ニ於テ、石油ヲ運搬シ、製油又ハ他ノ方法ニヨツテ處理シ、商品トシ、ベルシヤ國內ニ於テ販賣シ、輸出スル非獨占的權利ヲ會社ニ附與スル。

第二條 A コンセツションノ地域ハ、一九三八年十二月三十一日迄ハ、本コンセツションニ添附サレタ兩當事者署名ノ地圖ニ於ケル紫色ノ線以南ノ地域デアル。

B 會社ハ、一九三八年十二月三十一日以前ニ、右ノ地域内ニ於テ會社ノ希望スル地方、地形、面積ノ地區ヲ一箇所又ハ數箇所選擇スベシ。選擇サレタ地區ノ面積總計ハ、一哩ヲ一、六〇九メートルトシテ十萬英哩平方ヲ超ユル事ヲ得ズ。

會社ハ、一九三八年十二月三十一日又ハソレ以前ニ上記ノ如クシテ選バレタル地區ヲ政府ニ報告ス。各報告書ニハ地圖ヲ添附シ、會社ガ選擇シタ地區ヲ表示シ且ツ限界スルニ必要ナ興件ヲ附記スベシ。

C 一九三八年十二月三十一日以後ハ、會社ハ上記 B 項ニ依ツテ會社ガ選ンダ地區ノミニ於テ石油ヲ探査シ、採取スル權利ヲ有スルニ過ギズ、其ノ日カラ、コンセツションノ地域ハ、上記ノ如クシテ選バレ、上記ノ如クシテ政府ニ通告セラレタ地區ノミヲ意味スル。

第三條 會社ハ送油管線ヲ建設シ、維持スル非獨占的權利ヲ有ス。送油管線ノ線路ヲ決定シ、ソレヲ建設スルノハ、會社ニ屬スル。

第四條 A 政府所有ノ不用地デアツテ、會社ガベルシヤニ於ケル作業ニ必要デアルト考ヘ、而シテ政府ガ公共利用ノ爲メニ必要トシナイモノハ凡テ無償デ會社ニ贈與サレル。

上記ノ不用地獲得ノ方法ハ左ノ如シ。

土地ガ會社ニ必要トナツタ度毎ニ、會社ハ地圖ノ上ニ會社ガ欲スル土地ヲ色デ表ハシ、ソレヲ大藏大臣ニ送付スベシ。政府ハ、異議ノナイ時ハ、會社カラ要求ヲ受ケタ時カラ三箇月以内ニ承諾ヲ

與ヘル。

B 會社ガ必要トスル政府所有ノ不用地ハ、前項同様ノ方法デ政府ニ要求サレル。而シテ政府ハ、政府自身此ノ土地ヲ必要トセズ又何等異議ナイ場合ハ、三箇月以内ニ會社ニヨル賣却要求ニ承諾ヲ與ヘル。

上記ノ土地ノ價格ハ會社ガ之レヲ支拂フ。而シテ價格ハ合理的ナモノデアリ、同一地方ニ於ケル同一性質及ビ同一目的ノ土地ノ普通價格ヲ超ヘテハナラナイ。

C 上記 A 及 B 項所定ノ要求ニ對シ、政府ガ該要求ノ受理後二箇月ヲ經テモ返答ヲシナカッタ場合ニハ、會社ハ政府ニ注意ヲナシ、此ノ注意ニ對シ政府ガ一箇月以内ニ返事ヲシナカッタ場合ニハ、其ノ沈黙ハ承認ト認メラレル。

D 政府ニ屬セズ而シテ會社ガ必要トスル土地ハ、所有者トノ合意及ビ政府ノ媒介ニヨツテ會社ガ購入スル。

價格ニ就イテ合致ヲ見ナイ場合ニハ、政府ハ、土地所有者ニ同性質ノ隣地ニ對スル普通價格ヲ超ヘタ價格ヲ要求スル事ヲ許サズ。上記ノ土地ヲ評價スル場合ニハ、會社ガソノ土地ヲ使フ使用目的ハ、何等考慮ニ入レズ。

E 聖地、歴史的記念物竝ニ歴史的價值ヲ有スル凡テノ場所及風景竝ニ二百メートル以内ニ在ル附屬物ハ、上記ノ規定カラ除外サレル。

F 會社ハ、コンセツションノ地域内(地域内ニ限ル)及ビ國家所有ノ不用地ニ於テ、凡テノ土地、砂、石灰、石膏、岩石及共ノ他ノ建築材料ヲ採取シ、會社ノ凡テノ作業ノ爲ニ無償デ利用スル非獨占的權利ヲ有ス。上記材料ノ利用ガ、第三者ニ屬スル何等カノ權利ヲ害スル場合ニハ、會社ハ利害關係人ニ損害賠償ヲナスベシ。

第五條 ベルシヤニ於ケル會社ノ作業ハ、左記ノ制限ヲ受ケル。

一 鐵道ノ新線及新港灣ノ建設ハ、政府及會社ガ豫メ協約スル。

二 會社ガ、會社ノベルシヤニ於ケル電話、電信、無線電信及航空ノ設備ヲ擴張セントスル時ニハ豫メ政府ノ許可ヲ要ス。

政府ガ國防ノ爲メ、或ハ他ノ重大ナル情勢ノ下ニ於テ、會社ノ運輸及通信ノ機關ヲ利用スル事ヲ欲スル場合ニハ、政府ハ會社ノ作業ヲ妨害スルノヲ出來得ル丈ケ少クスル事ニ努メ、右ノ利用ニヨツテ蒙ラセタ凡テノ損害ニ對シテ正當ナ賠償ヲナスベシ。

第六條 A 會社ハ、ソノ従業員ノ絶對的生活必需品ハ、關稅及輸入當時ニ施行サレテ居ル他ノ税金ヲ支拂フ事ニヨツテ、何等特別許可ナシニ輸入スル事ガ出來ル。

會社ハ、輸入品ヲ、會社ノ従業員デナイ人ニ賣リ又ハ贈與スルノヲ防止スル爲ニ必要ナ手段ヲ講ズル。

B 会社ハ、ベルシヤニ於ケル会社ノ施設所及病院ニ必要ナ 醫術及外科設備、材料、器具及藥品ハ特別許可ナシニ輸入スル權利ヲ有ス。而シテ凡テノ關稅又ハ輸入當時實施サレテ居ル他ノ稅金又ハ國家又ハ地方官廳ニ對スル凡テノ支拂ヲ免除サレル。

C 会社ハ、ベルシヤニ於ケル会社ノ作業ニ對シテノミ必要ナ 凡テノモノヲ、何等ノ許可證ナシニ輸入シ、而シテ凡テノ關稅、稅金又ハベルシヤ國又ハ地方官廳ニ對スル支拂ヲ免除サレル權利ヲ有ス。

D 石油ノ輸出ニハ關稅ヲ課セラレズ、又凡テノ稅金又ハベルシヤ國又ハ地方官廳ヘノ支拂ヲ免除サレル。

第七條 A 会社及ソノ従業員ハ政府ノ法律的保護ヲ受ケル。

B 政府ハ、國ノ法律及規則ノ範圍内ニ於テ、会社ノベルシヤニ於ケル作業ニ對シテ、與ヘ得ル凡テノ便宜ヲ與ヘル。

C 政府ガコンセツションノ地域内ニ於テ、他ノ鑛山ノ探掘ヲ目的トスルコンセツションヲ第三者ニ與ヘル時ニハ此等ノ探掘ガ会社ノ設備又作業ニ對シテ何等ノ損害ヲモ與ヘナイヤウニ必要ナ豫防ヲナスベシ。

D 会社ハソノ責任トシテ、住宅、家屋及其等ノ建築物ノ建築ニ危險ナル地帯ヲ限定シ、政府ヲシテソノ住民ガ其所ニ住居スル事ヲ防止セシメ得セシムベシ。

第八條 会社ハ、ソノ資金ノ一部、就中ベルシヤカラノ輸出品ノ代金ヲベルシヤ國貨幣ニ換ヘル事ヲ強制サレルモノニアラズ。

第九條 会社ハ、ケルマンシヤ郡ニ於テ産油シ製油スル爲ニ、附屬会社ヲ作ル方法ニヨツテ、同郡ニ於ケル会社ノ作業ヲ進行サセル手段ヲ即時講ズル。

第十條 一 本條ニヨツテ(他ノモノハ他ノ條ニアリ)会社ガベルシヤ政府ニ支拂フ金額ハ、左ノ如ク決定サレル。

A ベルシヤニ於ケル消費ノ爲メニ販賣サレ、又ハベルシヤカラ輸出サレタ石油一噸ニ付キ一九三三年一月一日以後四志ノ年賦金

B アングロ・パーシアン石油株式會社ノ普通株ニ對スル分配金ガ配當ノ形式ニヨツタト或ハ會社ノ帳簿ニヨリ一九三二年十二月三十一日現在ノ會社ノ積立金ニ追加サレタカマ間ハズ、六七一、二五〇磅ヲ超エタ時ハ、ソノ分配金ノ二〇%ニ相當スル金額

C A及B項ニ從ヒキリスト曆年ニ依ル一曆年ニ會社ノ支拂ツタ總額ハ七五〇、〇〇〇磅以下デアツテハナラナイ。

二 本條ニ依ル會社ノ支拂ハ、左ノ如クシテ爲サレル。

A 毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及十二月三十一日ニ、各、一八七、五〇〇磅。但シ

一九三三年三月三十一日分ノ支拂ハ本協定書ノ批准後即座ニ實行サルベキ事。

B 一九三四年二月二十八日迄ニ今後毎年同日ニ、第(一、A)項ニ規定サレタ噸數ニ對スル前年分ノ賦課金カラ、第(二、A)項ニ從ツテ其時迄ニ支拂ハレタ七五〇、〇〇〇磅ヲ差引イタ 殘金ヲ支拂フ。

C 本條ノ(一、B)項ニ從ツテ政府ニ對シ支拂義務ノ生ジタ金額ハ、普通株ニ對シテ分配ガ行ハレルト同時ニ支拂ハルベシ。

三 本コンセツションノ終了日ニ第二十五條ニ依ル會社ニ依ル廢棄ノ場合、会社ハ左ノ支拂ヲナス。

A コンセツションノ終了日又ハソノ廢棄ノ時ニ於ケルアングロ・パーシアン石油會社ノ積立金(普通積立金)ノ金額ガ、一九三二年十二月三十一日ノ同一積立金ノ金額ヲ超ヘタ差額ノ二〇%ニ當ル金額。

B コンセツションノ終了日又ハソノ廢棄日ニ於テアングロ・パーシアン石油株式會社ガ繰越シタ差引殘高ガ、一九三二年十二月三十一日ニ同社ガ繰越シタ差引殘高ヲ超ヘタ金額ノ二〇%ニ當ル金額。本項ニヨツテ政府ニ支拂義務ノアル凡テノ支拂ハ、コンセツションノ終末又ハ廢棄後ノ會社ノ總會ノ日カラ一ヶ月以内ニ行ハレル。

四 政府ハ、(一、A)項記載ノ差引殘金ヲ監督スル權利ヲ有ス。而シテ前年分ノ差引殘金ハ二月二十八日迄ニ送付サルベシ。

五 イギリスノ貨幣價值ノ變化カラ生ズル事アルベキ凡テノ損失ニ對シ政府ヲ防衛スル爲メニ、兩當事者ハ左ノ如ク協定スル。

A ロンドンニ於ケル金ノ價格ガ、一オンス(トロイ・オンス)ニ付キ六英志ヲ超過シタ場合ニハ、本協定ニヨツテ會社ガ行フ支拂(但シ、本條ノ(一、B)項、(三、A及B)項、第二十三條ノ(一、A)項ニヨツテ政府ニ支拂ハルベキ金額ヲ除ク)ハ、支拂履行ノ日ニ於テ一オンス(トロイ・オンス)ニ對シ六英志ヲ超ヘタ金ノ價格増加一片毎ニ千四百四十分ノ一宛ヲ増加スル。

B 政府ガ、金ガ價值ノ一般的基础デアル事ヲ止メ、上記ノ支拂ガ兩當事者ノ意中ニアツタ保證ヲ與ヘナクナツタト考ヘタ時ニハ、兩當事者ハ上記ノ保證ノ性質ノ變更ニ就キ協議ヲナシ、ソノ場合、協定ニ達スル事能ハザリシ時ハ、仲裁裁判所(第二十二條)ノ問題トスル。而シテ仲裁裁判所ハ上記(A)項記載ノ保證ガ變更サルベキヤ否ヤヲ宣言シ、肯定的ナ場合ニハ、ソレニ代ル條件及ソノ條件ガ適用サレル期間ヲ決定スル。

六 會社ガ政府ニ支拂フベキ金額ノ支拂ヲ、本協定所定ノ期限以上ニ延滞シタ場合ニハ、延滞期間中一箇年五%ノ割合デ利子ヲ支拂フ。

第十一條 一 会社ハ最初三十箇年間ハ、ベルシヤニ於ケル会社ノ作業ニ對シ、國家及地方官廳ノ

現在並=將來ノ凡テノ賦課ヲ免レル。ソノ代リ會社ハ政府ニ對シ左ノ支拂ヲナス。

A 本コンセツションノ最初ノ十五箇年ノ間、一九三四年二月二十八日ヲ第一回トシ後毎年二月二十八日毎ニ、前曆年(キリスト曆)分ニ對シ第十條(一、A)項所定ノ賦課金ノ支拂ヲ要スル石油ノ最初ノ六、〇〇〇、〇〇〇噸ニ對シテハ毎噸九片、六、〇〇〇、〇〇〇噸以上ハ毎噸六片ヲ支拂フ。

B 會社ハ、前項ニヨツテ支拂ハレル金額ハ、二二五、〇〇〇磅ヲ下ル事ノナイヲ保證スル。

C 其後ノ十五箇年ノ間、前年分ニ對シ第十條(一、A)項所定ノ賦課金ノ支拂ヲ要スル石油ノ最初ノ六、〇〇〇、〇〇〇噸ニ對シテハ毎噸一志、六、〇〇〇、〇〇〇噸以上ニ對シテハ毎噸九片ヲ支拂フ。

D 會社ハ、前項ニヨツテ支拂ハレル金額ハ、三〇〇、〇〇〇磅ヲ下ル事ノナイヲ保證スル。

二 一九六三年以前ニ、兩當事者ハ、會社ガベルシヤニ於ケル會社ノ作業ニ對シ、一九九三年十二月三十一日ニ及ブ三十箇年ノ第二期ノ間、國家及地方官廳ノ凡テノ賦課ヲ免レル代價トシテ支拂ハレル年賦金ニ就イテ協議スル。

第十二條 A 會社ハ本協定ニ從ツテベルシヤニ於イテ作業ヲナスニ當リ、油層ヲ保護シ、ソノコンセツションヲ開發スル爲ニ作業ノ經濟及能率ヲ上ゲルベク、ソノ時ニ於ケル科學ノ進歩ニ應ジテ株式ニヨツテ有益且ツ便利ナル凡テノ方法ヲ使用スル。

B コンセツションノ區域内ニ、石油又ハ政府ニ歸屬スル森林以外ノ他ノ礦物ガ發見サレタ場合、會社ハ、本コンセツションニヨツテソレヲ開發スル事モ出來ナイシ、又(第七條C項ノ規定ヲ尊重スル事ヲ條件トシテ)現行法ニ準據シテ他ノ人々ニヨル開發ニ反對スル事モ出來ナイ。然シ會社ハ、石油ノ掘鑿又ハ採取ニ必要ナ場合ニハ、此等ノ物質又ハ上記ノ森林ヲ利用スル權利ヲ有ス。

C 石油ヲ發見スルニ至ラスシテ、水又ハ貴重物質ヲ產出シタ坑井ハ全部、政府ニ對シテ保留サレル。而シテ會社ハ即時政府ニソノ發見ヲ通告シ、政府ハソレノ所有權ヲ欲スルヤ否ヤ出來得ル限り速カニ會社ニ通告スル。政府ガソレノ所有權ヲ欲スル場合ニハ政府ハ會社ノ作業ヲ妨ゲナイヤウニ注意スル。

第十三條 會社ハ、政府ノ要求アル度毎ニ會社所有ノコンセツションノ地域ニ關スル凡テノプラン、地圖、断面圖及地理學的タルト地質學的タルトヲ問ハズ坑井ノ他ノ與件ノ正確ナ寫ヲ、會社自身ノ費用ヲ以テ、適當ナル期間内ニ大藏大臣ニ送附スル事ヲ約ス。

右ノ外會社ハ、コンセツションノ期間中、ベルシヤニ於ケル會社ノ作業カラ生ジタ凡テノ科學的及技術的ナ重大與件ヲ政府ニ通知スル。

凡テ此等ノ書類ヲ、政府ハ祕トシテ取扱フ。

第十四條 A 政府ハ自己ノ意思ヲ以テ何時ニテモベルシヤニ於ケル會社ノ技術的活動ヲ檢査シ又ソノ目的ノ爲ニ專門技術家ヲ任命スル權利ヲ有ス。

B 會社ハ政府ニヨツテ右ノ目的ノ爲ニ任命サレタ專門技術家ニ對シ科學的及技術的與件ニ對スル凡テノ書類並ニ計量設備及方法ヲ提出シ尙同專門技術家ハ會社ノ所有デアツテベルシヤニ於ケル凡テノ地域ニ對スル凡テノ情報ヲ要求スル權利ヲ有ス。

第十五條 政府ハ左ノ權限ヲ有スル代表者一名ヲ任命スル權利ヲ有ス。

一 會社ノ株主ガ得ル權利ヲ持ツテ居ル凡テノ情報ヲ會社カラ得ル權利。

二 政府ト會社トノ間ノ關係カラ生ジタ凡テノ問題ヲ考慮スル爲ニ開カレル凡テノ取締役會、委員會、總會ニ參加スル權利。

三 第十六條所定ノベルシヤ人ノ手當金分配並ニイギリスニ於ケル職業教育ノ監督ヲ目的トシテ會社ガ作ツタ委員會ヲ、職權ニヨリ且又決定的投票權ヲ帶ビテ司會スル權利。

四 政府ガ會社ニ提出スル凡テノ提案ヲ考慮スル爲メニ、何時ニテモ、取締役會ノ臨時會合ヲ要求スル權利。而シテ右會合ハ、會社ノ祕書ガ此ノ要求ヲ受取ツテカラ十五日ヲ經テ開催サレル。會社ハ政府ニ對シ、上記ノ代表者ノ報酬及費用トシテ二、〇〇〇磅ヲ政府ニ支拂フ。政府ハコノ代表及必要ノ場合ハ代表者ノ交迭ニ就イテ、書面ヲ以テ通告スル。

第十六條 一 兩當事者ハ、相互利益ノ爲ニベルシヤニ於ケル會社ノ經營及作業ニ於テ最高度ノ能率及經濟ヲ保持スル最高必要ヲ本コンセツションノ履行ノ指導方針トシテ認メ且承認スル。

二 會社ハソノ職工並ニ技術的及商業的從業員ヲ、能力及經驗アル者ガ見付カツタ場合ハ、出來ルダケベルシヤ國籍ニアルモノノ中カラ補充スル。

不熟練勞働者ハベルシヤ國籍ニアルモノノミヲ使用スル。

三 兩當事者ハベルシヤ人デナイ從業員ヲ年々且ツ著々ト減ラシテ行ツテ、出來得ル限り急速且ツ著々ト、ベルシヤ國籍ニアルモノヲシテ之ニ代ラシメル爲メノ一般的研究且ツ作成スル事ニ意見合致シソレヲ宣言スル。

四 會社ハ、石油業ニ必要ナ個人的教育ヲ、イギリスニ於テベルシヤ人ニ與ヘル爲メ、毎年一萬英磅ヲ充當スル。

上記ノ充當ハ第十五條ニヨツテ作ラレタ委員會ニヨツテ支給サレル。

第十七條 會社ハ、會社ノ凡テノ地域ニ於テ、而シテ會社ガ會社ノ從業員(コンセツションノ地域内ニ雇傭サレテ居ル勞働者ヲ含ム)ノ使用ニ充テラレル凡テノ建築物及住宅ニ於テ、ベルシヤニ於テ實行サレテ居ル最新式ノ衛生思想ニ從ツテ、保健及公衆健康設備ヲ計畫シ、而シテソノ設置、管理及維持ノ費用ヲ支辨スル義務ガアル。

第十八條 會社ガ株式ノ公募ヲナス場合ニハ、他所ト同時ニ、テヘランニ於テモ公募ヲ爲スヲ要ス。

第十九條 會社ハ、ベルシヤニ於ケル國內消費(政府ノ需要ヲ含ム)ノ爲ニベルシヤ石油カラノ製品デアル即チ揮發油、燈油及燃料油ヲ左ノ基準ノ下ニ販賣スル。

A 毎年六月一日ニ、會社ハ、四月三十日ニ終ル前十二箇月間ノ揮發油、燈油及ビ燃料油ノfobルーマニアノ平均値段及fobメキシコ灣岸ノ平均値段ヲ算出スル。而シテ以上二者ノウチ安イ方ヲ選ミ、ソレヲ六月一日カラ始マル一箇年ノ「基礎値段」トスル。「基礎値段」ハ製油所渡値段ト見做サレル。

B 會社ハ、(一)政府自身ノ需要デアツテ、販賣用デナイモノニ對シテハ、揮發油、燈油、燃料油ヲ上記(A)項所定ノ「基礎値段」カラ二五%引デ、(二)他ノ消費者ニ對シテハ一〇%引デ販賣スル。

C 會社ハ、(A)項所定ノ基礎値段ニ對シテ、運搬及配給ノ實費並ビニ上記製品ニ對スル凡テノ賦課金及税金ヲ加算スル權利ヲ有ス。

D 政府ハ、本條ノ規定ニヨツテ會社ガ賣却シタ石油製品ノ輸出ヲ禁止スル。

第二十条 (A)、コンセツションノ最後ノ十年間又ハ第二十五条ニヨツテ行ハレタコンセツションノ廢棄ノ豫告カラノ二年間ハ、會社ハ、附屬會社以外ニ對シテハ、ベルシヤニ於ケル會社ノ不動産ヲ賣却シ又ハ讓渡スル事ヲ得ズ。同一期間中、會社ハ、利用シ得ナクナツタ物ヲ除クノ外ハ、如何ナル動産モ讓渡シ又ハ輸出スル事ヲ得ズ。

(B)、コンセツションノ最後ノ十年間ニ先立ツ期間中、會社ハ、政府カラ無償デ得ラレタ土地ヲ賣却スル事ヲ得ズ、又ハ使用シ得ナクナツタ物又ハベルシヤニ於ケル會社ノ作業ニ必要デナクナツタ物ヲ除イテ何等ノ動産モベルシヤ外ニ輸出スル事ヲ得ズ。

二 自然的期間滿了ニ依ルト他ノ原因ニ依ルトニ拘ラズ、コンセツションノ終了ト共ニ、ベルシヤニ於ケル會社ノ凡テノ財産ハ、全然無代價無費用デ、開發ニ好都合ナ状態ニ於テ政府ノ所有ニ歸ス。

三 「凡テノ財産」ナル表現ハ、凡テノ土地、建物、建築物、建造物、井戸、堤防、道路、送油管線、橋、下水及給水設備、機械、設備什器(器具ヲ含ム)、ベルシヤニ於ケル運搬及通信方法(例ヘバ乗用自動車、車輛、飛行機ヲ含ム)在庫品及會社ガ何等カノ方法ニ於テコンセツションノ目的ノ爲ニ利用スルベルシヤ所在ノ他ノ凡テノ物ヲ含ム。

第二十一条 契約當事者ハ、好意及誠實ニ基キ、且又本協定ノ合理的解釋ニ基イテ、本協定ヲ履行スル事ヲ宣言スル。

會社ハ、凡テノ時及凡テノ場所ニ於テ、政府ノ權利、特權及利害ヲ尊重シ、其等ヲ毀損スル凡テノ行爲又ハ怠慢ヲ爲サナイ事ヲ正式ニ約束スル。

政府ハ本コンセツションヲ取消サナイ。而シテ本コンセツションニ含マレテ居ル規定ハ、今後出ル何等カノ一般的又ハ特別ノ法規ニヨツテモ、行政命令又ハ行政官廳ノ他ノ何等カノ命令ニヨツテモ、變更サレタル事ハナイ。

二十二條 A 如何ナル性質カヲ問ハズ、當事者間ノ凡テノ異論、就中、本コンセツション及ビ

本コンセツション中ニ含マレテ居ル義務及ビ責任ノ解釋カラ生ジタ異論並ビニ、問題ノ解決ノ爲メニハ、本協定ノ規定ニヨツテ兩當事者ノ一致ガ必要ナ問題ニ關シテ生ジタ意見不一致ハ、仲裁裁判ニヨツテ解決スル。

B 仲裁裁判ヲ要求スル側ハ、ソノ事ヲ書面ヲ以テ通告スルヲ要ス。各當事者ハ一名ノ仲裁人ヲ指名シ、ソノ二名ノ仲裁人ハ、仲裁裁判ヲ行フ前ニ第三ノ仲裁人ヲ指名スル。若シモ二名ノ仲裁人ガ、二箇月間ニ、第三ノ仲裁人ノ選定ニ就イテ意見一致シナイ場合ニハ、第三ノ仲裁人ハ、何レカ一方ノ要求ニヨツテ常設國際裁判所所長ニヨツテ指名サレル。若シモ常設國際裁判所所長ガ兩國中ノ何レカノ國籍或ハ(C)項ニヨツテ、第三ノ仲裁人ヲ指名スル資格ヲ有シナイ國ニ屬シテ居ル場合ニハ、指名ハ上記裁判所ノ副所長ニヨツテ爲サレル。

C 第三ノ仲裁人ハ、ベルシヤ及ビイギリス以外ノ國籍ノモノデアリ、加之領土、保護領、植民地、委任統治國又ハ上記ノ兩國ノウチノ一ケ國ニヨツテ統治サレ又ハ占領サレ或ハ此等兩國ノウチノ一ケ國ニ仕ヘ又ハ仕ヘテ居タ國ト云フヤウニ、ベルシヤ又ハイギリスト密接ナ關係ニアルモノデアツテハナラナイ。

D 若シモ、當事者ノ一方ガ、仲裁裁判ノ要求ノ通告ヲ受取ツテカラ六十日間ニ、ソノ仲裁人ヲ指名シナイカ或ハ反對側ニソノ指名ヲ通告シナイカスル場合ニハ、反對側ハ上記ノ如ク資格ヲ備ヘタ人ノ中カラ、唯一人ノ仲裁人ヲ指名スル事ヲ、常設國際裁判所所長(B項末尾ニ規定サレテ居ル場合ニハ副所長)ニ要求スル權利ヲ持チ、此ノ場合ニハ異論ハ此ノ唯一人ノ仲裁人ニヨツテ解決サレル。

E 仲裁裁判ノ手續ハ、仲裁裁判ガ行ハレルソノ時ニ常設國際裁判所ガ採ツテ居ル手續ニ從フ。仲裁裁判ノ場所及ビ時ハ、場合ニ應ジテ、第三ノ仲裁人又ハ(D)項所定ノ唯一人ノ仲裁人ニヨツテ決定サレル。

F 判決ハ、常設國際裁判所ノ定款第三十八條ニ含マレテ居ル司法則ニ準據スベシ。判決ニ對シテハ控訴權ナシ。

G 仲裁裁判ノ費用ハ、判決ニヨツテ定メラレタ方法ニヨツテ支辨サレル。

第二十三条 過去カラ、本コンセツションノ實施當日迄ニ關係スル政府ノ凡テノ性質ノ凡テノ要求(ベルシヤ税金ニ關スルモノヲ除ク)ヲ捨テテ代償トシテ、會社ハ(A)當日カラ計算シテ三十日間ニ一、〇〇〇、〇〇〇英磅ヲ支拂フ。尙別ニ(B)本協定ノ第十條ニ基キ(舊ダークシー・コンセツションニ基クニ非ズ)一九三一年及ビ一九三二年ノ作業分トシテ政府ニ支拂義務ノアル金額カラ、賦課金ノ前拂トシテ政府ニ一九三二年ニ支拂ハレタ二〇〇、〇〇〇磅及ビ政府ヘ供托サレタ一一三、四〇三磅三志一〇片ヲ控除シタ後決済スル。

同一期間内ニ、一九三〇年三月二十一日乃至一九三二年十二月三十一日ノ期間ニ對スル税金トシ

テノ政府ノ凡テノ要求ヲ捨テル代價トシテ、會社ハ、第十一條第一節(A)項ヲ基礎トシテ計算サレタ(但シ同節(B)項所定ノ保證ハ適用サレズ)金額ヲ支拂フ。

第二十四條 ダーシー・コンセツションノ廢棄ニヨツテ若シモ、會社ト或特定人トノ間ニ、ダーシー・コンセツションニヨツテ許サレタ制限内ニ於テ一九三二年十二月一日前ニベルシヤデ締結サレタ兩者間ノ契約ノ存續ノ問題ニ就イテ訴訟ガ起キタ時ニハ、訴訟ハ左記ニ從ツテ解決サレル。

A 若シモノノ契約ガ、契約自身ノ條項ニヨツテ、ダーシー・コンセツションノ終末ト共ニ終止スル事ニ定マツテ居ル場合ニハ、契約ハダーシー・コンセツションノ廢棄ニ關係ナク一九六一年五月二十八日迄效力ヲ保持スル。

B 若シモ、契約ガダーシー・コンセツションノ期間中有效デアツテ、コンセツションガ更新サレレバ契約モ亦更新サレルト云フ事ヲ規定シテアル場合ニハ、契約ハ、一九九三年十二月三十一日迄ソノ效力ヲ保持スル。

第二十五條 會社ハ、各曆年(キリスト曆)ノ終リニ於テ、書面ニヨル二箇年ノ豫告ヲ以テ政府ニ通告スル事ニヨリ、本コンセツションヲ廢棄スル權利ヲ有ス。

上記ノ期間満了ト共ニ、ベルシヤニ於ケル會社ノ所有物ノ全部(第二十條三ニ於テ定義サレタ)ハ、開發ニ便利ナ状態ニ於テ、無代價無費用デ政府ノ所有物トナリ、會社ハ其後ハ、凡テノ義務カラ免カレル。當事者間ニ於テ、上記期間ノ經過前ニソノ義務ニ關シテ訴訟ガ起ツタ場合ニハ異論ハ第二十二條所定ノ仲裁裁判ニヨツテ解決サレル。

第二十六條 本コンセツションハ效力發生ノ日ニ始マリ、一九九三年十二月三十一日ニ終ル期間ニ對シテ會社ニ與ヘラレル。

一九九三年十二月三十一日以前ニハ、本コンセツションハ、會社ガコンセツションヲ廢棄シタ場合(第二十五條)又ハ本協定ノ履行ニ於ケル會社ノ缺陷ノ故ニ、仲裁裁判所ガコンセツションノ取消ヲ宣言シタ場合ヲ除クノ外ハ、終末スル事ハナイ。

本條ニ所謂缺陷トハ、左記ノ場合ニ限ル。

A 仲裁裁判所ニヨツテベルシヤノモノニサレ又ハベルシヤニ與ヘラレタ金額ガ、判決ノ時カラ一箇月間ニ支拂ハレナカツタ場合。

B 會社ノ自發的又ハ強制的解散ガ決定シタ場合。

當事者ノ一方ガ本協定ニ違反シタ場合ニハ、仲裁裁判所ハ、ソノ責任ヲ決定シ、處置ヲ定メル。

コンセツションノ移轉ハ、政府ノ承認ニ從フ。

第二十七條 本コンセツションハ國會ニヨツテ協贊サレ、勅令ニヨツテ發布サレテカラ效力ヲ發生

スルモノデアル。政府ハ、本コンセツションヲ出來得ル限り速カニ國會ノ協贊ニ附スベシ。

一九三三年四月二十九日

テヘランニ於テ作成

(石油時報昭和八年十月に據る)

アングロ・イラニアン

新舊コンセツション對照圖



- — — 國境
 - — — — — 一九〇一年のダーシー・コンセツションの北部限界
 - 一九三三年四月二十九日の新協定第二條A項所定の新コンセツションの北部限界
 - トランスイラニアン (既設)
 - — — — — トランスイラニアン (豫定)
- 備考 上圖は La Revue Pétrolifère 第五三五號所載 J. Agababoff 作成の原圖を邦譯せるものなり

アミレニアン石油会社の新利権契約條項

第一條 政府ハ現協定ニ定メタル條項ニ依リ會社ニ對シ鑛區地域ニ於テ調査探査試掘鑿井及採油ヲ爲ス獨占的權利及其ノ方法ノ如何ヲ問ハズ、イラン全國ニ於テ石油ヲ商品クヲシムル爲メ移送精製貯藏シ國內ニ於テ販賣シ輸出スルノ非獨占的權利ヲ賦與ス。

第二條 成立ノ日以後最初ノ三年間ハ會社ハ本協定ニ添附セル地圖ニ採色指示セル制限地域内ニ於テ石油發見ノ爲メ調査探査開發及試掘ヲ爲ス非獨占的權利ヲ有ス。

成立ノ日以後遅クモ三年後迄ニ、會社ハ第一項ニ記載セル地圖ニ圖示セル地域ヨリ東部地方ト北東部地方トノ二ヲ選擇スルコトヲ要ス。其ノ境界ハ既ニ前掲地圖ニ指示セリ。會社ハ書面ニテ、テヘランノ大藏大臣ニ通知スルコトヲ要ス。

成立ノ日以後遅クモ十五年後迄ニ、會社ハ前項所載ノ地方ニ於テ適當ナル面積ノ一又ハ二以上ノ地域ヲ選擇スルコトヲ要ス。該地域ノ總面積ハ一〇〇、〇〇〇英平方哩ヲ超ユルコトナク且如何ナル場合ト雖モ會社ニ依リ選バレタル二州域ヲ出ヅルコトヲ得ズ。

第三項所載ノ二州選擇以後且ツ一〇〇、〇〇〇英平方哩選擇以前ニ於ケル鑛區ノ地域ハ二州ノ合計トス。前第三項ニ依ル地域選擇以後ハ上記ニ依リ選擇シ且政府ニ報告シタル地域ヲ以テ鑛區トス。

第三條 協定成立後遅クモ六箇月ニシテ會社ハ第二條第二項所載ノ二地方ヲ選擇シ試掘井ヲ掘鑿スベキ土地ヲ決定スル爲メ地質學的、地理學的、地球物理學的探査ヲ爲スベシ。

之等ノ探査ハ不當ナル障害ナキ場合ハ前掲二地方ノ選擇迄又ハ第二十四條ニ規定セル如キ利権拋棄ヲ爲ス迄繼續スルコトヲ要ス。

第四條 協定成立後滿十八箇月以内ニ會社ハ少クモ一箇ノ掘鑿井ヲ掘ルコトヲ要ス。協定成立後五ヶ年滿了前少クモ三箇ノ油井槽ハ著シキ障害ノ存スル場合ヲ除キ、之等ノ鑿井ガ石油發見ニ至ルベキ相當ノ深度ニ達スル迄作業ヲ繼續スルコトヲ要ス。各試掘井ガ深度一、〇〇〇米以内ニ於テ一會社ノ判斷ニ依リ一採算的數量ノ石油ヲ發見出來ザル場合ハ深度一、〇〇〇米迄掘下ゲルコトヲ要ス。但シ會社ノ地質學者ガ其ノ地區ニハ採算ニ値スル石油量ノ存在セザル事ヲ證明シタル場合ハ此ノ限りニ非ズ。

石油ガ採算的ニ產出スル事ヲ立證シタル時ハ採油井ヲ少クモ六箇迄増加シ作業ハ豊富ナル石油埋藏箇所ニ達スル迄又ハ利権ヲ拋棄スル迄中斷スルコトナク繼續スベシ。

第四項ハ各條項ニ違反セル場合政府ニ六箇月ノ豫告ヲナシタル後利権ヲ取消ス權利ヲ與フルコトヲ規定ス。

第五項ハ政府ニ提出スベキ定時ノ報告ニ關シテ規定ス。

會社ハ採算ニ値スル量ノ石油ヲ發見シタル場合不慮ノ災害ナキ限り油井ガ採算的ニ採掘シ得ル方法ニ依リ勤勉且正實ヲ以ツテ進展セシムベキ義務又出來得ベクンバ少クトモ年産六、〇〇〇、〇〇〇噸ニ達スベク努力スルノ義務ヲ負フ。

第五條 會社ハ送油管線ヲ敷設所有スルノ非獨占的權利ヲ有ス。會社ハ送油管線ノ終點及通路並ニ他ノ設備工場ノ敷地ヲ定ム。但シ一九三三年四月二十九日ノ協定ニ依リアングロ・イラン石油會社ニ許可セシ既存權利ヲ侵スコトヲ得ズ。

第六條 本利権ノ代價トシテ會社ガ政府ニ支拂フベキ金額ヲ左ノ如ク定ム。(他ノ條項ニ依リ支拂ハルベキモノヲ除ク)

一 イラン國內ノ消費ニ供シ又ハ輸出スル石油各一噸ニ付一箇年四シリングノ歩油

二 會社ガイランニ於テ投資セル資本ノ五%ニ相當スル普通株ノ前期ノ配當ヲ超ユル普通株配當ニハ毎年其ノ超過配當額ノ二〇%ニ相當スル支拂。此ノ支拂ハ配當セラレズ又ハ會社ノ積立金トシテ繰入ラルトヲ問ハズ支拂フコトヲ要ス。何レノ場合ニ於テモ普通株資本ノ五%ニ當ル所謂前期ノ配當額ハ英貨三〇〇、〇〇〇磅ヲ超ユルコトヲ得ズ。會社ガイラン國ニ於テ投資シタル前記ノ資本ハ會社ガ同國ニ於テ正規且採算的ノ石油採掘ヲ開始シタル日ノ會社ノ會計簿ニ因リ確定的ニ決定ス。

三 一號及二號ニ因リ毎年(西曆)政府ニ支拂ハルベキ合計金額ハ左記各項ニ定ムル額ヲ下ルコトヲ得ズ。

イ 本契約成立後五年目ノ最後ノ四半年期ニ始マル最初ノ五年間ハ三〇〇、〇〇〇ポンド。

ロ 成立後十年目ノ最後ノ四半年期ヨリ五〇〇、〇〇〇ポンド。

ニ 成立後十四年目ノ最後ノ四半年期ヨリ利権ノ消滅スル迄六〇〇、〇〇〇ポンド。

第二項ハ政府ガ支拂ヲ受クル毎年ノ期日ヲ規定ス。

利権ノ取消又ハ第二十四條ノ規定ニ從ヒ會社側ヨリ利権ノ拋棄ヲ爲セル場合會社ハ左記金額ノ二〇%ニ相當スル額ヲ政府ニ支拂フベシ。

一 利権取消又ハ利権拋棄期日ニ於ケル會社ノ積立金。

二 會社ニ依リ表示サレタル利益。

第四項ハ政府ニ財政上ノ收支ヲ査證スルノ權利ヲ賦與スベキ規定トス。

第五項ハ英國通貨ノ變動ヨリ生ズル損失ニ對シ會社ノ爲スベキ政府ニ對スル保證ニ關スル規定トス。

第六項ハ會社側ノ事故ニ因リ遲滞セル支拂ハ据置カレ年五%ノ利息ヲ附加スルノ規定トス。

第七條 會社ハ優先株及累加配當株ニ各々六%ヲ配當シ、償却事項ノ爲メ特別積立ヲ爲スコトヲ得。

第八條 會社ハイランニ於ケル作業ニ於テ二十五年間ハ現在及將來ニ互リ國家或ハ地方團體ノ凡テ

ノ課税ヲ免ゼラルルモ其ノ代償トシテ左記各號ニ依ル支拂ヲ政府ニ納付スルモノトス。

一 本利權ノ最初ノ二十五年間ハ第六條第一項一號ニ掲ゲタル歩油ヲ支拂フベキ石油ノ最初ノ六、〇〇〇、〇〇〇噸ニ付毎噸當リ九ペンス、上記六、〇〇〇、〇〇〇噸ヲ超ユルモノニ付テハ噸當リ六ペンスヲ前ノ曆年ニ對シテ支拂フコト。

二 會社ハ前項ノ規定ニ從ヒ其ノ支拂フベキ額ガ利權成立後十年目迄ハ英貨五〇、〇〇〇磅、其レ以後ハ英貨七五、〇〇〇磅ヲ下ラザルコトヲ保證スルヲ要ス。第一回ノ支拂ハ第五年目ノ最後ノ四半年期ニ續ク全一年ノ終リニ爲スベキモノトス。

第二項ハ二十五年ノ期間満了前ニ於ケル税免除ニ對スル支拂ノ最終的割合ヲ規定シタルモノトス。

第九條 會社ガイラン國內ニ於ケル事業經營上必要ト判斷シ且政府モ公衆ノ利用ノ必要ヲ認メズトナス凡テノ領土ハ本利權ノ存續期間中ハ無償ニテ會社ニ其ノ使用ヲ許可ス。尙詳細ハ本條ノ終リニ規定サルルモノトス。

第十條 本條ハ鐵道港灣ノ建設及通信機關等ニ關シ會社ノ事業經營ヲ制限スルモノトス。又政府ガ國防ノ爲會社ノ運輸通信機關ヲ必要トスル場合ハ會社ノ事業ガ蒙ル損害ヲ最小限ニ止メ其ノ受ケタル損害ニ對シテハ賠償スルモノトス。

第十一條 本條ハ會社ガ從業員ノ爲必要トスル物品ヲ輸入シ得ルノ特殊便宜ヲ有シ、第三項ニ於テハ會社ハイランニ於テ使用スル會社專用品ヲ無税且特別許可ナクシテ輸入スルノ權利ヲ有ストノ規定トス。

第四項ハ石油輸出ハイラン國政府ニ依リ無税ヲ許サルトノ規定トス。

第十二條 會社及ビ從業員ハ政府ノ法律的保護ヲ享受ス。政府ハ法律ノ許ス範圍内ニ於テイラン國ニ於ケル會社ノ事業ヲ援助ス。

第十三條 會社ハイランヨリノ輸出販賣ニ依リ得タル資金ヲイラン通貨ニ換フルノ義務ヲ負ハズ。會社ノ外人從業員ハ俸給トシテ得タル如何ナル外貨ヲモイラン國外ニ送金スルコトヲ得。

第十四條 會社ハ其ノ企業ヲ經濟的ニ經營シ石油鑛床ノ保存及最新式方法ヲ以テ鑛區ヲ經營スルノ義務ヲ負フ。

第二項ハ會社ノ石油採掘ヲ制限スルノ規定トス。

政府ハ重要物資ノ發見又ハ掘鑿孔ヨリ產出セル鑛水ニ付通知ヲ受ケルコトヲ要シ且之ヲ所有セントスル時ハ速カニ會社ニ通知スベシ。斯カル場合政府ハ會社ノ企業ヲ能ク限リ妨害セザルモノトス。

第十五條 ハイランニ於ケル會社ノ事業ヨリ生ズル凡テノ科學的技術的事業ヲ含ム資料及報告ヲ大藏省ニ送付スルコトヲ要スル旨ヲ規定ス。

第十六條 ハ政府ハ検査及ビ技術的報告ヲ求ムルノ權利ヲ有スルコトノ規定トス。

第十七條 採算ニ値スル數量ノ石油輸出開始ノ時ヨリ政府ハ左ノ權限ヲ有スル代表者ヲ任命シ得ル權利ヲ有ス。

一 株主ガ通知セラルルノ權利ヲ有スル各種ノ通知ヲ受ケルノ權利。

二 政府ト會社トノ間ニ生ジタル問題ヲ検討スル凡テノ會合ニ出席スルノ權利。

三 米國ノイラン人學生ノ専門教育ニ關係スル會合ニ於テ職權上決定權ヲ有スル議長タルノ權利。

四 政府ニ依リ附託セラレタル提議ヲ評議スル行政會議ノ特別會ヲ要求スルノ權利。

會社ハ各代表者ノ經費トシテ政府ニ毎年二、〇〇〇ポンドヲ支拂フベシ。

第十八條 政府及會社ハイラン國ニ於ケル會社ノ事業經營ニ當リテ最モ能率的且經濟的タルベキ事ノ必要ヲ本協定遂行上ノ必須要件トシテ之ヲ承認シ又受理スルモノトス。

會社ハ資格經驗ヲ條件トシテイラン人志願者ヨリ技師技手及事務員ヲ採用スルコトヲ期ス。不熟練職工ニハイラン人ヲ採用スルコトヲ期ス。

當事者ハ外人從業員ヲ年々減員シイラン人ヲ以テ之ニ代フベキ計畫ヲ作成スルコトヲ要ス。

採算ニ値スル量ノ石油輸出開始ノ日ヨリ會社ハイラン人ノ技術教育費トシテ年一〇、〇〇〇ポンドノ手當ヲ支給スベシ。

第十九條 會社ハ其ノ從業員ノ爲公共衛生施設ヲ維持スルコトヲ要ス。

第二十條 會社ハ株式發行ノ場合テヘランニ於テモ公募スルコトヲ要ス。

第二十一條 會社ハイラン國內ノ消費及政府ノ使用ニ供セラルルイラン石油ヨリ製造シタル自動車用揮發油燈油及燃料油ヲ生産ヲ開始シタル時ヨリ左記ニ從ヒ賣却スベシ。

一 毎年六月一日ニ會社ハ四月三十日ヲ以テ終ル。前ノ十二箇月間ニ於ケルマニア及メキシコ灣岸地方ノ生産者ニ依ツテ定メラレタル平均價格ヲ採リテ前記各製品ノ f.o.b. 値段ヲ定ムベシ。此ノ最低値段ヲ選ビテ之ヲ六月一日ニ始マル一箇年間ノ「最低價格」トシ、「最低價格」ヲ製油所渡シ値段トシテ採用ス。

二 會社ハ左ノ價格ヲ以テ賣却スルコトヲ要ス。

イ 政府ノ爲ニハ政府自體ノ使用及轉賣ニ非ザルモノニ對シ自動車用揮發油燈油燃料油ヲ最低價格ノ二五%引ノ値段ヲ以テ。

ロ 他ノ消費者ノ爲ニハ最低價格ノ一〇%引ノ値段ヲ以テ。

三 會社ハ最低價格ニ凡ユル配給經費ヲ附加スルノ權利ヲ有ス。

四 ハ政府ニ石油輸出禁止ノ權限ヲ與フルノ規定トス。

第二十二條 會社ハ本利權ノ最後ノ十年間又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル利權拋棄前二年間ハイラン

ニ於ケル其ノ所有財産ヲ其ノ子會社ヲ除キ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ズ。

通常ノ期間滿了又ハ他ノ方法ニ於ケル場合トフ間ハズ本利權終了ノ際ハイラン國ニ於ケル會社ノ全財産ハ無償ニテ政府ノ所有ニ歸ス。

第三項ハ所謂全財産ヲ限定スルノ規定トス。

第二十三條 契約當事者ハ相互ニ善意ノ主義ヲ以テ本協定ヲ實行スベキコトニ同意ス。會社ハ政府ノ法律ニ從フコトニ付最善ノ努力ヲ爲ス。

第四條第四項ノ場合ヲ除キ本利權ハ政府ニ依リ取消サレズ又契約條項ハ如何ナル特別法ヲ以テスルモ變更サレルコトナシ。

第二十四條 第一項ハ會社ニ六箇月又ハ二十四箇月ノ注意後前記通知ノ方法ニ依ツテ毎曆年末ニ利權ヲ拋棄スルノ權利ヲ與フルノ規定トス。

會社ガ本利權成立後最初ノ十七年間ニ利權ヲ拋棄セル場合ハ會社ハイラン國ニ於ケル全財産ヲ無税ニテ輸出シ又ハ賣却スルコトヲ得。

會社ガ最初ノ十七箇年後ニ利權ヲ拋棄セル場合ハ二箇年間ノ豫告ヲ與ヘイラン國ニ於ケル全財産ハ無償ニテ政府ノ所有ニ歸シ會社ハ將來ニ對スル凡テノ義務ヲ免ルルモノトス。

第二十五條 本利權ハ其ノ成立ノ日ヨリ六十箇年トス。

本條ハ亦違反トナル場合ヲ規定スルモ斯カル場合ハ仲裁裁判所ニ依リ審理サルモノトス。

第二十六條 會社側ノ本協定ノ一部ニ對スル實行違反ハ政府ニ對シ會社ニ對スル處分權ヲ與フルモノニ非ズ但シ重要ナル行爲ノ場合ハ此ノ限りニ非ズ。

第二十七條 仲裁裁判所ハ本協定ノ解釋ヨリ生ジタル凡テノ紛議ヲ解決スベキモノトス。

第二項ヨリ第七項迄ハ當事者ニ依ツテ仲裁裁判ガ要求セラレタル場合及仲裁裁判ノ場合ニ於テ適用スベキ訴訟手續ノ梗概ヲ示シタルモノトス。

第二十八條 ハ會社ハテヘランニ於テ事務所及ビ代表者置クベシトノ規定トス。

第二十九條 本協定ハイラン議會ニ於テ協議ヲ經更ニ皇帝ノ裁可ヲ得テ公布シタル後效力ヲ生ズ。

政府ハ速カニ本協定ヲ議會ニ提出スベキモノトス。

一九三七年一月三日 テヘラン(Teheran)ニ於テ署名ス。

會社代表 チヤールス・カルマー・ホート(Charles Calmer Hort)

フレデリック・ガーデナー・クラップ(Frederick Gardner Clapp)

政府代表 内閣總理大臣 ダジアム(Djam)

大藏大臣 ダバー(Davar)

議定書ハ協定ノ第二條第一項ニ記載セラレタル地域ノ限界ハ一九三七年一月三日ニ署名サレ現協定ニ添附セル地圖ニ左記所在地ヲ表示スル旨ヲ記セリ — バンダール・カー(Bandare Chah)クール

ド・マハーラー(Kurd Mahallah)、ダムガン(Damghan)、リイスマ(Rishm)、チアダンツク(Djandak) オウルディツブ(Ourdib)、ウゼ・ミアンタツク(Houje Miantak)、ベハバツブ(Behabab)、カシート(Kashit)、ファールジ(Fahruj)、イラフサン(Irafshan)及國境地方ヲ可及的遠ク迄表示スルコト。

(註) 1. 「子會社」トハアミレニアン石油會社ガ直接、間接ニ取締役ノ半數以上ヲ任命シ得ル權利ヲ有スル會社及間接或ハ直接ニ議決權ノ五〇%以上ヲ保證スルニ足ル株式ヲ所有スル會社ヲ云フ。

2. 「石油」トハ原油天然瓦斯及ビオゾケライト竝ニ分離シ又ハ混合シ得ラレル凡テノ產出物ヲ含ムモノトス。

3. 「鑛區ノ地域」トハ第二條第四項ニ規定セル地域ヲ云フ。

(Petroleum Times Feb. 13. 及 20, 1937. ニ據ル)

英領印度

英領印度特に Burma 地方に石油を産する事は古くより知られ、確實な記録に依れば其の採油は 13 世紀に始まつたと云ふ。尤も最近の發達は比較的新しく 1886 年 Upper Burma 併合直後の事である。斯の如く印度は石油に對して古い歴史は有して居るが其の産油量は最近に於て年 130—140 萬噸程度で廣大な面積を占むる領内の需要の漸く 7 割餘を充す程度に過ぎないのみならず將來の發展も亦考へられない。

産油地

印度に於ける産油地は Burma, Assam 及 Punjab-Baluchistan の三地方に存在し其の地質は第三紀の生成に係つて居る。

1 Burma 地方の油田

之は Irrawaddy 河の下流及其の支流 Chindwin 河の流域である Bengal 灣岸地帯にある。含油層は第三紀の生成に係るが之等三紀層は Arakan 沿岸及 Shan 高原と Arakan Yoma の中間平原地域である Chindwin-Irrawaddy 地帯では露出して居る。此の内 Arakan 地方は産油量も極めて少いが Chindwin-Irrawaddy 地域は多量の産油があり Burma 油田の主力を形成して居る。即ち Pegu Yoma 及 Arakan Yoma の中間地域は Irrawaddy Series として知られた第三紀時代の淡水地層であつて廣い淺い向斜層をなして居る。此の Irrawaddy 砂岩の向斜層が Yenangyaung, Sinbu 等の大油田を包蔵する Pegu Series の背斜層中に含有せられ Burma 油田を形成するのである。換言すれば Burma 油田は Burma の中心を形成する向斜層凹地の中心に近い南北に亘る長帯にあつて凹所の中心附近及向斜凹地の軟傾斜層が産油して居る。

此の Burma 油田は一、二の産出僅少な地域を除いて經濟的に採算し得る油田地は凡て背斜構造を有して居る。而も若干の第三紀始新世に屬する地層からの出油を除き大半は Burma で Peguan 層と稱せられ他國の第三紀漸新世及中新世の地層に相當する層から産油するのを特徴とする。主たる産油地は Indaw, Yenangyet, Sinbu, Yenangyaung, Minbu, (Yethaya), Tagaing, Padankpin, Ngah-laingdwin, Yenamma 等であるが、北緯 24 度の Indaw が最北端に位し北緯 19 度 15 分の Thayetmyo 地域が最南を占むる。主力を爲すのは中央部に位する Yenangyaung 及 Singu 油田地帯で、最近最南地域での試掘が盛であるが未だ好結果を見るに至らない。

(1) Indaw 油田

Burma 中央地方の最北に位する油田で Chindwin 河上流の Pantha の東南約 22 哩、Yenangyat 油田の北方 175 哩の地點にある。出油地域は約 $\frac{1}{4}$ 平方哩 (160 エーカー) で 1917 年 Indo-Burma Petro.

Co. の地質技師の發見に係り 1918 年以來同社に依り採油が行はれて居る。採油開始以來 1931 年末迄に掘鑿された油井数は 41 で其の産油量は約 646,600 バレルであつたと云はれるが累年の産油量を示せば次の如くである。

年次	産油量	年次	産油量
1918	473,800	1927	1,825,000
19	1,085,030	28	—
20	1,022,766	29	2,796,000
21	1,182,782	30	2,858,000
22	1,210,914	31	2,777,000
23	1,311,664	32	4,041,000
24	1,474,898	33	3,052,778
25	1,385,977	34	3,095,245
26	1,256,000		

(海外經濟事情第 52 號(昭和 4 年)、昭和 9 年 14 號及 Petroleum Times Feb. 8, 1936. に據る)

含油砂岩層は地下 800—1,200 呎の間に及んで居るが、1,200 呎以下の深層からも出油するかどうかは未だ明にされて居ない。尤も 3,000 呎以上に及ぶ深層の試掘も行はれた事があるが何分本地域が北部 Burma の降雨地域にあつて暑氣甚しく鑿井作業其のものが困難なと極めて壓力の大きいガスの噴出(註)があつて掘鑿作業の妨害を爲すので其の出油の有無を確め難いのである。此のガスは日産 1,200 萬立方呎と推定される産出があるが何分油田が遠隔の地にあるので此の利用が不可能である。尤も印度油田の大半がさうである如くガスの壓力を保存する事は極めて重要な事で本油田の第 1 號井が 10 數年に亙つて確實な産油を持続して居る事も結局之に原因しようと云はれる。然し乍ら結局本油田の將來性は一に上記の深部にある新砂岩層より産油を得るや否やに依つて決定されようと云ふ。

(註) 斯の如くガスの噴出が多いので最近自動ガスリフト採油法が用ひられ効果を擧げて居ると云ふ。

現在の産出油はパイプラインに依り 22 哩を離れた Pantha に送つて精製し、更に Chindwin 河を下つて Upper Burma の地方市場へ主として燈油として供給して居る。

(2) Yenangyat 油田

Pakokku 市の西南 Irrawaddy 河の右岸に位し Pakokku 地方の南端に近い。之は後述の Lanywa 及 Singu の兩油田と共に同一背斜層にあるもので 1887 年の昔から土民の設けた油井より採油が行はれて居る。近代的な鑿井が爲されたのは 1893 年で、爾來 1931 年末迄に約 6,213,100 バレルの産出を擧げて居る、然し乍ら 1903 年の産油量 646,600 バレルを最高として漸次油田枯渴の徴があつて 1932 年の産油量は僅か 42,200 バレルに過ぎなかつたが最近に至り稍、復活の徴を示して居る。今 Lanywa 油田の産油量を合した累年の産油量を示せば次の如くである。

(単位 ガロン)

年次	産油量	年次	産油量	年次	産油量
1910	4,942,308	1919	4,123,387	1928	不詳
11	4,476,074	20	3,176,231	29	17,607,000
12	4,880,422	21	2,510,533	30	19,877,000
13	5,499,191	22	2,413,416	31	19,809,000
14	4,516,685	23	1,790,035	32	23,023,000 (内手掘り井の 産出約41,000)
15	4,099,345	24	1,594,517	33	23,481,981 (同上 約6,000)
16	5,310,740	25	1,562,444	34	27,717,552 (同上)
17	6,620,908	26	1,778,041	35	30,414,739 (同上)
18	4,739,587	27	1,844,946		

(海外経済事情及 Petroleum Times : Feb. 8, 1936. Feb. 27, 1937. April 13, 20, 1929. に據る)

(註) 1907 年以後 Sabi 地帯の 1921 年以後 Lanywa の産油量を含む。

主要産油地帯は背斜層の隆起部に當る Yenangyat 及 Seikkwa 兩村落附近であるが 1907 年から一時北部の Sabi 一帯が掘鑿せられた。然し之は間もなく油田枯涸を見たので 1921 年から南方の Lanywa 地帯の開発が行はれるに至り現在では此の地帯が産油中心地をなして居る。然し Yenangyat-Seikkwa 地帯でも未だ掘鑿は行はれて居て 1930 年に 12 井、又 1931. 32 の兩年に於ても若干井が設けられたが其の衰退の徴は著しく 1 井當りの最初の日産量は 15 バレルにも達しない程であつた。

尙 Yenangyat 地帯の採油に従事して居るのは Burma Oil Co., Rangoon Oil Co., Inbo-Burma Petroleum Co. 等であるが、Burma 會社は其の産油を 4 吋パイプで Singu 油田へ送つて居る。

(3) Lanywa 油田

之は地質構造上 Yenangyat 油田の南方部分又は Irrawaddy 河の對岸に存する Singu 油田の北方部分とも看做す事が出来る。即ち Singu 油田の北端は北東より南西に貫流する Irrawaddy 河に依つて遮断されるが其の對岸にあるのが Lanywa の村落である。此の Lanywa の南方には近年旱魃季節に沙洲が生じるので Indo-Burma Petro. Co. は其の沙洲の河の北岸と接近した地帯で 3. 4 の試掘井を設けて見た。處が其れが好結果を得たので更に同地帯で周到な地質調査を行ひ、其の開発を行ふ事になつた。斯くして沙洲に石塔を廻らす計畫が樹てられ 1925—26, 1926—27, 及 1927—28 年の 3 回の旱魃季節に工事が遂行され 1929 年遂に其の完成を見た。爾來産出量は急増し、1928 年には僅か數百バレルの産油量に過ぎなかつたものが 1929 年には一躍 449,800 バレルとなつた。更に 1930 年には 499,297 バレル、1932 年には 702,850 バレルと増加して居り、1924 年採油開始以來 1931 年迄の産油量は 1,265,100 バレルである。産油井は 1930 年に於て 17 井、當時掘鑿中のもの 6 井があつたが、1932 年推定産油井數は 30 と云はれる。尙之等は何れも深度 1,700 呎の一層から出油するものであると云ふ。

又近年 Singu 油田の主要部分が Irrawaddy 河の河底に延び約 400 エーカーの面積に亙つて居る事が明にされて居るので同河底に隧道を設け其の中に橋を建てる計畫も樹てられて居ると云はれる。

(4) Singu (Chauk) 油田

之は Myingyan 地方にあつて Irrawaddy 河に臨む Singu 市の南方約 2 哩半に位する。上述の如く Yenangyat 油田と同一背斜層上にあるもので、同背斜層は Irrawaddy 河を挟み南北約 38 哩餘の長いものである。即ち其の内 7 哩が Irrawaddy 河の東北部にあつて Singu 油田を形成し約 1 哩半は Irrawaddy 河の水底となり、更に延びて約 30 哩が Yenangyat 油田地帯を爲して居る譯である。此の背斜層は Pegu Series に屬する不均齊なもので隆起部の東部は險阻であるが西部は軟傾斜をなして居る。又同背斜層の頂は Singu の南西部 2 哩半にある Moksoma Kon 丘附近であり Singu 油田中屈指の産油地を爲して居る。

此の地方に出油の可能性のある事は遠く 1855 年に Thomas Oldham 博士に依つて認められたが實際に出油が確認されたのは 1897 年の G. E. Grimes の調査に基くのである。採油が開始せられたのは 1902 年で主として Burma Oil Co. の手に依つて行はれた。同社は現在も其の所有地帯に於て盛に採油を行つて居るが同社所有の Yenangyaung 鑛區掘鑿が盛でない。之は同社が本油地帯を寧ろ將來に備へて現在主として老油田 Yenangyaung の産出不足額を補ふ程度に掘鑿を止めて居る爲である。即ち現在は本地帯の採油量は Syriam 及 Rangoon の兩製油所の所要量に應じて調節されて居る。産出油の輸送はパイプラインに依つて居るが Yenangyat との間は 4 吋管、Yenangyaung との間は 8 吋管に依つて連絡して居り何れも Yenangyaung を經て Syriam の製油所に送られる。

又 Singu 油田の南部地帯は當初 Burma Oil Co. が輕視して居たが、後 Rangoon Oil Co. が之を引継ぎ 3,000—4,000 呎の深層の掘鑿を行ひ遂に好油層に逢着した。現在此の地帯の産油は同社の親會社である British Burmah Petroleum Co. の手に依り行はれて居る。

當油田採油開始以來 1931 年末迄の産油量は 56,705,100 バレルと云はれるが、今累年の産油量を示せば次の如くである。

(単位 ガロン)

年次	産油量	年次	産油量	年次	産油量
1902	245,390	1914	73,409,518	1925	95,262,519
03	5,617,371	15	77,055,880	26	95,746,000
04	23,549,759	16	44,105,013	27	98,691,000
05	37,452,055	17	85,639,166	28	—
06	34,843,621	18	61,035,982	29	91,481,000
07	43,543,566	19	93,626,506	30	95,368,000
08	43,048,948	20	95,256,753	31	85,478,000
09	37,169,061	21	104,167,749	32	88,942,000
10	31,524,175	22	92,107,998	33	82,613,112
11	50,564,765	23	87,476,474	34	81,927,114
12	56,645,200	24	79,938,430	35	83,590,590
13	63,538,710				

(海外経済事情及 Petroleum Times : Feb. 27, 1937. Feb. 8, 1936. April 13, 20, 1929. に據る)

斯の如く當油田は印度に於て Yenangyaung 油田に次ぐ産油量を擧げて居るが現在未だ多分に餘裕を有し残存量も豊富なので將來印度最大の油田となる事は遠い事ではあるまいと云はれて居る。

油田地の面積は約 2,500 エーカーで、此の中に 1935 年末現在に於て 465 の油井が掘鑿されて居る。其の深度は従前は 1,000—2,000 呎位であつたが最近は更に深層の掘鑿が行はれ、西部地域で行つた試掘井の如きは 6,000 呎の深度に達する。油田地の作業は殆ど電化され此の爲 Burma Oil Co. は發電所を設置し全油田に電力を供給して居る。又過剰ガスの貯蔵の爲地下貯蔵所の設け等もあり、更に近年ポンプ採油法の外ガスリフト採油法を採用して極めて好成績を擧げて居る。

(5) Yenangyaung 油田

Irrawaddy 河口より約 300 哩(其の左岸)、Magwe 地方 Yenangyaung 市の東方約 2 哩に位し Burma の第三紀層の凹地の中心より稍右に在る。此の地域は長さ 6 哩、幅 1 哩の露出層中に長く延びた楕圓形のドーム構造が存在し貯油には頗る好適な地層を爲し貯溜槽も廣大である。従つて僅か 800 エーカー(約 1.25 平方哩)の小地域にも拘らず 1900 年以來 30 億ガロンを超える大産油をなして居る事は世界油田中稀に見る現象で現在も尙 Burma は素より印度最大の油田として産油が続いて居る。此の地域に石油を産する事は古くより著名な石油に關する傳説がある事に依つても窺はれ、採油も 13 世紀當時から行はれて居た。従つて 18 世紀當時には土人に依つて無数の手掘井が設けられて居て盛に採油されて居り、此の地域が産油地である事は當時(1,800 年)の旅行者に依つて語り傳へられた。そこで英領印度政府も早くから此の地域に關心を持つて居て 1886 年 Upper Burma の併合を行ふや直ちに當地域を一平方哩に區劃して民間に貸與せんとした。處が結局政府は Bemè 及 Twingón 保留地と稱する二地域を傳説に基く世襲的權利として Burma 人 Twinzayos 家の所有に屬せしむる事を認めたので他の Khodaung と稱する地域のみの採掘權が Burma Oil Co. に與へられ、保留地域と Khodaung 地域との間に境界線が設けられた。

之等三地域の内最も早く機械掘採油の行はれたのは Khodaung 地域で、1886 年に設立された Burma Oil Co. が 1887 年最初の油井を掘鑿し翌年より産油を開始した(註 當初は Burma Oil Co. の代理店である Messrs. Finlay, Fleming & Co. が實際の經營を行つて居た)。爾來 1906 年迄は Yenangyaung 油田の産油量中極く僅少の土人採油量を除けば凡て同社の産出に係つたのである。處が 1906 年以來續々と競争者が現れ Bemè 及 Twingón の兩保留地域に掘鑿を開始するに至つた。先づ第一は Rangoon Oil Co. であつて 1906 年に Twinzayos 家から油井地を賃借して掘鑿を開始し翌 1907 年より産油するに至つた。

元來 Bemè 及 Twingón の兩保留地域は面積各 $1/3$ 及 $1/2$ 平方哩に過ぎない小地域であるが背斜層の隆起部に當るので石油も豊富に貯積され古來手掘採油が行はれて居たのである。従つて印度政府も

此の地域を重視して Upper Burma 併合直後、此の地域に於ける油井間の最短間隔を 60 呎とすべき事を命じて其の濫掘を防いだ。處が上記の如く Rangoon Oil Co. が 1906 年に保留地域で掘鑿を開始するや、多數の新企業者が現れて争ふて保留地域の油井地を Twinzayos 家から購入するに至つた(註 1)。此の争奪は猛烈を極めたもので其の油井地の價格の如きも 1895 年に一區劃 20—100 Rs であつたものが 1907 年の 1 月には 5,000 Rs となり、更に 1910 年には約 50,000 Rs といふ高價となつた。今此の油井地争奪に乗出した大小の企業者を示せば Rangoon Oil Co. Messrs. James Brothers and Co. (註 2)、Nathsingh Oil Co., British Burmah Petro. Co., Ltd., Twinya Oil Co., United Twingo, Aungban Oil Co., Anglo-Burmah Oil Co., Yomak Oil Co., Indo-Burma Oilfields Ltd. の如く多數に上るが、此の内の多數は現在残つて居ない。

(註 1) 此の Twinzayos 家は保留地域油井地の自由處分權を政府より許可されて居たのである。

(註 2) 之は後 Messrs. Steel Brothers & Co. と共に Indo-Burma Petro. Co., Ltd. 及 Attock Oil Co., Ltd. を設立したが Messrs. Steel Bros & Co. の方は現在も尙設立會社の代理店となつて居る。

斯の如く激しい油井地の争奪が之等保留地域に行はれたが、而も之は更に惹いて猛烈な競争掘鑿を誘致するに至り産油量は一時的に増加したが其の結果産出期間を短縮し現在では保留地域には有望な油井地がないと云はれるに至つて居る。

之に反して Khodaung 地域は Burma Oil Co. 一社の手にあつたので産油量の調節も圖られた爲現在尙多量の石油が残存し世界有数の好油田を爲して居る。尤も此の地域に於ても衰退の徴は見られ最近では地下 950 呎から日産 15,000 バレルを産出した同社の 163 號井の如き巨井の出現無く 3,000 呎の深度より日産 100 バレル程度の産油を見るに過ぎないと云ふ。兎に角 Yenangyaung 油田では 1888 年以來 1931 年迄に 95,585,900 バレルの産出を見、更に其れ以後も毎年多量の産油があるが、1916 年の 240,194,063 ガロンを最高として爾後漸減の傾向にある事は次表に依つて窺はれる。

年次	産出量 ガロン	年次	産出量 ガロン
1910	174,967,298	1923	175,158,721
11	166,494,319	24	181,636,739
12	179,802,842	25	160,027,885 (内 2,434 千ガロンは手掘井の産出)
13	200,555,668	26	145,731,612 (内 2,381 千ガロン上)
14	174,981,799	27	173,322,012 (内 2,103 千ガロン上)
15	198,809,315	28	不詳
16	240,194,063	29	134,936,000 (内 1,713 千ガロン上)
17	176,979,020	30	132,893,000 (内 1,587 千ガロン上)
18	203,638,043	31	131,265,000 (内 1,427 千ガロン上)
19	190,322,077	32	127,192,000 (内 1,214 千ガロン上)
20	176,285,048	33	135,685,855 (内 1,992 千ガロン上)
21	184,420,141	34	137,447,963 (不明)
22	179,741,493	35	129,810,946 (不明)

(海外經濟事情及 Petroleum Times : Feb. 27, 1937, Feb 8, 1936, April 13, 20, 1929. に據る)

尤も最近は科學的の開発が行はれ油田内の作業も殆ど電化されて居て1933年以來產油量も稍、復活を見せて居る。產油井数は1935年末に於て3,030と發表されて居るが、之等から產出する量の約80%はBurma Oil Co.の生産に係ると云はれる。従つて残りの20%が主としてBemè及Twingón保留地域に油井地を有するBritish Burmah Petroleum Co., Rangoon Oil Co.及Indo-Burma Petroleum Co.の三社に依り產出される譯で、此の外若干の手掘井(1935年末に於て其の數183と云はれる。)に依る產出のある事は上表に依つても明である。尙Burma Oil Co.では當油田の產油量及Singu並Yenangyatの產油量を集めて延長275哩の12吋管でSyriamの製油所(註)迄パイプ輸送し之を精製原料に供して居る。之に對しIndo-Burma Petroleum Co.は其の產油を舩又は平底船で輸送して同社のSeikgyi製油所で精製して居る。

(註) Rangoon河の下流にあつてRangoonに近接する。

又最近特記すべき事は衰退の微著しいBemè保留地域の南東部地方で深い砂岩層中に大量の石油が存する事が知られた。然し未だ研究不十分で成功を見る迄に至つて居ないが其の推移は極めて興味を以て見られて居る。

此の外東部の保留地域外及當油田地の南方1哩の地點でも掘鑿が行はれて居り既に東部地域は石油の存する事が明となり、又南部地域は殊に其の將來を期待されて居る。

(6) Minbu 油田

本油田はYenangyat-Singu同様Peguan Rockの延長でありMinbu地方からPakokku地方に及ぶ背斜層がある。然し砂地で貯油に不適當な個所が多い爲產油量が少い。即ち1910年採油開始以來1931年末迄の產油量は僅か2,277,200バレルで1936年末現在の產油井数は378と云はれて居る。

本地域の主要產出地はMinbu市附近並Minbu市の北部にあるPalanyon及Yethayaで何れも上記の背斜層上にある。又Minbu地方南部Tagaing Minhla (Thayetmyo地方)地域からも產油があるが時々數バレル程度の極めて少量の產出があるに過ぎない。尙Minbu地域の累年の原油產出高は下表の如くである。

(單位 ガロン)			
年 次	產 油 高	年 次	產 油 高
1921	3,706,831	1929	5,815,000
22	3,940,416	30	5,038,000
23	3,915,140	31	3,994,000
24	3,829,044	32	3,851,000
25	3,248,566	33	3,718,250
26	4,533,000	34	3,873,128
27	5,200,000	35	3,803,949
28			

(海外經濟事情及 Petroleum Times; Feb. 27, 1937. Feb. 8, 1936. April 13, 20, 1929. に據る)

(7) Ngahlaingwin 油田

Pakokku地方にあつてYenangyat油田の西北に位する。之はPeguan Rocksの狭長層南端に當りBritish Burma Petro. Co.及Indo-Burma Petro. Co.の兩社に依つて試掘が行はれて居るが未だ成功を見るに至らない。

(8) Thayetmyo 地域

Thayetmyo地方にもPodaukbin及Yenanmaの兩油田がある。之等は何れも1922年から採油開始を見た小油田で1931年末迄に合計323,300バレルの產油をなしたに過ぎない。尙之等兩地域から產出した累年の原油生産量を示せば次の如くである。

年 次	生 産 量 ガロン	年 次	生 産 量 ガロン
1922	2,319,835	1929	746,000
23	1,818,584	30	504,000
24	1,717,653	31	578,000
25	1,320,009	32	464,000
26	974,620	33	434,572
27	999,500	34	685,489
28		35	916,702

(海外經濟事情及 Petroleum Times; Feb. 27, 1937. Feb. 8, 1936. April 13, 20, 1929. に據る)

イ Padaukbin 油田

Thayetmyo地方のPadaukbinの西北部に位する。Pegu床の背斜層が存し東北は險阻であるが一般に不均齊の弓状をなし寧ろ平坦である。久しく此の地で手工採掘が行はれて居たが、機械掘は1905-8年に互つてBurma Oil Co.が試掘井8坑を掘鑿したのを始とする。此の試掘は結果好しからず同社は遂に此の地域を抛棄するに至つたので其の後は再び80-150呎の手掘井から若干の產油があるに過ぎなかつた。處が1920年に至つてIndo-Burma Oilfieldが此の地域を手に入れて1922年3月からポンプ採油に依つて採油を開始した。爾來少量乍ら累年產油があるが、何分現在の產油地域は僅か20エーカー位に過ぎないし其の地質構造も餘り良好でないので何等特記すべき開發も行はれて居ない。

ロ Yenanma 油田

Thayetmyo地方のMinhla地域にあつて1903,4年頃Burma Oil Co.がThayetmyo地方最初の鑿井地として選んだ地域である。之はYenanma村落附近に深度約850呎の井を掘鑿したのであるが好結果が齎されなかつた。其の後Indo-Burma Oilfieldsの手に移り、同社は1922年1月以來ポンプ採油法に依つて採油して來たが、油井の平均深度は600-800呎であると云ふ。

此の地域は他のBurma諸油田と異り其の地層は背斜層をなさず東北に緩慢な傾斜を見せて居るが其の地質構造は石油の集積に餘り適當でない。現在の產油地域は僅か20エーカー位で浅い箇所

から少量の産油があるに止まつて居る。

(9) Arakan 地方

Arakan 沿岸及其の沖合に散在する諸島嶼にも背斜層が存在するので屢々試掘が試みられたが未だ成功したものがない。現在一部地域で土人が手工に依り採油して居るが、此の地方は石油の集積に適當地質構造を有しないので其の産油量は極めて僅少である。

イ Akyab 地域

Akyab 附近の Baranga 島其他から下掲の如き産油があつたが近年は全く涸渇するに至つた。

年	ガロン	年	千ガロン
1921年	7,780	1925年	7
1922	8,886	1926	6
1923	8,628	1927	6

(海外経済事情及 Petroleum Times Feb. 8, 1936. に據る)

ロ Kyaukpyu 地域

Ramri 島の Kyaukpyu 附近から産油するが其の量は下掲の如く僅少である。

年	ガロン	年	千ガロン
1921年	27,869	1929年	15
1922	16,211	1930	15
1923	16,721	1931	13
1924	—	1932	13
1925	千ガロン 14	1933	14,350
1926	15	1934	13,579
1927	15	1935	13,549
1928	—		

(資料出所同前)

(10) その他

此の外 Irrawaddy 河沿岸の Shwebo, Prome, Henzada 等の諸地方にも石油徴候があると云ふ。

以上に依つて Burma 油田の概貌を示したが、要するに現在 Yenangyaung, Singu 及 Singu-Langwa の3油田が其の主力を爲して居る。而も之等は尙相當の壽命を有して居て將來も其の主力をなす事は疑を容れない。然し既に周到な地質調査や試掘も行はれて居るので Burma に新しい大油田地が発見せられる事は極めて望み薄とせられて居る。従つて残存量の保持が重要視せられて居る事は政府の油田取締規定に於ても將又生産會社の作業状態に於ても窺はれる。

又 Burma 油田に於ける近年の傾向としては作業上に電力使用が増加した事で Yenangyaung 及 Singu の兩油田の如きは殆ど電化されたと云つてもよい。之と共にガスに対する関心が深くなつた事も其の一で、ガスより石油を回収する事を注視すると共に原油産出量に影響すべきガスの壓力に対する研究が慎重に加へられつゝある。

尙 Burma 地方に於ては上記の如き産油地があると共に含油頁岩の埋藏地がある。之は Siam 國境

に近い Amberst 地方の Kawkareik 町附近と更に南部の Mergui 地方 Theinkun 附近に在り前者は特に最近注目せられて居るが其の將來の豫測等は全く未知數である。此の Amberst 地方の含油頁岩層は同地方の東部から北部に亘る Dawna 山脈の東部にあつて上部は第三紀層で更に古い盤層(即ち Dawna Gneiss Red Sandstone 及 Kamawkala 石灰岩の兩岩層)上に在る。此の盤層は Siam に2箇所、Burma に1箇所存在し、特に Burma に存するものは最も豊かな含油頁岩層で Htichara 村が其の中心をなして居るので Htichara 層と稱せられて居る。其の長さは約14哩、幅は9哩で第三紀層岩の底床をなす淡水砂石の上部に頁岩が存するのである。頁岩層の厚さは約6呎で其の含油量は最も豊富なもので15—20%と云はれる。

又頁岩層は Myawaddy(Siam 國境地方)の北部國境を流下する Thaungyin 河岸數箇所に厚度4呎以上の露層となつて存するが大部分 Siam に屬するものである。

此の種頁岩層は Myawaddy の西北部4哩、緯度16度56分の地點で露層を発見したのが初めてであるが、Htichara 地層から産する頁岩油の品質は次の如きものである。

水	攝氏 50度—170度	42%
油		5
油	170度—230度	0.17
油	230度—270度	1.50
油	270度以上	41.00
	約400度にて無揮發性の殘物	10.33

(Calcutta 地質研究所分析(海外経済事情第52號昭和4年3月25日)所載)

2 印度地方の油田

印度地方に於ては Assam, Attock 及 Baluchistan の三地方に石油の産出が見られる。

(1) Assam 地方

此の地方も舊港灣地域で其の地質構造は Burma 油田地と酷似して居るが、唯岩石の褶曲の度が Burma 油田地よりも大きい。油田地は Upper Assam の Digboi と Shillong 高原の南方にある Surma Valley 地方にあるが Digboi 地方が主要なるものである。尙此の地方の油田開發は Burma Oil Co. の子會社 Assam Oil Co. の手に依つて行はれて居る。

イ Digboi 油田

Tibet との國境に近い Lakhimpur 地方にあつて Makun 炭田地方に存する。産油地域は Tinsukia 附近200エーカーの地で、産油はパイプラインに依つて精油所の所在地 Digboi に送つて居る。採油の開始せられたのは1888年で1931年末迄に11,245,400バレルの産油があつた。1922年頃迄は其の産出量は年約500萬ガロン位に過ぎなかつたが漸次増加し特に1930年に至つて其の東部地域に好油井を得た結果産出量は激増して Yenangyaung, Sinbu に次ぐ良油田となつた。即ち最近の産出量を示せば次の如くであつて1934年は特に増産著しい。

1933年	52,716,120 ガロン	1935年	67,886,586 ガロン
1934年	63,754,262		

(Petroleum Times: Feb. 27, 1937. 及 Feb. 8, 1936. に據る)

■ Surma Valley 地域

Assam 南東部の Sylhet 地方にある Surma 河流域地方である。

(イ) Badarpur 油田——之は 1920 年既に 224,900 バレルの生産があつて Digboi 油田を凌ぐ盛況にあつたが爾來減産相次ぎ僅かに 1930—31 年に油井の修理が行はれたので一時的増産があつたに過ぎない。1932 年現在の産油井は 60 と推定せられ 1931 年迄に 1,405,700 バレルの産油量を擧げて居る。今最近の原油産出高を示せば下の如くである。

1932年	84,050 バレル
1933	55,867 ガロン(1,330 バレル)
1934	—

(ロ) Masimpur 地方——1927 年より採油が開始せられ同年 700 バレルの産出があつたが其の後 1931 年末迄に累計 1,400 バレルの産出があつたに過ぎない。爾來出油無く 1932 年中に既存油井を更に深く掘下げたが何等の効果もなかつた。然し 1934 年に新井が掘鑿せられて以來其の將來に希望を持たれて居る。

(ハ) Patharia 地方——1930 年始めて第一井が掘鑿せられ之は 1932 年迄極めて少量乍ら出油があつた。其の後更に第二號井が掘鑿せられたが不成功に終つて居る。

(2) Punjab-Baluchistan 地方

此の地方で現在産油して居るのは Punjab 地方丈である。

イ Punjab 地方

此の地方の西北部に在る Rawalpindi 地域及其の東南地帯から石油を産する事は古くから知られて居たが其の産額に見るべきものがなかつた。處が 1915 年に至つて西北隅にある Attock 地方の Khaul 油田が開發せられ今日迄産油を續けて居る。現在産油地は Rawalpindi 及 Shahpur 間特に Attock 及 Mianwali 地方にあるが、Khaul の外に産油地と見られるものに Khaire Murat, Dhulian, Kharpa 等の地域がある。又數年前 Jhatla の近くで Whitehall Petroleum Corporation, Ltd. (註) に依つて地質學的に極めて興味ある試掘が行はれた。現在此の地方で掘鑿作業に従事して居るものは Attock Oil Co. Ltd., 及 Burma Oil Co. の兩社である。特に前者は Khaure 油田を經營すると共に小規模乍ら Khaire Murat で試掘を行ひ更に最近再び Dhulian 地域の掘鑿を復活するに至つた。

(註) London に本社を有する資本金 3,000,000 磅の會社である。

(イ) Khaul 油田——之は Attock Oil Co. の所有に屬するもので 1915 年始めて採油が開始せられ、爾後油井掘鑿の度に産出が増加する勢にあつたが 1925 年頃から急激に産出減退するに至つた。處

が 1928 年に深度 3,800 呎で新産油砂岩層の發見があつた結果産出方は再び増加し 1929 年には 534,150 バレルの最高生産量を示した。斯くして此の新産油層の出現は今後の増産を期待せしめたが之は豫期に反して一時的の出油に止まり翌年より再び減産し 1934 年の如きは特にそれが著しかつた。そこで Attock Oil Co. は更に新産油層發見の爲深層試掘を行つて居るが高壓ガスの爲作業は著しく困難を感じると云ふ。而も此の深層試掘は極く最近では 5,055 — 5,500 呎の深度に及んで居ると傳へられる。

産出油は Khaul 油田より延長 42 哩のパイプラインに依つて Rawalpindi 精油所に輸送して居る。同所は 1922 年に設立されたもので其の原油處理能力は一日 65,000 ガロンであると云ふ。尙此の油田地から 1915—1931 年末迄に 2,808,500 バレルの産出があり最近の生産量は下表の如くである。

1932年	196,750 バレル	1933年	101,375 バレル
1933	4,236,136 ガロン	1934	85,133
1934	3,510,948	1935	90,414
		1936	110,026

(Petroleum Development & Technology 及 Petroleum Times Feb. 8, 1936. に據る)

(ロ) Dhulian 油田——此の地方での試掘は可成り古くから行はれて居るが未だ成功を見るに至らない。然し極く最近の試掘井は 6,000 呎の深度に達したと云はれる。尙此の地方の石灰岩層は Khaul 地方よりも地下深く位置して居ると考へられて居り、従つて 7,000 — 7,500 呎迄の掘鑿が必要であると云はれ既に 7,653 呎迄掘鑿されて居る。

■ Baluchistan 地方

此の地方の數箇所に石油の埋藏がある事は可成り古くから知られて居り多少の試掘も行はれたが未だ成功を見ない。唯曾つて 1884—1891 年間に掘鑿した Khatan の一試掘井から少量の産油があつたに止まる。

探掘及輸送方法

1 探掘方法

印度に於ては所謂機械掘の外未だ少數乍ら手掘探掘も行はれて居る。即ち次の如き諸方法が用ひられて居る。

(1) 手工探掘法

之は古來より行はれて居る人工に依るものであるが 200—300 呎以上の掘鑿は困難であると云ふ。

(2) 衝撃法

即ち米國式の綱掘探掘法である。

(3) 削磨法

云ふ迄も無くロータリー法で前者よりも深く掘鑿し得るので近年用ひられる事多く高圧ガスの防止設備等も施されて居る。

2 輸送方法

採油地より産出油を製油所へ輸送するにはパイプライン及船舶が用ひられて居る。パイプラインの主要なるものは次の如くであり最大生産者である Burma Oil Co. の所有するパイプラインの總延長は 300 哩に達する。

- (1) Indaw 油田より Pantha 製油所に至る延長 27 哩のもの……Indo-Burma Ptero. Co., Ltd. 所有
- (2) Yenangyat, Singu 兩油田間を連絡する 4 吋管……Burma Oil Co. 所有
- (3) Singu, Yenangyaung 兩油田を結ぶ 8 吋管……同上
- (4) Yenangyaung 油田より Syriam 製油所に至る延長 275 哩の 10 吋管……同上
- (5) Assam 地方 Tinsukia より Digboi 製油所に至るもの……Assam Oil Co. 所有
- (6) Attock 地方 Kaur 油田より Rawalpindi 製油所に延長 42 哩のもの……Attock Oil Co. 所有

又海上輸送には主として端舟が用ひられて居る。即ち Burma に於ては主なる会社が Rangoon 附近に製油所を有して居るので端舟 2 隻が蒸汽船に牽引せられて Irrawaddy 河を下り各自社の精油所へ原油を輸送するのである。

品質

産出する原油の品質は産地に依つて相當の相違があるが、多くは比較的輕質油である。Burma 原油は主としてパラフィン基油に屬し米國 Texas 州の Panhandle 原油と酷似して居る。嚴密に言へば其の主成分に相違があるが一般に固形パラフィンの含有量が高い。此の Burma 原油は Yenangyat 油田の Sabe 地域から産出する少量の原油を除けば何れも脱水の必要がなく硫黄含有量が極めて低い。尤も Burma 油の内にも種々の種類があるが其の主要産地である Yenangyaung 及 Singu より産出する原油の平均比重は A. P. I. 36.4 度であると云ふ。尙此の Yenangyaung 及 Singu 原油は非常に類似して居るが其の主なる相違は後者即ち Singu-Yenangyat 油の方が前者よりも輕油分を多く含むと云はれる。尤も此の點に關しては次に掲ぐる石油便覽所載の分析表に依れば全く之と反對の事が示されて居る。

種別	A. P. I. 度	比重	揮發油 %	燈油 %	潤滑油 %	燃料油 %	パラフィン %
Yenangyaung油	43.8	0.81	9.0	63.0	26.0	%	%
Yenangyat-Singu油	30.	0.875	4.0	34.0	50.0	5.0	6.0

更に二、三 Burma 原油の分析表を掲ぐれば次の如くである。

(1) Andrew Campbell 氏に依る Burma 原油の平均分析表

ナフサ油	15 %	燈油	55—60 %	固形パラフィン	12—14 %
潤滑油	8—12 %	ロス及コークス	5 %		

(2) Redwood 氏に依る Burma 原油分析表

	比重	揮發油 %	燈油 %	固形炭化水素を伴ふ中油及潤滑油 %	コークス %
Loewr Burma	{ 0.834 0.825	9.0 9.25	57.5 69.28	32.0 21.25	0.2 0.10
Yenangyaung	0.869	1.35	25.78	67.98	—

(3) バスコ博士に依る Yenangyaung 油の分析表

成分	比重	揮發油 %	燈油 %	固形地蠟 %	機械油 %	其他及コークス %
C _n H _n 飽和炭化水素で芳香性油は少い	0.805-0.902	15	55—60	12—14	8—12	5

又 Assam 地方の原油中 Digboi 地方産出のものは Burma 原油に類似して居るが Burma 原油より固形パラフィン及アスファルトの含有量が多いと云はれる。之に對し Badarpur 原油は珍しい天然の燃料油で揮發油や固形パラフィンの含有がない。又アスファルト分の含有も少く其の固形殘滓は松脂に似て居ると云はれる。然し乍ら品質は比較的不良で水分の含有もあり更に其の蒸溜油は極めて潤滑分に乏しいと云ふ。今 Assam 地方から産出する原油に付二、三の分析表を掲ぐれば次の如くである。

(1) Redwood 氏に依る Digboi 原油の分析表

比重	揮發油 %	燈油 %	固形炭化水素を伴ふ中油及潤滑油 %	コークス %
0.858	8.8	37.8	49.4	3.8

(2) 石油便覽所載 Assam 原油分析表

ボーマ度	比重	揮發油 %	燈油 %	潤滑油 %	燃料油 %	パラフィン %
36.6	0.84	9.0	38.0	49.0	3.0	

原油生産と精油

1 原油生産

1909 年以降最近に至る印度の原油生産高は次の如くである。

年次	地方別	Burma	Assam	Punjab	計	
					数量	價額
1909		230,396,617			233,678,087	
10		211,507,903			214,829,647	
11		222,225,531			225,792,094	

年次	地方別	Burma	Assam	Punjab	計	
					数量	価額
1912		245,335,209			249,083,518	
13		272,865,397			277,555,225	
14		254,652,963			259,342,710	
15		282,291,932			287,093,576	
16		291,769,083	5,236,890	183,814	297,189,787	
17		272,795,191	9,344,815	619,517	282,759,523	
18		274,834,556	10,999,648	750,807	286,585,011	
19		293,748,807	11,788,679	114,330	305,651,816	
20		279,707,170	13,358,172	51,492	293,116,834	
21		296,092,057	9,530,934	60,236	305,683,227	
22		281,759,169	9,382,641	7,362,315	298,504,125	
23		271,405,947	11,004,096	11,805,010	294,215,053	
24		270,213,003	12,975,249	11,383,440	294,571,692	
25		262,828,930	18,730,412	8,047,200	289,606,542	
26		250,040,471	24,098,535	6,230,320	280,369,326	
27		245,904,044	約 24,500,000	約	281,113,909	4,421,468
28		262,187,263			305,943,711	4,314,207
29		253,400,524			306,148,093	4,800,448
30		256,553,000	46,810,567		311,030,108 (1,200,888噸)	3,888,727
31		243,914,568			305,018,751 (1,177,679噸)	4,380,389
32		247,570,295			308,606,031 (1,191,529噸)	3,818,875
33		249,000,899	52,771,987	4,236,136	306,009,022 (1,181,502噸)	4,707,959
34		254,760,070	63,754,262	3,510,948	322,025,280 (1,243,341噸)	4,514,389
35		(1,026,337噸)	(227,088噸)	(14,760噸)	(1,318,185噸)	
36		(1,080,502噸)	(275,693噸)	(17,963噸)	(1,374,158噸)	
37		(1,109,364噸)	(264,235噸)	(38,577噸)	(1,412,176噸)	

(註) 括弧内の数字は35ガロン=1バレル 1噸=7.4バレルとして算出したものである。

海外経済事情 4年第52号、昭9年第14号、石油時報 昭13.12及 Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries に據る。

即ち1917年以降漸減の傾向にあつたが1928年より漸次復活し1937年には遂に最高生産高たる141萬噸餘に達して居る。

1933—35の3箇年間に於ける産出量を地域別に見れば次の如くであつて、生産額の過半は Burma 地方から産出せられて居る許りでなく Yenangyaung 油田のみで生産高の約40%程度を占めて居る。

地域別	数量 (ガロン)			價額 (磅)			
	1933年	1934年	1935年	1933年	1934年	1935年	
Assam	Digboi	52,716,120	63,754,262	67,886,586	676,823	818,542	871,597
	Badarpur	55,867	—	—	314	—	—
	計	52,771,987	63,754,262	67,886,586	677,137	818,542	—
Burma	Yenangyaung ...	135,685,855	137,447,963	129,810,946	2,169,216	—	—
	Singu	82,613,112	81,927,114	83,590,590	1,319,946	—	—
	Yenangyat (含 Lanywa)	23,481,982	27,717,552	30,414,737	377,512	—	—
	Minbu	3,718,250	3,873,128	3,803,949	59,415	—	—
	Upper Chindwin	3,052,778	3,095,245	2,788,501	17,215	—	—
Punjab	Thayetmizo ...	434,572	685,489	916,702	6,943	—	—
	Kyaukpyu	14,350	13,579	13,549	948	—	—
	計	249,000,899	254,760,070	251,338,974	3,951,195	3,629,852(推定)	3,749,135(推定)
Attock	4,236,136	3,510,948	3,436,776	79,627	65,995	64,601	
合計	306,009,022	322,025,280	322,662,336	4,707,959	4,514,389	4,685,333	

(Petroleum Times : Feb. 8, 1936, 及 Feb. 27, 1937. に據る)

更に油田別の状況に付ては多少数字が古いが印度油田地の概況を示す爲次表を掲げて置く。

油田別	産油地域面積 (エーカー)	採油開始	U. S. バ ー レ ル			1932年に於ける産油井推定数	
			最高産出年	1931年末に於ける累計	1921—30年平均		1932年推定産油量
Burma							
Indaw	160	1918	1932	646,600	53,400	84,050	45
Yenangyat	△	1893	646,600(1903)	6,213,100	56,200	42,200	—
Lanywa	400	1924	1932	1,265,100	—	702,850	30
Singu	2,500	1902	3,204,950(1928)	56,705,109	2,670,800	2,808,500	500
Yenangyaung ...	800	△ 1888	6,747,250(1916)	95,585,900	4,357,600	3,789,500	3,000
Minbu		1910	168,650(1928)	2,277,200	140,550	140,550	350
Padaukbin	20	1922	64,650(1922)	323,300	—	11,250	—
Yenanma	20	1922					
Akyab 及 Kyaukpyu				28,100	550	ナシ	—
Assam							
Digboi	200	1888	1932	11,245,400	534,150	1,405,650	—
Badarpur				224,300(1920)	1,405,700	84,050	60
Masinpur		1927		700(1927)	1,400	ナシ	—
Patharia		1930		—	275	—	1
Punjab							
Khaur		1915	534,150(1929)	2,808,500	253,000	196,750	—
合計			8,743,323(1930)	178,521,200	8,349,750	8,434,050	—

△ 油井掘鑿。

(Petroleum Development & Technology 1933. に據る)

2 精 油

産出原油は凡て国内で消費せられるが、最近の印度に於ける製油所数は7、其の原油処理能力は

一日 34,500 バレル(1 噸 = 7.4 バレルとすれば年大約 170 萬噸)であり、此の内クラッキング設備を有するものは 3 で其の處理能力は一日 6,600 バレル(年大約 32 萬噸)と稱せられて居る。即ち之を各製油所別に示せば下表の如くである。

會社名	所在地	一日原油處理能力(バレル)	工場種類	クラッキング能力(バレル)	クラッキング型式
Assam Oil Co., Ltd.	Digboi	6,000	完全	1,600	ダブズ式
Attock Oil Co., Ltd.	Rawalpindi	1,500	スキミング及潤滑油	—	—
British Burmah Petroleum Co., Ltd.	Langoon (註1)	2,500	スキミング及クラッキング	2,000	クロウズ式
Burma Oil Co., Ltd.	Langoon (註2)	20,000	完全	3,000	ダブズ式
Indo-Burma Petroleum Co., Ltd.	Seikgyi (註3)	3,000	スキミング及潤滑油	—	—
	Kindant (註4)	1,000	スキミング	—	—
United Refineries Co., Ltd. (註5)	Thilwa (註6)	500	スキミング	—	—
合計		34,500		6,600	

(Oil & Gas Journal Dec. 26. 1935. 所載)

(註1) Langoon に極く近い所に存在する。

(註2) Langoon 河の下流 Rangoon に近接する Syriam 及 Langoon に工場は所在する。

(註3) Langoon 河の下流 Rangoon 附近にある。

(註4) Rangoon 附近に所在して居る。

(註5) Yomah Oil Co. と Indo-Burma Oilfields, Ltd. とが出資したものである。

(註6) Rangoon 河の下流で Rangoon の南に當る。

而して之等の製油所より製出せられる精油高は最近次の如くであつて先づ 90 萬噸見當と見られる。

製品別\年次別	1934年	1935年	1936年
航空機用揮發油	7,104	9,607	8,766
モーター揮發油	252,727	284,974	297,234
燈油 其の他	610,016	592,192	623,550
計	869,847	886,773	929,550

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries 1934—36. 年に據る)

尙産出原油の内 Burma 産のものは Burma Oil Co. の Syriam 及 Rangoon 製油所、British Burmah Petroleum Co., Ltd. の製油所並に Indo-Burma Petroleum Co., Ltd. 所有の 2 製油所(Seikgyi 及 Upper Chindwin の Pantha に在る)で精製せられるが、Indaw 油田の産油を處理する Pentha 製油所を除いては何れも Rangoon 及其の近傍に存在する。Burma 原油は品質良好で大部分は燈火用として用ひられ燃料に供せられるものは極めて少いと云ふ。今大體の精製過程を示せば次の如くである。

即ち先づ原油を蒸溜した結果第一に得られるのはベトロールと燈油であるが、後者は更に脱色すれば白色燈油となる。次に残りの濃厚部分を壓搾して冷却すると鱗狀蠟と青色油が得られる。更に残

つた滓物はタール及コークスであつて之は燃料に使用せられる。又鱗狀蠟は蒸溜脱色すると大部分は蠟燭製造用に供する純白色の蠟となり、青色油を更に精製すれば劣等の燈油、ディーゼル油、スピンドル油、機械用油が得られるのである。

之等製品の内パラフィンワックスは主要製品の一であるが、精製後更にボーキサイト處理を行つて居る。又 Burma Oil Co. から生産する二等級のガソリンの中にもボーキサイト處理を行つて居るものがあり、潤滑油は又硫酸で處理せられて居る。

尙 Burma に於ては斯の如き原油を精製して得る製品の外に油田地から産する温性ガスから天然揮發油の採取も行つて居る。即ち此の爲 Burma Oil Co. は壓搾法に依る設備を、又 Indo-Burma Petroleum Co. は吸収法に依る揮發油回収装置を Yenangyaung 油田内に設備して居る。此の天然揮發油の生産高は最近次の如くであるが大部分が Burma 油田より一部が Paunjab 油田より産出されて居る。

1933年	30,787	1935年	29,764
1934年	31,859		

次に印度地方即ち Assam 及 Punjab 地方から産出する原油は夫々 Digboi 及 Rawalpindi 製油所で精製せられて居るが前者は最近設備を増大して原油處理能力一日 6,000 バレル、クラッキング能力一日 1,600 バレルと云はれるが、後者は原油處理能力一日 65,000 ガロン(註)に過ぎない。

(註) Oil & Gas Journal 所載の數字は更に小さく一日 1,500 バレルに過ぎない。

輸出入と消費

1 輸 入

國內需要を充すに足る丈の原油産出がないので毎年下掲の如き製品の輸入が行はれて居る。

製品別\年次別	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年
揮發油	44,419	22,596	7,802	4,378	5,415	6,424
テレビン油代用品	—	—	—	142	174	154
燈油	265,444	283,969	210,103	234,891	249,634	215,357
燃料油	434,640	438,553	445,433	444,048	547,891	570,227
白色油	3,423	4,080	1,726	669	2,619	5,936
潤滑油	77,009	57,357	79,334	74,961	76,910	77,653
其の他	2,615	2,163	6,642	10,697	6,349	1,359
グリース	—	1,360	1,971	2,330	2,290	2,187
パラフィン・ワックス	847	187	187	419	645	656
アスファルト	29,208	29,237	37,995	35,214	40,185	40,410
合計	857,605	839,502	791,193	807,749	932,112	920,363

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries に據る)

上記に見られる如く輸入量の多いのは燃料油と燈油とである。燈油は印度石油市場で最も重要な商品で需要も頗る多く国内生産量では不足の爲多量の輸入が行はれるのである。燃料油は近年著しく輸入量が増大して居るもので最近では輸入製品中首位を占むるに至つて居る。今之等主要輸入品を仕出地別に見れば次の如くである。

燈油 國別輸入表

國 別	數 量			價 額		
	1933年 ガロン	1934年 ガロン	1935年 ガロン	1933年 磅	1934年 磅	1935年 磅
ソ 聯 邦	41,946,734	43,121,885	43,466,478	1,209,457	1,157,346	1,038,895
ルーマニア	6,216,529	8,796,256	1,013,409	116,938	189,286	21,939
スマトラ	246,326	6,772,813	4,689,877	98,859	238,048	152,863
米 國	1,164,856	2,118,839	330,992	56,228	96,149	22,183
イ ラ ン	302,708	1,971,850	12,507,372	15,053	79,629	487,338
ボルネオ	—	—	5,890,997	—	—	154,948
ジャバ	4,216,883	1,422,981	2	138,714	22,159	—
其 の 他	3,684,327	390,431	750,164	27,590	18,771	36,279
計	57,778,363	64,595,055	68,649,291	1,662,839	1,801,388	1,914,445

燃料油 國別輸入表

國 別	數 量 (ガロン)			價 額 (磅)		
	1933年	1934年	1935年	1933年	1934年	1935年
イ ラ ン	64,584,911	77,150,970	98,264,798	926,646	1,026,331	1,227,851
ソヴェート聯邦	—	—	966,060	—	—	10,848
ボルネオ	27,613,731	25,466,739	31,828,024	380,039	327,113	387,623
ルーマニア	10,702,471	2,165,569	20	151,487	28,114	—
マレー植民地	150,389	189,555	—	3,136	4,087	—
其 の 他	3,852,481	1,598,604	434,945	59,718	25,264	7,585
計	106,909,983	106,571,437	131,493,847	1,521,026	1,410,909	1,633,907

(Petroleum Times : Feb. 8, 1936. 及 Feb. 27, 1937. 所載)

即ち燈油はソ聯邦、イラン、蘭印等から輸入せられるが、ソ聯からの輸入量は總額の約63%を占めて居る。燃料油はイランから輸入最も多く輸入總額の約75%に當り残りは蘭印、ソ聯邦等から仕向けられるのである。

尙揮發油の需要も逐年増大し徐々に印度市場に於て重要性を加へつゝあるが未だ燈油とは比較にならない程度である。

2 輸 出

相當量の輸入をしては居るが次表の如く少量の特殊品の輸出もある。

製品別/年次別	(單位 噸)		
	1934年	1935年	1936年
原 油	14,496	12,893	13,341

製品別/年次別	(單位 噸)		
	1934年	1935年	1936年
航空機用揮發油(バンカー)	291	415	461
モーター揮發油	1,889	2,092	2,327
燈 油	2,477	2,397	2,519
燃料油(國産バンカー)	—	176	1,353
燃料油(外國産バンカー)	59,814	57,106	65,052
パラフィン	47,116	53,202	43,725
合 計	126,083	128,281	128,778

(Mineral Industry of the British Empire & Foreign Countries 1934—36. に據る)

上表に見られる如く純然たる輸出品はパラフィンワックス丈であると云つても良く之は次の如く英國其他へ輸出せられて居る。

パラフィンワックス 國別輸出表

國 別	數 量 (噸)			價 額 (磅)		
	1933年	1934年	1935年	1933年	1934年	1935年
英 國	11,707	11,419	15,366	379,453	372,688	490,704
和 蘭	6,731	4,778	5,103	213,206	150,905	164,288
伊 太 利	4,525	4,326	3,411	141,686	117,818	101,818
メキシコ	—	4,300	4,250	—	135,790	134,211
葡領東部アフリカ	4,681	4,271	4,867	160,554	122,933	153,039
ベルギー	4,347	3,628	3,002	139,677	115,233	95,240
米 國	5,074	2,751	2,322	160,070	86,520	73,453
支 那	1,490	2,530	2,300	57,790	76,737	72,632
カナダ	1,950	2,142	1,539	61,564	67,641	48,600
南アフリカ	2,812	1,958	2,607	92,935	58,664	81,167
獨 逸	3,983	1,855	205	125,867	58,828	6,579
アルゼンチン	735	436	131	23,210	13,776	4,145
オーストリア	348	412	431	11,142	13,063	13,694
チリ	531	350	4,527	16,784	11,053	141,115
ニュージーランド	45	102	—	1,421	3,221	—
マレー聯邦	82	76	—	2,520	2,487	—
マレー植民地	119	53	—	3,774	1,650	—
日 本	210	10	—	8,842	263	—
南アフリカ	—	—	—	—	—	—
カナダ	—	—	—	—	—	—
其 の 他	2,393	1,719	3,144	75,700	54,127	98,017
合 計	51,763	47,116	53,202	1,676,195	1,463,397	1,678,792

(Petroleum Times : Feb. 8, 1936. 及 Feb. 27, 1937. に據る)

3 消 費

最近3箇年間に於ける印度の國內消費量は次の如くであると云ふ。

揮 發 油	(單位 噸)		
	1935年	1936年	1937年
	282,556	312,524	355,193

	1935年	1936年	(単位 噸) 1937年
燈油	870,774	883,757	907,368
燃料油	520,922	548,118	603,485
計	1,674,252	1,744,399	1,866,046

(石油時報昭13.11.に據る)

即ち1937年の消費量は190萬噸に近い事が知られるが之に對する同年の國內産油量は140萬噸に過ぎないので、需要の約25%は之を國外よりの供給に俟たねばならぬのである。

鑛業權

英領印度で鑛業權を得んとするには英領印度採鑛及借鑛地免許規則の規定に據らなければならぬ。即ち採鑛、借鑛地は英國籍を有する個人及法人にのみ與へられるのである。先づ採掘免許を受けるには次の如く三段の手續を要する。

1 證明書の下附

先づ地方官廳に50 Rsの手數料を納付して英國籍を有するものなる旨の證明書を受取る事を要する。

2 試掘權の許可

上記證明書を得たものは借鑛地並事業の性質を詳細に記載した願書を地方廳に提出し其の許可を受けた時は一平方哩(其以下に於ても同様)に對し100 Rsの保證金を納付するのである。石油採掘の場合の許可期限は2箇年以内で、更に更新する際は最初の許可を受けた時から5箇年間は1年毎に更新する事を要する。

3 採掘權の許可

試掘權を有するものが愈々事業確實と見た上は採掘權の許可を受けるのであるが借鑛地期限は別になく出願者の自由である。

企業者の概況

印度の石油企業に従事して居る會社は下掲の如く多數存する。

The Burma Oil Co., Ltd.

The Assam Oil Co., Ltd.

The British Burmah Petroleum Co., Ltd.

The Rangoon Oil Co., Ltd.

The Salay Oil Lands, Ltd.

The Indo-Burma Petroleum Co., Ltd.

The Hessford Development Syndicate, Ltd.

The Attock Oil Company.

The Irrawaddy Petroleum Syndicate.

The Moola Oil Company.

The Indo-Burma Oilfields, Ltd.

The Thilawa Refineries.

之等の内後の4社の如きは極めて小規模のものに過ぎず而も The Thilawa Refineries の如きは原油供給量不定の爲其の精製を中止して居り、The Indo-Burma Oilfields, Ltd. は1926年に破産管財人の任命を見るに至つた。

又上記の諸會社中には資本系統を同一にして居るものは尠くないので之を大別すると大體次の三資本系統となる。

1 Burma Oil Co. 系統

此の資本團は印度石油業界で最も重要なものであるのみならず世界有数の資本團を形成して居る。其の主體を爲すものは Burma Oil Co. で其の子會社として Assam Oil Co. がある。

(1) Burma Oil Co., Ltd.

本社は英國政府と特殊の關係を有し印度油田の大半を其の掌中に收めて居る。元來此の會社は年産110萬噸内外を産出するに過ぎないので産油會社としては決して大きいものではないが其の資本を他の大石油會社の株式に投下して之等に自己の勢力を扶植して居る點に於て大會社たるの實を有するのである。即ち一般に本社が多額の資本を投下して密接な關係にある Anglo-Iranian Oil Co., Ltd. と一團として考へられ、Royal Dutch Group に次ぐ英系資本團として、又世界有数の大資本團として世界石油市場に活躍して居る。

會社が創立されたのは1886年で1902年5月に Edinburgbn で改組が行はれて今日に至つて居るが現在本社は Glasgow にあり London 及 Rangoon には事務所が置かれて居る。今其の資産の主なるものを示せば次の如くである。

即ち Yenangyaung, Yenangyat 及 Singu 油田地に有する多數鑛區 Syriam 及 Rangoon の兩精油所、油槽船4隻、Burma 及印度に所在する石油關係諸工場、延長300哩のパイプライン等が主要資産であるが上記石油鑛區中55平方哩の地域は35箇年間の採掘權(但し之は期間を更新し得るものである)を、150平方哩の地域は試掘權を政府から許可せられて居る。

更に本社は印度の錫箔製造業にも亦關係して居て Bombay の錫箔會社 Messrs. Tata, Ltd. と共に錫箔の製造を行つて居る。工場は Calcutta から150哩を隔てた Jamshedpur に在つて Messrs. Tata, Ltd. の工場の近くにあると云ふ。

次に他の會社に對する資本投下の主なるものを掲ぐれば次の如くである。第一は Anglo-Iranian

Oil Co., Ltd. に対する大投資で同社の一磅普通株 2,861,990 を有すると共に Anglo-Iranian Oil Co. 株の持株会社として B. O. C. Anglo-Iranian Share Trust, Ltd. を作り同社の全株式 700,000 株(額面一磅全額拂込済)を所有して居る。次は Shell Transport & Trading Co., Ltd. に対する投資で同社の一磅普通株(拂込済) 1,000,000 株を所持して居る。更に Shell 系の Asiatic Petroleum Co. (India) と等額出資(註)の下に Burmah-Shell Oil Storage & Distributing Co. of India, Ltd. を印度に設けて同市場内の販賣を一手に委任して居る。又印度の産油会社たる Assam Oil Co., Ltd. にも亦投資して居て其の資本の 98% を占め實際上の經營を行つて居る。(註) 各、500,000 磅の出資である。

資本金は 13,500,000 磅で其の内 13,157,675 磅が拂込済である。即ち 250,000 磅の 6 分第一累加配當優先株 750,000 磅の 6 分第二累加配當優先株及 3,000,000 磅の 8 分累加配當優先株並普通株 9,500,000 磅中、9,157,675 磅が發行済である。

其の營業状態は頗る良好で最近に於ても、下掲の如き高配當を續けて居る許りでなく多額の積立金を所有して居る。

年次	普通株	普通株特別配當	第一配當優先株	第二配當優先株	第三配當優先株 (%)
1926	30		6	6	8
27	20		6	6	8
28	20		6	6	8
29	30		6	6	8
30	22 1/2		6	6	8
31	17 1/2		6	6	8
32	20		6	6	8
33	20	※ 2 1/2	6	6	8
34	15		6	6	8
35	20		6	6	8
36	22 1/2	5	6	6	8
37	22 1/2	7 1/2	6	6	8

※印 全額拂込済の普通株に対しては 33 1/3% の特別配當があつた。
(Oil & Petroleum Year Book 等に據る)

特に 1937 年の如きは營業成績極めて良好で、其の純益金は 4,162,285 磅に達し實に 30% の配當をなして居る。

従つて其の株價の如きも至つて高額であるが 1936 年に於ける相場は次の如くである。

種類	最高	最低
6 分第一累加配當優先株	32	29
6 分第二累加配當優先株	31	29
8 分第三累加配當優先株	40	37
普通株	108	81

(2) Assam Oil Co., Ltd.

1899 年 4 月に設立されたもので Digboi 及北東 Assam 地方に鑛區を有する。Digboi に製油所を

有すると共に Tinsukia, Digboi 間にパイプラインを敷設して居る。

資本金は 450,000 磅で拂込資本は 310,000 磅である。即ち額面一磅の普通株全部(310,000 株)と額面一磅の 7 分累加配當優先株 140,000 株中 90,000 株が全額拂込済なのである。本社は 1921 年 1 月以來 Burma Oil Co. の支配下にあるが Burma Oil Co. は本社の優先及普通株に對し各 2 磅を支拂ふか或は本社の優先及普通株 4 1/2 宛に Burma Oil Co. の一磅普通株を提供する事に依つて本社株式の大部分を得たのである。

2 British Burmah Petroleum Co. 系統

此の系統は Burma Oil Co. と販賣協定を結んで印度及 Burma 市場で活動して居る。

(1) British Burmah Petroleum Co., Ltd. (本社 London)

之は 1910 年 8 月に Rangoon Oil Co. の資本支配權(資本金の約 90%)と 1910 年 3 月末以來の Rangoon Refining Co., Ltd. 及 Anngban Oil Co. の全資産及企業を獲得する爲に設立されたものである。現在会社は Rangoon Oil Co. の株式の 92 1/2% 以上を有して同社を支配して居るが、本社及同社から産油せられる量は次の如くである。

年次	産油量 (バーレル)
1928-29 年	472,845
1929-30 年	451,904
1930-31 年	379,381
1931-32 年	346,619
1932-33 年	359,580
1933-34 年	330,528
1934-35 年	328,700
1935-36 年	449,245

(Oil & Petroleum Year Book 所載)

本社資産の主なるものは Yenangyaung 油田に於ける 165 井の地域と Singu, Minbu 及 Nguhlain-dwin の各油田地域に於ける 延長 12 哩餘に亙る鑛業權であつて Rangoon の近くには 125 エーカー餘の面積を占むる完備した製油所もある。又子会社である Rangoon Oil Co. も亦 Yenangyaung 油田地(250 井の地域)其の他に鑛業權を有して居る。

現在本社は Burma Oil Co. と販賣協定を結んで印度及 Burma 市場で活動して居るが Yenangyaung 油田内の作業に付ても Burma Oil Co. から電力の供給を受けて作業の便を得て居る。尙会社は近年油價或は油税の關係で新規の開發作業は休止すると共に掘鑿作業も制限して居るのである。處が 1929 年の終りに会社は The Yenangyaung Oilfield Southern Extension と協定して Calcutta に The British Burmah Deep Drilling Co., Ltd. を設け此の新設会社に依りて本社並 Southern Extension Co. の鑛區内(何れも Yenangyaung 南部地域をなす)で従前 Yenangyaung 油田で掘鑿されたことのない深さ即ち約 5,500 呎の深度迄ボーリングする事になつた。其の結果掘鑿が開始せられ其の一井は深度 4,100 呎より出油し之等地域の深層に石油の包藏せられる事が明になつたのであるが 1936 年の 1 月に至つて会社は上記 The Yenangyaung Oilfield 會社 350,000 磅を支拂ふことに依つて此の Yenangyaung 南部地域を凡て其の手に收め現在著々と試掘を續けて居る。現在も出油を續けて居り他は未だ掘

整中である。

現在の資本金は 1,500,000 磅 (8s 株 3,750,000) で全額拂込済であるが近年の配当高は次の如くである。

1925—26年	7 13/16 %	1929—30年	6 37/48 %
1926—27年	4 11/16 %	1930—31年	5 3/24 %
1927—28年	4 11/16 %	以後	ナシ
1928—29年	7 13/16 %		

(2) Rangoon Oil Co.

(上記 British Burma Petro. Co. 参照)

(3) Salay Oil Lands, Ltd.

之は 1929 年 1 月末に Singu 及 Yenangyaung 兩油田間に位する地域に存する廣大な石油利権を獲得する爲に設立された。資本金は 150,000 磅 (10s 株 300,000) で其の内 200,002 株が全額拂込済である。全株式は British Burmah Petroleum Co., Rangoon Oil Co. 及 Eastern Petroleum & Finance Co. で出資せられて居る。

3 Indo-Burma Petroleum Co. 系統

此の系統のものには Indo-Burma, Hessford 及 Attock Oil があつて何れも大部分 Messrs. Steel Brothers に依り出資せられて居る。

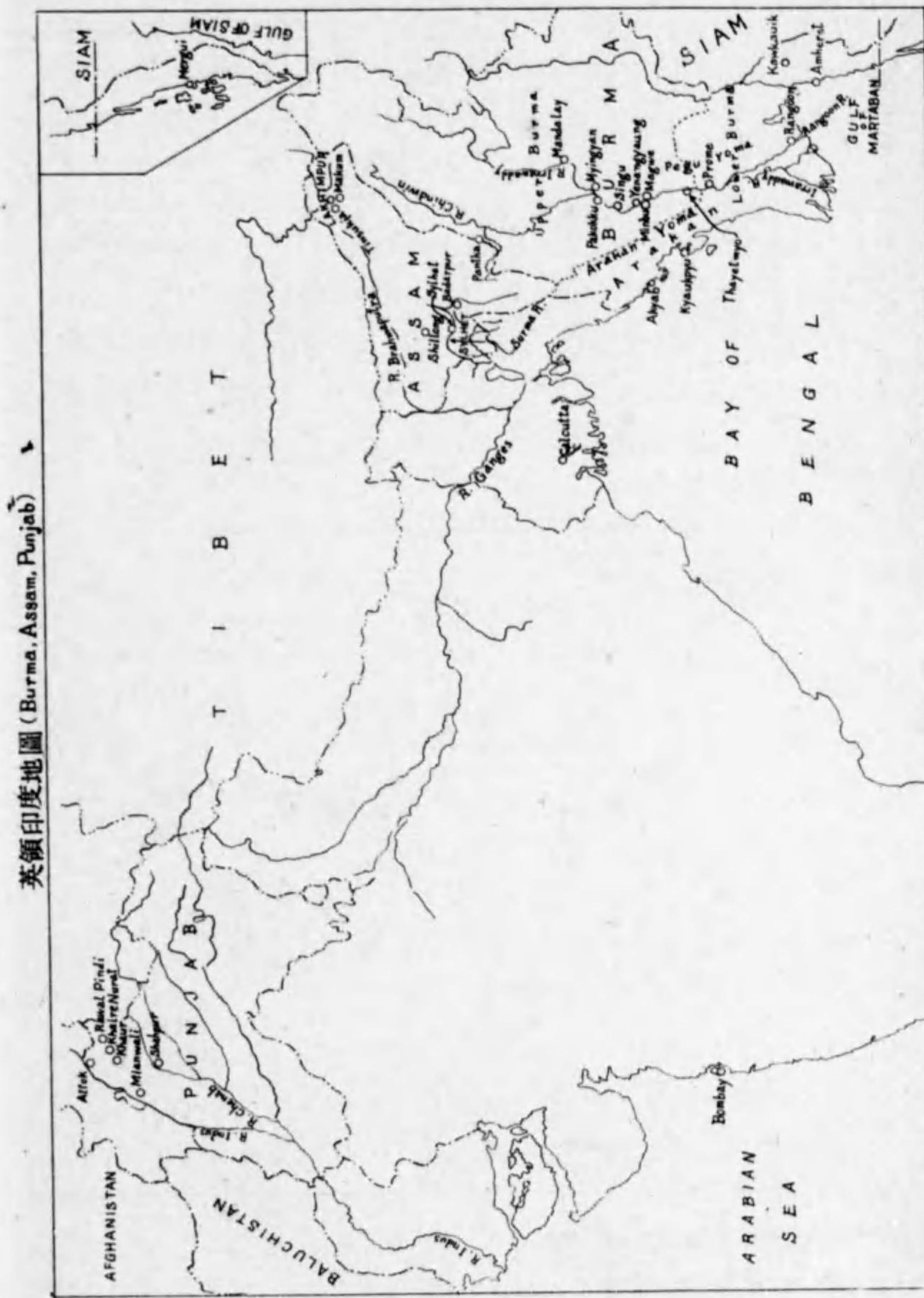
(1) Indo-Burma Petroleum Co., Ltd. (本社 London)

之は 1909 年 2 月 Burma で登記せられた。其の經營は Messrs. A. S. James Brothers & Co. と Messrs. Steel Brothers とに依つて行はれ普通株の全部は之等兄弟商社の手にあつた。處が其の後 James Brothers 社が其の所有株を處分したので最近では Steel Brothers が普通株の 60% を有して居ると云ふ。現在の資本金は 15,000,000Rs で額面 100Rs の 7 分累加配當優先株 50,000 株と額面 40Rs の普通株 250,000 株から成るが其の内優先株の全部と普通株 221,545 株が全額拂込済である。營業状態は良好で最近の配當率を示せば次の如くである。

1926年	27 1/2 %	1932年	15 %
1927年	ナシ	1933年	15
1928年	10	1934年	15
1929年	25	1935年	16 3/4
1930年	28 3/4	1936年	16 1/4
1931年	13 3/4		

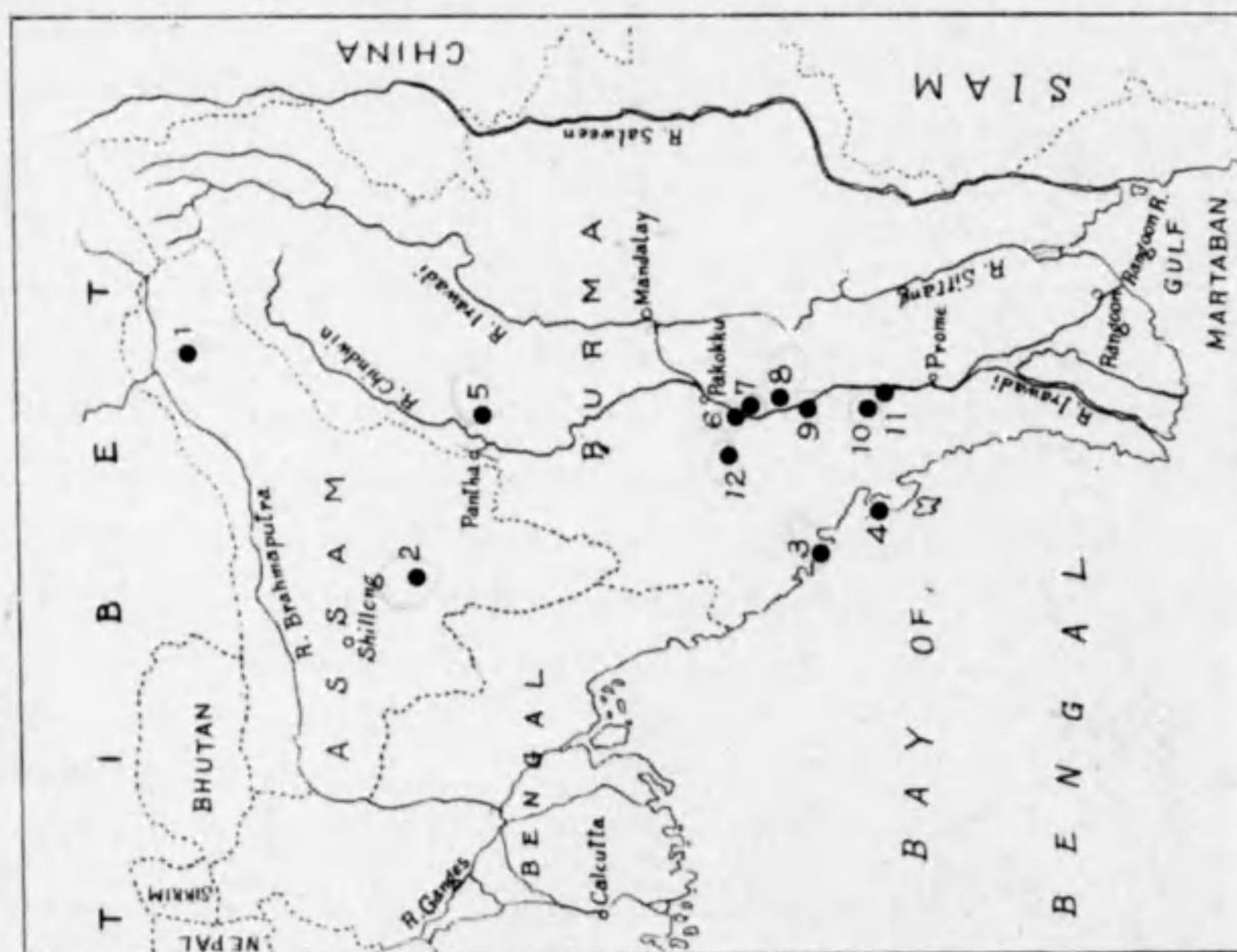
尙本社資産の主要なるものは次の如くである。

即ち Yenangyaung 油田の Twingon 及 Bemè 兩地域に油井地を有すると共に Burma 及印度各所に石油利権を有して居る。其の他製油所 2, 油槽船 1 及大貯油所があり又 Rangoon, Calcutta,



ビルマ及アッサム油田圖

1. Digboi
2. Badarpur
3. Akyab
4. Kyaukpypu
5. Indaw
6. Yenangyal-Sabe
7. Singu-Lanywa
8. Yenangyaung
9. Minbu
10. Yenanna (Thayemyo)
11. Padaukpin (Thayemyo)
12. Ngehlaingwin



Bombay 及 Chittagong の各地に配給所を有して居る。

(2) Hessford Development Syndicate, Ltd.

1924年6月 Singu 油田地に於ける石油採掘権を得る爲に設立せられた。資本金は 250,000 磅(一磅株)で全額拂込済である。

(3) Attock Oil Co., Ltd.

1913年12月 Punjab のコンセッションを得る爲に設立せられたもので現在の資本金は 1,500,000 磅(一磅株)で全額拂込済である。主要鑛區は Attock 地方の Khaur 油田地にあるがその他 Khaire Murat 及 Dhulian でも掘鑿を行つて居る。産出油は Khaur, Rawalpindi 間のパイプラインに依り自社所有の Rawalpindi 精油所へ送つて精製して居る。尙本社の最近に於ける産油量は次の如くであるが、其の製品は Burma Oil Co. との協定に基づいて捌かれて居る。

1930年	191,249 barrels	1934年	85,133 barrels
1931年	138,806 "	1935年	90,414 "
1932年	145,681 "	1936年	110,026 "
1933年	101,375 "		

(Oil & Petroleum Year Book に據る)

資料出所

- 英領印度鑛業の趨勢 (昭和2年1月) 外務省通商局
- 内外石油統計 昭和9年4月、昭和10年4月、昭和12年4月
- 世界の石油事情 86
- 海運 第155號 昭和10年4月1日
- 燃料協會誌 159號 昭和10年12月20日
- 海外經濟事情 第52號 昭和4年2月25日、昭和9年14號
- 石油時報 昭和11年3月、昭和10年9月、昭和10年5月、昭和13年11月
- Statesman's Year Book 1934, 1935.
- Oil & Petroleum Year Book 1933, 1934.
- Petroleum Development & Technology 1933.
- The Resources of British Empire (Fuel) 1924.
- The Far Eastern Review Dec. 1931.
- The Mineral Industry of the British Empire and Foreign Countries 1930-32, 1932-34.
- Oil News Feb. 27, 1931.
- Petroleum Times Feb. 8, 1936, April 13, 20, 1929.
- Oil & Gas Journal Dec. 26, 1935.

蘭領東印度

蘭領東印度は略赤道を中心として或は北に或は南に散在するスマトラ、ジャバ、ボルネオ（其の南東半）、ニューギニア（其の西半）其他多數の島嶼から成り、其の總面積は約1,904千平方杆、即ち我が内地の約五倍に相當する。此の廣大な面積に及ぶ諸島嶼中には多數の石油徴候が現出して居り既に其の多數は掘鑿せられて世界有数の産油地を成して居る。

産油地

現在の産油地は殆ど西部諸島中に存在して居て東部では僅かに Ceram 島の一部を數ふるに過ぎない。然し乍ら東部諸島中にも未だ充分な踏査が行はれて居ないにも拘らず相當の油徴地は存在して居るので將來の開発に望を囑せられて居る。

1 西部諸島

現在盛に産出する蘭領東印度の主要油田は第三紀後期の生成に係るもので西部の3島スマトラ、ジャバ及ボルネオに存在する。之等西部諸島の産油地帯はビルマ油田の延長に屬するものでビルマの Irrawaddy 河流域の溪谷中に發達した含油層は南方の三角洲まで延び一旦海底に没するが再びスマトラの Barisan 山脈東方の平野に現はれるのである。此の含油層はビルマに於ても又蘭領東印度に於てもさうであるが褶曲や斷層に富んだ第三紀層中の背斜軸若くは稍、延びたドームの上に發達する特徴がある。

(1) スマトラ (Sumatra) 油田

本島に於ける石油鑛業は1883年一蘭人が東海岸州の Langkat 地方の Telaga Said で Langkat 王から鑛區を獲得した事に始まる。此の鑛區は後 Royal Dutch Shell 會社が譲受けて採油し Pangkalan Brandan に製油所を設けて製油を開始してより北部スマトラの石油鑛業は俄然發展し更に1900年には Atjeh 州の Peureula 油田の發見もあつて産出量も増大するに至つた。一方南部スマトラに於ては Palembang 油田が1897 Moesara Erim Petroleum Mij. 及スマトラパレンバン石油會社の兩社に依つて開發せられ1909年には其の年産量は35萬噸を超ゆるに至つたが其の後兩社共 Royal Dutch Shell 團の買収する處となつた爲南部油田の開発は益、進展したのである。又 Palembang 油田に隣接せる Djambi 油田は有望なる豫想の下に政府に保留せられて一般には許可せられなかつたのであるが1921年蘭印政府と Bataafsche Petroleum Mij. (略稱 B. P. M.) との協同に成る Nederlandsche Indische Aard-olie Mij. (略稱 N. I. A. M.) に依り全油田が開發せられる事になつたので兼ねて同油田の開発を出願して居た New Jersey の Standard 社の子會社である Nederlandsche Koloniale Petroleum Mij. (略稱 N. K. P. M.) は大いに其の不當を鳴らし遂に米蘭間の紛争を齎らすに至つた事は衆知の事であ

る。今之等産油地の概略を述べれば次の如くであつて近年の驚異的發展は Palembang 州の産額のみを以て蘭印總産額約600萬噸の $\frac{1}{2}$ 以上を占め之に北部及 Djambi の油田地を合した全スマトラの産出量は遂に總産額の6割に達して遙かにボルネオ島を凌駕しスマトラ島全盛期を創るの盛況にある。

イ スマトラ北部

スマトラ北部の油田は西北岸の Idi (Atjeh 州) から Lapan 河 (東海岸州) の南部即ち Tandjoengpoera を流れる Sarangan 河の南部迄擴つて居て普通之を Langkat 及 Atjeh の2油田に分けて居る。此の地方の石油事業は從來より Royal Dutch の獨占する處であるが最近此の地域に鑛區を有しない Standard 系の N. K. P. M. 社が鑛業法第5條Aに依る鑛區を得て Royal Dutch に對抗せんとして居る。

(イ) 東海岸州 Langkat 油田

東海岸州 (Oostkust van Sumatra) にあつて1935年現在に於ては次の如き出油鑛區が存在して居り何れも直接間接の關係を Royal Dutch Shell 團に有する事が注目せられる。

Aroe baai, Telaga Said, Boeloe Telang (以上 Royal Dutch Shell 系所有) Poeloe Pandjang (Ned. Indische Aardolie Mij. の鑛區)

之等の内最近の産出量の多いのは Aroe-Bari 附近にある Aroe baai 及 Poeloe Pandjang の兩鑛區である。特に後者は Aroe-Bari 中の一島 P. Bandjang (P. Soesoe に近い) を中心とするもので P. Soesoe, P. Kerapoe, P. Pandjang, P. Mesdid 及 P. Kerah を經てスマトラ本土に至る P. Soesoe 背斜軸に從つて掘鑿せられて居る。同鑛區は Ned. Indische Aardolie Mij. (N. I. A. M.) の所有に屬するものであるが1935年の産油量は13萬噸餘で凡て Royal Dutch Shell 系の Pangkalan Brandan 製油所へ送られ精製されて居る。又 Telaga Said は北部油田開發の因を爲したもので、其の地質は第三紀層の粗い青から灰色に至る迄の特色を有する砂岩より成り、山脈の斜面地及10-12哩東方の海岸から産出して居る。尙此の油田の背斜軸はドーム狀を爲し延長30杆、幅員500-1,000米を有して居り、産出する石油の比重は0.765-0.77であると云ふ。又 Boeloe Telang は Tandjoengpoela 附近にあり前者同様背斜軸上に位して居るが油質は重く比重は0.785であると云ふ。此の油田は Maatschappij tot Myn. Bosch es landbouw exploitatie in Langkat の所有して居たもので同社は Tandjoengpoela に一小製油所を所有して居たのであるが1915年には遂に事業を休止するの止むなきに至つた。斯くして同社は Royal Dutch Shell の買収する處となり Boeloe Telang 油田も亦、之に伴ひ Royal Dutch Shell の手に移つたのである。尙以上の諸鑛區からの年産量は次の如きものであり原油は何れもパイプラインを以て Royal Dutch 系の Pangkalan Brandan 製油所へ送つて精製して居る。

年次	原油(單位噸)			ガス(單位噸)※		
	Royal Dutch系	Ned. Indische Aardolie Mij.	計	Royal Dutch系	Ned. Indische Aardolie Mij.	計
1925	79,579	—	79,579			

年次	原油(単位 噸)			ガス(単位 噸)※		
	Royal Dutch系	Ned. Indische Aardolie Mij.	計	Royal Dutch系	Ned. Indische Aardolie Mij.	計
1926	106,092	—	106,092			
27	79,165	—	79,165			
28	67,229	699	67,928			
29	128,173	22,288	150,461	46,231	2,608	48,839
30	116,184	47,991	164,175	39,112	5,766	44,878
31	113,573	50,706	164,279	92,194	27,916	120,110
32	116,444	67,651	184,095	106,591	21,994	128,585
33	117,371	112,060	229,431	130,431	31,005	161,436
34	63,859	158,585	222,444	74,425	50,349	124,774
35	53,059	134,146	187,205	66,559	49,452	116,011

備考 1. I. V., J. M. N. - I 等に據り作成。

2. ※印ガス1噸とは1立方メートルのこと。

(ロ) Atjeh 油田

Atjeh 州の Peureula 油田 (Perlak) を中心とするもので1935年現在に於て次の如き出油産区がある。之等の内には二、三 B. P. M. の所有でないものもあるが之等は何れも Royal Dutch Shell 系と何等かの関係を有するもので Atjeh 州の油田は全く Royal Dutch Shell グループ 所有のものとして見て差支へない。

Oost-Atjeh-blok F. Tamiang-blok G. 及 Peureula.

以上の内 Oost-Atjeh-blok 及 Tamiang-blok は鑛業法第5條Aに基く産区であつて Royal Dutch Shell グループは此の外 Idi の西方にある Djamjo-Ajé-blok 及 Nood-Atjeh-blok 等の産区を得て居る。之に對し従來此の地域に産区を有しなかつた N. K. P. M. も第5條A契約に依り Pasé, Rajeu 及 Langsar の3地域を得て前者に對抗せんとして居る。

元來 Peureula 油田の開発に起源して隆興した Atjeh 油田は一時産額衰退の徴が見えたが1928年以來復活を示し最近では以前に勝る躍進を見せて居る。之は一に Tamiang-blok G. と呼ぶ所謂第5條A契約に依る新興油田の開発に基くのであつて、同油田は Atjeh 油田の南部に位し、Langkat 油田地とも近接するが最近の増産著しく1935年には64萬噸に近い産出を示し蘭印屈指の好油田となつて居る。

又 Peureula 油田は此の地方で最も古いものであるに拘らず今日尙相當多量の産出を見て居るが、域内にドーム状背斜軸が存在して居り含油層は100-600米の深度にあつて石油の比重は0.770であると云ふ。此の産区は Perlak Petro, Mij. の所有に係るものであるが B. P. M. は歩油を拂ひ或は他の契約を結んで産区内の作業を營んで居る。

尙上記諸産区に於ける最近の産油量を示せば下掲の如くであり原油は Peureula (Perlak) の揮發油工場に送られた後76哩を隔てた Pangkalan Blandan 製油所へパイプラインを以て輸送されて居る。

年次	原油	ガス	年次	原油	ガス
1925	74,671	—	1931	324,114	68,172
26	70,018	—	32	360,724	70,451
27	64,495	—	33	519,409	76,823
28	90,635	—	34	782,309	111,109
29	221,076	17,282	35	702,206	104,516
30	372,090	21,437			

(註) I. V., J. M. N. - I 等に據り作成。

■ 中部スマトラ (Djambi を含む)

スマトラの南北兩油田地域の中間に位する 東海岸の南部 Riouw 州の Indragiri 地方及 Djambi 州にも石油が存在する。然し現在開發されて居るのは 著名な Djambi 油田であつて他は全く未知數と云ふの外ない。

(イ) Djambi 油田——スマトラ東南部即ち Palembang 州の北隣 Djambi 州にある含油地域を總稱したものである。之は Djambi 州中央を東部に流れる Hari 河 (Djambi 河) 流域を中心とするもので蘭印政府は地質技師 Dr. A. Tobler を主任として約6箇年に亙る精密な調査を本州の含油地域に付て行つた結果次の如き有望地域44箇所其の面積合計83,103エーカーを發見したのである。

A Djambi 州南部

a Djelapang	k Pendjarokan-Soengei. Boen gin Moeara, Badd
b Ajer Meroewap	l Iboel
c Plajang-Semoet, Djelait	m Meroeo-Senami
d Sekamis	n Pajongalega, Temidai, Menkanding
e Telisa	o Boeajan-Boeloeh
f Tanak-Abang, Pemoesiran	p Ramber, Betoeng, Sembio
g Ketalo, Monggoel	q Kehilangan, Badjoebang
h Ketidoeran Betoeng	r Tempino
i Kapas	s Kenali Assam
j Djangga	

B Djambi 州中部

a Batang Nilo	e Mersam
b Rantau, Limau, Mannis	f Serian Selangei
c Iraem, Bandoeng	g Aboran Koempib
d Geger	

C Djambi 州西部

- a Rengas Kills
- b Soernai
- c Melaweh
- d Karang
- e Djengking
- f Tjimpegan
- g Gloempene, Besar
- h Soeroet
- i Pemerian
- j Sentano

D Djambi 州北部

- a Singkati Sangglau
- b Kahidoepan
- c Sangkilan
- d Benana Singaoan
- e Loehoek Lesong
- f Soeban, Frang, Djtan
- g Pematang Lantih
- h Toeka Obi

○ 之等の地域は其の多くが頗る有望なものであつて将来世界有数の大油田となる事は疑を容れないと云はれ蘭領諸島油田中最も将来を囑望されるものである。

兎に角之等地域は有望なものである許りでなく地勢上又地形上其の採掘は極めて容易である爲、當州の石油コンセツションの獲得に關し激烈な競争が行はれ租借出願數も 2,000 以上に達した。そこで政府は Djambi 油田の開発方針を確定する爲一般民間企業に對し同油田のコンセツションを許可せず將來の大資源として政府の手に保留する事にした。尤も唯に Djambi 州油田のみならず蘭領東印度の未開油田は悉く 1930 年以來政府が之を保留し民間企業者に其のコンセツションを許可しない事にしたのである。處が 1920 年に至つて政府は Nederlandsch—Indische Aardolie Maatschappij 法案を提出し之が 1921 年 7 月 2 日に上下兩院を通過したので政府は政府及 B.P.M. 會社共資の下に Ned, Indische Aardolie Mij. (N.I.A.M.) を組織し之に Djambi 油田の開発を行はせる事にしたので久しく Ned, 同油田の開発を狙つて居た Standard 團の憤激を買ひ遂に當油田を繞つて蘭米間に葛藤さへ生ずるに至つたのである。(註)

(註) 之は結局蘭印政府が將來スマトラ及ボルネオに於ける他の豊富なる油田の開発に付て Royal Dutch Shell と同様な條件を以て米國資本が参加する事を歓迎する旨を確證して解決を見たのである。

此の地域から産油が開始せられたのは 1923 年の事であるが先づ開発に著手されたのは所謂 Djambi 州南部地域であつて現在 Djambi I. 及 II. 鎮區と稱せられるものである。即ち Djambi I. 鎮區に屬し Djambi 市の西南に當る Betoeng 及 Badjoebang 地域が先づ開發せられ現在之等地域を中心として Djambi I. 鎮區は盛に掘鑿せられて居り、又之に隣る Djambi II. 鎮區も未だ掘鑿せられて居ないが既に産油地域は確認されて居る。Djambi I. II. 鎮區は北は Hari 河及其の一支流 Tembesi 河を以て境とし、南は Palembang との州境に及ぶものであり、東は Djambi 市の東方約 5 軒の Hari 河

支流沿岸から西は Sarolangoen 迄に達して居り東北部に在るのが Djambi I. 西南部に在るのが Djambi II. 鎮區である。

Djambi I. 鎮區には現在の産油地域である Betoeng, Badjoebang, Tempino 及 Kenali-Assam を始め Menkanding, Meleboeai, Beroeang, Boeajan-Boelaeh 等の産油地域があつて現在盛に掘鑿せられて居り開發以來下掲の如き産油を見て居る。

(單位 瓩)

年 次	石 油				計	ガ ス
	Betoeng	Badjoebang	Tempino	Kenali Assam		
					174	
1 9 2 3	174	—			174	
2 4	5,686	—			5,686	
(註 1) 2 5	13,205	—			13,274	
(註 2) 2 6	29,796	—			29,980	
(註 3) 2 7	33,254	6,983			40,285	
(註 4) 2 8	26,622	37,568			64,325	
(註 5) 2 9	38,267	88,347			127,563	8,168
3 0	41,059	145,375			186,434	11,121
(註 6) 3 1 (註 7)	6,681	170,310	43,916		221,006	55,411
3 2					237,490	58,469
3 3					247,930	64,922
3 4					309,147	
3 5	—	229,630	145,514	552	375,696	
3 6	—	187,120	447,966	27,968	663,054	(註 8) 13,448
3 7	6,572	204,637	584,120	90,503	885,832	(註 9) 12,316

(註 1) 各地域の合計額と計とが一致しないものであるが大差はないので此の儘掲げる。

(註 2) 1931 年 3 月に産油制限が行はれた爲同年は産油量が激減したのである。

(註 3) 天然ガソリンである。

(I. V., J. M. N. - I. に據る)

即ち開發後短時日であるにも拘らず急激な發展を遂げて居る事が窺はれる。産出した石油及ガスは現在其の資本の關係上 Royal Dutch Shell 系の製油所たる Pladjoe 製油所へ輸送され精製せられて居るが油田池と同製油所との間はパイプラインが設けられて居る。即ち Tempino から Badjoebang, Betoeng, Sembio 及 Boeajan 等を経て Lalang 河を超えて Palembang 州の Ladang Pait に達するパイプラインが敷設せられて居り Ladang Pait 及 Pladjoe 製油所間のパイプラインを連絡して居る。(註)

(註) 1935 年中に Tempino 及 Pladjoe 間に延長 270 軒の 8 吋送油管が更に完成して居るが其の送油能力は一日 1,800 瓩であると云ふ。

(ロ) Siak 油田

スマトラ東海岸州 Bengkalis 分州にあつて東部に流れる Siak 河の流域にある。未開發のもので將來の豫測も明でない。

(ハ) Riouw州Indragiri地方—Djambi州に北隣する此の地方にも石油徴候があつてN. K. P. M. 社に第5條Aに基く新鑛區 Teso I, Djapoera I. 及 Tulook が政府から許可せられて居るが未だ産油を見る迄に至らない。

ハ 南部スマトラ

スマトラの南部には Palembang 油田があつて近年の發展目覚しく1937年には280萬噸に近く此の地方で優に蘭印總産額の1/3以上を占むるに至つた。

ニ Palembang 油田

之は Palembang 全州に亙るものであるが現在の出油地域は當州の中央を東部に流れる Moesi 河及其の諸支流又は州北部を東に流れる Lalang 河の奥地にあつて東部の河口地方には出油地域が無い。又出油地を分州別に見れば過半は Palembangische Bovenlanden 及 Palembangische Benedenlanden の兩分州にあつて Ogan en Komering Oeloe 分州には同分州及 Palembangische Bovenlanden 分州に跨る Soeban Djerigi 鑛區があるのみである。(註)

(註) 尤も1936年11月には蘭印政府はPalembangische Benedenlanden 及 Ogan en Komering Oeloe 兩分州に亙る Oost Ogan-Block (面積 415,400 陌) 並 Palembangische Bovenlanden 分州にある Moesi-Block (面積 176,250 陌) に於ける試掘契約を Kolonial 會社との間に又 Palembangische Bovenlanden 及 Ogan Komering Oeloe 兩分州に亙る West-Ogan-Block (面積 175,000 陌) 並 Palembangische Bovenlanden 分州にある Kikim-Block (面積 133,000 陌) に於ける試掘契約を B.P.M. との間に締結した旨を發表して居る。

即ち1935年現在の出油鑛區を地域別に見れば次の如くである。

Palembangische Benedenlanden 分州所在のもの

Babat I, Sumpal, Toengkal Dawas-blok,* Kloelang, Kloelang blok B*, Soeban boeroeng (以上 Royal Dutch Shell 系鑛區)

Talang Akar Benakat-blok* (Koloniale 會社所有鑛區)

Palembangische Bovenlanden 分州所在のもの

Moeara Enim, Mangoendjaja blok, Limau, Limau blok C*, Ramok, Tandjong Loentar 及 Tandjong Loentar Oost (以上 Royal Dutch Shell 系鑛區)

Mambang 及 Pendopo blok A I* (以上 Koloniale 會社所有)

Ogan en Komering Oeloe 縣及 Palembangische Bovenlanden 縣所在のもの

Soeban Djerigi (Royal Dutch Shell 系所有)

(註) *印は鑛業法第5條A契約に基く鑛區である。

之等の鑛區は上記に見らるゝ如く過半は Royal Dutch Shell 團の所有に係り僅かに2,3鑛區が Standard 系の Koloniale 會社の所有に屬するに過ぎない。然し乍ら以前には Moeara Enim Petroleum Mij. 及 Sumatra-Palembang 石油會社等の所有する鑛區があつて産油も續けられたのであるが之等

は何れも Royal Dutch Shell 團に依つて或は買収されて仕舞つたので Palembang 油田に於て Royal Dutch に對抗して居るのは唯 Koloniale 會社丈である。

今此の世界の二大石油資本團の Palembang 油田に於ける對立状態を見るに Royal Dutch は1899年から1922年迄に舊鑛業法に依る鑛區 96,194 陌を設定し1931年迄は當州産出額の過半を占めて居た。之に對し Standard 側は前者に10年遅れた1919年から1922年迄の間に舊鑛業法に依る鑛區 16,834 陌を得たに過ぎなかつたので前者に比し著しく劣勢にあつたが其の後1918年7月の改正法律を以て規定せられた鑛業法第5條A契約に依る新鑛區を1928年及1931年の兩年度に於て前者以上に之を獲得したので鑛區面積に於ては略、前者に比肩し(註)石油産油量に於ては1932年以來之を凌駕して兩者其の地位を轉ずるに至つて居る。

(註) 尤も其の後兩者とも新に第5條A契約に基く數鑛區を得て居るが鑛區面積に於ては先づ相匹敵するものと見て良い。

即ち下掲の二表は明らかに之を示すものであらう。

Palembang 油田英米系設定鑛區

	B. P. M.	N. K. P. M.
a 舊鑛業法鑛區		
1899年乃至1922年	96,194 陌	16,834 陌
b 5條A契約鑛區		
1928年	95,000 ㄗ	176,510 ㄗ
1931 ㄗ	219,080 ㄗ	188,940 ㄗ
小計	(註1) 314,080 ㄗ	(註2) 365,450 ㄗ
a. b. 合計	410,224 ㄗ	382,284 ㄗ

(註1) B. P. M. 社が許可された5條A契約鑛區名を示せば次の如くである。
Soeban-Boeroeng-blok, Kloelang-Block, Limau-blok, Soeban-Djerigi-blok, Noord-Oost-Palembang-Complex, Mangoendjaja-blok, Lematang-Complex, Zuid-Palembang-Complex 及 Mesaksa-blok

(註2) N. K. P. M. 社所有の5條A契約鑛區は次の如くである。
Pendopo, Semangoes, Leko, Benaleat 及 Rawas

(J. M. N. - I. に據り作成)

Palembang 油田の最近に於ける産出高

年次	原 油			ガ ス(單位應)		
	B. P. M.	N. K. P. M.	計	B. P. M.	N. K. P. M.	計
1925			441,588			51,668
26			570,124			
27			716,686			
28			882,582			
29	868,208	341,590	1,209,798	106,222	12,154	118,376
30	931,949	600,663	1,532,612	103,548	33,557	137,105
31	578,356	770,104	1,348,360	169,090	80,710	249,800
32	805,298	905,134	1,710,432	203,561	78,906	282,467
33	784,862	1,210,123	1,994,985	241,380	125,165	366,545

年次	原 油			ガ ス(單位産)		
	B. P. M.	N. K. P. M.	計	B. P. M.	N. K. P. M.	計
1934	804,611	1,416,434	2,221,045			
35	687,401	1,806,498	2,493,899			

(I. V., J. M. N. - I. 其の他に據り作成)

斯の如く Standard 系油田の産出力が急激に増大して居るが之は Koloniale 会社が Royal Dutch Shell 團に對抗する爲主力を Palembang 油田に傾注し以て急進的に蘭領東印度に於ける石油鑛業の基礎を強固ならしめんとした爲である。即ち第5條Aに基く新鑛區を開発しては Pendopo 及 Benakat の如き大油田に成功し、又 B. P. M. 会社が見放した鑛區を買収したものが多し舊鑛區には多大の費用と努力を惜しまずにボーリングして今日の如き産油を得たのである。此の Standard 系の積極方針に對して Royal Dutch Shell 團は近年打續いた世界石油界の不況に際し當地に於ても生産制限の方針を執り新規油田の開発を餘り行つて居ない。従つて今後同グループが積極の方針を執れば尙多數の未開發地域を残して居るので Standard 系に拮抗して其の優を競ひ得る事は云ふ迄もない。

今當州に於ける油田地域を便宜上次の3地域に分つて其の主要油田を概説すれば次の如くである。

(イ) Lematang 河流域油田地帯

當州南部にある Moesi 河の一支流 Lematang 河の流域には多數の油田地帯がある。即ち Palembang 市より136哩、同市より Benkoelen に通ずる要路に當る小邑 Moeara-Enim 町を中心として Moeara-Enim, Bandjarsai, Tandjong Loentar, 同 Oost, West Senabing, Arahan, Ramok, Soeban Djerigi, Lematang, Limau 及 Limau blok C 等の多數石油鑛區が存在して居る。之等は凡て Royal Dutch Shell 系の所有するものであるが之等の内産出量の多なるは Soeban Djerigi, Limau blok C, Tg. Loentar 及 Moeara Enim 等である。

A Moeara Enim 鑛區

本鑛區は Moeara Enim に接するもので Lematang の一支流 Enim 河の東方に横つて居る。1900年始めて産油した所であつて當初 Moeara-Enim Petroleum Mij. が之を所有し、産油を送油管を以て Palembang 市に近い Pladjoe 製油所に輸送して居た。然し同社が後年 Royal Dutch Shell に合併せられたので自然本鑛區も亦 Royal Dutch Shell 團の手に移り此の地方の中心油田として鑛区内及附近の多數油田の産油を集め鑛区内にある Kampong Minjak から延々87哩に及ぶパイプラインを以て Pladjoe 製油所へ輸送し精油原料に供して居る。本鑛區は面積22,144 陌に及ぶ廣大なもので1906年既に15萬噸餘の産油を見たものであるが最近では年産2萬噸餘に過ぎない。尙此の油田地帯はドーム状背斜軸であり含油層は地下25—200米の深度に存し産出油の比重は0.800であると云ふ。

B Tandjong Loentar 鑛區

Moeara Enim 町の東方小邑 Tg. Loentar の附近に所在し最近の年産量は3萬噸餘である。

C Soeban-Djerigi 鑛區

Moeara Enim 鑛區の東方にあつて Palembangische Bovenlanden 及 Ogan en Komering Oeloe の兩分州に跨つて居る。1905年2萬噸餘の産油があり、以後年に依り可成りの増減があつたが1935年の産出量は10萬噸餘で、此の地帯最大の油田をなして居る。産油は Pladjoe 製油所へ送られて精製せられて居るが油田内にも簡單な製油設備が設けられて居る。尙含油層は地下100—500米の深度に存在して居て原油比重は0.770であると云ふ。

D Limau-blok C 鑛區

之は第五條A契約に基く鑛區で1935年の産出量は3萬噸餘である。

(ロ) Moesi 河本流及其の支流々城の油田地帯(但 Lematang 河流域を除く)

當州中部の Moesi 河本流及 Lematang 河を除く其の諸支流の流域にも多數の油田地帯がある。即ち Kloelang, Kloelang-blok B, Babat I, Benakat-blok, Soeban Boeroeng, Karang Ringin, Talang Akar, Pendopo-blok A I. 及 Mambang 等の諸鑛區が之である。之等の内鑛業法第五條Aに基く鑛區は Kloelang blok B, Benakat blok 及 Pendopo-blok A I. で他は舊鑛業法に基く鑛區であり Talang Akar Pendopo-blok A I. Manb-ang 及 Benakat-blok の4鑛區が Koloniale 会社の所有に係る外は凡て Bataafsche 会社のものである。

A Soeban Boeroeng 鑛區及 Babat I. 鑛區

何れも Moesi 河の支流 Batan hari Leko 河の流域にあつて Moesi 河沿岸の小邑 Babat の西北に位する。Babat に近いのが Babat I. 鑛區で其の更に西北にあるのが Soeban Boeroeng 鑛區である。

Soeban Boeroeng 鑛區は1914年に始めて出油したもので最近の年産高は2萬噸前後であり産出油の比重は0.780である。

Babat 鑛區は前者よりも更に古いものであつて此の地方の産油を集めパイプラインで Moesi 河沿岸の Sekajoe の稍、下流に位する Kajoearo 迄輸送し、更に同地から艇で Pladjoe 製油所へ送り精油原料に供して居る。

B Karang Ringin 鑛區

Moesi 河沿岸の小邑 Babat の南方 Karangberingin に近い所に存在する。Lamanakar 及 Pedjering の兩油田から成り Pedjering からは Pladjoe 製油所に至る延長104哩に及ぶパイプラインが敷設せられて居るのであるが1934年以後産油されて居ない。

C Kloelang 鑛區及 Kloelang blok B 鑛區

之等は Batanhari Leko 河及 Tjaleh 河の支流 Boeloe 河との中間に位し Dawas の南方にある。最

近此の地方の B. P. M. 系の鑛區中最大の生産量を擧げて居るもので 1935 年に於て Kloelang 鑛區は約 2 萬噸餘に過ぎないが Kloelang blok B は 40 萬噸餘の大産油を爲して居る。

D Benakat-blok 鑛區

Rowas 河の北部 Djambi 州に近い地方にあつて 1935 年の産油量は 32 萬噸を超えて居る。第 5 條 A 契約に基く鑛區で既に Pendopo, Talang Akar と共に Koloniale 会社の主要油田をなして居る。

E Talang Akar 鑛區

Moesi 河の一支流 Keroch 河の上流にあつて Tebingboelang の南方に位する。上記の Karan Ringin 鑛區と Moeara Enim 鑛區との略、中間に位し Talang Akar 及 Loeboek Riboe の 2 油田地より成り其の面積は 2,461 陌である。此の鑛區は其の西西北約 50 哩の地點にある Mambang 鑛區等と共に曾つて其の開発以前に我國に譲渡の申込があつた事もある。此の鑛區が開発されたのは 1921 年の事であつて爾來開発は漸次進展して 1935 年には年産量 51 萬噸餘に達して居る。

元來此の鑛區及近接する Pendopo 鑛區附近の含油砂層は 50—80 呎の厚さを有して居るものであるが Kolonial 会社は之に網掘を行ひ多量の原油を採取して居る。産出油は何れもボーメ 36 度位のもので製油せずに其の儘 Dodge Car に使へると云はれて居るが Talang Akar, Pendopo 及 Mambang の産油を集めて Talang Akar から Soengei-Gerong (Pladjoe 製油所に近接して居る) 製油所へ 82 哩に及ぶパイプラインで輸送し之を精製して居る。

F Pendopo 鑛區

Talang Akar の東方 Palembangse Bovenlanden 分州にあつて同分州と Palembangse Benedenlanden 分州との境界附近にある第五條 A 契約に基く鑛區であつて隣鑛區たる Semangoes を合した鑛區面積は 95,060 陌に及ぶ。1929 年始めて開発せられたもので 1931 年には既に 45 井が完成して地下 2,500 呎から出油し同年末に約 535,000 噸の大量出油を見るに至つた。而も其の後更に鑛區内には多數の新油井が掘鑿せられた結果産油も著しく増大して短時日の間に急激な發展を遂げ 1935 年の産油量は 100 萬噸に近く今や Palembang 州第一の油田として不動の地位を獲得するに至つて居る。

(ハ) Lalang 河及 Toengkal 河流域地方

當州北部の Lalang 河及 Tjaleh 河の上流 Toengkal 河の上流地方即ち Djambi 州との州境に近い地方にも多數の油田が存在する。即ち Berau, Kali Berau, Kenawang, Meranti-Pandjang, Laman Loeloei, Melamoen, Selaro, Ladang Pait 及 Toengkal Dawas-blok 等の油田が之である。斯の如く此の地方にも多數の油田が存在するが其の規模は比較的小で其の産油量も餘り多くない。此の地方の産油は現在 Ladang Pait から Selaro, Melamoen, Laman Loeloei を經て Pladjoe 製油所に至るパイプラインに依り同製油所に輸送せられて居るが特に Ladang Pait は Djambi 油田の産油を輸送するパイプ

ラインと上記パイプラインとの連絡地點をなして居る。

以上に依りスマトラ島油田の概貌を示したが上記の諸油田の地質學上より云つて何れも第三紀の生成に係るものである。即ち同紀の Miocene 並に Pliocene の砂岩、頁岩及粘土の累層から成り、砂岩は其の累層の底部を形成し粗粒で石油を貯蔵して居る。此の含油層の特徴としては Middle Pliocene division に三群の褐炭層が存在する事が擧げられ背斜軸は概して急角度を爲して居る。

油井の深度は北部の油田では 170—250 米、南部の Pulembang では 200—250 米であるが最近の掘鑿に係るものは大抵 800 米位で中には 1,700 米の深度に及ぶものもある。又油井から原油と共に産出するガスの壓力は 150 氣壓位のものもあるが Palembang の Koloniale 会社所有の鑛區では大體 400—800 封度が普通であると云ふ。

(2) ジャバ(Java)の油田(附 Madoera 島の油田)

ジャバは蘭領東印度諸島中最も文化の高い所であつて蘭領東印度の石油鑛業もジャバより始まつた。ジャバに石油の存在する事は古くから知られて居り、土民は之をランツーンと稱し地表に浸出したものを採取して薬用或は燈用に供して居た。然し乍ら石油採掘の目的で鑿井が行はれる様になつたのは蘭領となつてからの事であつて 1881 年一蘭人が本島 Cheribon 州で掘鑿作業を行つたのを以て嚆矢とする。此の試掘は結局失敗に歸し事業は中止せられたが之が機となり其の後數年を経た 1887 年に設立された Dordtsche Petroleum Mij. が Soerabaja に近い Djabakota 鑛區で試掘作業に成功し遂に今日のジャバ油田開發の因を作つたのである。當時同社は Soerabaja 附近から採取した原油を精製して燈油等を市場に供給して居たので 1889 年から數年の間は Soerabaja 地方がジャバ唯一の産油地を爲して居た。處が其の後間もなく Rembang 地方に産油地の発見があつて此の開発が行はれ今日では後者の方が盛大となつて居る。

現在ジャバの産油地は大體に於て Soerabaja 及 Semarang の兩市間に介在して居る。即ち Soerabaja, Bodjonegoro, Rembang 及 Semarang の 4 分州に互つて居て普通之を Tjepoe 油田と稱し之を更に東部ジャバ及中部ジャバの兩地域に分つて居る。

尤も石油の滲出は上記の地方のみでなく本島の隨所に見られるのであるが商品としての石油は上記東北部の諸地方に於ける淺い砂層中に存在するのである。然し乍ら最近 B. P. M. 会社は西部ジャバの Batavia, Bañtan 及 Buitengorg の各分州に第五條 A 契約に基く鑛區が B. P. M. 其の他に許可されて居るので現在出油地域外である之等の地域より今後出油を見ないとは限らない。

尙現在の本島油田の地質は第三紀の粘土、砂岩及石灰岩粘土であつて其の上部は火山灰に掩はれて居る。油層は Miocene の砂岩中であつて背斜軸は良く發達して居る。油井の深度は普通 200—250 米で産油量は比較的少いが長年永續の傾向がありガスの産出も相當に見られる。

イ 東部ジャバ地方 (Soerabaja 地方)

東部ジャバ地方の油田は Soerabaja 及 Bodjonegoro の兩分州に存在して居り 1935 年現在に於て次の如き産油鑛區があるが其の殆どが B. P. M. の所有に係るものである。

Soerabaja 分州にあるもの

Djabakota, Lidah-Koelon, De Twaalf Dessa's 及 Made (以上 B. P. M. 所有)

Petiken (Orimtal Petro. Co. 所有)

Bodjonegoro 分州所在のもの

Metatoe, 及 Tinawoen (以上 B. P. M. 所有)

之等の鑛區は何れも舊鑛業法に基くものであるが第 5 條 A 契約に依る鑛區としては B. P. M. の Rembang-Complex (Bodjonegors 分州) 及 Soerabaja-Complex (Bodjonegors 及 Soerabaja 分州に各 1 箇所) の兩者があり目下開發に著手されて居る。

尙東部ジャバに於ける累年の産出量を示せば次の如くである。

年次	原 油(噸)		ガ ス(噸)	
	計	内 B. P. M. 社	計	内 B. P. M. 社
1925	58,850		1,189	
26	59,190			
27	65,872			
28	193,797	193,752		
29	289,461	289,414	12,732	12,459
30	196,347	196,218	5,518	4,994
31	240,316	240,037	12,486	11,833
32	226,463	226,170	13,578	12,711
33	250,884	250,700	16,798	15,889
34	256,788	256,744	18,384	17,674
35	290,500	290,476	21,714	21,057

即ち産出量は大体 25 萬噸を上下して居り、其の大部分が B. P. M. 系鑛區より生産せられて居ることが知られるが最近の産出量の大きなものは Tinawoen 油田である。

(イ) Soerabaja 市附近の諸油田

Soerabaja 市附近には多數の鑛區が一團となつて設定されて居る。即ち Djabakota, Petiken, Lidah-Koelon, De Twaalf Dessa's, Made 及少し離れた Metatoe の諸鑛區が之である。Petiken を除けば何れも B. P. M. 会社の經營するもので産油は總て Soerabaja 市の直ぐ南にある Wonokromo 製油所へ送つて精製して居る。尙此の地域で産出量の比較的多いのは最古の油田である Djabakota と Soerabaja 市西方の Made 油田とである。

(ロ) Rembang 油田に近接する諸油田

Bodjonegoro 分州に存在して居るが Rembang 分州に近く同分州油田と近接して居るものに Tina-

woen, Wonosari 及少し離れて Tawoen, Gegoenoeng 等の諸鑛區がある。之等は何れも B. P. M. 所有の鑛區であり産油は Tjepoe 製油所へ送られて精製せられて居るが Tinawoen を除いては産出量は僅かである。

Tinawoen 鑛區

Bodjonegoro 及 Rembang 兩分州の境界に近く Rembang 分州の Panolan 鑛區及 Tjepoe 製油所と近接して居る。本鑛區は Djepon, Panolan の兩鑛區と共にジャバに於ては産油量の大きなもので 1935 年に 24 萬餘噸を産出して居る。之は長さ 1,500 米、幅 600 米の背斜軸中に存在する 3 の油田から成るもので、油層は地下 60-340 米中にある 5 箇の油脈から成つて居る。産出油は比重 0.870 で凡て Tjepoe の製油所へ送られて居る。

ロ 中部ジャバ地方 (Rembang 地方)

中部ジャバ地方の油田は Rembang 及 Semarang の兩分州に存在する。1935 年現在の此の地方に於ける出油鑛區は次の如くであつて過半は B. P. M. の所有に係つて居る。

出油鑛區

Rembang 分州所在のもの

Panolan 及 Djepon (以上 B. P. M. 会社所有)

Petak 及 Tremboel (以上 Koloniale 会社所有)

Semarang 分州所在のもの

Bapo (Royal Dutch Shell 系のものである)

Rembang 及 Semarang 兩分州に互るもの

Loesi-bloke (Koloniale 会社所有)

之等の諸鑛區からの産出量は最近次の如くであつて B. P. M. の産油量が大部分を占めて居る。

年次	原 油(噸)		ガ ス(噸)	
	計	内 B. P. M. 所有鑛區より	計	内 B. P. M. 所有鑛區より
1925	185,767			
26	166,159			
27	242,773			
28	315,813	302,921		
29	402,082	388,485	50,149	48,290
30	405,111	395,951	50,390	48,114
31	305,074	297,652	99,934	98,442
32	288,633	281,876	91,902	79,298
33	232,438	216,950	58,673	55,336
34	253,527	242,629	66,594	62,153
35	174,248	160,486	65,224	58,852

(註) 1927 年以前は Bodjonegoro 分州所在の Gegoenoeng, Tinawoen 及 Wonosari の 3 鑛區よりの出油量を、1928 年 Wonosari 鑛區の産油を含んで居る。
(J. M. N-I. I. V に據る)

然し乍ら。最近 Koloniale 會社も此の地方で得た所謂 5 條 A 契約に基く鑛區 Loesi の開發に依つて産油量も多少増大して居る。即ち同油田は Rembang 及 Semarang 兩分州に亙るもので 1932 年より出油して居り 1935 年には 10,768 桶の産油を擧げて居る。

尙此の地方の油田は現在東は Bodjonegoro 分州との境界近くから西は Semarang 分州との境界地方迄略相連続して存在して居るが唯 Klantoeng Sodjomerto 鑛區のみが Semarang 市の西部にある Sodjomerta の附近にあつて他の油田と可成り離れた地域にある。而も此の油田は他の油田が Royse Dutch Shell 團又は Standard 系の所有鑛區であるのに反し、此の兩者の何れにも關係のない Algemeene Petro. Cie と稱する小會社の所有に係つて居る。産油は Klantoeng Sodjomerto に存在する同社の小製油設備に依つて精製されて居るが其の量は極めて僅かである。此の地方の産出油は Royal Dutch Shell 系のものは Tjepoe, Standard 系のものは Kapoean の各製油所で精製せられるのであるが兩製油所とも Rembang 分州の Bodjonegoro 分州との境界に近い地域に存して居る。

(イ) Panolan 鑛區

Tjepoe の北に近接し Rembang 及 Bodjonegoro の兩分州の境界から西部に擴つて居る油田である。長さ約 1,800 米、幅 1,200 米のドーム型を爲した背斜軸を有し 85—400 米の深度で 7 箇の油脈を有して居る。其の原油比重は 0.850 と云はれ 1935 年の産油量は 36,000 桶餘である。

(ロ) Djepon 鑛區

Panolan 鑛區の西北にあつて Djepon の近くにある。即ち東は Semarang—Djoewana 軌道會社の Demak—Tjepoe 線を境として西部に擴つて居るもので北は Blora の近くに迄及んで居る。本鑛區中最も重要なものは Semangi であつて其の産油地域は長さ 1,500 米、幅 600 米に達し深度 80—500 米の間に 3 箇の油脈がある。産出油の比重は 0.865 で Tjepoe 製油所で處理せられて居るが 1935 年の産油量は約 124,000 桶であつた。

(附) Madoera 島の油田

ジャバの東海岸に接する Madoera 島にも小油田がある。即ち Madoera Petroleum Mij. が Lerpak 鑛區に於て作業を營んで居るが下表の如く年産 10 桶程度に過ぎないので問題とならない。

年	桶	年	桶	年	桶	年	桶
1925	—	1928	—	1931	8	1934	5
26	—	29	—	32	10	35	6
27	5	30	1	33	19		

然し乍ら石油鑛區は此の外にも多數存在するのであつて B. P. M. 社は 舊鑛業法に基く鑛區 4 (Tjilitjin, Kertegeneh, Basaba 及 Pakatjangan) 及第 5 條 A に基く新鑛區 1 (Montorna-blök) 合計 5 鑛區を有し N. K. P. M. 社は第 5 條 A 契約鑛區 5 (Geger, Kokop Matjau, Manding 及 Konang) を、Algemeene Petro. Mij. は第 5 條 A 契約鑛區 2 (Goenoeng Rantjak 及 Goenoeng Edden) を有して居る。此の内 B. P. M. 及 N. K. P. M. の兩會社は未だ成功を見るには至つて居ないが既に之等の地

域で相當活潑な試掘作業を營んで居る。(註)

(註) B. P. M. の實際の試掘作業は Dordtsche 會社が行つて居る。

特に B. P. M. の如きは曾つて本島北岸に掘鑿された産油井に備へてパイプラインの敷設を尤も此の外に、B. P. M. が舊鑛業法に基く鑛區 4 を Algemeene 會社は鑛業法第 5 條 A 契約に基く 2 鑛區を有して居るが何れも産油するに至つて居ない。

尙本島に於ける B. P. M. の試掘作業は Dordtsche が之を行つて居るが同社は曾つて本島北岸に掘鑿せられた産油井に備へてパイプラインの敷設を行つた事もあり(註) 現在に於ても Pamekasan 附近の鑛區に於ては同地域から海岸迄のパイプライン及海岸で船舶に積込む爲に突堤迄設けて居る。

(註) 之は其の敷設中に其の油井は出油しなくなつた。

(3) ボルネオ(Borneo)島の油田

ボルネオに石油の存する事も古くから土人の間に知られ滲出部から之を採集して醫藥に供して居た。然し之が歐洲人に知られたのは比較的日が淺く 1853 年に Montley が英領ボルネオの Labuan 島で石油を發見をしたのがボルネオに於ける石油發見の嚆矢である。然し實際に開發が行はれる様になつたのは 1863 年に Tarakan 島を探險して令名の高かつた和蘭の鑛山技師 Otto Menten が Mahakan (又 Koetei) 河口に近い處で石油鑛區(現在の Louise 鑛區)を獲得した事に端を發する。即ち Tarakan 探險後 Mahakam 河上流の石炭探掘に失敗した Menten は Mahakam 河の支流 Sanga Sanga 河の流域に著しい石油露面を認め 1888 年に現在の Louise 鑛區を獲得して資金を得る爲歸國し各所で同地方の石油事業の有望な事を説いたが其の事業失敗が因を爲して耳を藉すものなく止むを得ず和蘭を去つて英國に赴いた。英國では之を Samuel (後の Bearstead 卿) に諮つたが Menten の熱心さに動かされた Samuel は 1897 年 Nederlandsche Indies Industrie en Handels Mij. を組織して Samarinda に事務所を設けてボルネオの石油事業を經營する事となつた。之が Sanga Sanga 油田の開始であり又英國と蘭領東印度とが結び附けられた始でもある。

1897 年事業開始と共に第一井は掘鑿せられ地下 190 呎で油層に達著したが之を始として著々と成功を見、1899 年迄に 34 井が掘鑿せられ内 25 井から出油を見て日産 700 桶の原油が得られた。そこで同社は同年中に南方 50 哩を隔たる Balikpapan 灣内に一日の處理能力 2,000 桶の製油所の建設を開始し更に 1900 年には Oost Borneo Mij. 所有の Moeara 鑛區を賃借して開發するに至つた。一方 Sanga Sanga 地方よりも早く發見された Tarakan 島の油田も 1905 年から Tarakan Petro. Mij. に依り掘鑿せられ翌 1906 年より經濟的の産油を見るに至りボルネオ油田は旭日の勢で開發されて行つた。而も既に 1897 年に設立された Shell Transport & Trading Co. の支配下に移つて居た本島の石油鑛業は(註) 1907 年 Royal Dutch 及 Shell の兩會社の合併と共に設立された Bataviaische 會社の

支配下に置かれる事となつた爲更に活動力を増し、1910年には更に Nonny 鑛區(Sembodja 油田)も亦開發せられ遂に今日の隆盛を見るに至つた。

(註) 同年 Shell 會社設立と共に Ned. Indies Industrie Handels Mij. が其の支配下に置かれる事となつたので既に Menten から同社に正式に譲渡されて居た Louise 鑛區も亦 Shell の支配下に移つたのである。

元來ボルネオ油田は他の蘭印地方と同様第三紀層の生成に係るが此の第三紀層は本島北東海岸に沿ふて略々南北に延長し Sanga Sanga, Tarakan 等の世界的大油田地を構成して居るのである。現在開發せられて居る油田地は凡て南東ボルネオ州に存在するが之を東部 Koetai 及北東海岸の兩地方並に其の他の三地域に分つて概説しよう。

イ 東部 Koetai 地方

之を更に南 Koetai 及 Sangkoeliran 灣の兩地方に分つこととする。

(イ) 南 Koetai 地方の油田

之は本島の東海岸にある大河 Mahakam 即ち Koetai 河の河口附近から南北に約6乃至8哩の幅で Balikpapan 灣附近迄約 6.70 哩の間に擴がり其の面積は 500 平方哩に達するものである。此の中には Sanga Sanga, Sembodja 等の重要油田地が存在し、此の油帯は更に南西の Bandjermasin 市附近に迄及んで居ると云はれる。

地質は結晶片岩及噴出岩の上を第三紀層が掩ふて居り其砂岩中に含油層が存在して居る。即ち Sanga Sanga 油田の主要含油層である Sanga Sanga 層は砂質粘土、頁岩、不純な石灰岩等から成つて居るが此の砂岩は極めて軟く指頭で壓しても碎ける程度であるので其の爲鐵管が砂で塞る事もあり時々鐵管の掃除をする事があると云ふ。而して産油層は Sanga Sanga 層の外にもあり油田内の Moeara 鑛區では淡灰石粘土及砂岩から成る Moeara Djawa 層の下部が含油層となつて居る。此の外 Prangat (石灰岩、頁岩、結核質粘土、オルビトイド石灰岩から成る)、Kembang (灰色又は紅色の砂質粘土、含鐵砂岩より成る)の兩層にも石油及瓦斯の徴候が存在して居り、特に Kembang 層は Balikpapan 灣附近即ち Mathilde 鑛區では立派な含油層となつて居る。尤も Balikpapan 灣附近と Sanga Sanga 油田地帯とは地質的に多少の相違があり前者を構成する第三紀層が海成層であるのに対し後者は純然たる陸成層から成つて居り特に Sembodja 相と命名されて居る。

次に構造に付てであるが南 Koetai 地方には多數の背斜構造が存在して居る。其の内 Sanga Sanga 油田に近い3箇の背斜軸が最も著名であつて各、約5哩宛を隔て、並走して居る。最西部にあるのは Prangat 背斜と呼ばれ Sanga Sanga 油田地層の最底部を爲す Prangat 層が露出して居り其の中には滲油、ガス等の存在する事が知られて居るが未だ探鑛が充分に行はれて居ない。此の東方約5哩の所にあるのは Pelarang 背斜であつて其の東方約5哩にある Sanga Sanga 背斜と略々並走して居る。之は Pelarang 鑛區を縦斷し Louise, Nonny 兩鑛區の北西隅を一寸横切つて居るが大部分は現在設

定されて居る鑛區外に存在する。

最東部に位するのは Sanga Sanga 背斜であつて北は Koetai Lama から南は殆ど Balikpapan 灣迄約 50 哩内外の長距離に互り略々北 20 度東の走向で Moeara, Louise 及 Nonny の 3 鑛區を縦斷して居る。此の背斜軸は最も重要なもので其の上には 3 の顯著な穹隆構造が存在し夫々好油田地を形成して居る。

即ち最北の穹隆は Louise, Moeara 兩鑛區の境界附近、第二のものは Louise 鑛區の中央にある。第三のものは Nonny 鑛區の中央部、Sembodja 河の中流にあつて所謂 Sembodja 油田を構成して居る。現在盛に掘鑿せられて居るのは此の Sanga Sanga 背斜軸であつて北は Mahakam 河の北部にある Anggana 地方、中央部は Sanga Sanga Daram 地方、南は Sembodja 地方で盛に開發せられて居る。即ち此の Sanga Sanga 背斜を中心とする油田地帯は Sanga Sanga Daram (Mahakam 河を溯る事 13.4 哩で左方から流下する一支流 Sanga Sanga 河口から 3 哩の上流にある)の部落を中心として北東に流下する Sanga Sanga 河に沿ひ北東から南西に延々し、餘勢は更に北東行して Mahakam 河の本流を超えては Anggana 及 Koetai Lama の油田地となり、南西行しては Sembodja の油田地を形成して居る。

而して現在油田地附近で一般に Sanga Sanga 油田と稱して居るのは Sanga Sanga Daram を中心とした Sanga Sanga 河に沿ふ Mahakam 河本流以南の現在最も盛に稼行せられて居る地帯を云ひ Sembodja, Anggana 等の油田地は夫々其の名稱を以て呼ばれて居るが、又之等が何れも Sanga Sanga 背斜軸上に存在する所から一括して Sanga Sanga 油田或は更に Balikpapan 灣附近の油田をも引括めて南 Koetai 油田と稱せられる事もある。但し本文では Sanga Sanga 油田とは Louise, Moeara 及 Nonny の 3 鑛區即ち Sembodja, Anggana 等を包括した區域に用ひる事にする。

現在南 Koetai 地方には次の如き石油鑛區が存在して居るが何れも Royal Dutch Shell 團の所有に係り最近迄未著手であつた Pelarang 鑛區も既に掘鑿せられて居る。

石油鑛區

舊鑛業法に基くもの

Semberah, Oeloe Karang Moemoes, Pelarang, Moeara, Louise, Nonny 及 Mathilde

尙此の地域には鑛業法第 5 條 A 契約に基いて B. P. M. が獲得した鑛區が二、三あつたが之等は結果の思はしくなかつた爲か何れも 1935 年に政府に返還せられて居る。今上記諸鑛區を便宜上次の如く分つて概説する事とする。

A Sanga Sanga 油田

本油田は Louise, Moeara 及 Nonny の北東から南西に相連続した 3 鑛區から成つて居る。

(a) Louise 鑛區

之は 3 鑛區の中央に位し Sanga Sanga 河に沿ひ Moeara 鑛區と共に同河口迄の間を占むるもので

ある。東は Mahakam 河の河口を以て境し西は Pelarang 河の彼方に迄及んで居り 其の面積は 20,500 陌である。此の鑛區は本油田中最も早くから開發稼行せられ而も今日尙最大の産油量を持續して居るもので全油田操業の中樞機關も此の鑛區内に存する。

現在區内は A. B. C. D. E. F. 及 G. (又は Louise 第一、第二……第七坑區と呼ばれる)の 7 坑區と中央區とに分たれて居るが中央區は全く坑井に關係のない事務所地域で所謂 Sanga Sanga Daram 部落地帯である。即ち Sanga Sanga Daram は人家 300 餘で Sanga Sanga 油田の中心を爲すものであるが、此の部落に隣接して全油田を管理する B. P. M. の中央事務所、送油所(註)タンク、クラブ住宅等の中樞機關が所在して居り坑場總支配人も此の區内に駐在して居る。他の各坑區には坑區長、機械手、機械手補、鑿井手等の職員の外多數の勞働者が配置されて居り其の数は 1935 年に於て白人 130 人、勞働者 953 人と云ふ多數である。

(註) Sembodja を除く全油田の原油を一度此處に集めて Balikpapan 製油所に徑 5 吋延長 65 哩のパイプラインで輸送するのである。尙 Sembodja 原油は別に徑 5 吋延長 30 哩のパイプラインで直接 Balikpapan へ送られて居る。

(b) Moeara 鑛區

Moeara 鑛區は Louise 鑛區の北部に隣接するもので Sanga Sanga 河口附近より北行して Mahakam 本流を超え Koetai Lama 河上流に迄及んで居る。其の面積は 18,050 陌で其の中に Anggana 油田地帯も含まれて居る。

(c) Nonny 鑛區

Nonny 鑛區は Louise 鑛區の南にあるもので Sembodja 河流域の油田地帯を中心とし Sembodja 油田の名で代表せられて居り其の面積は 3 鑛區中最大で 135,250 陌に達して居る。

以上の 3 鑛區から 1910 年來次に掲ぐる如き産油が爲されて居るが近年に至つて産油量は漸減の傾向にある。

年次	Louise 鑛區	Moeara 鑛區	Monng 鑛區	計
1910	373,086	32,087	1,180	406,353
11	495,124	28,284	53,396	576,804
12	370,278	26,715	53,852	450,845
13	394,339	77,595	69,131	541,065
14	417,410	74,854	120,240	612,504
15	419,053	68,150	164,288	651,491
16	461,923	63,744	198,199	724,066
17	398,841	65,901	152,559	617,301
18	419,423	76,815	169,243	665,481
19	488,359	68,981	212,359	767,699
20	454,387	102,992	186,740	744,119

年次	Louise 鑛區	Moeara 鑛區	Monny 鑛區	計
1921	449,918	126,943	164,555	741,416
22	446,727	243,166	167,735	856,628
23	519,143	263,122	234,771	1,017,036
24	626,757	166,682	250,286	1,043,726
25	604,048	212,171	416,217	1,232,436
26	658,509	173,372	251,792	1,089,673
27	693,641	159,431	358,662	1,211,734
28	821,096	160,651	356,497	1,338,244
29	907,949	200,488	501,384	1,609,821
30	895,468	219,441	440,353	1,555,262
31	691,208	220,165	390,225	1,301,598
33	645,363	233,215	337,813	1,216,391
34	561,377	228,225	303,542	1,093,144
35	474,440	266,403	262,036	1,002,879

(J.M.N-I. に據る)

然し乍ら斯の如く多年に互つて大量の産出が行はれて居ることは全く驚異とするに足りよう。尙産出せられる石油は種々異つた深度より生産せられたる爲同一地域に於ても其の品質は一定して居ない。即ち本油田の主要含油層である Sanga Sanga 層中には 3 の著しい含油層が存在して其の各から夫々重質アスファルト基油(略して重質油)、輕質アスファルト基油(略して輕質油)、パラフィン基油等の異つた性質の原油を産出する特徴がある。今其の含油層と油質との關係を表示すれば下表の如くである。

		重質油	輕質油	パラフィン基油
含油層の深度 (海水準面下の深さ)		30 - 150 米	240 - 300 米	330 - 380 米
油	比平均比重	0.96 - 0.89	0.88 - 0.85	0.86 - 0.84
	沸騰點(攝氏)	194 - 214	61 - 78	55 - 48
	燐出物機油 物機油 % 300度以上	0 35.5 50.0	25.0 49.0 20.25	22.6 46.5 25.0
質	原油中の平均含有率	13.5	7.5	10.1
	硫黄	0.101 - 0.159	0.11	0.07

又 Nonny 鑛區即ち Sembodja 油田地方の含油層は 4 層に分たれ 燈油質アスファルト油、殘溜油質アスファルト油、アスファルト基燈油質油及パラフィン基燈油質油の産出があるが今標式的な Sembodja 原油の分析表を掲ぐれば次の如くである。

燈油質アスファルト油	分析回数	燐出物		
		0 - 150°C	150 - 300°C	300°C 以上
A ₁	5	6.5	58.5	35.0
	1	1.5	43.5	55.0

	分 析 回 数	産 出 物			
		0-150°C %	150-300°C %	300°C 以上 %	
残油質アスファルト油	{ B ₁ 及B ₂ #	3	...	23.0	77.0
アスファルト基燈油質	{ C ₁ #	15	26.5	49.0	24.5
	{ C ₂ #	5	22.5	53.0	24.5
	{ C ₃ #	1	26.0	41.5	32.5
	{ C ₄ #	4	26.5	54.0	19.5
	{ C ₅ #	10	25.5	53.5	21.0
パラフィン基燈油質	{ D ₁ 及D ₂ #	10	17.5	55.0	27.5
	{ D ₃ ,D ₄ 及D ₅ #	24	20.0	50.0	30.0
	{ D ₅ #	1	16.0	51.0	33.0

斯の如く深度を異にして多数の油層が存在するが今日本油田で最も浅い油井は250米で最も深いものは1,600米だと云はれ400-500米のものが最も多い。之は含軽質油層のものを目的に掘鑿採油して居るものであり、口式鑿井の1,000米前後のものは現在採油して居る含軽油層を貫いて其の下部又は Prangat 層中の含油層を探求して居るものと云はれる。油井の槽は56呎から122呎迄の高さであるが最も多いのは122呎のものであると云ふ。油井は背斜軸に沿ひ Sanga Sanga 河の左岸、右岸或は中央と云ふ様に其の走向に従つて掘鑿せられ500米内外の幅員で規則正しく配列して居るが油井間の距離も亦規則的で大體100米に1井の方針と察せられる。本油田に於ける現在油井数は明でないが1931年4月頃に於て Louise 及 Moeara 兩鑿區中に約500井此の内出油するものは其半分の約250と見られ、Nonny 鑿區即ち Sembodja では257井があつて内約30%の廢井或は休止井を除いた約180井位が出油井であつたと云はれて居る。之等の油井は一般に掘止め當時は1週間餘自噴を続け半年位で産油量は半減するが稀には當初の産油量が1,000 噸にも及ぶ巨井も存在すると共に中には日産2-3 噸の極めて少量のものもある。

本油田地で良井と呼ばれるものは日産70-80 噸の産油を爲すもので普通のものは日産35-40 噸内外であると云ふ。而して油井中最も浅い重質油井は其の産油量最も少く、最深のパラフィン基油井は之より稍大であり、中間の軽質油井の産油量が最大であると云はれて居る。然し乍ら重質油井は出油量が少い代り永續性があり且漸次に減産する傾向があるが、軽質油井は當初の産油量が大きく屢々巨大な噴油井となる代り減産が急激である。此の現象は一般に本含油層中に大なるガスを包蔵する事に基因するものと説明されて居る。

尙ガスは主として前記の含軽質油層と含パラフィン基油層の上部に存在するが一部は含油層中にも存する。ガスの産出量は極めて多い爲現在油田全般に亘る動力用燃料として用ひられる外更に Balikpapan 製油所へ送つて製油用の燃料として用ひられるが尙餘力を有する状態で其の産出量を掲ぐれば次の如くである。

鑿 區 名	(單位 噸)					
	1929年	1930年	1931年	1933年	1934年	1935年
Moeara	32,352	48,244	21,243	78,019	72,656	79,856
Louise	113,761	93,315	27,510	74,780	75,188	74,754
Nonny	125,567	110,579	25,983	98,382	92,179	93,028
計	281,680	252,138	74,736	251,181	240,023	247,638

(J.M.N - I. に據る)

(註) 1931年の数字は恐らく誤であらう。

以上の如く本油田からは巨大な石油及ガスの産出があるが、油田附近は海拔200呎以下の臺地性の丘陵地で坑場附近は鬱林で蓋はれて居る。交通は舟便に依つて居るが Mahakam 河の本流は川幅1軒内外もあり4乃至5,000噸級の汽船は優に河口から24.5哩上流にある Samarinda 迄溯航し得る。Samarinda はボルネオに於ける有数の都邑で地方政治の中心たるのみならず又河港として外へは K.P.M. (Koninklijke Paketvaart Maatschappij) の定期船が來往して蘭領各地と連絡を採り、内には Mahakam 上流の奥地との交通、商業の中心を爲して居る。Samarinda と Sanga Sanga Daram との間及 Balikpapan 又は Sembodja と Sanga Sanga Daram との間には B. P. M. 又は支那人所有の小蒸汽船が往來して交通、貨物及郵便物等の運搬に資して居る。尤も原油は此の便に依らず前述の如く Sanga Sanga Daram 及 Sembodja から直接パイプラインで Balikpapan へ送られて居る。

B Balikpapan 灣地方

此の地方でも掘鑿が行はれて居る Balikpapan を含んだ同灣岸一帯の地域を占める Mathilde 鑿區から少量ではあるが石油及ガスの産出がある。即ち次表の如くである。

年 次	石 油(噸)	ガ ス(噸)	年 次	石 油(噸)	ガ ス(噸)
1927	555	不 明	1931	3,037	—
28	1,181	?	33	4,260	—
29	841	189	34	2,470	—
30	670	—	35	2,600	—

(註) J. M. N. - I. に據る。

C Samarinda 附近より其の東北部地方

此の地域にも數箇の油田が存在する。即ち Pelarang, Oeloe Karang Moemoes 及 Semberah の諸鑿區之である。

Pelarang 鑿區は Louise 鑿區に北接し北は Mahakam 本流を超えて Oeloe Karang Moemoes 鑿區に接して居り、Oeloe Karang Moemoes 鑿區は Mahakam 河の一支流 Karang Moemoes 河流域を中心とするものである。又 Semberah 鑿區は Oeloe Karang Moemoes 鑿區の更に北に接するもので東海岸に注ぐ小河川 Semberah の上流地方を中心として居る。

以上の内現在稼行せられて居るものは Oeloe Karang Moemoes 及 Semberah の兩鑿區であつて其の最近に於ける産油額を示せば次の如くである。

年次	石 油(噸)			ガ ス(噸)		
	Oeloe Karang Moemoes	Semberah	計	Oeloe Karang Moemoes	Semberah	計
1 9 2 7	1,138	6,012	7,150			
2 8	2,293	5,127	7,420			
2 9	3,668	5,927	9,595	579	—	579
3 0	305	6,504	6,809	1,588	—	1,588
3 1	286	11,178	11,464	—	—	—
3 3	122	7,881	8,003	1,416	—	1,416
3 4	39	7,405	7,444	1,464	—	1,464
3 5	52	3,435	3,487	1,677	—	1,677

(J.M.N. - I. に據る)

(甲) Sangkoelirang 灣地方

南 Koetai 油田地の北部にも多数の油徴地在存在して居る。即ち Santan, Bontang, Boengaloen, Sekoeran の諸地方及ボルネオ東海岸中部に位する Sangkoelirang 灣地方之である。此等の地方の地層は Sanga Sanga 地方と同様第三紀層ではあるが前者と異り殆ど海成層から成り極めて僅かの石炭を狭有するので Sanga Sanga 油由の Sembodja 相に對して特に Sangkoelirang 相と稱せられて居る。此の地層中に石油の存在する事は既に良く知られて居て多数の石油鑛區が設けられて居るが未だ採行するに足る可償油層の發見がなく現在出油して居るものは全くない。今此の地方の産油地を便宜上次の如く分つて概説する。

A Sangkoelirang 河附近

Sangkoelirang 及其の附近の小河川である Lakoean 及 Rapak 附近には次の如き石油鑛區がある。

Koetai I, II. (N.V. Borneo Olie Mij 所有)

Koetai III. (N. K. P. M. 所有)

此の内 Koetai I 及 II の兩鑛區は我が投資に係る N.V. Borneo Olie Mij. の所有に係るもので前者は3,774 陌、後者は2,163 陌の鑛區面積を有する。何れも Sangkoelirang の奥地スンパヨ 村落から10 軒を隔てた密林中に存在し、前者は北は Sangkoelirang 河から南は Lakoean 河を超えて更に南方に及ぶもので後者は之に南接し更に Rapak 河附近迄に至つて居る。Borneo Olie Mij. は此の2 鑛區に對して既に3 箇年間に30 萬圓を投資し6 箇所に試掘を行つたが之に酬ひられる有望な油層に未だ達著しない爲掘鑿作業は一時休止されて居る。

B Kariorang 及 Sekoerau 河附近

此の地方にも石油鑛區が存在して居る。即ち Kariorang 河附近に Koetai X (N. K. P. M. 所有) 及 Kari Orang (Borneo Olie Mij. 所有) の兩鑛區、Sekoerau 河附近には Koetai VIII (N. K. P. M. 所

有) 鑛區が設定されて居る。

Kari Orang 鑛區

之も Borneo Olie Mij. 所有のもので同社では上記の Koetai I. 及 II. 兩鑛區に於ける不成功に依り更に當地の開発を行ふ事になつて居る。即ち最近當鑛區は日本石油會社に依り更に地質調査が行はれ愈、試掘作業が開始される事になつた。即ち既に Sangkoelirang 灣には倉庫及埠頭が設備せられたる外、灣より Kariorang 鑛區に至る延長14 軒の豪車線の敷設、電話線の架設も完了し、1937 年2 月には鑿井式が行はれた筈である。

C Boengaloen 及 Sangata 河附近

此の附近にも N. K. P. M. 及 B. P. M. の兩社所有の鑛區が2, 3 存在して居る。即ち次の如きものが其れである。

Koetai IV. 及 VII. (N. K. P. M. 所有)

Koetai VI. (B. P. M. 所有)

以上に依つて東部 Koetai 地方の産油地に付、概説したが現在産油して居るのは大油田 Sanga Sanga を中心として其の周圍にある2, 3 油田、即ち所謂南 Koetai 油田のみであつて其の他の地域は現在未開發の状態にあり且其の將來も未知數である。尙参考の爲東部 Koetai 全體即ち所謂南 Koetai 油田全體の最近の産出量を示せば次の如くである。

年次	(單位 噸)				
	Sanga Sanga	Mathilde 鑛區	Oeloe Karang Moemoes 鑛區	Semberah 鑛區	計
1 7 2 7	1,211,734	554	1,138	6,012	1,219,438
2 8	1,338,244	1,181	2,293	5,127	1,346,845
2 9	1,609,821	841	3,668	5,927	1,620,257
	(281,680)	(189)	(579)		(282,448)
3 0	1,555,262	670	305	6,504	1,562,741
	(252,138)	(—)	(1,588)		(253,726)
3 1	1,301,598	3,037	286	11,178	1,316,099
		(—)	(—)		
3 2	—	—	—	—	1,205,467
3 3	1,216,391	4,260	122	7,881	1,228,654
	(251,181)	(—)	(1,416)	(—)	(252,597)
3 4	1,093,144	2,470	39	7,405	1,103,058
	(240,023)	(—)	(1,464)	(—)	(241,487)
3 5	1,002,879	2,600	52	3,435	1,008,966
	(247,638)	(—)	(1,677)	(—)	(249,315)

(註) 括弧内はガス産出量を示す。(J. M. N. - I. に據る)

□ 北東海岸地方

Sangkoelirang 灣の北部に於て東方に突出する Mangkalihat 岬の以北に位する英領ボルネオ地方に近い海岸地方にも石油の産出がある。即ち海岸に近い Tarakan 島を中心として其の附近の島嶼たる Boenjeoe, Mandoel, Sebatik 等を始め其の對岸のボルネオ本土たる Boeloengan 分州特に其の Tidoungsche Landen 地域等が之である。